

柳川市地域防災計画

令和5年6月5日修正

柳川市防災会議

— 總 目 次 —

— 本 編 —

第 1 章 總 則

第 2 章 災害予防計画

第 3 章 風水害応急対策計画

第 4 章 震災応急対策計画

第 5 章 大規模事故等応急対策計画

第 6 章 災害復旧復興計画

— 資料編 —

柳川市地域防災計画

— 本 編 —

— 本 編 目 次 —

第1章 総 則		
第1節 計画の策定方針	第1 計画の目的	1
	第2 計画の位置づけ	1
	第3 計画の構成	2
	第4 計画の修正	2
第2節 関係機関等の業務大綱	第1 市	3
	第2 消防本部	4
	第3 消防団	4
	第4 自主防災組織	4
	第5 県	5
	第6 警察	6
	第7 指定地方行政機関	6
	第8 自衛隊	9
	第9 指定公共機関	10
	第10 指定地方公共機関	11
	第11 広域連合・一部事務組合	12
	第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者	12
	第13 市民・事業所	14
第3節 市の概況	第1 自然的条件	15
	第2 社会的条件	17
第4節 災害危険性	第1 災害履歴	19
	第2 災害危険性	20
	第3 想定する災害	24
第5節 防災ビジョン	第1 防災ビジョン	25
	第2 基本目標	26
第2章 災害予防計画		
第1節 災害に強い組織・ひとづくり	第1 防災組織の整備	31
	第2 自主防災活動の推進	33
	第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備	35
	第4 防災知識の普及	36
	第5 防災訓練	38
	第6 調査・連携	40
第2節 災害に強いまちづくり	第1 都市構造の防災化	41
	第2 建築物の安全化	42
	第3 文化財災害予防対策の推進	43
	第4 ライフライン施設等の整備	43
	第5 交通施設の整備	46
	第6 風水害予防対策の推進	47
	第7 土砂災害防止対策の推進	49
	第8 津波・高潮災害予防対策の推進	49
	第9 火災予防対策の推進	52
第3節 災害に備えた防災体制づくり	第1 防災施設・資機材等の充実	54
	第2 情報の収集伝達体制の整備	55
	第3 応援体制の整備	57
	第4 二次災害の防止体制の整備	58
	第5 救出救助体制の整備	59
	第6 医療救護体制の整備	60
	第7 輸送体制の整備	60
	第8 避難体制の整備	62
	第9 要配慮者安全確保体制の整備	65
	第10 給水体制の整備	69
	第11 災害備蓄物資等供給体制の整備	70
	第12 防疫・清掃体制の整備	70
	第13 住宅の確保体制の整備	71
	第14 国土（地籍）調査事業の推進	71

— 本 編 目 次 —

第3章 風水害応急対策計画		
第1節 応急活動体制	第1 職員の動員配備	73
	第2 警戒活動	75
	第3 災害警戒本部の設置	75
	第4 災害対策本部の設置	76
	第5 災害対策本部の運営	78
第2節 気象情報等の収集伝達	第1 情報管理体制の整備	85
	第2 気象情報、河川情報等の監視	87
	第3 気象情報の収集伝達	89
	第4 洪水予報の収集伝達	90
	第5 水防警報の収集伝達	92
	第6 異常現象発見時における措置	96
第3節 被害情報等の収集伝達	第1 警戒活動	97
	第2 初期情報の収集	100
	第3 被害調査	101
	第4 災害情報のとりまとめ	103
	第5 県、関係機関への報告、通知	103
	第6 国への報告	105
第4節 災害広報・広聴活動	第1 災害広報	106
	第2 報道機関への協力要請及び報道対応	107
	第3 広聴活動	108
第5節 応援要請	第1 自衛隊派遣要請依頼等	109
	第2 広域応援派遣要請	111
	第3 要員の確保	114
	第4 ボランティアの受入・支援	117
	第5 海外からの支援の受入れ	119
第6節 災害救助法の適用	第1 災害救助法の適用申請	120
	第2 災害救助費関係資料の作成及び報告	121
第7節 救助・救急・消防活動	第1 行方不明者の捜索	122
	第2 救助活動の実施	122
	第3 救急活動の実施	123
	第4 消防活動の実施	124
第8節 医療救護活動	第1 医療救護チームの編成	126
	第2 医療救護所の設置	127
	第3 医療救護活動	128
	第4 後方医療機関の確保	128
	第5 医薬品、医療資機材等の確保	129
	第6 被災者の健康と衛生状態の管理	129
	第7 心のケア対策	130
第9節 交通・輸送対策	第1 交通情報の収集、道路規制	131
	第2 道路及び海上交通の確保	133
	第3 車両等、燃料の確保、配車	133
	第4 緊急通行車両の確認申請	134
	第5 緊急輸送	135
	第6 物資集配拠点の設置	135
	第7 臨時ヘリポートの設置	135
第10節 避難対策	第1 避難の指示	136
	第2 警戒区域の設定	140
	第3 避難誘導	142
	第4 指定避難所の開設	143
	第5 指定避難所の運営	144
	第6 旅行者、滞在者の安全確保	147
第11節 要配慮者の支援	第1 安全確保、安否確認	149
	第2 避難所での応急支援	150
	第3 福祉避難所等の確保、移送	151
	第4 避難行動要支援者への各種支援	151

— 本 編 目 次 —

	第5 福祉仮設住宅の供給	151
	第6 福祉仮設住宅での支援	152
	第7 外国人への情報伝達等	152
第12節 生活救援活動	第1 飲料水の確保、供給	153
	第2 食糧の確保、供給	155
	第3 炊き出しの実施	156
	第4 生活物資の確保、供給	157
	第5 救援物資の受入れ等	158
	第6 物資の受入れ、仕分け等	158
第13節 住宅対策	第1 応急仮設住宅の建設等	159
	第2 応急仮設住宅の入居者選定	160
	第3 空家住宅への対応	160
	第4 被災住宅の応急修理	161
第14節 防疫・清掃活動	第1 食品の衛生対策	162
	第2 防疫活動	162
	第3 有害物資の漏洩等防止	163
	第4 し尿の処理	163
	第5 清 掃	164
	第6 障害物の除去	165
	第7 動物の保護、収容	167
第15節 遺体の処理・埋葬	第1 遺体の捜索	168
	第2 遺体の処理、検案	169
	第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	169
	第4 遺体の埋葬	170
第16節 文教対策	第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	171
	第2 応急教育	172
	第3 保育所児童の安全確保、安否確認	173
	第4 応急保育	174
	第5 文化財対策	174
第17節 公共施設等の応急対策	第1 上水道施設	175
	第2 下水道施設	176
	第3 電気施設	176
	第4 ガス施設	177
	第5 通信施設	177
	第6 道路施設	178
	第7 河川、水路	178
	第8 漁港・港湾・海岸	179
	第9 鉄道施設	179
	第10 その他の公共施設	180
第18節 災害警備	第1 防犯活動への協力	181
第4章 震災応急対策計画		
第1節 応急活動体制	第1 職員の動員配備	183
	第2 警戒活動	185
	第3 災害警戒本部の設置	185
	第4 災害対策本部の設置	186
	第5 災害対策本部の運営	188
第2節 気象情報等の収集伝達	第1 情報管理体制の整備	189
	第2 地震・高潮情報の収集伝達	189
	第3 異常現象発見時における措置	192
第3節 津波災害応急対策	第1 津波災害応急対策	193
	第2 防災体制の整備	193
	第3 避難体制の整備	193
	第4 広報体制の整備	194
	第5 沿岸地域住民等の自衛措置	195
	第6 津波避難時の留意点等	195
	第7 救急・救助活動	195

— 本 編 目 次 —

	第8 公共施設に関する措置	196
	第9 高潮災害応急対策	196
第4節 被害情報等の収集伝達	第1 警戒活動	197
	第2 初期情報の収集	197
	第3 被害調査	198
	第4 災害情報のとりまとめ	198
	第5 県、関係機関への報告、通知	198
	第6 国への報告	199
第5節 災害広報・広聴活動	第1 災害広報	200
	第2 報道機関への協力要請及び報道対応	200
	第3 広聴活動	200
第6節 応援要請	第1 自衛隊派遣要請依頼等	201
	第2 広域応援派遣要請	201
	第3 要員の確保	201
	第4 ボランティアの受入・支援	201
	第5 海外からの支援の受入れ	201
第7節 災害救助法の適用	第1 災害救助法の適用申請	202
	第2 災害救助費関係資料の作成及び報告	202
第8節 救助・救急・消防活動	第1 行方不明者の捜索	203
	第2 救助活動の実施	203
	第3 救急活動の実施	203
	第4 消防活動の実施	203
第9節 医療救護活動	第1 医療救護チームの編成	204
	第2 医療救護所の設置	204
	第3 医療救護活動	204
	第4 後方医療機関の確保と搬送	204
	第5 医薬品、医療資機材の確保	204
	第6 被災者の健康と衛生状態の管理	205
	第7 心のケア対策	205
第10節 交通・輸送対策	第1 交通情報の収集、道路規制	206
	第2 道路及び海上交通の確保	206
	第3 車両等、燃料の確保、配車	206
	第4 緊急通行車両の確認申請	206
	第5 緊急輸送	206
	第6 物資集配拠点の設置	206
	第7 臨時ヘリポートの設置	206
第11節 避難対策	第1 避難の指示	207
	第2 警戒区域の設定	207
	第3 避難誘導	207
	第4 指定避難所の開設	207
	第5 指定避難所の運営	207
	第6 旅行者、滞在者の安全確保	207
第12節 要配慮者の支援	第1 安全確保、安否確認	208
	第2 避難所での応急支援	208
	第3 福祉避難所等の確保、移送	208
	第4 避難行動要支援者への各種支援	208
	第5 福祉仮設住宅の供給	208
	第6 福祉仮設住宅での支援	208
	第7 外国人への情報伝達等	209
第13節 生活救援活動	第1 飲料水の確保、供給	210
	第2 食糧の確保、供給	210
	第3 炊き出しの実施、支援	210
	第4 生活物資の確保、供給	210
	第5 救援物資の受入れ等	210
	第6 物資の受入れ、仕分け等	210
第14節 住宅対策	第1 被災建築物の応急危険度判定	211
	第2 被災宅地の危険度判定	213

— 本 編 目 次 —

	第3 応急仮設住宅の建設等	214
	第4 応急仮設住宅の入居者選定	214
	第5 空屋住宅への対応	214
	第6 被災住宅の応急修理	214
第15節 防疫・清掃活動	第1 食品の衛生対策	215
	第2 防疫活動	215
	第3 有害物資の漏洩等防止	215
	第4 し尿の処理	215
	第5 清 掃	215
	第6 障害物の除去	215
	第7 動物の保護、収容	215
第16節 遺体の処理・埋葬	第1 遺体の搜索	216
	第2 遺体の処理、検案	216
	第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	216
	第4 遺体の埋葬	216
第17節 文教対策	第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	217
	第2 応急教育	217
	第3 保育所児童の安全確保、安否確認	217
	第4 応急保育	217
	第5 文化財対策	217
第18節 公共施設等の応急対策	第1 上水道施設	218
	第2 下水道施設	218
	第3 電気施設	218
	第4 ガス施設	218
	第5 通信施設	218
	第6 道路施設	218
	第7 河川、水路	219
	第8 漁港・港湾・海岸	219
	第9 鉄道施設	219
	第10 その他の公共施設	219
第19節 災害警備	第1 防犯活動への協力	220
第5章 大規模事故等応急対策計画		
第1節 大規模事故対策	第1 大規模事故の応急対策	221
第2節 危険物等災害対策	第1 危険物等災害の応急対策	224
第3節 海上災害対策	第1 海上災害の応急対策	226
第4節 放射線災害対策	第1 放射線災害の応急対策	228
第6章 災害復旧復興計画		
第1節 災害復旧事業	第1 災害復旧事業の推進	233
	第2 激甚法による災害復旧事業	234
第2節 被災者等の生活再建等の支援	第1 生活相談	236
	第2 り災証明の発行	236
	第3 雇用機会の確保	237
	第4 義援金品の受入及び配分	237
	第5 災害弔慰金等の支給	238
	第6 生活資金の貸与	240
	第7 租税の減免等	241
	第8 住宅復興資金の融資	243
	第9 災害公営住宅の建設等	243
	第10 郵政事業の支援措置	243
	第11 災害時の風評被害防止の啓発	244
第3節 地域復興の支援	第1 農林漁業者への支援	245
	第2 中小企業者への支援	245
第4節 災害復興計画	第1 復興計画作成の体制づくり	246
	第2 復興に対する合意形成	246
	第3 復興計画の推進	247

— 防災活動別 目 次 —

■柳川市災害対策本部の分掌事務（風水害対策・震災応急対策共通）

防災対策	防 災 活 動	計画頁	初 動	応 急	復 旧	担 当（文字囲は主担当）
応急活動 体制	職員の動員配備	73/183	●			総務対策部、各対策部
	警戒活動	75/185	●			総務対策部総務課
	災害警戒本部の設置	75/185	●			総務対策部、建設対策部、各対策部
	災害対策本部の設置	76/186	●			総務対策部、建設対策部、各対策部
	災害対策本部の運営	78/188	●			総務対策部、建設対策部、各対策部
気象情報 等の収集 伝達	情報管理体制の整備	85/189	●			総務班、大和・三橋班、関係各班
	気象情報、河川情報等の監視	87/	●			総務班、消防本部班、建設班
	気象情報の収集伝達	89/	●			総務班、消防本部班
	洪水予報の収集伝達	90/	●			総務班、消防本部班、建設班
	水防警報の収集伝達	92/	●			総務班、消防本部班、建設班
	異常現象発見時における措置	96/192	●			総務班、消防本部班
被害情報 等の収集 伝達	警戒活動	97/197	●			総務班、建設班、産業経済班、関係各班
	初期情報の収集	100/197	●			総務班、関係各班
	被害調査	101/198	●			関係各班
	災害情報のとりまとめ	103/198	●			総務班
	県、関係機関への報告、通知	105/198	●			総務班
	国への報告	106/199	●			総務班
災害広 報・広聴 活動	災害広報	106/200	●			総務班、消防本部、消防班、大和・三橋班
	報道機関への協力要請及び報道 対応	107/200	●			総務班
	広聴活動	108/200	●			総務班、救護班、大和・三橋班
応援要請	自衛隊派遣要請依頼等	109/201	●			総務班、消防本部班
	広域応援派遣要請	111/201	●			総務班、消防本部班
	要員の確保	114/201	●			総務班、救護班、産業経済班、関係各班
	ボランティアの受入・支援	117/201		●		救護班、社会福祉協議会
	海外からの支援の受入れ	119/201		●		消防本部班、総務班
災害救助 法の適用	災害救助法の適用申請	120/202	●			救護班、総務班
	災害救助費関係資料の作成及び 報告	121/202			●	救護班、総務班
救助・救 急・消防 活動	行方不明者の捜索	122/203	●			消防本部班、消防班、市民班、大和・三橋班
	救助活動の実施	122/203	●			消防本部班、消防班、総務班
	救急活動の実施	123/203	●			消防本部班、消防班、救護班
	消防活動の実施	124/203	●			消防本部班、消防班
医療救護 活動	医療救護チームの編成	126/204	●			救護班
	医療救護所の設置	127/204	●			救護班
	医療救護活動	127/204	●			医療救護チーム
	後方医療機関の確保	128/204	●			救護班、災害医療コーディネーター、医療救護チーム
	医薬品、医療資機材等の確保	129/204	●			救護班
	被災者の健康と衛生状態の管理	129/205		●		救護班
	心のケア対策	130/205			●	救護班
交通・輸 送対策	交通情報の収集、道路規制	131/206	●			建設班、産業経済班
	道路及び海上交通の確保	133/206	●			建設班、産業経済班
	車両等、燃料の確保、配車	133/206	●			総務班、産業経済班
	緊急通行車両の確認申請	134/206	●			総務班
	緊急輸送	135/206	●			市民班、総務班、消防本部班
	物資集配拠点の設置	135/206		●		市民班
	臨時ヘリポートの設置	135/206	●			総務班、消防本部班、文教班

— 防災活動別 目 次 —

■柳川市災害対策本部の分掌事務（風水害対策・震災応急対策共通）

防災対策	防 災 活 動	計画頁	初 動	応 急	復 旧	担 当（ 文字 は主担当）
避難対策	避難の指示	136/207	●			総務班 、 消防本部班 、 消防班 、 関係各班
	警戒区域の設定	140/207	●			総務班 、 消防本部班 、 消防班 、 関係各班
	避難誘導	142/207	●			消防本部班 、 消防班 、 救護班 、 文教班 、 市民班 、 大和・三橋班
	指定避難所の開設	143/207	●			総務班 、 文教班 、 避難所派遣職員
	指定避難所の運営	144/207		●		総務班 、 文教班 、 市民班 、 大和・三橋班 、 避難所派遣職員
	旅行者、滞在者の安全確保	147/207		●		産業経済班
要配慮者の支援	安全確保、安否確認	149/208	●			救護班
	避難所での応急支援	150/208		●		救護班
	福祉避難所等の確保、移送	151/208		●		救護班
	避難行動要支援者への各種支援	151/208			●	救護班
	福祉仮設住宅の供給	151/208			●	建設班 、 救護班
	福祉仮設住宅での支援	152/208			●	救護班
	外国人への情報伝達等	152/209			●	総務班 、 市民班
生活救護活動	飲料水の確保、供給	153/210	●			上下水道班
	食糧の確保、供給	155/210	●			総務班 、 市民班
	炊き出しの実施	156/210		●		市民班 、 文教班
	生活物資の確保、供給	157/210	●			総務班 、 市民班
	救援物資の受入れ等	158/210		●		総務班 、 市民班
	物資の受入れ、仕分け等	158/210		●		市民班
住宅対策	応急仮設住宅の建設等	159/214			●	建設班
	応急仮設住宅の入居者選定	160/214			●	建設班 、 総務班 、 救護班
	空屋住宅への対応	160/214			●	建設班
	被災住宅の応急修理	161/214			●	建設班
防疫・清掃活動	食品の衛生対策	162/215		●		衛生班
	防疫活動	162/215		●		衛生班 、 救護班 、 産業経済班
	有害物質の漏洩等防止	163/215	●			衛生班
	し尿の処理	163/215	●			衛生班
	清掃	164/215		●		衛生班
	障害物の除去	165/215	●			建設班 、 産業経済班
	動物の保護、収容	167/215		●		産業経済班 、 衛生班
遺体の処理・埋葬	遺体の捜索	168/216	●			消防本部班 、 消防班 、 救護班
	遺体の処理、検案	169/216	●			救護班
	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	169/216	●			救護班
	遺体の埋葬	170/216		●		救護班 、 市民班 、 大和・三橋班
文教対策	幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	171/217	●			文教班
	応急教育	172/217			●	文教班
	保育所児童の安全確保、安否確認	174/217	●			救護班
	応急保育	174/217			●	救護班
	文化財対策	174/217		●		文教班 、 施設管理者

— 防災活動別 目 次 —

■柳川市災害対策本部の分掌事務（風水害対策・震災応急対策共通）

防災対策	防 災 活 動	計画頁	初 動	応 急	復 旧	担 当（ 文字 は主担当）
公共施設 等の応急 対策	上水道施設	175/218	●			上下水道班
	下水道施設	176/218	●			上下水道班
	電気施設	176/218	●			九州電力
	ガス施設	177/218	●			西日本ガス
	通信施設	177/218	●			西日本電信電話 、 NTT ドコモ 、 KDDI 、 ソフトバンク
	道路施設	178/218	●			建設班 、関係機関
	河川、水路	178/219	●			建設班 、 産業経済班 、関係機関
	漁港・港湾・海岸	179/219	●			産業経済班 、 建設班 、関係機関
	鉄道施設	179/219	●			西日本鉄道
その他の公共施設	180/219	●			施設管理者	
災害警備	防災活動への協力	181/220		●		総務班 、 消防本部班 、消防班、関係機関

■柳川市災害対策本部の分掌事務（震災応急対策追加）

防災対策	防 災 活 動	計画頁	初 動	応 急	復 旧	担 当（ 文字 は主担当）
津波災害 応急対策	津波災害応急対策	190	●	●		総務班 、 消防本部班 、 消防班 、 関係各班
	防災体制の整備	190	●			総務班 、 建設班 、関係各班
	避難体制の整備	190	●			総務班 、 消防本部班 、 消防班 、 救護班 、関係各班
	広報体制の整備	191	●			総務班 、 消防本部班 、 消防班 、 大和・三橋班
	沿岸地域住民等の自衛措置	192	●			総務班 、 救護班 、 消防班 、 産業経済班
	津波避難時の留意点等	193	●			総務班 、 消防本部班 、 消防班
	救急・救助活動	193	●			消防本部班 、 消防班 、 救護班 、
	公共施設に関する措置	193	●			施設管理者 、 総務班 、 大和・三橋班 、 文教班
高潮災害応急対策	193	●			施設管理者 、 総務班 、 大和・三橋班 、 文教班	
住宅対策	被災建築物の応急危険度判定	210		●		建設班 、市民班
	被災宅地の危険度判定	211		●		建設班 、市民班

■柳川市災害復旧復興対策本部の分掌事務（災害復旧復興対策）

対策	復旧復興活動	計画頁	担 当（ 文字 は主担当）
災害復旧 事業	災害復旧事業の推進	233	関係各部
	激甚法による災害復旧事業	234	関係各部
被災者等 の生活再 建等の支 援	生活相談	236	保健福祉部 、 市民部 、 大和・三橋庁舎
	罹災証明の発行	236	総務部 、 消防本部 、 市民部 、 大和・三橋庁舎
	雇用機会の確保	237	産業経済部
	義援金品の受入及び配分	237	保健福祉部
	災害弔慰金等の支給	238	保健福祉部
	生活資金の貸与	240	保健福祉部 、 社会福祉協議会
	租税の減免等	241	市民部 、 保健福祉部 、 関係各部
	住宅復興資金の融資	243	建設部
	災害公営住宅の建設等	243	建設部
	郵政事業の支援措置	243	郵便局
災害時の風評被害防止の啓発	244	総務部 、 保健福祉部	
地域復興 の支援	農林漁業者への支援	245	産業経済部
	中小企業者への支援	245	産業経済部
災害復興 計画	復興計画作成の体制づくり	246	総務部 、 関係各部
	復興に対する合意形成	246	総務部
	復興計画の推進	247	総務部 、 関係各部

第1章 総 則

- 第 1 節 計画の策定方針
- 第 2 節 関係機関等の業務大綱
- 第 3 節 市の概況
- 第 4 節 災害危険性
- 第 5 節 防災ビジョン

総則は、地域防災計画の目的、防災業務に係る各防災関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、計画の前提条件、防災への方針（ビジョン）などについて明らかにするものである。

第1章 総則

第1節	計画の策定方針	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の位置づけ.....	1
第3	計画の構成	2
第4	計画の修正	2
第2節	関係機関等の業務大綱	3
第1	市	3
第2	消防本部	4
第3	消防団	4
第4	自主防災組織	4
第5	県	5
第6	警察	6
第7	指定地方行政機関.....	6
第8	自衛隊	9
第9	指定公共機関	10
第10	指定地方公共機関.....	11
第11	広域連合・一部事務組合	12
第12	公共的団体・防災上重要な施設の管理者	12
第13	市民・事業所.....	14
第3節	市の概況	15
第1	自然的条件	15
第2	社会的条件	17
第4節	災害危険性	19
第1	災害履歴	19
第2	災害危険性	20
第3	想定する災害	24
第5節	防災ビジョン	25
第1	防災ビジョン	25
第2	基本目標	26

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、柳川市長を会長とする「柳川市防災会議」によって決定され、策定するものである。

本計画は、市、県、関係機関、公共的団体及び市民が、その有する全機能を発揮し、市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図ることを目的とする。

なお、この実施に当たっては、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した市民運動の展開が必要である。

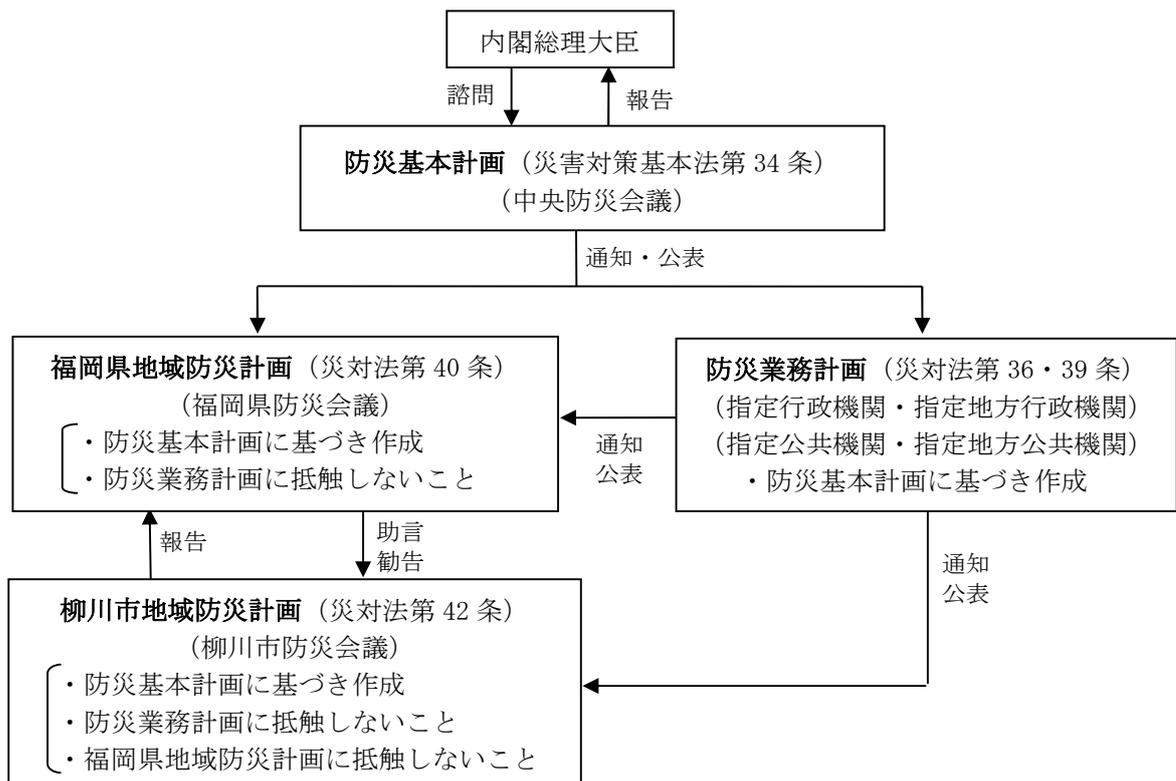
第2 計画の位置づけ

本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心とし、関係機関等が処理分担すべき事務、業務又は任務を明確にした指針となるものです。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を有するとともに、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

『地域防災計画の役割』

- 地方公共団体が計画的に防災行政を進める上での指針としての役割
- 住民等の防災活動に際しての指針としての役割
- 国が各種の地域計画を策定し、事業を行うにあたって、尊重すべき指針としての役割



第3 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりである。

■ 計画の構成

構	成	内	容
本編	第1章 総 則	市及び関係機関が防災に関し処理すべき事務及び業務の内容、想定される被害、防災の基本方針等について定めたもの。	
	第2章 災害予防計画	災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるべき市街地の整備、災害が発生した後の応急対策が迅速かつ確に実施できる防災体制の整備、地震災害、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたもの。	
	第3章 風水害応急対策計画	風水害における災害警戒時の応急対策、災害発生後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。	
	第4章 震災応急対策計画	地震発生直後の応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策等について定めたもの。	
	第5章 大規模事故等 応急対策計画	地震や風水害以外の災害発生後における応急的救助、被災者の生活支援・再建等を中心に市及び関係機関が行うべき応急対策を定めたもの。	
	第6章 災害復旧復興 計画	災害応急対策以降において、市民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取り組み及び復興の基本方針等を定めたもの。	
資料編		上記に係わる各種資料をとりまとめたもの。	
様式集（別途）		上記に係わる各種様式等をとりまとめたもの。	

第4 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の地域構造の変化及び災害応急対策の効果等を検証し、必要があると認めるときは、これを柳川市防災会議において修正する。

第2節 関係機関等の業務大綱

防災関係機関等は、その業務が直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。

柳川市を管轄する各防災関係機関等の管理者が処理すべき業務の大綱は、次のとおりである。

第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川市	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防災会議に係る事務に関すること ② 災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること ③ 防災施設の整備に関すること ④ 防災に係る教育、訓練に関すること ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関すること ⑧ 給水体制の整備に関すること ⑨ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること ⑩ 災害危険区域の把握に関すること ⑪ 各種災害予防事業の推進に関すること ⑫ 防災知識の普及・啓発に関すること ⑬ 企業等の防災対策の促進に関すること ⑭ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること ⑮ 調査・研究に関すること ⑯ 防災まちづくりに関すること ⑰ 避難行動要支援者の安全確保に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水防・消防等の応急対策に関すること ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること ③ 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること ④ 災害時における文教、保健衛生に関すること ⑤ 災害広報に関すること ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関すること ⑦ 復旧資機材の確保に関すること ⑧ 生活必需品、応急食料品等の確保に関すること ⑨ 災害対策要員の確保・動員に関すること ⑩ 災害時における交通、輸送の確保に関すること ⑪ 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること ⑫ 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関すること ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関すること ⑭ 被災証明等に関すること ⑮ 清掃に関すること ⑯ 市所管施設の被害状況調査に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関すること ② ライフライン等の災害復旧に関すること ③ 義援金の受け入れ、配分に関すること ④ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること ⑤ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること

第2 消防本部

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川市消防本部	<p>(災害予防)</p> <p>① 風水害、火災等の予防に関すること</p> <p>② 消防力の維持向上に関すること</p> <p>③ 市町村と共同での地域防災力の向上に関すること</p> <p>④ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること</p> <p>⑤ 防災知識の普及に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害に関する情報収集、伝達に関すること</p> <p>② 風水害、火災等の警戒、防御に関すること</p> <p>③ 消防活動に関すること</p> <p>④ 救助・救急活動に関すること</p> <p>⑤ 避難活動に関すること</p> <p>⑥ 行方不明者の調査、捜索に関すること</p> <p>⑦ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策に関すること</p>

第3 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川市消防団	<p>(災害予防)</p> <p>① 風水害、火災等の予防に関すること</p> <p>② 団員の能力の維持・向上に関すること</p> <p>③ 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 風水害、火災等の警戒、防御に関すること</p> <p>② 消防活動に関すること</p> <p>③ 救助・救急活動に関すること</p> <p>④ 避難活動に関すること</p> <p>⑤ 行方不明者の捜索に関すること</p> <p>⑥ 市及び消防本部が行う防災対策への協力に関すること</p>

第4 自主防災組織

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (地区社会福祉協議会、行政区等を単位とする自治組織)	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 地域内住民への災害に関する情報の収集伝達、広報広聴活動</p> <p>② 火災予防及び初期消火</p> <p>③ 被災者の安否確認、救出救護及び避難誘導等の避難支援の協力</p> <p>④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難所開設運営業務等の協力</p> <p>⑤ その他応急対策全般</p>

第5 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡県 (大牟田県税事務所、 南筑後保健福祉環境事務所、 大牟田児童相談所、 筑後労働福祉事務所、 久留米中小企業振興事務所、 筑後農林事務所、 筑後家畜保健衛生所、 南筑後県土整備事務所柳川支所)	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災会議に係る事務に関する事 ② 福岡県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 ③ 防災施設の整備に関する事 ④ 防災に係る教育、訓練に関する事 ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事 ⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関する事 ⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 ⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 ⑪ 防災知識の普及に関する事 ⑫ 緊急消防援助隊調整本部に関する事 ⑬ 企業等の防災対策の促進に関する事 ⑭ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事 ⑮ 保健衛生・防疫体制の整備に関する事 ⑯ 帰宅困難者対策の推進に関する事</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 ④ 災害救助法に基づく被災者の救助に関する事 ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関する事 ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事 ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事 ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 ⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事 ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関する事 ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事 ⑫ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関する事 ⑬ 災害ボランティアの活動支援に関する事 ⑭ 廃棄物の処理の支援に関する事 ⑮ 福岡県所管施設の被害状況調査に関する事</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良に関する事 ② 物価の安定に関する事 ③ 義援金品の受領、配分に関する事 ④ 災害復旧資材の確保に関する事 ⑤ 災害融資等に関する事</p>

第6 警察

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川警察署	<p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 関係機関との連絡協調に関すること ② 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言に関すること ③ 防災知識の普及に関すること <p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害情報の収集及び伝達に関すること ② 被害実態の把握に関すること ③ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること ④ 行方不明者の調査に関すること ⑤ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること ⑥ 不法事案等の予防及び取締りに関すること ⑦ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること ⑧ 避難路及び緊急交通路の確保に関すること ⑨ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること ⑩ 広報活動に関すること ⑪ 遺体の見分・検視に関すること

第7 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
福岡財務支局	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整に関すること ② 国有財産の無償貸付等の措置に関すること <p>(災害復旧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体に対する災害融資に関すること ② 災害復旧事業の査定立会い等に関すること
九州厚生局	<p>(災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害状況の情報収集、通報に関すること ② 関係職員の現地派遣に関すること ③ 関係機関との連絡調整に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州農政局	<p>(災害予防)</p> <p>① 米穀の備蓄に関すること</p> <p>② 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること</p> <p>③ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 応急用食料の調達・供給に関すること</p> <p>② 農業関係被害の調査・報告に関すること</p> <p>③ 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理に関すること</p> <p>④ 種子及び飼料の調達・供給に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被害農業者等に対する融資等に関すること</p> <p>② 農地・施設の復旧対策の指導に関すること</p> <p>③ 農地・施設の復旧事業費の査定に関すること</p> <p>④ 土地改良機械の緊急貸付に関すること</p> <p>⑤ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること</p> <p>⑥ 技術者の応援派遣等に関すること</p>
九州農政局 福岡地域センター	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における政府所有米穀の供給の支援に関すること</p>
九州経済産業局	<p>(災害予防)</p> <p>① 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること</p> <p>② 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること</p> <p>③ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること</p> <p>② 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること</p>
九州運輸局 福岡運輸支局	<p>(災害予防)</p> <p>① 交通施設及び設備の整備に関すること</p> <p>② 宿泊施設等の防災設備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること</p> <p>② 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること</p> <p>③ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること</p> <p>④ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること</p> <p>⑤ 緊急輸送命令に関すること</p>
大阪航空局 (福岡空港事務所、 北九州空港事務所、 佐賀空港出張所)	<p>(災害予防)</p> <p>① 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関すること</p> <p>② 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における航空機輸送の安全確保に関すること</p> <p>② 遭難航空機の捜索及び救助活動に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
第七管区海上保安本部 (三池海上保安部)	<p>(災害予防)</p> <p>① 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること</p> <p>② 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 避難の援助及び指示並びに警報等の伝達に関すること</p> <p>② 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること</p> <p>③ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること</p> <p>④ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること</p> <p>⑤ 海上の流出油等に対する防除措置に関すること</p>
福岡管区気象台	<p>(災害予防)</p> <p>① 台風や大雨、高潮、高波等に関する観測施設の整備に関すること</p> <p>② 防災気象知識の普及に関すること</p> <p>③ 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表・伝達に関すること</p> <p>④ 地震・津波に関する観測施設の整備に関すること</p> <p>⑤ 地震・津波等に関する防災知識の普及に関すること</p> <p>⑥ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報の発表・伝達に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 二次災害防止のため、気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象等に関する警報、注意報及び情報の発表・伝達に関すること</p> <p>② 水象に関する警報・注意報及び情報の発表・伝達に関すること</p> <p>③ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報の発表・伝達に関すること</p> <p>④ 災害発生時における気象、地象、水象等に関する観測資料の提供に関すること</p>
九州総合通信局	<p>(災害予防)</p> <p>① 非常通信体制の整備に関すること</p> <p>② 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること</p> <p>③ 災害時における通信機器の貸し出しに関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び発電機の貸し出しに関すること</p> <p>② 非常通信の統制、管理に関すること</p> <p>③ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること</p>
福岡労働局	<p>(災害予防)</p> <p>① 事業場における災害防止のための指導監督に関すること</p> <p>② 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 労働者の業務上・通勤上の災害補償に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等に関すること</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州地方整備局 (筑後川河川事務所 矢部川出張所、 大川出張所、 諸富出張所) (福岡国道事務所 瀬高維持出張所)	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。</p> <p>(災害予防)</p> <p>① 気象観測通報についての協力に関すること ② 防災上必要な教育及び訓練等に関すること ③ 災害危険区域の選定または指導に関すること ④ 防災資機材の備蓄、整備に関すること ⑤ 雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関すること ⑥ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること ⑦ 水防警報等の発表及び伝達に関すること ⑧ 港湾施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 洪水予警報の発表及び伝達に関すること ② 水防活動の指導に関すること ③ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること ④ 災害広報に関すること ⑤ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること ⑥ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること ⑦ 海上の流出油に対する防除措置に関すること ⑧ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関すること ⑨ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関すること ⑩ 国土交通省所管施設の被災状況調査に関すること ⑪ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関すること ⑫ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること ② 港湾・海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること</p>

第8 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団	<p>(災害予防)</p> <p>① 災害派遣計画の作成に関すること ② 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること</p>

第9 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株) (九州支店) NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ(九州支社) K D D I (株) ソフトバンク(株)	(災害予防) ① 電気通信設備の整備と防災管理に関する事 ② 応急復旧用通信施設の整備に関する事 (災害応急対策) ① 津波警報、気象警報の伝達に関する事 ② 災害時における重要通信に関する事 ③ 災害関係電報、電話料金の減免に関する事
日本銀行 (福岡支店、北九州支店)	(災害予防・災害応急対策) ① 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関する事
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) ① 災害医療体制の整備に関する事 ② 災害医療用薬品等の備蓄に関する事 (災害応急対策) ① 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事 ② 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関する事
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) ① 防災知識の普及に関する事 ② 災害時における放送の確保対策に関する事 (災害応急対策) ① 気象予警報等の放送周知に関する事 ② 避難所等への受信機の貸与に関する事 ③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 ④ 災害時における広報に関する事 (災害復旧) ① 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
日本通運(株) (福岡支店)	(災害予防) ① 緊急輸送体制の整備に関する事 (災害応急対策) ① 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事 (災害復旧) ① 復旧資材等の輸送協力に関する事
九州電力(株) 九州電力送配電(株) (大牟田配電事業所)	(災害予防) ① 電力施設の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) ① 災害時における電力の供給確保に関する事 (災害復旧) ① 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事
日本郵便(株)	(災害応急対策) ① 災害救助法適用時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策、その窓口業務の確保に関する事 ② 災害時における郵政事業運営の確保に関する事 ③ 「災害時における相互協力に関する覚書」に基づく協力

第10 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本鉄道(株) (柳川管理駅)	<p>(災害予防)</p> <p>① 鉄道施設の防火管理に関すること</p> <p>② 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること</p> <p>③ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること</p> <p>② 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
西日本瓦斯(株)	<p>(災害予防)</p> <p>① ガス施設の整備と防災管理に関すること</p> <p>② 導管の耐震化の確保に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 災害時におけるガスの供給確保に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県水難救済会	<p>(災害応急対策)</p> <p>① 水難等による人命及び船舶の救助に関すること</p>
西日本新聞社 朝日新聞西部本社 毎日新聞西部本社 読売新聞西部本社 時事通信社福岡支社 共同通信社福岡支社 熊本日日新聞福岡支社 日刊工業新聞社西部支社	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における報道の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象予警報等の報道周知に関すること</p> <p>② 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>③ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること</p>
RKB毎日放送(株) (株)テレビ西日本 九州朝日放送(株) (株)福岡放送 (株)エフエム福岡 (株)TVQ九州放送 (株)CROSS FM (株)九州国際エフエム	<p>(災害予防)</p> <p>① 防災知識の普及に関すること</p> <p>② 災害時における放送の確保対策に関すること</p> <p>(災害応急対策)</p> <p>① 気象予報等の放送周知に関すること</p> <p>② 避難所等への受信機の貸与に関すること</p> <p>③ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること</p> <p>④ 災害時における広報に関すること</p> <p>(災害復旧)</p> <p>① 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること</p>
福岡県医師会	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <p>① 災害時における医療救護の活動に関すること</p> <p>② 負傷者に対する医療活動に関すること</p> <p>③ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関との連絡調</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	整に関すること
福岡県歯科医師会	(災害予防) ① 歯科医療救護活動体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 災害時の歯科医療救護活動に関すること
福岡県獣医師会	(災害予防)、(災害応急対策) ①災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関すること
福岡県トラック協会	(災害予防) ① 緊急・救援輸送即応体制の整備に関すること (災害応急対策) ① 緊急・救援物資の輸送に関すること
福岡県L Pガス協会	(災害予防) ① L Pガス施設の整備と防災管理に関すること ② L Pガス供給設備の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) ① 災害時におけるL Pガスの供給確保に関すること (災害復旧) ① 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること

第11 広域連合・一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
有明生活環境施設組合 大川柳川衛生組合 花宗太田土木組合 柳川みやま土木組合	(災害予防・災害応急対策) ① 所掌事務についての防災対策

第12 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川市社会福祉協議会	(災害応急対策) ① 災害時のボランティアの受け入れ ② 避難行動要支援者への救助及び生活支援活動の協力
柳川山門医師会	(災害応急対策) ① 医療救護及び助産活動 ② 遺体の検案 ③ 県医師会並びに各医療機関との連絡調整
柳川山門歯科医師会	(災害応急対策) ① 歯科医療活動 ② 遺体の検案の協力 ③ 県歯科医師会並びに各歯科医療機関との連絡調整

機関の名称	事務又は業務の大綱
柳川薬剤師会 福岡県病院薬剤師会	(災害応急対策) ① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理 ② 医薬品の調達、供給 ③ 県薬剤師会並びに薬剤師との連絡調整
病院等経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における負傷者の医療、助産、救助
社会福祉施設経営者	(災害予防・災害応急対策) ① 避難施設の整備と避難訓練の実施 ② 災害時における入所者の保護
柳川農業協同組合	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資及び斡旋 ④ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋
漁業協同組合連合会 (有明海漁連) 漁業協同組合 (浜武漁協、沖端漁協、両開漁協、柳川漁協、大和漁協、中島漁協、有明漁協、皿垣開漁協、山門羽瀬漁協)	(災害予防・災害応急対策) ① 被災組合員に対する融資又はその斡旋 ② 水産施設の防災管理及び応急復旧の協力 ③ 共同利用施設の災害応急対策及び復旧 ④ 救助活動への協力 ⑤ 漁船の避難指示、誘導 ⑥ 水産施設及び水産資源の被害状況調査への協力 ⑦ 水位の観測 ⑧ 海難予防知識の普及・啓発
商工会 (柳川商工会議所、柳川市商工会)	(災害応急対策) ① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力 ② 災害時における物価安定の協力 ③ 救助物資、復旧資材の確保の協力、斡旋
建設事業者団体	(災害応急対策) ① 道路・河川等公共土木施設の応急対策の協力 ② 倒壊住宅等の撤去の協力 ③ 応急仮設住宅の建設の協力 ④ その他災害時における復旧活動の協力 ⑤ 加盟各事業者との連絡調整
柳川市防犯協会	(災害応急対策) ① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報 ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力 ③ その他災害応急対策の業務の協力
危険物施設等管理者	(災害予防) ① 安全管理の徹底及び防災施設の整備
金融機関	(災害応急対策) ① 被災事業者等に対する資金の融資及びその他緊急措置

第13 市民・事業所

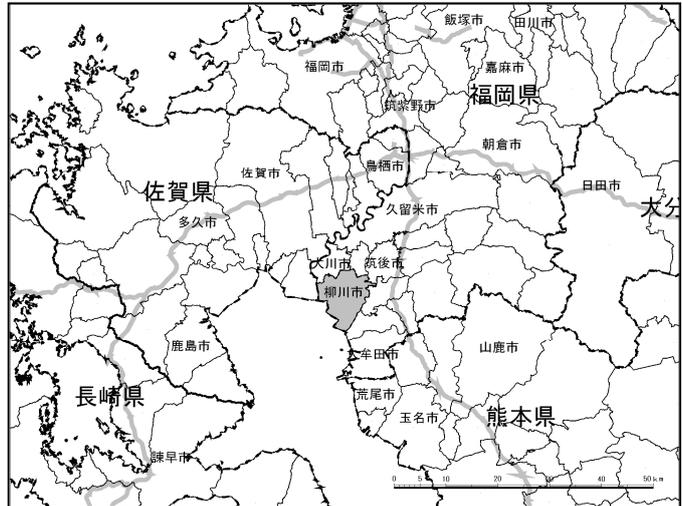
区 分	とるべき措置
市 民	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自己、家族の生命、身体及び財産の安全確保 ② 地域における相互協力 ③ 平常時における食料、飲料水、生活物資の備蓄 ④ その他市、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力
事 業 者	<p>(災害予防・災害応急対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 事業活動における各種防災対策の実施 ② 災害時における従業員、来訪者の安全確保 ③ 地域住民の安全確保への協力 ④ その他市、県が行う災害予防、災害応急対策、災害復旧対策への協力

第3節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置、面積

本市は、福岡市の南約50km、久留米市の南約20kmの福岡県南部、筑後平野の南西端に位置し、市域の南西は有明海に面し、東はみやま市、北西は大川市、北東は筑後市、大木町に接しており、東西11km、南北12kmで、市域面積77.15km²である。市内を西鉄天神大牟田線（市内の駅は蒲池駅・矢加部駅・柳川駅・徳益駅・塩塚駅・中島駅が有る）が南北に貫き、同線西鉄柳川駅の周囲に中心市街地が発達している。



2 地 勢

本市の標高は、0mから5.6mと高低差がほとんどない平坦地である。

河川は、西部に筑後川、東部に矢部川がそれぞれ市境をなしながら流れており、市域の中央部を矢部川の支流である沖端川、塩塚川などの一級河川（県管理）が流れているほか、縦横に水路が走る独特な地形となっている。

また、南東部の有明海はわが国最大の干満差をなし、最大6mに達し、干拓地（農地造成）は江戸時代から昭和にかけて徐々に造成されたため、海岸線に平行して各時代の干拓堤防と堤防沿いの集落が連なる。市域に天然海岸はなく、矢部川右岸から沖端川左岸の区間が海岸保全区域に指定されている。背後は、満潮面以下の農地、宅地が多く、地質は厚い沖積層の粘土質シルトの軟弱地盤であり、台風等による高潮対策とともに軟弱地盤対策が必要である。

■ 本市の主な一級河川

水系	河川名	内 容
筑後川	筑後川	本市の西部に面して佐賀県川副町を挟んで流れ、有明海に注いでいる。
	花宗川	八女市津ノ江で矢部川を堰止めた花宗井堰で取水し、八女市・筑後市内を貫流し、本市蒲池地区と大木町の市町界を通り、大川市で筑後川に合流する河川である。
矢部川	矢部川	本市の東部に面してみやま市を挟んで流れ、有明海に注いでいる。
	沖端川	矢部川の松原堰から本市三橋町中山等を経て、市の中心部を貫流し、有明海に注いでいる。
	塩塚川	松原堰直下の沖端川から本市三橋庁舎、三橋町今古賀、有明町を経て、有明海に注いでいる。
	二ツ川	沖端川二ツ川堰で分岐し、本市三橋町散田、高畑を経て、柳川橋を通り、本市三橋町今古賀を経て、塩塚川へ合流している。
	二ツ川放水路	二ツ川から沖端川へ注ぐ水路。

3 気 象

本市の気候は、概ね温順（年平均気温 16.5℃）で、寒暑の差（最高気温 32.4℃、最低気温 1.2℃）が少ない。

降水量は、例年6月中旬から7月中旬に亘る梅雨期に多い。また、8月から10月にかけて台風が九州に上陸することが多く、暴風、高波、大雨が発生する。

降雪は12月中旬から翌年3月上旬の間に見ることがあるが、積雪10cmを超えることは稀である。

■ 本市の気象（平年値）

月	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間	降水量
	(℃)	(℃)	(℃)	(m/s)	(hr)	(mm)
1月	5.6	10.0	1.2	1.8	140.7	53.0
2月	6.7	11.5	1.9	2.0	149.7	73.6
3月	10.1	15.0	5.1	2.1	174.7	119.1
4月	14.9	20.3	9.6	2.0	188.8	139.1
5月	19.5	24.9	14.5	1.8	199.1	168.8
6月	23.0	27.3	19.3	1.8	132.3	366.8
7月	26.8	30.9	23.5	2.0	188.0	394.6
8月	27.7	32.4	24.1	1.9	217.1	212.6
9月	24.2	29.0	20.2	1.9	185.0	171.1
10月	18.7	23.9	13.9	1.8	191.9	83.3
11月	12.9	18.0	8.1	1.6	156.4	85.3
12月	7.5	12.3	2.9	1.8	143.1	58.6
全年	16.5	21.3	12.0	1.9	2066.7	1925.8

資料：気象庁「気象統計情報」大牟田地域気象観測所（アメダス）

（注）統計機関は1991年～2020年の30年

■ 台風の平年値

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
発生数	0.3	0.3	0.3	0.6	1.0	1.7	3.7	5.7	5.0	3.4	2.2	1.0	25.1
接近数				0.2	0.7	0.8	2.1	3.3	3.3	1.7	0.5		11.7
上陸数						0.0	0.2	0.6	0.9	1.0	0.3		3.0

資料：気象庁「気象統計情報」

（注）平年値は、1991年～2020年の30年平均

（注）日本への接近は2ヶ月にまたがる場合があり、各月の接近数の合計と年間の接近数とは必ずしも一致しない。

4 地 形

筑後川及び矢部川に挟まれる柳川市は、全域が筑後平野（佐賀県側の佐賀平野と合わせ、筑紫平野を成す。）に位置する。筑後川河口付近及び矢部川下流部には三角州平野が広がり、これらの自然平野の海側には干拓地が広がっている。筑後平野は、筑後川及び矢部川と両河川の支流が形成した平地であり、これらの河川を連結するようにクリークと呼ばれる水路網が分布する。全域において地形の起伏は少なく海拔高度も低い。

5 地 質

本市の地質は、地形の章で述べたように全域が筑後川、矢部川沿いに発達する三角州平野や干拓地からなり、有明海干潟が縄文時代中期以降の海面低下により広域に陸化したものと見られていたが、干潟堆積物はそれほど分布が広くなく、第四紀の堆積物が厚く分布する。これらは、洪積層や阿蘇の火砕流堆積物、沖積粘土等の未固結堆積物からなり、深いところでは数百m以上になる。

これらの第四紀層の基盤として、三池炭田と同じ古第三紀の堆積岩、中生代の花崗岩や古生代の変成岩などが分布するが、柳川市ではいずれも地表には現れていない。

第2 社会的条件

1 人 口

本市の人口、世帯数（令和5年3月31日現在）は、62,809人、26,258世帯である。

人口は、昭和35年の87千人をピークに減少しており、令和2年の国勢調査では64千人で、ピーク時に比べて23千人減少している。

世帯数は、核家族化の進行のため、継続的に増加している。

65歳以上の老年人口は、全体の34.4%を占め、高齢社会であることを示すとともに、今後も高齢化が進行すると予想される。

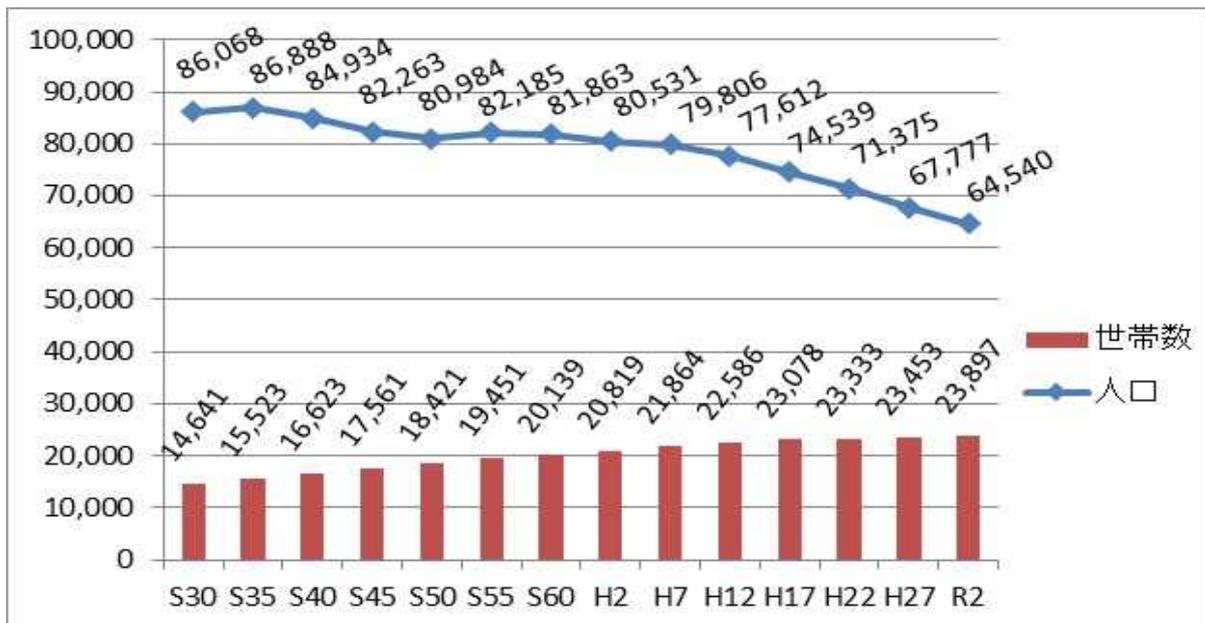
■ 柳川市の人口

令和5年3月31日現在

人 口	62,809人（男29,184 女32,995）
世 帯 数	26,258世帯
高齢化率	65歳以上21,664人 34.4%

資料：住民基本台帳

■ 柳川市の人口推移



資料：国勢調査

2 土地利用の状況、変遷

土地の利用状況を地目別に見ると、宅地が18%、田や畑などの耕地が51%、雑種地などその他の地目が31%となっている。

本市の土地利用変遷の状況より、従来、水田として利用されていた土地が、徐々に宅地に変化していく傾向が読み取れる。

これは、市街地の進展とともに洪水調整の機能を持っていた水田等の減少につながり、河川自体の治水能力は強化されてきているものの、内水の浸水に対して危険度が増していることを示している。

■ 土地利用変遷の状況

(単位：%)

土地利用区分	昭和48年	昭和63年	平成15年	令和2年
水田	59	56	53	51
畑	1	1	0	0
宅地	7	12	15	18
山林・原野・雑種地・その他	33	32	31	31

資料：県地方課「土地に関する概要調書」「第2次柳川市総合計画後期基本計画」

注1) 数値は市全面積に対する割合

注2) 四捨五入の関係上、必ずしも合計値は100とは限らない。

第4節 災害危険性

本市では、福岡県地域防災計画（平成24年5月修正版）、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（福岡県、平成24年3月）、「福岡県津波浸水想定」（福岡県、平成28年2月）、有明海沿岸高潮浸水想定区域図（福岡県、令和元年12月）及び柳川市既存資料等において、風水害及び地震の災害危険性等を検討した。

その概要は、次のとおりである。

第1 災害履歴

1 風水害等

柳川市は、筑後川と矢部川に挟まれ、両河川の下流部～河口部に位置し、市内を沖端川、塩塚川等が流れており、それぞれ有明海に注いでいることから、大雨、台風時に満潮と重なった場合、昔から多大な水害が発生してきた。特に沖端川、塩塚川への排水地区では、標高が低い土地が多く、このような地区は水はけも悪く、集中豪雨時の内水氾濫で、家屋浸水、農作物冠水等による被害が多い。

また、柳川地方の風水害履歴をみると、古来より柳川市に被害を与える風水害としては、台風と集中豪雨による建物浸水等が多く、近年は緊急排除水門の増改築、緊急排水ポンプの増設、河川改修及び上流域のダム事業等により、被害が減少したものの、依然として浸水被害等が発生している。

平成24年7月14日には、九州北部豪雨が発生し、矢部川及び沖端川の堤防が決壊するという昭和28年西日本水害以来の大被害をもたらした。

柳川市の発展はこれら河川改修とともにあるといっても過言ではなく、柳川市が今も水害と背中合わせに暮らしていることを念頭に置かねばならない。

※ 資料編 1-1 柳川地方の風水害

2 地震災害

福岡県は、日本の中でも地震による被害を受けた経験が少ない地域であったが、2005年3月20日の福岡県西方沖地震（マグニチュード7.0）により、福岡市（震度6弱）で大きな被害を経験した。柳川市の被害は、震度5弱で、負傷者5人（調理中の火傷等）、家屋の一部破損多数となっている。

また、2016年4月16日の平成28年熊本地震（マグニチュード7.3）では、熊本県で最大震度7を観測し、同県を中心に甚大な被害が発生。柳川市の被害は、負傷者3人（物落下によるけがなど）、家屋被害59件（半壊3件、一部損壊56件）で、その後も震度3以上の余震が断続的に発生した。

史実に知られる限り、柳川市に最も大きい揺れをもたらした地震は、679年の地震である。これは、日本書紀に記述されているもので、マグニチュード7クラスの地震が筑紫の国を襲ったことが読みとれる。「筑紫地震」とよばれることもあるこの地震は、福岡県が行った活断層調査（1996年「福岡県活断層調査報告書」）によって、うきは市から久留米市北部を東西にのびる「水縄断層系（長さ約26km）」で発生したことが確認された。

柳川市に被害をもたらしたその他の地震として、1707年「宝永南海地震」、1723年「九州北部地震」、1848年「福岡県柳川地震」、1889年「熊本地震」などがある。

※ 資料編 1-2 柳川地方の地震災害

3 津波災害

有明海では、地震に伴う津波はチリ地震に伴う津波が長崎県や鹿児島県の沿岸で記録されている程度である。また、2005年福岡県西方沖地震においては、津波による被害は起こっていない。2011年東北地方太平洋沖地震においても、津波による被害は起こっていない。

火山活動に伴う地震では、1792年の雲仙火山の眉山大崩壊に伴う津波が発生したことが知られ

ている。島原半島側で約10m、対岸の熊本県側で数十mにも及ぶ津波が発生し、本市沿岸にも数mの津波が及んだ。記録上、本市沿岸での総被害がはっきりしないが、隣の佐賀領では17名の死者、23名の負傷者が出ており、59件の家が流された、という記録がある。

第2 災害危険性

1 風水害

本市において風水害を受ける可能性のある対象は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）、浸水想定区域図（筑後川水系、矢部川水系）によると、次のとおりである。

■ 風水害により被害を受ける可能性のある箇所

災害形態	危険区域・箇所	箇所数・延長
水 害	重要水防箇所（花宗川）	1箇所（190m）
	〃（沖端川）	4箇所（950m）
	〃（塩塚川）	4箇所（1,285m）
	〃（二ツ川）	2箇所（110m）
	〃（筑後川）	0箇所（0m）
	〃（矢部川）	9箇所（3,170m）
	重要水防構造物（筑後川）	0箇所
	〃（矢部川）	20箇所
	重要水防区域（海岸）	柳川海岸（6,230m）
	〃	大和干拓（5,485m）
	〃	昭代干拓（3,429m）
土 砂 災 害	砂防指定地	－ 箇所
	土石流発生危険箇所	－ 箇所
	地すべり防止区域	－ 箇所
	地すべり危険箇所	－ 箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	－ 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）	－ 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）	－ 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人口Ⅰ）	－ 箇所
急傾斜地崩壊危険箇所（人口Ⅱ）	－ 箇所	
山 地 災 害	山腹崩壊危険地区（国有林）	－ 箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	－ 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	－ 箇所
	地すべり危険地区（民有林）	－ 箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	－ 箇所

出典：福岡県水防計画書

国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所筑後川水系重要水防箇所及び矢部川水系重要水防箇所

2 台風による高潮災害

台風の経路別にみると、台風が柳川市の西を通る場合には南よりの風の吹き寄せ効果により、有明海沿岸で高潮の発生するおそれがある。

平成11年の台風18号では、熊本県不知火町で高潮により12名が死亡している。平成23年3月11日に発生した東日本大震災にて甚大な津波被害を受けた。津波対策と同様に、高潮についても未だ経験したことのない規模の災害から命を守り、社会経済に壊滅的な被害が生じないようにすることが重要であることから、福岡県では令和元年12月に「有明海沿岸高潮浸水想定区域図」を策定した。この中で最悪の事態を視野に入れるという考え方から、日本に接近した台風のうち既往最大の台風を基本とするだけでなく、台風経路も各沿岸で潮位偏差が最大となるよう最悪の事態を想定したものとして設定している。

最悪の想定では、市内有明海沿岸で高潮、洪水、堤防決壊が同時に発生した場合、柳川市役所で最大浸水深 5.2m、0.5m 以上の浸水継続時間は 13 時間と想定している。

なお、有明海沿岸高潮浸水想定区域図の詳細は、福岡県庁ホームページ→防災・安全→防災国民保護の災害情報→「福岡県高潮浸水想定区域図について」を参照。

■ 昭和以降の主な高潮被害

西暦	年月日	台風名	主な被害地域	死者・行方不明者数	負傷者数	建物全壊・流出	建物半壊
				(人)	(人)	(件)	(件)
1927	S 2. 9. 13	-	有明海	439	181	791	1,420
1934	S 9. 9. 21	室戸台風	大阪湾	3,036	14,994	43,048	88,046
1942	S17. 8. 27	-	周防灘	1,158	1,438	35,888	99,769
1945	S20. 9. 17	枕崎台風	九州南部	3,122	2,329	60,978	113,438
1950	S25. 9. 3	ジェーン台風	大阪湾	534	26,062	19,131	118,854
1951	S26. 12. 14	ルース台風	九州南部	943	2,644	22,705	69,469
1959	S34. 9. 26	伊勢湾台風	伊勢湾	5,098	38,921	43,624	151,973
1961	S36. 9. 16	第2室戸台風	大阪湾	200	3,879	13,828	54,246
1970	S45. 8. 21	台風第10号	土佐湾	13	352	851	3,709
1985	S60. 8. 30	台風第13号	有明湾	3	16	0	589
1999	H11. 9. 24	台風第18号	八代海	12	10	52	154
2004	H16. 8. 30	台風第18号	瀬戸内海	45	1,301	109	848

資料：内閣府防災担当のHP

3 津波災害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成 23 年 9 月 28 日（東日本大震災を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査委員会報告）に示した。この中で、今後の津波対策を構築するにあたっては、新たに、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2 津波）を想定する必要があるとされた。

これを踏まえ福岡県は平成 28 年 2 月「福岡県津波浸水想定」を設定、平成 30 年 3 月には津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危険が生じる恐れがある区域で、津波災害を防止するために「警戒避難体制を特に整備すべき区域」として、玄界灘沿岸、豊前豊後沿岸及び有明海沿岸の 19 市町に「福岡県津波災害警戒区域の指定」を行った。

なお、津波災害警戒区域図の詳細は、福岡県庁ホームページ→防災・安全→防災国民保護の災害情報→「福岡県津波災害警戒区域の指定について」を参照。

■ 選定した最大クラスの津波

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表の 11 モデルのうちのケース 4、5、11、福岡県の独自断層として雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動の地震、の 4 つの津波断層モデルを選定。

■ 津波浸水想定及び被害想定

福岡県の想定では、地盤の低いところでは、地震によって、堤防等が沈下・損壊することで、津波が到達する前に浸水することがある。

最速津波到達時間 (分)	最高津波到達時間 (分)	最高津波水位 (m)	浸水面積 (ha)	人的被害 (死者数)	物的被害 (棟)	
					全壊	半壊
62	291	3.3	1,860	2	435	2,146

一方、1792 年の雲仙岳噴火と地震で眉山が大崩壊して、土石が有明海に流れ込んだことにより大津波が発生し、有明海沿岸部で住民が避難した記録が残っている。

4 地震災害

福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月）では、福岡県の代表的活断層（水縄断層系、小倉東断層系、西山断層系、警固断層系の4つの断層系）が活動した場合と、震度6弱程度となるようなマグニチュード6.9で深さ10kmを想定した場合（基盤一定）の被害想定をしている。この中で、柳川市に最も大きい被害を与えるのは、県下を一定に想定した場合（基盤一定）である。

■ 柳川市の地震被害想定結果

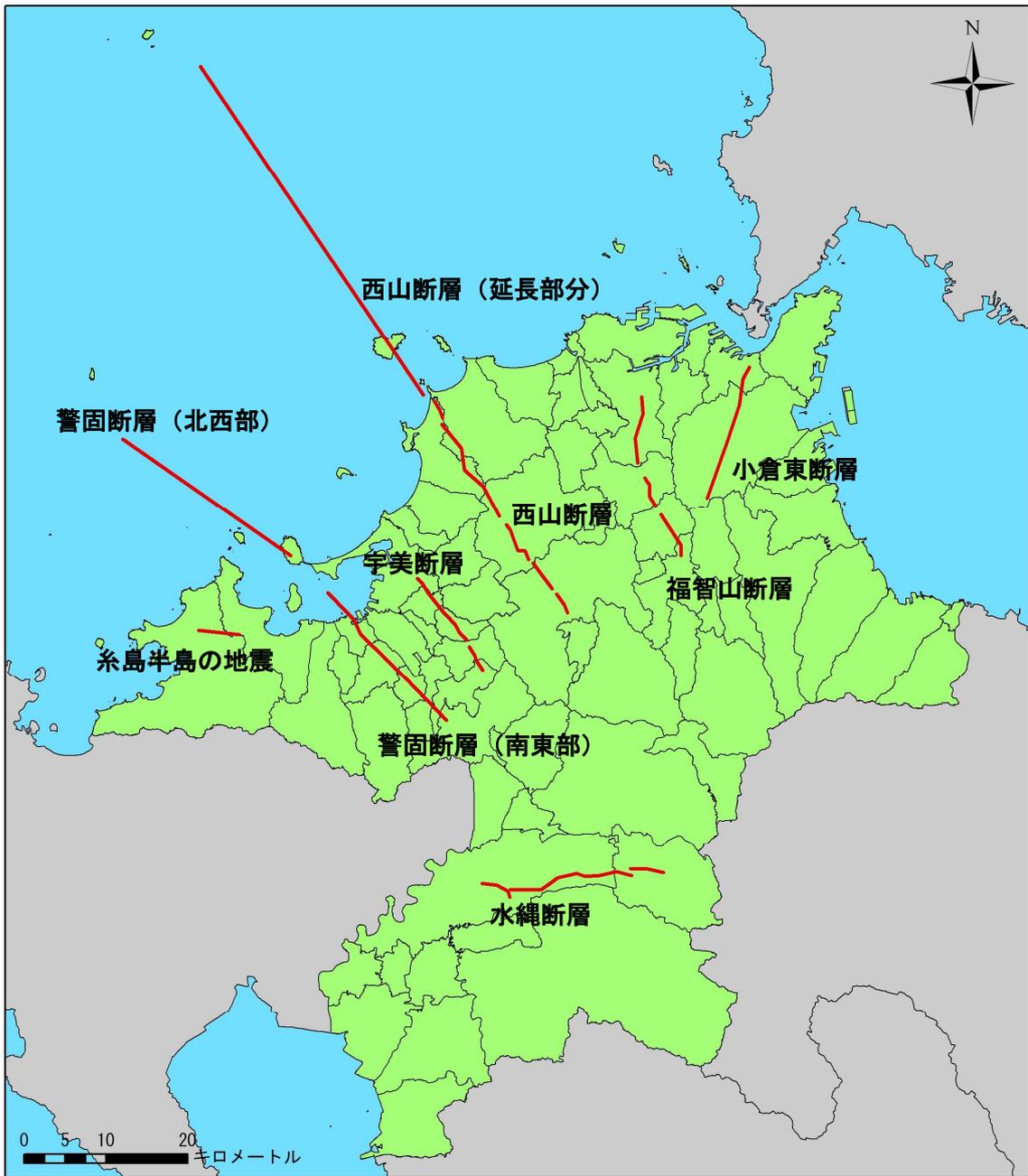
想定地震		警固断層南東部 M7.2 深さ2~17Km	水縄断層 M7.2 深さ2~17Km	基盤一定 M6.9 深さ10Km
今後30年以内に発生する確率		0.3~6%	ほぼ0.0%	—
震 度		4以上	5弱以上	5強以上
液状化現象		高い~かなり低い	高い~かなり低い	極めて高い~低い
建 物	木造全壊棟数	0	99	431
	木造半壊棟数	7	372	829
	全壊被害率(%)	0	0.3	1.3
	半壊被害率(%)	0.0	1.1	2.4
	非木造大破棟数	0	2	7
	非木造中破棟数	0	5	14
	大破被害率(%)	0	0.0	0.1
	中破被害率(%)	0	0.1	0.1
火 災	出火件数	0	1	5
	焼失棟数	0	0	0
ライフ ライン 被害箇所	上水道管	8	88	231
	下水道管	0	0	0
	都市ガス管	0	0	0
	電 柱	0	2	10
	電 話 柱	0	1	7
道 路 被害箇所 (柳川市以 外を含む)	国道208号	3	5	5
	国道385号	3	2	3
	国道443号	2	3	3
	大牟田川副線	3	4	6
	久留米柳川線	2	3	3
	大和城島線	1	2	2
	瀬高久留米線	2	2	2
	八女瀬高線	1	1	1
漁 港 被害延長 (m)	久間田漁港	0	1,800	1,800
	東宮永漁港	867	867	867
	両開漁港	3,016	3,016	3,016
	有明漁港	689	689	689
	皿垣開漁港	4,164	4,164	4,164
	沖端漁港	10,554	10,554	10,554
	中島漁港	7,445	7,445	7,445
人的被害	死 者 数	0	6	25
	負 傷 者 数	0	319	769
	要 救 出 現 場 数	0	40	175
	要 救 出 者 数	0	27	120
	要後方医療搬送者数	0	32	77
	避 難 者 数	0	165	716
生活支障	居住制約世帯	850	9,395	24,486
	食料飲料水制約世帯	850	9,351	24,486
	電気制約世帯	0	0	4,631
	情報通信制約世帯	0	0	141
	生活物資供給対象人口	0	165	716

出典：地震に関する防災アセスメント調査報告書（福岡県、平成24年3月）

注1) 基盤一定は、未知の活断層の存在を考慮し、県内どこでも地震が生じると想定した場合

注2) 被害想定の数値は、建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示（警固断層南東部：破壊開始点が北西下部のデータ、水縄断層：破壊開始点が北東下部のデータ）

■ 想定地震の震源断層位置



第3 想定する災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、本市において発生するおそれがある災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定する主な災害は、次のとおりである。

■ 想定災害

1. 風水害

- 台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 豪雨に伴う河川・水路の氾濫、浸水及び破堤等による災害
- 低湿地域などの排水不良による浸水等による災害
- 台風による高潮災害

2. 地震災害（津波災害含む）

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害

3. 大規模事故

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事における事故
- その他

4. 危険物等災害

- 消防法で規定する「危険物」による災害
- 毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」による災害
- 高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」による災害
- 火薬類取締法で規定する「火薬類」による災害

5. 海上災害

- 船舶等による油流出事故
 - ※ 市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災
- 海難事故
 - ※ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

6. 放射線災害

- 火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生

第5節 防災ビジョン

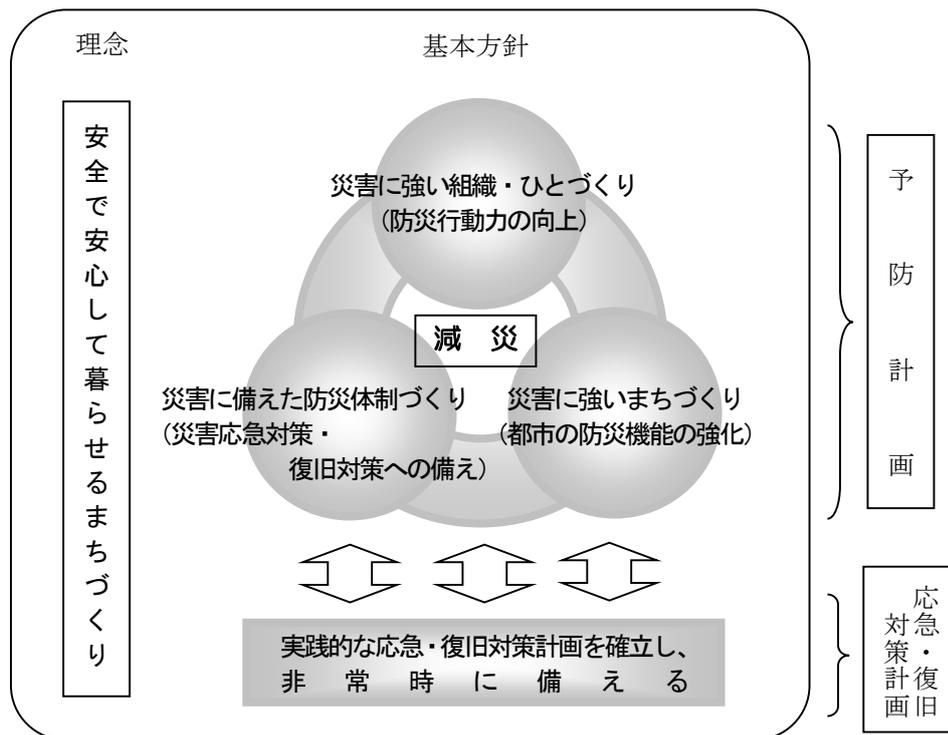
第1 防災ビジョン

本市の地域特性や今後の開発動向を踏まえた地域防災計画の策定、及び運用の指針として、過去の災害の教訓を踏まえ、「安全で安心して暮らせるまちづくり」を理念とし、市民・行政・関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として、力を結集して災害にひるまない柳川市を創りあげるため、基本指針として次の4つを掲げる。

また、東日本大震災及び九州北部豪雨の教訓からも、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

河川堤防改修などハード対策に併せて、迅速な防災情報の共有化や自主防災活動の促進及び効果的な応急対策のための事前対策の推進等のソフト対策等を組み合わせ、災害の未然防止と被害最小化に向けた総合的な防災対策の充実を図るものとする。

■ 防災ビジョン



第2 基本目標

市民の生命及び財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

■ 基本目標

方針	災害予防計画	基本目標
防災行動力の向上	第1節 災害に強い組織・ひとづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民一人ひとりが、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、自主防災活動の推進を図る。市及び関係機関の職員については、知識と技術を身につけ、臨機応変に任務を遂行できるようにする。 ○ 大規模災害に備え、男女共同のもとで全市民が参画して防災に対処しながら、避難所生活等における二次的苦痛を防止するための組織づくり、人づくりをすすめる。 ○ 混乱期における被害の抑制や避難行動要支援者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。 ○ 市、関係機関、事業所、団体、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。 ○ 学校における防災教育の推進
都市の防災機能の強化	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大地震による人的被害の大きな要因となる、建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、まちの延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。 ○ 不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ○ 道路、橋りょう、漁港・港湾施設、ライフライン施設の耐震性及びネットワークを強化し、安全性を確保する。 ○ 河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。 ○ 液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。
災害応急対策・復旧対策への備え	第3節 災害に備えた防災体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集伝達ルートを確認する観点から、多様な情報収集伝達ルートの充実、災害情報データベースシステム整備、情報の分析・整理・活用を図る。 ○ 速やかな協力体制を得るように、各応急対策業務に関し、関係団体とあらかじめ必要な協定等を図る。 ○ 各種応急活動体制の能力向上、整備、支援体制を図る。 ○ 社会福祉施設、病院等の管理者、自主防災組織や事業所防災組織等を指導、支援し、避難行動要支援者の安全確保にかかる組織体制、連携・協力体制の整備を促進する。 ○ 速やかに災害復旧事業に着手するため、市全域の国土（地籍）調査事業の早期完了に努め、地籍の明確化を図る。

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 応急活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。 ○ 大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。
	第2節 気象情報等の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に係る気象情報、河川情報等を的確に監視し、警報等の迅速な伝達に備える。 ○ 市民等からの異常現象の通報に対して適切な対応を行い、必要に応じて関係機関へ伝達する。
	第3節 被害情報等の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況を的確かつ迅速に把握する。 ○ 市域の全地区について、被害の全体像を把握する。 ○ 被害状況、被害予測から適切な対応を行い、必要に応じて関係機関、市民等へ伝達する。
	第4節 災害広報・広聴活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 二次的被害・混乱等を防止する。 ○ 情報の空白地域・時間を解消する。 ○ 被災者からの相談受付、広報活動を行う。
	第5節 応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、県、自衛隊、民間団体・事業所等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受け入れ体制を確保する。
	第6節 災害救助法の適用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法に基づく国（及びその補助機関としての県知事）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。
	第7節 救急・救助・消防活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、消防本部、消防団、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。 ○ クラッシュ症候群*等に対処するため、市、消防本部、消防団、関係機関・団体、市民等が協力して、倒壊建物等からの救出及び搬送を迅速に行う。 <p>※ クラッシュ症候群：事故で手足を挟まれた人が救出された後、腎不全や心不全になる全身障害。</p>
	第8節 医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護チーム、救護所、資機材等を迅速に確保する。 ○ 高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。 ○ 避難所及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスを供給する。
	第9節 交通・輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予想される道路・橋りょう等の損壊、信号機等の破損・停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ○ 輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。

方針	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第10節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防・警察等の各機関、施設管理者等と役割を分担し市民、外来者等を安全に避難させる。 ○ 災害発生直後から避難所を開設し、運営は住民組織等と協働して運営する。 ○ 避難行動要支援者や女性等に配慮し、居住性の向上を図るとともに、飲料水、食糧、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。
	第11節 要配慮者の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障害者・乳幼児・外国人・人工透析者等の避難行動要支援者に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ○ 避難所、仮設住宅における避難行動要支援者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。
	第12節 生活救援活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等迅速に行う。 ○ ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。
	第13節 住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 余震等による建物の危険防止、また（仮設）住宅供給（建設）体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定等の実施を行う。 ○ （仮設）住宅供給（建設）体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建築物の補修・解体を迅速に進める。
	第14節 防疫・清掃活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後の感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康障害、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。 ○ ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。
	第15節 遺体の処理・埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の腐乱を防止するため、捜索・検視・検案・収容・埋葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。
	第16節 文教対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育の早期再開を行う。 ○ 児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童・生徒に対し適切な教育的ケアを行う。
	第17節 公共施設等の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライフラインの早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ○ 公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止、低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。 ○ ガス漏れ時の供給継続や送電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。
第18節 災害警備活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察と協力し、市・事業所・団体・市民等が、災害時の犯罪等を防止し、治安を維持する。 	

方針	災害復旧復興計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、非常時に備える	第1節 災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災施設の復旧にあたっては、被害の再発防止と将来の災害に備えた事業計画を樹立する。 ○ 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。
	第2節 被災者等の生活再建等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者等が安心して生活できるよう緊急措置を講じ、生活再建等の支援を行う。
	第3節 地域復興の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独力での再建が困難な市民、中小企業、農家等に対して、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。
	第4節 災害復興事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災前の地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業構造等をよりよいものに改変する。 ○ 関係する機関等との調整及び合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。

第 2 章 災害予防計画

- 第 1 節 災害に強い組織・ひとづくり
- 第 2 節 災害に強いまちづくり
- 第 3 節 災害に備えた防災体制づくり

本章では、災害が発生する前（予防期）の対策として、「災害に強い組織・ひとづくり」「災害に強いまちづくり」と「災害に備えた防災体制づくり」のための施策を体系化し、本市に必要な災害予防計画を提示した。

第2章 災害予防計画

第1節	災害に強い組織・ひとづくり	31
第1	防災組織の整備	31
第2	自主防災活動の推進	33
第3	災害ボランティア活動の支援体制の整備	35
第4	防災知識の普及	36
第5	防災訓練	38
第6	調査・連携	40
第2節	災害に強いまちづくり	41
第1	都市構造の防災化	41
第2	建築物の安全化	42
第3	文化財災害予防対策の推進	43
第4	ライフライン施設等の整備	43
第5	交通施設の整備	46
第6	風水害予防対策の推進	47
第7	土砂災害防止対策の推進	49
第8	津波・高潮災害予防対策の推進	49
第9	火災予防対策の推進	52
第3節	災害に備えた防災体制づくり	54
第1	防災施設・資機材等の充実	54
第2	情報の収集伝達体制の整備	55
第3	応援体制の整備	57
第4	二次災害の防止体制の整備	58
第5	救出救助体制の整備	59
第6	医療救護体制の整備	60
第7	輸送体制の整備	60
第8	避難体制の整備	62
第9	要配慮者安全確保体制の整備	65
第10	給水体制の整備	69
第11	災害備蓄物資等供給体制の整備	70
第12	防疫・清掃体制の整備	70
第13	住宅の確保体制の整備	71
第14	国土（地籍）調査事業の推進	71

第1節 災害に強い組織・ひとづくり

項 目	担 当
第1 防災組織の整備	総務部、消防本部、消防団
第2 自主防災活動の推進	総務部、消防本部、保健福祉部
第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備	総務部、保健福祉部、社会福祉協議会
第4 防災知識の普及	総務部、学校教育課、消防本部
第5 防災訓練	総務部、消防本部
第6 調査・連携	関係各部、消防本部

第1 防災組織の整備

1 防災会議

総務部（事務局；総務課）は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、柳川市防災会議を開催し、市及び関係機関相互の調整、地域防災計画の見直し等、防災対策を推進する。

会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大するよう努める。

- ※ 資料編 4-1 柳川市防災会議条例
- ※ 資料編 4-2 柳川市防災会議委員名簿
- ※ 資料編 4-3 柳川市防災会議運営規程

■ 防災会議で協議する事項

- ① 市地域防災計画の策定及びその実施の推進
- ② 市の地域に係る防災に関する重要事項
- ③ 各防災関係機関と災害時の応急・復旧対策における調整
- ④ 市の防災体制に対する意見・方向性

2 柳川市（災害対策本部）

総務部は、地域防災計画に基づき、職員の参集、応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、職員災害応急マニュアル等により、職員への周知を図るとともに、災害対策本部による災害想定訓練等を実施する。

また、各部等は、災害時にそれぞれの分掌事務に基づいた応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、連絡網や各種マニュアル等を作成し、職員に周知徹底する。

- ※ 資料編 4-4 柳川市災害対策本部条例

■ 業務継続性の確保

- 災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画の策定など業務継続性の確保に努める。
- 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。

3 消防団

消防団は、消防本部、災害対策本部等と連携し、適切な消火・救助活動等を実施するために必要な組織の整備・改善を図る。

また、女性消防団組織の充実を図り、女性のもつソフト面を取り入れた防災指導、及び後方支援活動などを強化するとともに、地域における身近な消防防災リーダーとして、安心・安全な地域づくりの一環として重要な役割を目指す。

※ 資料編 3-2 柳川市消防団区域表

4 関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、及び指定地方公共機関等は、それぞれ平時から、防災に係る必要な組織体制の整備・改善、充実を図る。

また、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・計画的かつ継続的な研修等を通じて構築した関係を持続的のものにするよう努める。

5 自主防災組織

総務部、消防本部及び保健福祉部は、災害時避難支援活動などを行う自主防災組織を育成するため、組織構成等の指導・助言及び地域別防災マニュアルの作成を支援し、災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるため、平常時から地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを推進する。

また、災害時には、初期消火活動、被災者の安否確認、救出・救護及び避難誘導等の避難支援、情報の収集や避難所の運営といった地域活動の強化を図る。

6 事業所

市内事業所は、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

このため、自衛防災体制を整備・充実させるなどして、地域と連携した防災の取り組みを実施し、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため、地域防災力の向上を図る。

また、豪雨や防風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外へ移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐためのテレワークの実施、時差出勤、計画的休業などの不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

なお、事業継続計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示している「事業継続ガイドライン」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努めるものとする。

■ 災害時の企業等の事業継続の必要性

- 災害の多いわが国では、県や市町村はもちろん、企業、市民が協力して災害に強い地域を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と市民福祉の確保に大きく寄与するものである。
- 特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。
- 被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりの確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

第2 自主防災活動の推進

本市において、市民や企業等が「自分の住む地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。

総務部、消防本部及び保健福祉部は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、災害時避難支援活動などを行う自主防災組織の充実を図る。

市民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、自主防災組織に積極的に参加し、市内の防災・減災に寄与するように努める。

1 活動内容

市は、市民、自治組織、事業所及び各種団体等に対し、市広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重要性や役割の啓発に努める。

また、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーの養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。

■ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- 避難行動要支援者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及・啓発
- 地域における情報収集・伝達体制の確認
- 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- 地区別防災マップの作成（危険箇所、避難所・避難路、消防水利、医療救護施設等）

[警戒・災害時]

- 初期消火の実施
- 情報の収集・伝達
- 地域住民の安否確認
- 救出・救護の実施及び協力
- 集団避難の誘導、避難生活の指導
- 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- 避難行動要支援者の安全確保等

2 育成強化対策

市域における自主防災組織の育成を促進するとともに、自主防災組織に対する意識の高揚を図り、その活動の活性化を支援する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、個別計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合には、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

■ 育成強化の活動内容

- 啓発資料の作成
- 各種講演会、懇談会等の実施
- 情報の提供
- 各コミュニティへの個別指導・助言
- コミュニティごとの訓練、研修会の実施

- 地域防災リーダー（女性含む）の育成
- 顕彰制度の活用
- 活動拠点施設の整備（国の防災資機材の整備補助制度等も活用）

[重点地域]

- 人口の密集している地域
- 住宅の中に高齢者等いわゆる避難行動要支援者の比率が高い地域
- 木造家屋の集中している地域
- 消防水利の不足している地域
- 過去に災害で被害が甚大であった地域

3 コミュニティファイル（防災ファイル）づくりの推進

コミュニティのファイル（避難行動要支援者避難支援防災カード等）づくりを推進し、自主防災組織を中心とした市民や地域団体等の情報共有、連携強化と活動活性化の支援に努める。

さらに、市等において、これらの情報をファイルとしての管理（避難行動要支援者台帳管理システム）によって、災害などの緊急時における応急対応や、そのための備えの充実等に活用する。

4 事業所、団体等の地域防災活動への参画促進

市内の企業は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行うために、自衛防災体制を整備・充実させ、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

総務部、消防本部は、事業継続計画策定の普及啓発に努めるとともに、自衛防災組織の育成指導および防災マニュアルの作成を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

また、企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により企業の防災力向上に努める。

■ 対象施設

- 多数の者が利用する施設（中高層建築物、会館、大型店舗、旅館、学校、病院等）
- 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- 多数の従業員のいる事業所等で、防災組織を設置することが効果的な施設
- 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

■ 事業所等における主な防災対策及び防災活動

- | | |
|------------------|--------------------|
| ○ 防災訓練 | ○ 避難対策の確立 |
| ○ 従業員等の防災教育 | ○ 応急救護 |
| ○ 情報の収集・伝達体制の確立 | ○ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄 |
| ○ 火災その他災害予防対策 | ○ 施設耐震化の推進 |
| ○ 事業継続計画（BCP）の策定 | ○ 施設の地域避難所としての提供 |
| ○ 帰宅困難者対策 | ○ 消防団との連携・協力 |

5 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

市は、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図る。

また、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、そ

の他の活動の充実を図るように努める。

第3 災害ボランティア活動の支援体制の整備

総務部、保健福祉部は、社会福祉協議会等の関係団体と連携し、被災者の多様なニーズにきめ細やかに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時からボランティアや関係団体との連携を密にするとともに、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受入体制の整備などボランティアの活動環境等の整備を推進する。

1 受け入れ体制の整備

災害発生時にボランティアの担当窓口（ボランティアセンター）を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

市は、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と本市が実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

■ 災害ボランティア活動体制の整備

生活支援に関するボランティア（主に市）	専門的な知識を要するボランティア（主に県）
○ 避難所運営の補助	○ 救護所等での医療、看護
○ 炊き出し、食料等の配布	○ 被災宅地の危険度判定
○ 救援物資等の仕分け、輸送	○ 外国人のための通訳
○ 高齢者、障害者等の介護補助	○ 被災者へのメンタルヘルスケア
○ 被災者家屋等の清掃活動	○ 高齢者、障害者等への介護・支援
○ 現地災害ボランティアセンター運営の補	○ アマチュア無線等を利用した情報通信事務
○ 被災者の話し相手・励まし	○ 公共土木施設の調査等
○ その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）	○ その他専門的な技術・知識が必要な業務

2 ボランティア活動の環境整備

県と協力して、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図られるよう、日本赤十字社福岡県支部その他のボランティア団体と連携を図りながら、活動拠点、資機材、災害に係るボランティア・コーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

■ 災害ボランティアの環境整備

県 県社会福祉協議会 県災害ボランティア連絡会 県NPO・ボランティアセンター 日本赤十字社福岡県支部	○ 活動拠点や資機材等の活動環境の整備等の必要な支援 ○ 活動拠点の運営など、災害ボランティア活動の支援
---	---

市（保健福祉部） 市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアの受入れに関する実施計画 ○ 災害ボランティアの受入体制の整備等（災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制） ○ ボランティア受け入れ拠点の整備 <ul style="list-style-type: none"> ▽ 災害ボランティア本部の設置場所の決定 ▽ 責任者の決定や担当者の役割分担 ▽ 地域住民との連携 ▽ 通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討 ▽ 資機材のリストアップと調達方法の確認 ▽ 災害ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成 ▽ 活動資金の確保など ○ 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備 ○ 災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討 ○ 災害時におけるボランティアに関する情報の受発信
----------------------	---

3 ボランティアリーダー等の育成・支援

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担う人材が必要である。そのため、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターを養成する。

■ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援活動

県 県社会福祉協議会 県災害ボランティア連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアに関する知識の普及・啓発 ○ 災害時における県民の積極的な参加・協力を呼びかけ ○ 災害ボランティアリーダー等の育成・支援 ○ 専門的な知識・技術を必要とするボランティアの把握
市（保健福祉部） 市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動マニュアルの作成 ○ 災害ボランティアリーダー等の育成 ○ 災害ボランティアの育成・支援
日本赤十字社福岡県支部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 講習会の開催 ○ 講師の派遣 ○ 災害時における各種マニュアルの作成 ○ 災害ボランティアの育成・支援

4 ボランティア活動の普及・啓発

市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

第4 防災知識の普及

災害に強いまちづくりを推進するため、市は、職員に対し防災教育を行うとともに、県及び防災関係機関等と連携し、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する知識の普及を推進する。

1 市職員に対する防災教育

総務部は、市職員に対し、防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。特に、各班の所掌事務に留意し、初動活動について重点をおくようにする。

■ 防災教育の内容

市の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策活動の概要 ○ 防災関係職員としての心構え ○ 災害時の役割分担 ○ 防災行政無線等防災関連機器の取扱方法等
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の基礎知識 ○ 災害に対する地域の危険性等

2 市民に対する防災知識の普及

総務部は、市民に対し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、広報紙、防災マップ、防災研修会、市ホームページなどを利用して、正しい知識の普及に努める。

なお、災害知識の普及にあたっては、高齢者、障害者等避難行動要支援者への広報に十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。

(1) ハザードマップ等の活用には、居住する地域の防災リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、取るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚、知人宅、ホテル・旅館も選択肢としてあること、自分は災害に遭わないという思い込み「正常性バイアス」に惑わされないこと等の意味の理解の促進に努める。

また、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。

(2) 風水害時、緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、福岡県及び本市が発信する防災情報を収集し、かつ活用し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つように周知する。

■ 防災知識の普及事項

- 災害に関する一般知識
- 地域防災計画の概要
- 災害に備えた2～3日分の食糧、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備
- 家屋内のタンス等の転倒防止や棚上の物の落下による事故の防止等の予防・安全対策
- 避難所等の避難対策に関する知識
- 火災予防に関する事項
- 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- 屋内、屋外における災害発生時の心得
- 災害危険箇所

- 防災訓練、自主防災活動の実施等
- 被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さない意識の普及・徹底

3 児童・生徒に対する防災知識の普及

学校教育課は、小・中学校において、ホームルームや学校行事を中心に防災教育を行うように指導する。特に、避難、災害時の危険性及び行動については、児童・生徒の発達段階に応じた指導に留意する。

■ 学校教育での防災教育

学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災専門家、災害体験者の講演 ○ 消防署等の見学会 ○ 防災訓練
教科	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然災害発生のしくみ ○ 災害時の正しい行動 ○ 災害危険箇所
教職員教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急手当 ○ 初期消火 ○ 災害時のとるべき措置

4 防災上重要な施設の職員等の教育

災害予防責任者（施設管理者）は、職員に対し講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

消防本部は、災害予防責任者等への教育として、防火管理者への講習や防災指導書・パンフレットを配布して、出火防止、初期消火等の初期活動や、通常の方法等を周知する。

※ 災害予防責任者とは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者である（災害対策基本法第47条）。

※ 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない（災害対策基本法第48条）。

5 防災知識の普及に際しての留意点

総務部、消防本部は、防災週間等を通じ、積極的に防災知識の普及を実施する。

さらに、防災知識の普及の際には、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するように努める。

第5 防災訓練

総務部、消防本部は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体及び避難行動要支援者も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を実施する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の

防災訓練を実施するように努める。

更に、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設、運用訓練を積極的に実施するよう努める。

1 総合防災訓練

本市の災害リスクに基づき、市、消防団、消防本部、近隣市町村、国、県、警察、自衛隊等の関係機関や、電気、ガス、通信等の関連民間事業者、自主防災組織、ボランティア組織等の団体、一般市民等の参加による総合防災訓練（会場型訓練、広域連携訓練、地域総ぐるみ訓練等）を実施する。

■ 訓練種目

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="radio"/> 災害対策本部の設置、運営 | <input type="radio"/> 各種火災消火 |
| <input type="radio"/> 交通規制及び交通整理 | <input type="radio"/> 道路復旧、障害物排除 |
| <input type="radio"/> 避難誘導、避難所の開設・運営 | <input type="radio"/> 緊急物資輸送 |
| <input type="radio"/> 救出救護、医療救護 | <input type="radio"/> 無線等による情報の収集伝達 |
| <input type="radio"/> ライフライン復旧 | <input type="radio"/> その他 |

2 個別訓練

(1) 水防訓練

河川、水路等の決壊や氾濫等に対する警戒と災害時の水防活動が的確に行えるよう、市職員・消防団員の動員、水防資機材の輸送、水防工法等の水防訓練を実施する。

(2) 消防訓練

消防団は、消防本部と連携し、災害の規模や事象に応じた消防活動の習熟を図り、突発的な災害に対処できるよう、非常招集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

(3) 職員の訓練

市は、組織動員訓練、被害調査訓練、情報収集・伝達訓練、避難誘導訓練等、災害応急対策で担当する業務について必要な訓練を実施する。

(4) 図上訓練

市は、災害対策本部の設置運営を円滑に行うための図上訓練、地域における災害に対する危険性の把握や防災力の向上を図るための住民を対象とした図上訓練を実施する。

3 住民等の訓練

市は、自主防災組織等住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。また、避難行動要支援者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

■ 防災知識の普及事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| <input type="radio"/> 出火防止訓練 | <input type="radio"/> 応急救護訓練 |
| <input type="radio"/> 初期消火訓練 | <input type="radio"/> 災害図上訓練 |
| <input type="radio"/> 避難訓練 | <input type="radio"/> 避難行動要支援者避難支援訓練 |
| <input type="radio"/> 情報の収集及び伝達の訓練 | <input type="radio"/> 炊き出し訓練 |
| <input type="radio"/> 緊急地震速報対応行動訓練 | <input type="radio"/> その他の地域の特性に応じた必要な訓練 |

4 施設・事業所等の訓練

保育園、幼稚園、小学校、中学校及び社会福祉施設等の管理者は、関係機関の協力を得、避難訓練等を実施する。

また、各事業所も消防計画、防災計画及び避難確保計画に基づき、避難訓練等を実施するものとする。

5 訓練の検証

訓練後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6 調査・連携

関係各部、消防本部は、災害に関する科学的な調査・研究に努めるとともに、国、県、近隣市町村、及び関係機関との情報交換など広域的な連携に努める。

1 防災アセスメント調査、防災関連資料等の収集等

市の防災的な諸問題については、防災アセスメント調査等を実施し、今後とも必要に応じて専門的調査研究を実施するよう努める。

また、防災に関する学術刊行物や、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

2 地区別防災カルテの活用

防災アセスメント調査、被害想定、現地調査の結果をもとに学校区等単位に防災に関連する各種情報をよりわかりやすく整理した地区別防災カルテを作成し、住民の自主的な防災活動に活用出来るよう検討する。

3 近隣市町村との情報交換、連携

近隣市町村と防災対策の情報交換に努めるとともに、各対策活動に関し、必要に応じて連携するよう努める。

4 関係機関等との情報交換

国、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして情報交換に努める。

5 災害記録の蓄積と公開

過去の災害をはじめとして、柳川市の大災害に関する資料、文献をライブラリー化する。また、災害の記録、教訓等の公開に努める。

自主防災組織は、台風、大雨時の災害対応及び最大浸水位の記録に努める。

第2節 災害に強いまちづくり

項 目	担 当
第1 都市構造の防災化	建設部
第2 建築物の安全化	建設部
第3 文化財災害予防対策の推進	教育部、消防本部
第4 ライフライン施設等の整備	水道事業者（上下水道課）、建設部、関係機関
第5 交通施設の整備	道路管理者（建設部）、漁港管理者（産業経済部）
第6 風水害予防対策の推進	建設部、産業経済部、総務部、消防本部、消防団
第7 土砂災害防止対策の推進	建設部
第8 津波・高潮災害予防対策の推	建設部、産業経済部、総務部、消防本部、関係機関
第9 火災予防対策の推進	建設部、消防本部、消防団

第1 都市構造の防災化

建設部は、快適で安全な市民生活を確立するため、災害に強い都市空間の形成を図り、風水害、火災、震災等の災害に強いまちづくりを推進する。また、まちづくりの諸計画の防災に関する事項に関して、地域防災計画との整合を図る。

1 安全な市街地の形成

災害時には被害が市街地全体に広がるおそれがあるため、市街地の都市計画にあたっては、公共空地等の設置、建物の不燃化や宅地の緑化、密集市街地の整備、狭隘な道路の改善を図り、防災機能を強化する。

また、地震時の建物倒壊の危険性、避難困難性、延焼危険性、住宅の密集度等の市街地の危険性を示す地震危険度マップ等の作成など、実現可能な施策を総合的に展開する。

2 公園・緑地の整備

公園・緑地は、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場としての機能の他に、災害時における避難地あるいは防火帯、応援隊集結地・野営地、ごみ・がれきの仮置場、ヘリコプター臨時発着場、応急仮設住宅建設地、災害用仮設トイレ設置場所等としての機能を有している。

建設部は、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備においては、その適正な配置に努める。

3 宅地開発の指導

県は、都市計画法（昭和43年法律第100号）や宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）などに基づき、安全な宅地開発の指導、監督に努める。

建設部は、無秩序な開発防止や防災都市づくりの観点から、適正な土地利用のあり方を検討するとともに、県の災害防止に協力する。

なお、現在、宅地造成等規制法に定める宅地造成工事規制区域には、福岡市内及び北九州市内に指定区域がある。

4 無電柱化事業の推進

緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。

第2 建築物の安全化

建設部は、被害の発生が予想される箇所に対する点検・整備を強化するとともに、耐震化、不燃化、液状化対策の指導・整備を推進する。

1 建築物の不燃化

(1) 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。

商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

(2) 市営住宅の不燃化

既存の市営住宅のうち木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。

新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出を図る。

2 建築物の耐震化・液状化対策

昭和56年建築基準法施行令改正前（新耐震基準前）の各建築物の耐震性等の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律、耐震改修促進計画及び建築物耐震改修促進実施計画等（策定予定）に沿って耐震及び液状化の診断・改修を促進する。

なお、住宅等の耐震化を効果的に促進するために、地震ハザードマップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）を作成・活用し、住宅所有者等の防災意識の高揚に努める。

(1) 公共建築物

所有施設について大地震時の安全性を確保するため、年次目標を設定して耐震診断、改築、改修工事等を効果的に行う。

新たに建築する施設は、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。

防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。

■ 重要施設の耐震性強化対策項目

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| ○ 耐震性に考慮した機器類の取付け | ○ 自己水源の確保 |
| ○ バックアップ機能の充実 | ○ 消火・避難経路の確保 |
| ○ 早期復旧ができる設備の構築 | ○ 排水処理（汚物処理を含む。）備品の確保 |
| ○ 自己電源の確保 | ○ 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備の確保 |

(2) 一般建築物等

耐震改修等の相談窓口を開設し、建築物の所有者等に対し、耐震及び液状化の診断・改修につ

いて相談業務、知識の啓発・普及を行う。

また、県と連携し、危険な建築物の所有者に対し、補修等必要な措置の指導、及び自動販売機の転倒、看板等の落下、窓ガラス・外壁材等の落下物、ブロック塀の倒壊、煙突の折損等を未然に防止するため、安全確保を指導するとともに、業界団体等の連携によるブロック塀等安全対策推進協議会を設立し、設計・施工技術の普及向上やブロック塀等の巡回指導等を行う。

さらに、県が進める耐震改修促進事業等に沿って、「柳川市木造戸建て住宅耐震改修補助金交付事業」などにより、木造住宅の耐震改修を促進する。

第3 文化財災害予防対策の推進

教育部は、消防本部と連携し、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、予防対策の強化を図る。

1 文化財保護思想の普及・啓発

県と連携し、文化財に対する市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（1月26日）」等を活用した広報活動を推進する。

2 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等に対して、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を推進し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を図る。

第4 ライフライン施設等の整備

災害によるライフライン施設の安全性の強化を図り、災害に強い施設づくりを推進する。

1 水道施設

水道事業者は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、水道施設の整備増強に努める。

また、日本水道協会制定の水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針等により施設の耐震化を推進する。

(1) 水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限に留めるための計画をたて、施設の新設・拡張・改良・耐震計画に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

(2) 水道施設の保守点検

平常時においても、貯水、浄水、導水、送水、配水等の巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。

また、水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の設

置)による被害区域の限定化を図る。

(4) 系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

(5) 水道災害対策行動指針等の作成

震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制、応急給水及び応急復旧活動体制に関する行動指針を作成する。

また、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する水道工事業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

(6) 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は、交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(7) 教育、訓練及び平時の広報

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育、訓練等を実施する。

■ 平時からの教育・訓練

- 職員に対する防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催
- 住民に対する平時の広報
- 飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意、給水訓練等

2 下水道施設

上下水道課は、市街化の拡大に対応し、浸水災害等の被害を防止するため、汚水の迅速な排除が行えるよう施設の整備増強を図る。

また、浄化センター及び処理場においては、河川側との情報交換を行い、総合的な浸水防止対策を図る。

(1) 下水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築・耐震化に合わせて計画的に整備を進める。

特に、過去の風水害の被災経験を踏まえ、同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害等により被災した箇所及びそのおそれがある箇所については、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じる。

また、停電等による二次的災害を考慮して、最小限として排水機能を確保するためには、自家発電設備をはじめとした動力源が必要であることから、電源の二重化、自動化設備のバックアップなどの対策を図る。

併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

平常時においても、巡視及び点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。
また、下水道台帳の整備、災害履歴の作成、被災の可能性が高い箇所の把握を図る。

(3) 災害時用の資機材の確保

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。
また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

(4) 教育、訓練

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、平時から訓練等を実施する。

3 電力施設

電気事業者は、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注する。

また、総務部と電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

■ 電力設備の災害予防措置

電力設備の災害予防措置	○ 風害・水害・高潮対策、雷害対策、塩害対策、雪害対策、地盤沈下対策、土砂崩れ対策、事前伐採
電力の安定供給	○ 通信設備の確保、電気施設予防点検、气象台等との連携
広報活動	○ 電気事故防止PR、停電関連、二次災害の防止
電気工作物の巡視、点検、調査等	○ 定期的に電気工作物の巡視点検、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等、感電事故の防止、漏電等により出火にいたる原因の早期発見・改修
資機材の整備・点検	○ 資機材の確保、輸送、広域運営
防災訓練、防災教育	○ 防災訓練等の実施又は参加、従業員への防災教育

4 ガス施設

ガス事業者は、風水害及び地震によるガス施設の被害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、ガスの製造・供給にかかる設備、体制及び運用について、総合的な災害防止対策を推進する。

総務部は、被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせずに被害を早期に復旧できるガス施設の整備とそれに関連する防災対策の強化について、ガス事業者に働きかける。

5 電気通信施設

通信事業者は、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するとともに、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図ため、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

通信事業者は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

総務部は、その他電気通信事業者に対し、上記に準じた施設整備を要請する。

また、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

■ 災害予防対策

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 電気通信設備等の高信頼化 | <input type="checkbox"/> 災害対策用機器及び車両の配備 |
| <input type="checkbox"/> 電気通信システムの高信頼化 | <input type="checkbox"/> 災害対策用資機材の確保と整備 |
| <input type="checkbox"/> 災害時措置計画 | <input type="checkbox"/> 防災訓練の実施 |
| <input type="checkbox"/> 通信の利用制限 | <input type="checkbox"/> 防災に関する防災機関との協調 |
| <input type="checkbox"/> 事前伐採 | |

第5 交通施設の整備

道路管理者、漁港管理者及び港湾管理者は、災害時の緊急輸送ネットワークの確保を考慮し、防災点検結果等を踏まえ、災害に強い施設整備を推進する。整備検討にあたっては、緊急輸送予定路線を優先しつつ、地震や豪雨による浸水などで道路が寸断され、孤立集落になる可能性が高い集落について留意する。

1 道路の整備

(1) 幹線道路の整備

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送など緊急輸送路や、火災の延焼防止機能としても有効である。特に本市では、一般国道、主要地方道、一般県道等が幹線道路として重要であり、被災により不通となったときは、市域が分断され、大きな障害が発生する。

そのため広域幹線道路として重要な役割を担っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、バイパス道路の整備、道路排水施設の整備等、道路の環境整備を促進するよう国、県に要請する。

■ 市域の主な幹線道路

一般国道	国道208号、国道385号、国道443号 整備中；国道443号三橋瀬高バイパス・柳川バイパス、一般国道208号大川バイパス（柳川市～大川市）
主要地方道	大牟田川副線、久留米柳川線、大和城島線、瀬高久留米線、八女瀬高線
一般県道	柳川城島線、柳川筑後線、高田柳川線、水田大川線、筑後柳川停車場線、鐘ヶ江酒見間線、橋本辻町線、本町新田大川線、新田西蒲池線、枝光今古賀線、木元白鳥線、柳川筑後線バイパス、有明海沿岸道路側道

(2) 生活道路の整備

生活道路は、災害時の避難活動や緊急車両が通行する防災上重要な道路である。そのため生活道路を幹線道路の整備や市街地の開発等にあわせて整備する。

また、既存道路については、交通量や交通動線等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備等を推進するとともに、維持、管理に努める。

2 橋りょうの整備

緊急度の高い橋りょうから順次点検を実施し、地震による地震動等の安全性に配慮した補強、整備に努める。

3 漁港・港湾施設の整備

災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、被災者の救難・救助活動、避難、緊急物資輸送等、被災時にも機能を発揮する災害に強い漁港・港湾施設等の整備を推進する。

また、必要に応じて防災調査等を行い、その結果をもとに管理施設の耐震化、液状化対策及び改修工事に努める。

※ 資料編 2-18 漁港一覧表

第6 風水害予防対策の推進

本市の治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部課連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価について検討するものとする。

また、関係者が協働した「先行排水」を推進する。更に、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国・県、本市、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

1 河川等の整備

建設部、産業経済部は、関係機関、施設管理者と協力し、河川、海岸、漁港及び港湾等の決壊等による災害を未然に防止し、治水の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行う。

また、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

※ 資料編 1-3 重要水防箇所（河川）一覧表

※ 資料編 1-5 重要水防箇所（海岸）一覧表

※ 資料編 2-4 水門施設一覧表

※ 資料編 2-5 樋門施設一覧表

■ 主な水害防止策

氾濫・浸水抑制対策	緊急排除水門の増改築、フロンティア堤防の整備、緊急排水ポンプの増設、新設、二線堤盛土の整備
警報・避難対策	河川防災ステーション・避難地・避難所の整備、水防・復旧活動道路の整備、ソフトの充実

2 水防体制の強化

関係各部、消防本部及び消防団は、水防計画に基づき、関係機関と連携し、風水害による被害を最小限にとどめるため、水防体制の強化に努める。

■ 水防体制の強化事項

- 情報連絡体制の整備
- 水防倉庫の整備及び保守点検
- 水防用資機材の点検、補充
- 水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上

※ 資料編 2-6 水防倉庫集計表

3 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知

(1) 浸水想定区域等における避難確保措置

総務部は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項、及び利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等または高齢者等避難行動要支援者利用施設の名称・所在地及び洪水予報等の伝達方法を本地域防災計画に定める。また、当該施設の所有者又は管理者に対し、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

浸水想定区域が指定された区域の住民へは、洪水予報等の伝達方法、避難所その他避難確保のため必要な事項を市広報誌、洪水ハザードマップ及び洪水関連標識等にて、住民説明会・避難訓練・防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。その際、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民に確認を促すよう努める。

※ 資料編 2-12 福祉施設一覧

■ 浸水想定区域への措置

項目	担当	措置内容
浸水想定区域の指定	国土交通大臣 (九州地方整備局長)知事	○ 河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域 水防法に基づき指定した洪水予報河川及び水位情報（周知）河川が対象
浸水想定区域ごとに定める事項	市 (総務部)	○ 洪水予報等の伝達方法 ○ 避難場所 ○ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項 ○ 地下街等 ^{※1} 又は主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設の指定（名称及び所在地、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合） ○ 地下街等及び避難行動要支援者が利用する施設への洪水予報等の伝達方法
住民への周知	市 (総務部)	○ 市広報誌 ○ 洪水ハザードマップ等 ○ 洪水関連標識等 ^{※2} の表示

※1 地下街等；地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設

※2 洪水関連標識等；国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月を参考とする。

(2) 地下空間の浸水対策

建設部は、地下空間における災害を未然に防止するため、河川管理者等からの情報を得て、河川氾濫等による浸水被害の危険性のある箇所に関する調査を実施し、対象施設を把握することにより、地下空間における適切な浸水対策の立案、実施を図る。

(3) 避難確保計画の作成指導等

建設部は、浸水想定区域内に地下街等が建設される場合又は存在するときは、所有者又は管理者等へ水防法施行規則に則し、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き」を参考に避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するよう指導する。

また、これに該当しない、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき浸水対策、避難対策の普及を促進する。

4 平常時の巡視

暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

第7 土砂災害防止対策の推進

建設部は、宅地需要のため、宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害の可能性があるので、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法（参考）等に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行い、災害の未然防止を図る。

災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

■ 土砂災害防止の対策事項

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 住宅等の新規立地の規制 | <input type="checkbox"/> 既存住宅の移転促進等 |
| <input type="checkbox"/> 警戒避難体制の確立 | |

第8 津波・高潮災害予防対策の推進

関係各部署は、関係機関と協力し、津波・高潮による被害が重大な影響を及ぼす事態に備え、海岸施設の整備、情報伝達ルート多重化及び情報収集・伝達体制の明確化等に努める。

1 防潮堤等河川海岸施設の整備

各施設管理者は、津波・高潮による被害のおそれのある地域において、防潮堤、防波堤、水門等の河川海岸、漁港・港湾等の施設を整備する場合、津波・高潮に対する安全性に配慮した整備を促進する。その場合は、環境や景観へも配慮する。

また、津波・高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検・耐波性能の検査や既存施設の補強及び門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。

■ 市域の高潮対策事業

事業名	対象地	内容
海岸高潮対策事業 (県)	柳川海岸 大和海岸	<input type="checkbox"/> 有明海沿岸において伊勢湾台風級の超大型台風 に備えた海岸堤防の整備

河川高潮対策事業 (県)	沖端川 塩塚川	○ 有明海岸地域が干拓によって形成されており、かつ干満差が大きく高潮被害を受けているため、有明湾河川高潮対策事業計画書に基づく河川堤防の整備
-----------------	------------	--

2 津波・高潮予報、避難指示等の情報伝達体制の整備

(1) 津波・高潮予報伝達の迅速化、確実化

関係機関は、所定の伝達経路及び伝達手段を点検整備し、市等への津波・高潮予報伝達の迅速化を図るとともに、休日、夜間等における津波・高潮予報伝達の確実化を図るため、対応できる体制の整備を図るなど津波・高潮防災体制を強化する。

(2) 通報・通信手段の確保

総務部は、広域かつ確実に津波・高潮予報等を伝達するため、通報・通信手段を多様化するなど、信頼性の確保を図る。

■ 通報・通信手段の確保

- 海岸等へのラジオ等の携行（津波・高潮警報、避難指示等の情報を聴取するよう指導）
- 緊急警報放送システム受信機の普及（テレビやラジオの自動的受信）
- 市防災行政無線の整備、サイレン、半鐘等多様な手段の活用
- 小型漁船への無線機の設置を促進

(3) 伝達協力体制の確保

多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の事例等により啓発活動を行うよう努める。

3 監視体制等の確立

気象庁（福岡管区気象台）は地震発生後、速やかに津波警報・注意報を発表する。

総務部は、近地地震によって発生する津波は襲来時間が非常に早く、津波予報が間に合わない場合も考えられるので、津波の襲来に備え、震度4以上の地震を感じた場合、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、速やかに海面の監視、テレビ・ラジオの視聴等の津波監視体制をとれるよう、担当責任者や海面監視場所を定めるとともに、海面監視等の情報について住民に対する通報・伝達手段の確保に努める。

また、暴風や台風接近時には海岸を突然大波が襲うことは珍しくないことから、高潮についても同様に監視体制等の確立に努める。

4 避難対策の整備

総務部、消防本部は、関係機関等と協力し、住民に対し、平常時から津波・高潮の危険性を広く周知するとともに、地域の地形や浸水予測等に応じた避難場所及び避難経路の指定等を含めた具体的な避難計画を推進する。

(1) 一般住民の避難行動

住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路の周知に努めるとともに、自主防災組織や警察署との協力のもとに、避難者の掌握、避難行動要支援者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制を確立する。

(2) 観光地等利用者の避難誘導

観光客や海水浴客等の地理に不案内な利用者が多数利用する施設の管理者、事業者およびその地域の自主防災組織等とあらかじめそれらの者に対する津波・高潮発生時の避難誘導についての協議・調整を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を確立する。

また、観光地や海水浴場等の外来者の多い場所周辺の駅や宿泊施設等に浸水予測図の掲示や避難場所及び避難経路等の誘導表示の整備を推進する。

(3) 避難場所の指定

津波・高潮発生時における避難場所について、その地域の浸水区域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した指定を行うこととし、公共施設の他、民間ビルの活用等の検討を行い、より効果的な配置となるよう努める。

また、大規模災害時に備え、近隣市町への広域避難体制を確立するよう努める。

5 住民への啓発活動等の実施

総務部は、避難対策等の津波・高潮防災対策を迅速に行うため、日頃から住民に対する啓発活動を実施する。

(1) 津波・高潮に対する防災意識の高揚

津波・高潮に関する講演会等を開催し、津波・高潮に関する知識の向上及び防災意識の高揚を図る。

また、津波・高潮シミュレーションをもとに、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波・高潮ハザードマップの作成を推進し、地域住民等への周知に努める。

(2) 日頃の備えの充実

津波・高潮危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常時持ち出し品の備えの徹底、自動車へのこまめな満タン給油・家具等の転倒防止対策について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

(3) 津波・高潮防災訓練の実施

関係機関や住民の参加のもと実践的な津波・高潮防災訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波・高潮防災体制の構築に努める。また、その際地域の高齢者等のいわゆる避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。

第9 火災予防対策の推進

1 予防対策の強化

消防本部は、火災予防のため、事業所等に対する予防対策を推進する。

(1) 火災予防の査察・指導の強化

消防法の規定により、防火対象物及び危険物施設の所有者、管理者等に対し、火災予防上必要な資料の提出請求や防火対象物等への立入検査等を行い、火災予防の徹底を図り、予防対策の指導を強化する。

柳川市火災予防条例の規定による指定数量未満の危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者等に対して必要な助言又は指導を行う。

※ 資料編 1-6 危険物施設集計表

(2) 防火管理者制度の推進

消防法の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 建築同意制度の効果的運用

建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と同時に、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い「地震災害に強いまちづくり」を推進する。

(4) 防火対象物定期点検報告制度の推進

対象施設の関係者の防火に対する認識を高め、点検基準適合（防火セイフティマークの取得）の取組みを推進する。

(5) 自衛消防隊等の育成

事業所、商店街等における自衛消防隊あるいは民間消防組織の結成を促進し、防災訓練等を指導して地域における自主防火体制の強化を図る。

(6) 火災予防運動の推進

市民に対し、次のような火災予防運動を推進する。

■ 火災予防運動

- 春秋火災予防運動の普及啓発
- 講習会、講演会等による一般啓発
- 報道機関等による防火思想の普及

2 消防力の強化

消防本部、消防団は、火災の防止のため、消防力の強化を推進する。

(1) 資機材等の整備及び点検

国や県の補助制度を活用し、消防車両、資機材等の整備充実を図るとともに、点検要領を定めて定期点検を行う。

(2) 消防水利の整備

消防本部は、計画的な消火栓、防火水槽及び耐震性貯水槽の設置を図るとともに、地域の実状に応じた自然水利の活用検討など、消防水利の整備に努める。

(3) 消防団の強化

消防団の強化を図るため、教育訓練の充実や団員の確保に努める。

(4) 市町村相互の応援体制の強化

災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、消防相互応援体制の整備を推進し、消防体制の確立を図るものとする。

3 建築物の火災予防

建設部は、火災発生時の延焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、市域（都市計画区域）における道路・公園等の都市空間の整備を行う。

また、石油類等の貯蔵施設・工場等特に危険性の高い施設については、地区計画、特定用途制限地域、用途地域等の指定により、住宅等との混在を制限するなど、区域内の火災予防を図る。

第3節 災害に備えた防災体制づくり

項 目	担 当
第1 防災施設・資機材等の充実	総務部、関係各部
第2 情報の収集伝達体制の整備	総務部、消防本部、消防団
第3 応援体制の整備	総務部、消防本部
第4 二次災害の防止体制の整備	建設部
第5 救出救助体制の整備	保健福祉部、消防本部
第6 医療救護体制の整備	保健福祉部、消防本部
第7 輸送体制の整備	総務部、建設部
第8 避難体制の整備	総務部、教育部、建設部、消防団
第9 要配慮者安全確保体制の整備	総務部、保健福祉部、教育部
第10 給水体制の整備	上下水道課
第11 災害備蓄物資等供給体制の整備	総務部
第12 防疫・清掃体制の整備	市民部、保健福祉部
第13 住宅の確保体制の整備	建設部

第1 防災施設・資機材等の充実

1 防災拠点施設の整備

総務部は、防災拠点施設として、市庁舎が災害時に有効な機能を発揮できるように機能強化を図る。また、市庁舎が被災した場合に、災害対策本部を移設する代替施設の確保に努める。

■ 市庁舎の整備

○ 建物の耐震性の確保	○ 庁舎内機器、設備の耐震性の確保
○ 非常電源装置	○ 災害対策本部室等の確保・配置
○ 耐震性貯水槽	○ 通信回線の確保等
○ 備蓄物資及び備蓄倉庫	○ その他拠点施設の確保

2 地域拠点の整備

関係各部は、大規模災害時において地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点を整備するよう努める。

■ 各種防災拠点

役 割	○ 他地域や広域防災拠点から搬送される資機材等の緊急物資備蓄・保管拠点、情報通信拠点 ○ 地域の救援・救護、復旧活動の拠点となる防災拠点
機 能	○ 搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース (総務部、保健福祉部、建設部)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災活動のための駐屯スペース（総務部、消防本部） ○ 物資、復旧資機材等の備蓄施設（総務部、保健福祉部、建設部） ○ 臨時ヘリポート（総務部、消防本部） ○ 避難行動要支援者等の避難場所（総務部、保健福祉部） ○ ボランティア等の活動拠点（保健福祉部） ○ がれき処理のための仮置場（市民部）
--	--

第2 情報の収集伝達体制の整備

総務部及び消防本部は、災害時における情報伝達を確保するため、通信施設、連絡体制の整備を推進する。

1 通信施設の整備

(1) 無線通信施設の整備

災害現場からの情報収集及び市民への情報伝達等のため、市防災行政無線（移動系、同報系）の充実強化を図る。

また、消防本部と連携し、防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立を図る。

消防本部は、大規模災害時の迅速かつ集中的な広域応援体制の充実など、市町村消防の枠組みを超えた対応が求められる。柳川市ほか6消防本部（久留米広域消防本部、大牟田市消防本部、八女消防本部、筑後市消防本部、甘木・朝倉消防本部、みやま市消防本部）が管内の119番通報の受信及び指令事務を、共同で管理・執行するため、久留米市に共同指令センター庁舎を建設し、消防救急デジタル無線設備を含む高機能消防指令センター指令管制システムの整備を進めて、災害対応力及び初動体制の強化を図る。

※ 資料編 2-3 市防災行政無線一覧表

(2) 避難所との通信手段の整備

市庁舎から学校等の避難所への情報伝達のため、防災行政無線、パソコン等による情報交換、携帯電話やファックスの活用など通信設備の整備強化を図る。

(3) 新しい情報通信設備の導入

情報通信技術の高度化にともない、防災気象情報等の伝達について、関係機関等との連携を図り、携帯電話への緊急速報メール、防災情報等メール配信システム、パソコン等による情報交換やインターネットによる情報発信など、災害時に有効な通信伝達手段の整備拡充を図る。

また、防災行政無線と全国瞬時警報システム（Jアラート）を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築を図る。

さらに、情報伝達手段をデジタル化及び双方向化することにより、画像による災害情報の収集、避難場所等との情報交換、文字表示板による防災行政情報等の周知など多量の情報を早く聴覚、視覚を通して伝達できるような無線システムの導入を検討する。

(4) 孤立集落対策

道路が寸断・遮断されるような災害において、電話回線の寸断や停電などの発生によって、外部との連絡ができなく孤立が予想される集落に対し、孤立時の安否情報や被害情報などの通信手

段を整備する。

(5) 通信機能確保のための措置

災害時の通信機能を確保するために、非常電源の確保、通信機器の耐震固定等の措置を図る。

2 通信連絡体制の整備

災害時に円滑な通信連絡体制を確立するため、日頃から通信機器運用者の確保や訓練等により通信体制の整備を図る。

(1) 非常時通信体制の強化

災害時に市が所有する無線通信施設、一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になったときに対応するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、九州地方非常通信協議会の活動を通して、県の行う非常通信体制の整備充実に協力する。

また、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため衛星携帯電話の導入を検討する。

■ 非常通信体制の強化項目

非常通信訓練の実施	○ 災害時等における非常通信を確保するため、関係機関相互の協力体制を確立するとともに、平常時より非常通信訓練等を行い、通信体制の整備に努める。
無線従事者の確保	○ 無線局の管理運用の強化充実を図るため、市職員の無線従事者の増員を図る。

(2) 非常時通信の運用方法の確立

災害が発生し、又はおそれがあるときを想定し、住民等への情報提供や災害情報の収集など非常時の通信の円滑な運用方法を確立するとともに、情報伝達の基準設定、発生災害別の通信項目について整備する。

3 現地情報収集体制の強化

総務部、消防団は、次の情報収集体制の整備を検討する。

■ 現地情報収集体制

市	防災連絡員の委嘱	○ 災害時に区長以外からも信頼できる地域情報を得るため、市職員OB、消防団OB等を対象に、区長等の推薦の下、一定区域の情報収集を担当する防災連絡員
	ライブカメラの増設	○ 重要水防箇所や浸水常襲地区等に、ライブカメラの新設又は移設を検討するとともに、夜間にも視認可能な超高感度カメラの導入
	浸水モニター制度の創設	○ 災害発生時に避難困難となるおそれがある地区において、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、郵便局等が浸水情報を収集する制度

消防団	災害時情報収集 専門団員の指定	○ 各分団において、無線等の技術に習熟した団員で災害時における情報収集にあたる団員をあらかじめ情報収集専門団員として確保 ※ 災害時の緊急事態で分団長から指示を受けるいとまがない場合も直ちに業務に就くことが可能となる。
	携帯型消防無線 受令機の配備	○ 消防団への携帯型消防無線受令機の配備の充実
	機器の整備	○ 災害の状況を正確に記録することのできるデジタルカメラ等の機器の整備

4 情報の共有・伝達体制の強化

総務部、消防本部は、防災関係機関と協力して、次の情報共有・伝達体制の整備を進める。

■ 情報の共有・伝達体制

職員間の共有と 伝達	○ パソコンによる情報交換やインターネットによる情報発信、携帯電話へのメール配信等による連絡を強化する。 ○ 本部が得た情報を時系列に整理し、全ての職員がリアルタイムに閲覧できる地図情報システム（GIS）等の導入を検討する。
市と関係機関の共有と 伝達	○ 市、河川管理者、道路管理者、警察署等の間で交換すべき情報の項目、内容、タイミング、手段、ルール等を災害情報連絡協議会等と連携して決定する。
市から住民への伝達	○ 防災行政無線の拡充 ○ 住民（特に聴覚障害者）、区長、自主防災組織員等に、防災情報を携帯電話等に一斉メール配信する「消防本部配信システム」や「県防災メール・まもるくん」への登録を推進する。 ○ 市民にKBC 1 ch㊦ボタンの柳川市「㊦ボタン広報誌」を推進する。 ○ 職員による放送依頼原稿作成事務の省略化及びFM放送局に入手した情報の共有を図るため、FM放送局から連絡担当職員を本部に派遣する体制の整備を要請する。
放送マニュアル等の 充実	○ 放送内容から事態の進展、地理的なイメージを住民が共通認識できるよう、広報演習・訓練等の結果を踏まえて、広報マニュアルや放送例文を毎年検証し、更新する。
電光掲示板の利用	○ 道路や街角に電光掲示板の設置及び移動電光掲示板の導入を推進し、防災情報を周知するため、電光掲示板の管理者と災害時の利用について、運用体制を確立する。

第3 応援体制の整備

総務部、消防本部は、防災全般に関する協力体制の強化のため、相互応援体制を検討するとともに関係団体等との協定の締結について推進する。

1 他市町村との相互協力体制の整備

平常時から相互応援協定の体制整備に努めるとともに、近隣市町村との大規模災害に備えた協力体制の推進に努める。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧表

2 自衛隊との連携体制の整備

防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

3 その他防災関係機関との連携強化

警察署は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

消防本部は、消防相互応援体制の充実に努めるとともに、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

4 民間団体等との協定締結の促進

災害時に市内外関係団体等から応急対策に関する協力が得られるよう、あらかじめ業務内容、協力方法等について協議し、協定締結に努める。

第4 二次災害の防止体制の整備

建設部は、余震、降雨等に伴う二次災害を防止する体制として、被災建築物の危険度、被災宅地の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の事前登録等を推進する。

1 水害・土砂災害・宅地災害防止体制の整備

余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、建築士、県・市町村職員OB等）の登録等を推進する。

また、市民部生活環境課は、二次災害防止のため、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部または一部の除去について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年11月27日法律第127号）に基づき、事前の措置を行うよう努める。

2 被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制の整備を図るため、市職員の応急危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の判定連絡網の整備を図る。

3 被災宅地危険度判定体制の整備

被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、余震等による二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、市職員の被災宅地危険度判定士の育成及び外部判定士の登録を推進する。また、被災時の連絡支援体制の整備を図る。

4 危険物施設等の予防対策

危険物等の貯蔵・取り扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害に

より危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の策定等の実施に努めるものとする。

■ 危険物施設等の予防対策

消防法上の危険物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生時の安全確保についての必要な安全対策の周知、再点検 ○ 自主保安体制、事業所相互の協力体制の確立
火薬類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の堅牢性の向上 ○ 災害発生による影響を考慮し、火薬類製造施設等の安全確保 ○ 福岡県火薬類保安協会及び（社）日本煙火協会福岡県支部の緊急出動体制、応援協力体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
高圧ガス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高圧ガス設備の架台、支持脚等の補強 ○ 防火設備、緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備を重点に日常点検業務の強化 ○ 感震器連動遮断装置、可とう性配管の設置等、設備の堅牢性強化 ○ ホームのブロック化、ロープ掛等による容器の転倒・転落防止、二段積み防止（多数の容器を取扱う施設） ○ 高圧ガス防災協議会、高圧ガス関係保安団体、消防署及び警察署等の関係機関の連携、地域防災体制の充実強化 ○ 自主保安体制の確立
毒物・劇物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 運搬事故時における応急措置に関する基準等の周知徹底 ○ 自主保安体制の確立
放射性物質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防機関、警察、市町村、国等に対する通報連絡体制の整備 ○ 緊急時において放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定する体制の整備 ○ 自主保安体制の確立

第5 救出救助体制の整備

救出救助活動は、関係機関のみならず、地域ぐるみの活動が重要である。
保健福祉部、消防本部は、自主防災組織や消防団等の救出救助体制の整備を推進する。

1 自主防災組織等の活動能力の向上

自主防災組織等に対し、救出救助方法の習熟やPR活動を推進する。
また、ジャッキ、クレーン等の資機材を保有する建設業組合等と連携を図る。

2 消防団の活動能力の向上

消防団の教育訓練を推進し、災害時の救助活動能力の向上に努めるとともに、地域の自主防災活動の指導者的役割を果たす。

第6 医療救護体制の整備

保健福祉部、消防本部は、南筑後保健福祉環境事務所、医療機関等と連携し、災害時の医療救護が、その負傷の程度に応じて迅速かつ適確に実施されるよう、必要な体制の整備を推進する。

1 医療体制の整備

(1) 保健福祉環境事務所等との連携強化

災害時には、保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られる。そのため、必要な事項について、保健福祉環境事務所等と連絡調整を図る。

(2) 柳川山門医師会等との連携強化

災害拠点病院等が地域のサブセンターとして機能し、応急医療が実施される。そのため、柳川山門医師会、柳川山門歯科医師会、柳川薬剤師会等と、災害時の医療救護チームの編成や救護所への動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について連絡調整を図る。また、災害時の通信手段等の確保を図る。

(3) 救急救命士の養成

消防本部は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、柳川山門医師会及び医療機関等と連携し、救急救命士の行う救急医療の充実を図る。

(4) 長期的医療体制の整備

避難所や被災地を巡回する巡回医療やメンタルケア対策として、日頃から精神科医療活動を実施するための準備を推進する。

2 医薬品・医療資機材の準備

応急医療活動に必要な医薬品・医療資機材を確保するため、保健福祉環境事務所等と連携し、災害時の調達手段を講じておく。

第7 輸送体制の整備

1 緊急輸送道路の確保

総務部、建設部は、災害時の緊急輸送路を速やかに確保できるように、あらかじめ関係機関等と必要な体制の整備を推進する。

(1) 緊急輸送路の設定

県が指定する緊急輸送ネットワークを踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、市内の地区防災拠点等に送るための緊急輸送路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送路ネットワークを形成する。

■ 緊急輸送道路の指定目安

県が指定した緊急輸送道路及び市庁舎と、次の施設を結ぶ道路

- | | |
|-------------|-------------|
| ○ 市庁舎 | ○ 自衛隊駐屯地 |
| ○ 救護所設置予定場所 | ○ 臨時ヘリポート |
| ○ 搬送先病院 | ○ その他地域拠点施設 |

(2) 緊急輸送路の確保

緊急輸送を効果的に実施するために、平時から警察署と災害時緊急輸送路の確保について連携体制を整備しておく。

また、建設事業者団体と事前に協議し、道路の啓開作業に必要な資機材及び車両等を調達できるように協力体制を整備する。

(3) 緊急輸送道路の周知

建設部は、市民に対し、広報紙等により自家用車両使用の自粛、発災時の運転車両の措置方法等の啓発を図る。

2 車両、燃料等の調達体制の整備

総務部は、災害時の物資輸送を円滑に実施するため、運送業者や燃料業者等と協定を締結するなど、災害時の車両、燃料の調達体制を整備する。

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

総務部は、市有車両等災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

また、事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の返還、変更の申請を行う。

※ 資料編 2-17 市有車両一覧表

4 物資集配拠点の整備

物資集配拠点について、保管場所、輸送車両の進入ルート、駐車場所など使用方法について予め整理する。

5 臨時ヘリポートの指定

総務部は、災害時の自衛隊等のヘリコプターの発着場として、臨時ヘリポートを指定する。設置予定地として指定する施設については、施設管理者等の協力を得て、臨時ヘリポートの整備に努める。

※ 資料編 2-16 災害時における臨時ヘリポート一覧表

6 海上輸送の確保

総務部は、災害時の海上における緊急輸送を確保するため、あらかじめ漁業協同組合等と協定を締結するなど、救援用物資及び応急対策用資機材等を円滑に輸送できる協力体制の確立に努める。

また、発災後の漁港・港湾の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業団体との間で協定等を締結して、協力体制を整備する。

さらに、必要に応じ県、自衛隊及び第七管区海上保安本部等へ協力を依頼するなど、海上輸送の確保に努める。

第8 避難体制の整備

1 避難所等の整備

(1) 避難所の指定

避難所を第一次避難所と第二次避難所等に区分し、安全性、収容能力、近接性等を総合的に考慮し、適切な施設を指定する。

また、洪水に強い避難所が不足するため、近隣市町村との連携や区長、自主防災組織と協力して、民間施設からの候補施設選定に努める。

※ 資料編 2-9 広域避難地一覧表

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

■ 避難所の区分

第一次避難所	○ 地域住民が自主的に避難する施設
第二次避難所	○ 市から避難指示等があった時に、地域住民が避難する施設 ○ 災害が長期化した時の、仮設住宅等への移転までの生活場所
福祉避難所	○ 援護・介護が必要な高齢者、障がい者等を優先的に受け入れる施設 ○ 施設がバリアフリー化され、保健師等を配置する施設
広域避難地	○ 延焼火災等からの一時的避難場所 ○ 応援部隊や救援物資の拠点、仮設住宅建設候補地 ○ 平常時の防災訓練の場所、備蓄基地
緊急避難場所 (避難ビル)	○ 水害等の時に、緊急に高所へ一時的に避難する施設 ○ ビル等の民間建物を対象に協定を結び指定する施設 (民間施設においては、施設入口に一時避難施設標識を掲示)
福祉避難施設	○ 民間の特別養護老人ホームを対象に協定を結び指定する施設 (市が災害時、避難行動要支援者の受け入れを依頼する施設)

■ 避難所の整備・点検項目

○ 人、輸送用車両のアクセスの容易さ
○ 分かりやすい施設
○ 危険物施設等の有無
○ 津波・浸水等の被害の危険性
○ 施設の耐震性及び避難経路の安全性
○ 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）
○ 冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況

(2) 避難所機能の整備

大規模災害の発生時には、避難所については老若男女が長期にわたって使用することも予想される。このため、避難所施設の耐震化等安全性の向上とともに、地域の防災拠点、生活の場とし

ての機能を整備する。

■ 避難所機能の整備項目

- 災害対策本部と相互連絡を行うための通信機器の設備
- 避難所における救護設備
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に適した避難生活の環境を良好に保つための仮設トイレ、段ボールベッド、パーティション、マット等の整備
- 避難生活の長期化、障害者等の避難行動要支援者に対応するための設備
- 備蓄倉庫及び備蓄
- 飲料水兼用耐震性貯水槽等

(3) 福祉避難所の確保

避難所や在宅で介護等が困難な避難行動要支援者用の避難所として、福祉避難所を確保する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。更に大規模災害に備えた広域避難体制の構築を図る。

また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際の受入れ対象者は要配慮者（家族等も受け入れ対象）とすることを告示（R3.10.20）している。

更に、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画を作成し要配慮者が避難が必要となった際に、福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

(4) 医療介護福祉避難所の指定

災害時に医療・介護等の必要な応急支援を要請するため、医療機関及び社会福祉施設等とあらかじめ協定を結び、医療介護福祉避難所として指定するものとする。

※ 資料編 2-12 福祉施設一覧表

※ 資料編 2-14 医療機関一覧表

(5) 緊急避難場所（避難ビル）の指定

水害等（洪水、高潮、津波）の時に、緊急に高所へ一時的に避難する施設として、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するため、避難ビル等の指定を積極的に行う。また、避難ビル等の管理者と災害時の屋上の鍵の開錠等必要な事項について協議する。

※ 資料編 2-11 緊急避難場所一覧表

(6) 広域避難体制の整備

指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時避難滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

2 避難路の整備

建設部は、地域住民や通勤者等の安全な避難を確保するため、主要幹線道路及び生活関連道路等について、避難路の整備に努める。

■ 避難路の整備項目

- 広い幅員を確保し、歩道の整備に努める。
- 危険な重量塀・ブロック塀の倒壊、看板等の落下物の除去等について周知し、避難路沿道の安全化に努める。
- 避難誘導標識を設置する。

3 避難体制の整備

総務部、教育部は、施設管理者と協力し、避難マニュアルを作成し、自主的に避難誘導ができるような体制づくりを推進する。その場合、地域の住民組織及び事業所との連携がとれるようにする。

(1) 避難指示等の判断・伝達方法の整備

避難指示高齢者等避難（避難行動要支援者避難）情報等について、「避難指示等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」を指針として、県、气象台、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル整備に努める。

また、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、一般住民に対して早めの避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難の伝達体制整備に努める。

(2) 安全な避難誘導體制の確立

市、消防団、自主防災組織は、安全な避難誘導體制を整える。

特に、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援マニュアルの作成等により避難誘導體制の整備に努める。

■ 避難誘導體制の検討事項

- 市民や観光客等への避難情報の伝達体制
- 高齢者等の避難行動要支援者避難支援マニュアルの整備
- 安全な避難誘導のため、自主防災組織、関係機関等との応援協力体制
- 避難誘導方法について広報・防災訓練・地域の話し合い等を通じて住民の理解

(3) 避難所運営組織の育成

災害時に避難所自治組織を設立し、住民等による自主運営体制を確立するため、あらかじめ自主防災組織等と協力して共通認識を深めておく。

また、女性連絡協議会等災害ボランティア団体に災害時の避難所運営の支援体制について協力関係を図る。

(4) 施設管理体制の整備

市及び避難所の施設管理者は、自主防災組織と連携し、避難所の開設・運営訓練を実施する。

また、避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行うとともに、各避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努める。なお、民間施設の避難所の管理者に対しても可能な範囲において協力

を求める。

■ 避難所開設・運営に関する事項

- 門・建物の鍵等の管理を施設管理者、市、地域代表の間で明確化し、施設管理体制を整備する。
- 避難者カード等、避難所運営に必要な書類を整備する。

4 避難所の周知

災害時に的確な避難が行われるよう、地域住民に対し、広報紙への掲載、防災マップの配布、誘導標識の設置、避難訓練等を通じて、避難所の周知に努める。

第9 要配慮者安全確保体制の整備

総務部、保健福祉部及び教育部は、避難行動要支援者（災害に対応する能力が弱い者）が災害発生時に犠牲になるケースが多く見受けられることから、避難行動要支援者の安全確保に一層努めるものとする。

また、避難行動要支援者への避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための必要な措置（以下「避難者支援等」という。）及び個別避難計画に基づき、避難者行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるよう努める。

1 社会福祉施設等に対する対策

(1) 施設の整備

市は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための、防災設備等の整備を促進する。

社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

また、ライフライン等の停止に備え、入所者の最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品等の備蓄を行う。

(2) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者を指導、支援し、災害時の避難行動要支援者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設等との連携を図り、避難行動要支援者の安全確保に関する協力体制を整備する。

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の避難確保計画を作成する。また、浸水想定区域内に所在する施設の管理者は、市へ避難確保計画の報告を行う。

更には、施設相互間、近隣住民等との連携を密にし、災害時に協力が得られるような体制づくりを行う。

(3) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力、及び社会福祉施設等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者に対し、災害知識や災害時の行動に関する理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた防災訓練を実施する。

市は、福祉施設、病院等に対し、防火指導や防災訓練等について指導するなど支援を行う。

2 幼稚園等対策

幼稚園・保育園の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難確保計画を作成し、避難訓練等の防災訓練を計画的に実施する。また、浸水想定区域内に所在する施設の管理責任者は、市へ避難確保計画の報告を行う。

3 避難行動要支援者に対する対策

(1) 避難行動要支援者情報の収集

民生委員・児童委員、行政区長、地区社会福祉協議会等地域で相互扶助活動を行う関係者は、日頃の見守り活動や地域活動を通じて、プライバシーに配慮しつつ、災害時に迅速な対応がとれるよう、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の把握に努める。

情報の収集に当たっては、民生委員・児童委員及び行政区長等の訪問活動等により説明を行い、避難行動要支援者本人の同意を得る。また、広報での制度の周知により、本人又は家族等からの申出を呼びかける。

更に、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。また、社会情勢に適応すべく必要に応じて更新し、適切な管理に努める。

(2) 避難行動要支援者情報の整備手順

福祉課は、避難行動要支援者の対象者を把握し、本人に避難行動要支援者台帳への情報の掲載と活用の同意を得て、行政区毎に台帳の整備を行う。

(3) 台帳に掲載する対象者

本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当するものとする。

- ① 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯に属する者
- ② 介護保険法に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者
- ③ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- ④ 療育手帳Aの交付を受けている者
- ⑤ 精神障害者福祉手帳1級の交付を受けている者
- ⑥ 難病医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている者
- ⑦ 行政区長、民生・児童委員が特に支援の必要を認めた者
- ⑧ 自ら名簿への掲載を求める者で、市が認めた者

(4) 掲載する情報

掲載する主な情報は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 性別

- ③ 生年月日
- ④ 住所
- ⑤ 行政区
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 避難行動要支援者の対象区分

(5) 避難行動要支援者台帳の提供

作成された避難行動要支援者台帳は、福祉課で原本を保管し、同意されたものは、在宅介護支援センター、地区社会福祉協議会、自主防災組織、柳川警察署、柳川市消防団、民生委員児童委員、行政区長、市の関係部署にあつては対象地域の避難行動要支援者台帳（写し）を提供する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法を根拠として、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者台帳（写し）を提供する。

(6) 個人情報の厳格な管理

避難行動要支援者台帳には、避難行動要支援者についての個人情報が掲載されており、作成・管理に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図るなど、個人情報保護条例等を遵守した管理方法を講じ、避難行動要支援者のプライバシー保護に十分留意する。

(7) 個別避難計画の作成・利用・提供

市長は総務部や保健福祉部などの関係部局の連携の下、医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものととなるよう、必要に応じて更新する。

① 個別避難計画の記載又は記録事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 行政区
- カ 電話番号
- キ 避難の支援を必要とする事由
- ク 避難支援関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡柵先
- ケ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- コ その他避難支援等の実施に関し必要な事項

② 情報の収集

- ア 市長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外

の目的のために内部で利用することができる。

イ 市長は、個別避難計画の作成に必要ながあると認めるときは、県知事その他の者に対して避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

③ 個別避難計画情報の利用

市長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

④ 個別避難計画情報の提供

ア 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者当」という。）の同意が得られない場合は、この限りではない。

イ 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認められるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

⑤ 個別避難計画情報を提供する場合における配慮

市長は、④により、個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対し個別避難計画情報の漏洩の防止について必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護することに必要な措置を講ずるよう努める。

⑥ 秘密保持義務

④により、個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

⑦ 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮に努める。

(8) 避難行動要支援者情報の更新等

避難行動要支援者台帳配備後、掲載された情報について定期的に確認を行い台帳の更新を行う。また、申出があれば台帳への掲載を随時受付ける。

(9) 避難行動要支援者への情報伝達

災害時に緊急かつ着実な避難情報等の伝達が行われるよう、防災行政無線（個別受信機）

や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メール等を活用するなど多様な情報伝達手段を確保する。

(10) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援については、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、避難支援等関係者は安全の確保に十分配慮し、可能な範囲で避難支援を行うものである。

(11) 避難行動要支援者支援体制の整備

自主防災組織の防災活動等の協力を得て、避難行動要支援者への避難支援者（地域の協力員等）を決め、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難の支援体制づくりを行う。

4 外国人に対する防災教育、訓練等

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

地域内で生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。

また、避難場所標識や避難場所案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化（平成13年度に消防庁に設置された「避難標識に関する調査検討委員会」により提言されたマーク、国土交通省河川局「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」平成18年7月）に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

また、県、国際交流センター、国際交流協会及びFM放送局等と協力して、地域内で生活する外国人に対する災害時の情報提供体制の整備を推進する。

第10 給水体制の整備

水道事業者（上下水道課）は、災害による水の供給被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

1 水の確保

水道施設の耐震化や緊急遮断弁等の整備を行い、災害時の水を確保する。

2 給水体制の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制の整備充実を図るとともに、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、マニュアル等の充実を図る。

また、水道工事業者等との協力体制を確立し、停電を想定し、九州電力と非常用発電機車の提供について協定しておく。

3 家庭における備蓄の促進

市民、事業所等に対して、広報紙、防災パンフレット等により、災害への対策、対策の諸活動や平常時から3日分(3日分/人・日)の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の備蓄を奨励、指導する。

第11 災害備蓄物資等供給体制の整備

総務部は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制を整備する。

1 備蓄倉庫及び物資の整備

災害に備えて、市民の備蓄を補完するため、地震被害想定における最大避難者数を基準(風水害時については、住民の持参を原則とする。)に、物資の備蓄計画にあたり、乳幼児・女性・高齢者等を対象とした物品を考慮して備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の避難行動要支援者を重視する。

2 流通備蓄の確保

災害時の物資等の確保のため、在庫の優先的供給を受けるなど、協力業務の内容、協力方法等について関係団体(農業協同組合等)・企業等(卸センター、食料品取扱店等)と協議し、協定締結の促進に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める

3 家庭、事業所等の備蓄の推進

市民、事業所等に対し、広報活動を通じて、平時から3日分の食糧、飲料水、生活物資の備蓄を奨励、指導する。

第12 防疫・清掃体制の整備

1 防疫体制の整備

市民部、保健福祉部は、災害の被災地域や避難所等において、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫体制を整備するとともに、保健師等の資質の向上のため、研修等を行う。

また、消毒資機材を備蓄するとともに、薬品業者等と連携し、消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。

2 し尿、ごみ、がれきの処理体制の整備

市民部は、災害が発生した場合に、災害廃棄物の処理を迅速かつ的確に実施するため、大規模な地震、洪水を想定した災害廃棄物処理計画を整備する。

なお、処理計画においては、過去の実績を十分踏まえるものとする。

(1) 仮設トイレの確保

災害時に浄化槽や下水道施設の被災によりトイレが使用できなくなった地域において、仮設トイレを設置するため、仮設トイレの備蓄や業者等から確保できる体制を確保する。

(2) ごみ・がれき処理体制の整備

災害時に大量に発生するごみ・がれきを処理するために必要な人員、資機材の確保等、収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量のごみ・がれきの仮置場等の確立を推進する。

(3) 応援協力体制の整備

し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する業者や、応援を求める業者、団体等と協定を締結するなど、応援協力体制を整備する。

また、し尿・がれきの処理については、処理施設を有する他市町村との協力体制を整備する。

第13 住宅の確保体制の整備

建設部は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

1 空家住宅の確保体制の整備

公営住宅の空家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努める。

2 応急仮設住宅の供給体制等の整備

応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定し、建設候補地台帳を作成する等、供給体制の整備に努める。

第14 国土（地籍）調査事業の推進

建設部は、災害が発生した場合、道路の復旧及び上下水道等のライフラインの復旧が急務となる。国土（地籍）調査を実施していない地域では、災害復旧にあたり、まず土地の境界の確認を実施することになり、災害復旧事業の遅れに繋がるおそれがあり、速やかな災害復旧事業の着手及び住民の土地資産を確保するため、地籍調査事業未完了地域の早期事業着手を推進し、地籍の明確化を図る。

第3章 風水害応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 気象情報等の収集伝達
- 第3節 被害情報等の収集伝達
- 第4節 災害広報・広聴活動
- 第5節 応援要請
- 第6節 災害救助法の適用
- 第7節 救助・救急・消防活動
- 第8節 医療救護活動
- 第9節 交通・輸送対策
- 第10節 避難対策
- 第11節 要配慮者の支援
- 第12節 生活救援活動
- 第13節 住宅対策
- 第14節 防疫・清掃活動
- 第15節 遺体の処理・埋葬
- 第16節 文教対策
- 第17節 公共施設等の応急対策
- 第18節 災害警備

本章は、風水害時に市及び防災関係機関が実施する様々な対策について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、被害の発生が予想される場合、及び災害が発生した場合を想定して、災害警戒又は発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	災害警戒又は発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

第3章 風水害応急対策計画

第1節 応急活動体制	73
第1 職員の動員配備	73
第2 警戒活動	75
第3 災害警戒本部の設置	75
第4 災害対策本部の設置	76
第5 災害対策本部の運営	78
第2節 気象情報等の収集伝達	85
第1 情報管理体制の整備	85
第2 気象情報、河川情報等の監視	87
第3 気象情報の収集伝達	89
第4 洪水予報の収集伝達	90
第5 水防警報の収集伝達	92
第6 異常現象発見時における措置	96
第3節 被害情報等の収集伝達	97
第1 警戒活動	97
第2 初期情報の収集	100
第3 被害調査	101
第4 災害情報のとりまとめ	103
第5 県、関係機関への報告、通知	103
第6 国への報告	105
第4節 災害広報・広聴活動	106
第1 災害広報	106
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	107
第3 広聴活動	108
第5節 応援要請	109
第1 自衛隊派遣要請依頼等	109
第2 広域応援派遣要請	111
第3 要員の確保	114
第4 ボランティアの受入・支援	117
第5 海外からの支援の受入れ	119
第6節 災害救助法の適用	120
第1 災害救助法の適用申請	120
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告	121
第7節 救助・救急・消防活動	122
第1 行方不明者の捜索	122
第2 救助活動の実施	122
第3 救急活動の実施	123
第4 消防活動の実施	124
第8節 医療救護活動	126
第1 医療救護チームの編成	126
第2 医療救護所の設置	127
第3 医療救護活動	127
第4 後方医療機関の確保	128
第5 医薬品、医療資機材等の確保	129
第6 被災者の健康と衛生状態の管理	129
第7 心のケア対策	130
第9節 交通・輸送対策	131
第1 交通情報の収集、道路規制	131
第2 道路及び海上交通の確保	133

3章 風水害応急対策計画 目次

第3	車両等、燃料の確保、配車	133
第4	緊急通行車両の確認申請	134
第5	緊急輸送	135
第6	物資集配拠点の設置	135
第7	臨時ヘリポートの設置	135
第10節	避難対策	136
第1	避難の指示	136
第2	警戒区域の設定	140
第3	避難誘導	142
第4	指定避難所の開設	143
第5	指定避難所の運営	144
第6	旅行者、滞在者の安全確保	147
第11節	要配慮者の支援	149
第1	安全確保、安否確認	149
第2	避難所での応急支援	150
第3	福祉避難所等の確保、移送	151
第4	避難行動要支援者への各種支援	151
第5	福祉仮設住宅の供給	151
第6	福祉仮設住宅での支援	152
第7	外国人への情報伝達等	152
第12節	生活救援活動	153
第1	飲料水の確保、供給	153
第2	食糧の確保、供給	155
第3	炊き出しの実施	156
第4	生活物資の確保、供給	157
第5	救援物資の受入れ等	158
第6	物資の受入れ、仕分け等	158
第13節	住宅対策	159
第1	応急仮設住宅の建設等	159
第2	応急仮設住宅の入居者選定	160
第3	空家住宅への対応	160
第4	被災住宅の応急修理	161
第14節	防疫・清掃活動	162
第1	食品の衛生対策	162
第2	防疫活動	162
第3	有害物資の漏洩等防止	163
第4	し尿の処理	163
第5	清掃	164
第6	障害物の除去	165
第7	動物の保護、収容	167
第15節	遺体の処理・埋葬	168
第1	遺体の捜索	168
第2	遺体の処理、検案	169
第3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	169
第4	遺体の埋葬	170
第16節	文教対策	171
第1	幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	171
第2	応急教育	172
第3	保育所児童の安全確保、安否確認	173
第4	応急保育	174
第5	文化財対策	174

第17節	公共施設等の応急対策	175
第1	上水道施設	175
第2	下水道施設	176
第3	電気施設	176
第4	ガス施設	177
第5	通信施設	177
第6	道路施設	178
第7	河川、水路	178
第8	漁港・港湾・海岸	179
第9	鉄道施設	179
第10	その他の公共施設	180
第18節	災害警備	181
第1	防犯活動への協力	181

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 職員の動員配備	●			総務対策部 、各対策部
第2 警戒活動	●			総務対策部総務課
第3 災害警戒本部の設置	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部
第4 災害対策本部の設置	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部
第5 災害対策本部の運営	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【風水害】

配備	配備基準	活動内容	配備要員
注意配備	○ 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表された場合 ○ その他総務課長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集、警戒	総務課 〔防災担当職員〕
警戒配備 (警戒本部)	○ 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合 ○ その他総務部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集・伝達、警戒 ・連絡調整 ・河川警戒水位の対応	警戒活動及び災対本部準備職員 約10%の職員 ※消防本部、消防団
第1配備 (災対本部)	○ 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、或いは、市内の一部に被害が発生した場合 ○ その他本部長が必要と認めるとき	・気象情報等の収集 ・伝達、警戒 ・連絡調整 ・市内巡廻 ・被害調査 ・局所的な応急対策活動 ・河川特別警戒水位の対応	本部会議全員 約25%の職員 ※消防本部、消防団
第2配備 (災対本部)	○ 市内の数箇所被害が発生する恐れがある場合、或いは発生した場合 ○ その他本部長が必要と認めるとき	・応急対策活動	約半数の職員 ※消防本部、消防団
第3配備 (災対本部)	○ 市内の全域に被害が発生する恐れがある場合、或いは発生した場合 ○ その他本部長が必要と認めるとき	・応急対策活動	職員全員 ※消防本部、消防団

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※ 市職員への動員指令は、一斉連絡システムにて行う。

※ 市職員は、マスコミ報道、県防災メール・まもるくん等から警報情報等を得、可能な限り自宅待機する。

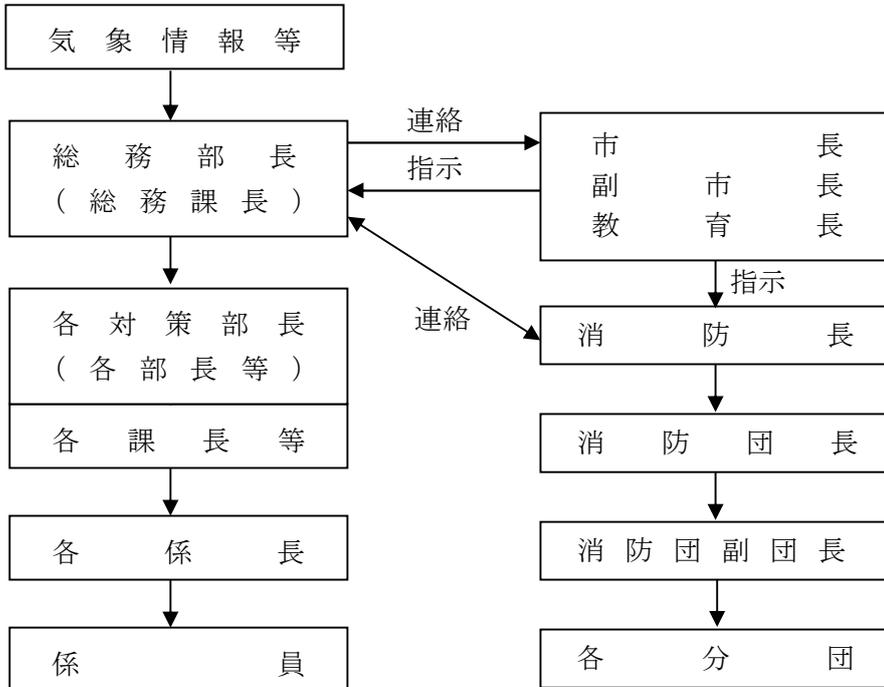
※ 出動予定者は、各課等で予め決めておく。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じ防災担当職員が参集する。また、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、当該職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■ 動員指令の系統



※市職員への動員指令は、一斉連絡システムにて行う。

3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

なお、災害現場及び地域対策支部等に直行する指示を受けた場合は、この限りでない。

4 参集の報告

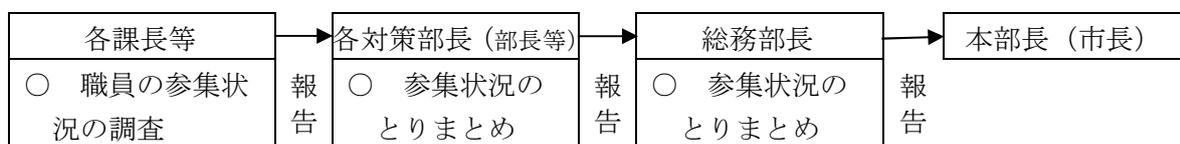
参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部）でとり集めた後、本部（総務課）に報告する。

※ 別途様式 1-1 参集記録票

※ 別途様式 1-2 参集途上の被災状況記録票

※ 別途様式 1-3 職員動員要請書

■ 参集報告の系統



5 職員の動員要請

各対策部長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とするとき、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各対策部長から職員動員要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

※ 別途様式 1-4 職員動員要請書

第2 警戒活動

1 警戒活動

総務課長は、災害警戒本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、防災担当職員（総務課）を注意配備として配備する。

■ 注意配備の設置基準

- 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表されたとき
- その他総務課長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

風水害等警戒体制として、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■ 活動内容

- 気象情報等の収集、警戒
- 洪水予警報等の情報収集、警戒

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、風水害警戒配備体制として各対策部（各班）の担当職員を配備する。

■ 災害警戒本部の設置基準

- 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表され、被害の発生が予想される場合
- その他総務部長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■ 代行順位

第1順位	建設部長	第2順位	総務課長	第3順位	建設課長
------	------	------	------	------	------

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■ 活動内容

- 気象情報等の収集・伝達、警戒
- 連絡調整
- 河川警戒水位の対応
- 水害等に関する情報収集、警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害応急対策に備えるため又は災害応急対策を実施するため必要と認められるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。

※ 資料編 4-4 柳川市災害対策本部条例

■ 災害対策本部の設置基準

- 柳川市に、大雨、洪水、暴風、高潮、大雪等の警報が発表され、被害発生の可能性が高くなった場合、或いは、市内の一部に被害が発生した場合
- 台風の進路にあり被害が予想される場合で、市長が必要と認めるとき
- その他、市長が必要と認めたとき

■ 災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、柳川庁舎内庁議室に置く。
- 柳川庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次のいずれかの施設に本部を移設する。

三橋庁舎	大和庁舎	消防本部
------	------	------

2 地域対策支部（大和庁舎、三橋庁舎）

地域対策支部（以下「支部」という。）は、所管区域内の被害や避難者の状況等の災害情報を把握し、災害対策本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

大和庁舎長及び三橋庁舎長は、支部に、事前指名された支部担当職員及び交通途絶等により非常参集した職員等を配備し、その機能をより強化する。

なお、初期活動がおおむね完了したとき、又は適当と認めたときは、支部担当職員等は本来の

所属部署に戻り、地域対策支部は廃止する。

■ 地域対策支部の活動内容

- 所管区域内の住民組織（自主防災組織等）との連絡
- 所管区域内の災害情報のとりまとめ
- 所管区域内の災害広報
- 所管区域内の被災者相談
- その他応急対策に必要なこと

3 現地災害対策本部

本部長（市長）は、必要に応じて、現地災害対策本部を設置・廃止する。

ただし、副市長は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに市長に通知する。

■ 設置基準

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長又は庁舎長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
- 現地の災害応急対策が概ね終了したとき、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが消滅したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地本部の本部長及び本部員は、災害対策本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

(2) 災害対策に係る現地本部長の行為

現地本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に通知する。

■ 現地本部長の行為

- 高齢者等避難の発表
- 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

4 災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が消滅したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■ 設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、パソコンによる情報交換やインターネットによる情報発信、一斉連絡システムによる携帯電話への連絡等
関係機関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話等
市民等	○ 防災行政無線、広報車、県防災メール・まもるくん、災害情報発信システム、報道機関等
報道機関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

1 設置、指揮の権限

災害対策本部の設置及び指揮は、市長が行う。

市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。

■ 代行順位

第1順位	副市長	第2順位	総務部長	第3順位	建設部長
------	-----	------	------	------	------

2 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織、役割は、次のとおりである。

ただし、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■ 組織、役割

本部長	市長	○ 災害対策本部の事務を総理し、所属の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長	○ 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部長付	教育長 消防長、消防団長	○ 本部長と連携し、市の応急対策活動に協力する。
本部員	各部長、課長等のうちから本部長が定める。	○ 本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 ○ 本部長の命を受け、班の事務を処理する。
本部連絡員	対策部のうちから本部長が定める。	○ 各対策部と連携し、災害対策本部の事務連絡等に従事する。
班員	本部長が定める。	○ 上司の命を受け、災害対策事務に従事する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「■柳川市災害対策本部組織図」に示す。

■ 柳川市災害対策本部組織図

柳川市防災会議	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長 (三橋庁舎駐在) 消防団長
本部員 <警戒本部>	総務部長 (本部統括部長、警戒本部長) 消防長 議会事務局長 (総務部長付) 会計管理者 (総務部長付) 市民部長 保健福祉部長 建設部長 産業経済部長 (大和庁舎駐在) 教育部長 (三橋庁舎駐在) 大和庁舎長 (大和庁舎駐在) 三橋庁舎長 (三橋庁舎駐在) 総務課長
本部連絡員	本部長が定めるもの

所在	
柳川	柳川庁舎
大和	大和庁舎
三橋	三橋庁舎
他	その他

※ 災对本部の本部員及び消防団長は、総務部長を警戒本部長として、災害警戒本部を組織する。

対策部(部長)	班(班長)	平常時課室等	所在
総務対策部 (総務部長)	総務班 (総務課長)	総務課(選管事務局含む)	柳川
		人事秘書課	柳川
		企画課	柳川
		DX推進課	柳川
		財政課	柳川
		会計課 議会事務局	柳川
市民対策部 (市民部長)	市民班 (市民課長)	税務課	柳川
	衛生班 (生活環境課長)	市民課	柳川
保健福祉対策部 (保健福祉部長)	救護班 (福祉課長)	生活環境課	柳川
		福祉課	柳川
		生活支援課	柳川
		子育て支援課	柳川
		人権・同和对策室	柳川
		健康づくり課 柳川総合保健福祉センター	柳川 他
建設対策部 (建設部長)	建設班 (建設課長)	建設課	柳川
		都市計画課 国土調査課	柳川 三橋
	上下水道班 (上下水道課長)	上下水道課	柳川
産業経済対策部 (産業経済部長)	産業経済班 (農政課長)	農政課	大和
		水路課	大和
		水産振興課	大和
		商工・ブランド振興課	大和
		企業誘致推進課	大和
		観光課	柳川
		農業委員会事務局	大和
文教対策部 (教育部長)	文教班 (学校教育課長)	学校教育課	三橋
		生涯学習課	三橋
		人権・同和教育推進室	三橋
		監査委員事務局	三橋
		図書館	他
		学校給食共同調理場	他
地域対策支部 (大和庁舎長) (三橋庁舎長)	大和班 (市民サービス課長)	市民サービス課	大和
	三橋班 (市民サービス課長)	市民サービス課	三橋
消防本部対策部 (消防長)	消防本部班 (消防署長)	総務課	他
		予防課	他
		警防課	他
		消防署 東部出張所	他 他
消防団対策部 (消防団長)	消防班 (消防副団長)	消防団本部	他
		消防団分団	他
災害ボランティアセンター		柳川市社会福祉協議会	

3 本部会議

本部長は、必要に応じて本部会議を開催し、活動方針の決定等を行う。

■ 本部会議の概要

本部会議の開催時期	○ 災害対策本部設置後 ○ その他本部長が必要と認めたとき
本部会議の構成員	○ 災害対策本部の組織図を参照
事務局	○ 総務課
協議事項	○ 被害状況の把握 ○ 応急対策活動の調整 ○ 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止 ○ 自衛隊、県、他市町村及び関係機関等への応援要請 ○ 警戒区域の設定、避難の指示 ○ 災害救助法の適用 ○ 応急対策に要する予算及び資金 ○ 国、県等への要望及び陳情 ○ その他災害対策の重要事項

4 関係機関連絡室の設置

必要に応じて、自衛隊、警察署、ライフライン機関等で構成する連絡室を庁舎内に設置し、災害対策本部との連携を図る。

5 災害対策本部の表示

(1) 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

※ 別途様式 1-5 腕章

(2) 標旗等

災害対策業務に使用する車両には、本部の標旗等を掲示する。

※ 別途様式 1-6 自動車標旗

(3) 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板を掲示する。

■ 主な災害対策拠点の種類

○ 災害対策本部	○ 応援部隊集結地	○ 福祉避難所
○ 地域対策支部	○ 救護所	○ 遺体安置所
○ 現地災害対策本部	○ 災害対応病院（市指定）	○ 給水所
○ プレスセンター	○ 臨時ヘリポート	○ 物資集積拠点
○ 災害相談窓口	○ 避難所	○ ボランティアセンター

6 分掌事務

災害対策本部の分掌事務は、「■柳川市災害対策本部の分掌事務（班別）」のとおりである。
なお、被害状況に応じて柔軟な対応をとるため、本部長の命により変更されることがある。

■ 柳川市災害対策本部の分掌事務（班別） その1

対策班	所 属		時期区分			分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。	主幹課・係	
			初 動	応 急	復 旧			
総務班	総務部	総務課	●			職員の動員調整、総合連絡統制	人事秘書課	
		(選管事務局含む)	●			災害対策本部の設置、廃止、庶務	総務課	
		人事秘書課	●			本部会議の開催	総務課	
		企画課	●			対策本部との連絡調整、活動状況のとりまとめ	総務課	
		DX推進課	●			災害応急対策全般の調整	総務課	
		財政課	●			議員との連絡調整	議会事務局	
		会計課		●		公共施設、公共空地の利用調整	財政課	
		議会	議会事務局			●	見舞者等への応接、秘書	人事秘書課
						●	災害応急対策に関する財政措置	財政課
				●			気象情報、地震情報等の収集伝達	総務課
				●			洪水予警報、水防警報の収集伝達	総務課
				●			水害の警戒活動	総務課
				●			土砂災害の警戒活動	総務課
				●			県、関係機関との災害情報の交換	総務課
				●			住民組織（自主防災組織等）との連絡	総務課
	●					本部長指示による被災地の現地調査	総務課	
	●					市域の災害情報のとりまとめ	総務課	
	●					県、国、関係機関への災害情報の報告、通知	総務課	
	●					市域の災害広報	企画課	
	●					災害に関する写真、ビデオ等による記録	企画課	
	●					報道機関への協力要請、報道対応	企画課	
	●					相談窓口の設置	人事秘書課	
	●					自衛隊派遣要請、受け入れ、連絡調整	総務課	
	●					県、他市町村への応援要請、連絡調整	総務・人事課	
	○					災害救助法の適用	総務課	
			○	災害救助費関係資料の作成、報告	総務課			
	●			車両、燃料の確保、配車	財政課			
	●			緊急通行車両の確認申請	財政課			
	●			臨時ヘリポートの設置	総務課			
	●			避難の指示	総務課			
	●			警戒区域の設定	総務課			
	●			市指定避難所の開設	人事秘書課			
		●		避難所の運営	総務・人事課			
●			食糧の確保、供給	財政・企画課・DX推進課				
	●		職員の給食	人事秘書課				
●			生活物資の確保、供給	会計・企画課・DX推進課				
	●		救援物資の受け入れ等	会計・企画課・DX推進課				
	●		職員の衛生管理	人事秘書課				
		○	応急仮設住宅の入居者選定	総務課				
市民班	市民部	税務課	●			行方不明者名簿の作成	市民課	
		市民課	●			食糧、生活物資、資機材等の緊急輸送	税務課	
				●		物資集配拠点の設置	市民課	
				●		避難誘導	税務課	
				○		避難所の運営	税務課	
			●			炊き出しの実施	市民課	
			●			物資の受け入れ、仕分け等	税務課	
			●			民間建物等の被害調査	税務課	
衛生班	市民部	生活環境課		●		食品の衛生対策	生活環境課	
				●		被災地の防疫	生活環境課	
		●				有害物質の漏洩等防止	生活環境課	
		●				仮設トイレの設置	生活環境課	
			●			し尿の処理	生活環境課	
			●			生活ごみ、粗大ごみの処理	生活環境課	
				●		がれきの処理	生活環境課	
			●			動物の保護、収容	生活環境課	

■ 柳川市災害対策本部の分掌事務（班別） その2

対策班	所 属		時期区分			分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。	主幹課・係	
			初 動	応 急	復 旧			
救護班	保健福祉部	福祉課 生活支援課 子育て支援課 人権・同和対策室 健康づくり課 柳川総合保健福祉センター	●			ボランティアの活動支援	福祉課	
			○			救急活動	健康づくり課	
			●			医療救護所の設置	健康づくり課	
			●			保健福祉環境事務所への医療救護の派遣要請、連絡調整	健康づくり課	
			●			医療救護活動	健康づくり課	
			●			医薬品、資機材の確保	健康づくり課	
				●		被災者の健康と衛生状態の管理	健康づくり課	
				○		職員の衛生管理	健康づくり課	
					●	心のケア対策	健康づくり課	
			●			避難誘導	福祉課	
			●			避難行動要支援者の安全確保、安否確認	福祉課	
				●		避難所の避難行動要支援者に対する応急支援	福祉課	
				●		福祉避難所等の確保、避難行動要支援者の移送	福祉課	
					●	避難行動要支援者への各種支援	福祉課	
					○	福祉仮設住宅の供給	生活支援課	
					●	避難行動要支援者への福祉仮設住宅での支援	福祉課	
			●			相談窓口の設置	福祉課	
			●			災害救助法の適用	福祉課	
					●	災害救助費関係資料の作成、報告	福祉課	
					○	応急仮設住宅の入居者選定	生活支援課	
					●	被災地の防疫	健康づくり課	
			●			納棺用品等の確保	生活支援課	
			●			遺体の処理、検案	生活支援課	
			●			遺体の収容、安置	生活支援課	
					●	遺体の埋葬	生活支援課	
			●			保育所児童の安全確保、安否確認	子育て支援課	
		●	応急保育	子育て支援課				
建設班	建設部	建設課 都市計画課 国土調査課	●			水害の警戒活動	建設課・維持係	
			●			土砂災害の警戒活動	建設課・維持係	
				●		民間建物等の被害調査	建設課・建築係	
			●			交通情報の収集、道路規制	建設課・維持係	
			●			道路交通の確保	建設課・維持係	
					●	福祉仮設住宅の供給	建設課・住宅管理係	
				●		被災建築物の応急危険度判定	建設課・建築係	
				●		被災宅地の危険度判定	建設課・建築係	
					●	応急仮設住宅の建設等	建設課・建築係	
					●	応急仮設住宅の入居者選定	建設課・住宅管理係	
					●	空屋住宅への対応	建設課・住宅管理係	
					●	被災住宅の応急修理	建設課・住宅管理係	
			●			住家、河川等の障害物の除去	建設課・維持、河川係	
			●			道路の警戒活動	建設課・維持係	
上下水道班		上下水道課	●			水害の警戒活動	上下水道課	
			●			給水需要の調査	上下水道課	
			●			飲料水の確保、供給	上下水道課	
			●			水道施設の応急対策	上下水道課	
			●			污水管渠、汚水処理施設の応急対策	上下水道課	
産業経済班	産業経済部	農政課 水路課 水産振興課 商工・ブランド振興課 企業誘致推進課 観光課	●			水害の警戒活動	水路・農政課	
			●			土砂災害の警戒活動	水路課	
			●			海上交通情報の収集	水産振興課	
			●			海上交通の確保	水産振興課	
			●			旅行者、滞在者の安全確保	観光課	
	農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会事務局	●			住家、河川等の障害物の除去	水産・水路課
					●		家畜の防疫	農政課
					●		動物の保護、収容	農政課
				●			堤防、水路の応急修理	水路課
				●				

■ 柳川市災害対策本部の分掌事務（班別） その3

対策班	所 属		時期区分			分 掌 事 務 ※以下に示す事項は主たる事務である。	主幹課・係
			初 動	応 急	復 旧		
文教班	教育部 監査委員	学校教育課 生涯学習課 人権・同和教育推進室 図書館 学校給食共同調理場 監査委員事務局	○			臨時ヘリポートの設置	学校教育課
			●			避難誘導	図書館・監査事務局
				○		避難所の運営	生涯・学校・人権
				●		炊き出しの実施	学校給食調理場
			●			幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	学校教育課
					●	応急教育	学校教育課
					●	文化財対策	生涯学習課
大和班 三橋班	大和庁舎 三橋庁舎	市民サービス課	○			災害応急対策全般の調整	総務地域係
			○			水害の警戒活動	総務地域係
			○			土砂災害の警戒活動	総務地域係
			○			住民組織（自主防災組織等）との連絡	市民係(戸籍)
			○			本部長指示による被災地の現地調査	総務地域係
			○			市域の災害情報のとりまとめ	市民係(戸籍)
			●			相談窓口の設置	総務地域係
			●			行方不明者名簿の作成	市民係(戸籍)
			●			避難誘導	市民係(税)
				○		避難所の運営	市民係(税)
				●		遺体の埋葬許可書の発行	市民係(税)
消防本部班	消防本部	総務課 予防課 警防課 通信指令室 消防署 東部出張所	○			洪水予警報、水防警報の収集伝達	消防本部
			●			消防応援の要請、受け入れ、連絡調整	消防本部
			●			行方不明者名簿の作成	消防本部
			●			行方不明者の捜索	消防本部
			●			救助活動	消防本部
			●			救急活動	消防本部
			●			消火活動	消防本部
			●			避難誘導	消防本部
			●			臨時ヘリポートの設置	消防本部
			●			遺体の捜索	消防本部
消防班	消防団	消防団本部 消防団分団	●			水害の警戒活動	総務課消防団係
			○			土砂災害の警戒活動	総務課消防団係
			●			行方不明者の捜索	総務課消防団係
			●			救助活動	総務課消防団係
			○			救急活動	総務課消防団係
			●			消火活動	総務課消防団係
			●			避難誘導	総務課消防団係
			●			住家、河川等の障害物の除去	総務課消防団係
●			遺体の捜索	総務課消防団係			
各班共通					部課内職員の動員配備調整、安否確認		
					所管施設、所管事項の被害調査、応急対策		
					対策本部への報告		
					対策本部内の相互応援		
					所管事項に関する民間事業者等への協力要請		

注1) 時期区分(目安)で、初動は災害警戒又は発生～2日目まで、応急は3日目～7日目まで、復旧は8日目以降に、主に対応する事務である。

2) ●は主担当、○は副担当を示す。

■ 柳川市防災拠点機能

対策項目	防災拠点機能	施設名等
本部活動	災害対策本部	柳川庁舎（建物破損等の場合は本部長の判断により移設する；三橋庁舎、大和庁舎、消防本部）
	地域対策支部	大和庁舎、三橋庁舎
	現地対策本部	被災地周辺公共施設等
応援要請	自衛隊	柳川市民三橋グラウンドほか
	災害ボランティアセンター	柳川総合保健福祉センター「水の郷」
医療救護	地域災害医療情報センター	南筑後保健福祉環境事務所
	医療救護所	第二次避難所等
	緊急集中救護所	(財)柳川病院
	地域災害拠点病院	大牟田市立総合病院、久留米大学病院、聖マリア病院
交通輸送対策	緊急輸送道路	P127「■緊急輸送道路の指定状況」参照
	物資集配拠点	—
	臨時ヘリポート	柳川むつごろうランド 柳川市民大和グラウンド 柳川市民有明総合グラウンド 柳川市民三橋グラウンド
避難対策	避難所	資料編 2-10避難所一覧参照
避難行動要支援者対策	福祉避難所	資料編 2-10避難所一覧参照 資料編 2-12福祉施設一覧参照 資料編 2-14医療機関一覧参照
生活救援	市備蓄倉庫	市庁舎、学校等
	給水拠点	第二次避難所ほか
	炊き出し場所	給食センター、第二次避難所、学校の家庭科室、公民館等
	被災者相談窓口	市庁舎
住宅対策	応急仮設住宅の建設用地	—
清掃活動	がれきの集積場所	状況に応じて指定
遺体対策	遺体安置所	—
水防対策	水防（資機材）倉庫	城内防災センター、大和干拓、大和町中島、大和庁舎、大和町番所、三橋町垂見

第2節 気象情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 情報管理体制の整備	●			総務班 、大和・三橋班、関係各班
第2 気象情報、河川情報等の監視	●			総務班 、消防本部班、建設班
第3 気象情報の収集伝達	●			総務班 、消防本部班
第4 洪水予報の収集伝達	●			総務班 、消防本部班、建設班
第5 水防警報の収集伝達	●			総務班 、消防本部班、建設班
第6 異常現象発見時における措置	●			総務班 、消防本部班

第1 情報管理体制の整備

1 情報管理体制の整備と統制

市及び防災関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

また、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化にあたっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ編集・加工・共有の体制整備に努める。

総務班は、災害発生後、防災行政無線、電話等の通信施設の機能確認を行う。停電、機器の破損等の支障が生じているときは、自家発電装置の運転、修理等の措置をとる。

※ 資料編 2-3 市防災行政無線一覧表

※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

■ 主な通信手段

	主な通信手段	主な通信先
通信系	防災行政無線（同報系）	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民、現場職員
	個別受信機	区長等
	緊急速報メール	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民、現場職員
	一般加入電話・携帯電話・ファックス	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民、防災関係機関等、県、他市町村、現場職員
	パソコン・携帯電話メール配信	本部、支部、各班、消防本部、防災関係機関等、県、他市町村
	災害時優先電話	本部、支部、消防本部、防災関係機関等、県、他市町村
	県防災メールまもるくん	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民
	災害情報発信システム	本部、支部、各班、消防本部、区長等、住民
	災害対応情報ネットワークシステム	本部、支部、消防本部
	防災行政無線（移動系）、消防防災無線等	本部、支部、各班、消防本部、現場職員
口頭	連絡員による伝令（文書携行）	各班、防災関係機関等

2 窓口の統一解釈

総務班は、関係機関等との連絡に使用するために、災害時優先電話を指定電話として定め、窓口の統一を図る。指定電話には通信事務従事者を配置し、通信連絡事務に専従させる。

■ 柳川市の災害時優先電話

番号	設置場所	指定電話	電話番号
1	柳川庁舎	庁舎代表番号	73-8115
2	柳川庁舎	庁舎代表番号	73-8116
3	柳川庁舎	市長室	73-5150
4	柳川庁舎	庁議室	73-8800
5	柳川庁舎	人事秘書課	74-1374 (FAX)
6	柳川庁舎	記者クラブ	74-1328 (FAX)
7	大和庁舎	庁舎代表番号	76-1170 (FAX)
8	三橋庁舎	庁舎代表番号	73-8405 (FAX)

※各班からは0番から相手先番号を発信すれば代表番号を通してつながる。

3 代替通信機能の確保

総務班は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じるときは、次の代替通信手段を確保する。

(1) 非常・緊急通話の利用

災害時優先電話により、市外局番なしの「102」をダイヤルし、非常・緊急通話の利用を申し込む。

■ 非常・緊急通話の利用方法

- | |
|------------------------------|
| ① 非常扱い通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること。 |
| ② 「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称等。 |
| ③ 相手の電話番号及び伝える内容等。 |

(2) 他機関の通信設備の利用

電話等の利用が不可能となり、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるとき、又は災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、災害対策基本法第57条及び79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定に基づき、他機関が設置する有線もしくは無線設備を使用する。

■ 利用できる主な通信設備

- | | | |
|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 県（防災行政無線） | <input type="checkbox"/> 福岡管区气象台 | <input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道株式会社 |
| <input type="checkbox"/> 警察 | <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安部 | <input type="checkbox"/> 九州電力株式会社 |
| <input type="checkbox"/> 九州地方整備局 | <input type="checkbox"/> 大阪航空局 | <input type="checkbox"/> 自衛隊 |

(3) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて福岡地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。

(4) アマチュア無線の協力要請

アマチュア無線のボランティアに対し、市域内での災害情報の収集、伝達の通信協力を要請する。

4 市民への周知

総務班は、関係各班と連携し、気象予警報等に基づき、浸水、がけ崩れ及び津波等による被害を受ける恐れがあり、事態の推移によっては当該地域等に避難の指示を実施することが予想される場合、市民に対し避難準備等を周知する。

■ 活動内容

- 気象予警報等は、報道機関がテレビ・ラジオ等による報道を実施することによって周知される。
- 被害を及ぼす可能性のある状況等が予想される場合は、防災行政無線（同報系）、緊急速報メール、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、市民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第2 気象情報、河川情報等の監視

総務班は、防災関係機関と連携し、災害対策に係る気象情報、河川情報等をテレビ、ラジオ、ホームページ等で監視し、警報等の迅速な伝達に備える。

特に、気象庁、国土交通省、福岡県等のホームページにより、大雨や台風のレーダ観測、河川の水位、カメラ画像、ダムの状況などをリアルタイムで情報収集する。

なお、福岡管区気象台の注意報・警報（気象情報）の細分区域では、本市は福岡県筑後地方筑後南部に該当する。

■ 主な気象情報・河川情報の項目と注意点

情報項目	情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
気象情報 (気象庁)	警報 ・注意報	福岡管区気象台は災害が起こるおそれがあると予想されるとき、警戒・注意を喚起するために発表する。	
	大雨警報 ・注意報	大雨による地面現象（山崩れ・がけ崩れ等）や浸水による被害が予想される。	
	洪水警報 ・注意報	大雨、長雨、融雪などで河川が増水して堤防等が損傷を受け、浸水等の被害が発生することが予想される。	
	高潮警報 ・注意報	低気圧による海面の吸い上げ、強風による海面の吹き上げ等による海面の異常な上昇によって、重大な災害が起こるおそれがある。	低気圧、強風、満潮、異常潮 [*] の重複に注意
	重要変更	大雨警報発表中で、特に警戒が必要な場合に、注意警戒文に「重要変更！」と記述したあとに「キーワード」を用いて警報の切り替えを発	重大な土砂災害の危険性が高いときに「過去数年間で最も土砂災害の危険性が高まっている」という説明が加わる。洪水への影響も

情報項目	情報項目	情報の意味（更新間隔）	注意点
		表。	ある。
	記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、数年に1回程度の激しい短時間の大雨を観測、又は解析したこと。	
	気象情報	警報や注意報に先立つ注意呼びかけ、警報や注意報の内容を補完。	
	海上警報	海上を航行する船舶の安全のため、各警報の発表基準に達しているか、または24時間以内に達する予想。	有明海；長崎海洋気象台 警報の種別の他にその原因となる台風や低気圧、前線の位置など
	台風情報	台風の実況と予報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）	市の西側近傍を通る場合は、風雨が特に強くなる。
	アメダス	地上観測雨量、積雪深の実況（1時間）	豪雨による内水氾濫や崖崩れへの影響
	降水短時間予報	6時間先までの降水量分布の予測（1時間）	広域の豪雨となる可能性
	降水キャスト	60分先までの降雨強度分布の予測（10分）	集中豪雨となる可能性
河川情報（国土交通省）	レーダ雨量	レーダ観測の雨量強度の実況（10分間の平均値を時間雨量へ換算）	豪雨による河川水位の上昇、浸水や崖崩れへの影響
（国土交通省又は県と気象庁の共同）	洪水予報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水のおそれがあると認めるときに発表。	対象量水標は、小湊・荒瀬・片ノ瀬・瀬ノ下（筑後川）、船小屋・浦島橋（矢部川）に設置
（国土交通省、県）	水防警報	国土交通大臣又は県知事が指定した河川において、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表。	筑後川、矢部川、沖端川、有明海沿岸が対象
	テレメータ雨量	地上観測の雨量の実況（10分）	
	テレメータ水位	河川水位の実況（10分）	水位の上昇速度と、（特別）警戒水位、危険水位を越える可能性
	監視カメラ	沖端川松原橋、新村橋	
県	ダム観測データ	ダム観測情報の実況	日向神ダム等の貯水位、流入量、放流量、時間雨量、累加雨量

※異常潮：夏場から秋にかけての平常潮位が高い時期に異常潮位が発生し、低気圧などの通過が重なると更に潮位が上昇する現象。

※ 資料編 2-1 雨量観測所一覧表

※ 資料編 2-2 水位観測所一覧表

第3 気象情報の収集伝達

1 気象警報・注意報

福岡管区気象台は、次のような気象注意報・警報を市町村単位で発表する。

なお、警報・注意報の細分区域は、県内では福岡地方、北九州地方（北九州遠賀、京築）、筑豊地方、筑後地方（筑後北部、筑後南部）に区分され、本市は筑後地方筑後南部に該当する。

総務班は、気象情報の収集・伝達を行う。

また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

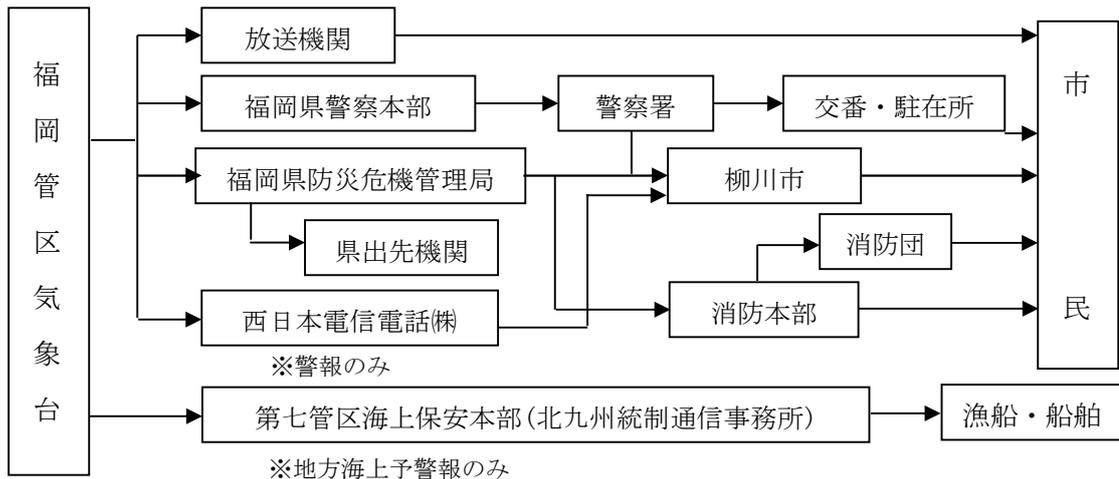
※ 資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■ 注意報・警報等の定義及び種類

注意報	○ 県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために発表する。	気象注意報	風雪注意報・強風注意報・大雨注意報・大雪注意報・濃霧注意報・雷注意報・乾燥注意報・着氷（雪）注意報・霜注意報・低温注意報
			高潮注意報・波浪注意報・洪水注意報・浸水注意報※・地面現象注意報※
警報	○ 県内のいずれかの地域において重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき、福岡管区気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために発表する。	気象警報	暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・大雪警報
			高潮警報・波浪警報・洪水警報・浸水警報※・地面現象警報※
気象情報	○ 気象官署が気象等の予報に係のある台風、その他の異常気象等についての情報を一般及び関係機関に対して具体的・すみやかに発表するものをいい、福岡管区気象台は、九州北部地方を対象とする九州北部地方気象情報及び福岡県を対象とする福岡県気象情報を発表する。 ○ 県内で大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）の「非常に危険」（薄紫色）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発表されないような猛烈な短時間の大雨を観測し、又は解析（気象レーダと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに「記録的短時間大雨情報」を発表する。福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したとき。		

※表題を出さずに気象注意報、警報に含めて行う。

■ 気象情報の伝達系統



2 火災気象通報

福岡管区気象台は、火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づき、その状況を火災気象通報として県知事に通報する。

県知事は、気象台から通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。

■ 通報の基準

- 実効湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となり、かつ最大風速が7m/s以上吹く見込みのとき
- 平均風速が10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき
(降雨、積雪中は該当しない。)

3 火災警報

市長は、次の場合、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。

■ 警報の基準

- 県知事から火災気象通報を受けたとき
- 気象の状況が火災の予防上危険であると認めたとき

第4 洪水予報の収集伝達

1 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象庁長官（福岡管区気象台）は、気象等の状況により洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ関係報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第10条第1項）

■ 水防活動の注意報・警報発表基準【柳川市】

発表官署：福岡管区気象台

予報名	注意報	警報
予報名	注意報	警報
高潮 (潮位：TP上標高)	潮位 3.2m	潮位 3.5m
大雨	表面雨量指数基準：17 土壌雨量指数基準：148	表面雨量指数基準：29 土壌雨量指数基準：—
洪水	流域雨量指数基準：花宗川流域=6.9, 沖端川流域=4.5, 塩塚川流域=2.4, 二ツ川流域=2	流域雨量指数基準：花宗川流域=8.7, 沖端川流域=5.6, 塩塚川流域=3, 二ツ川流域=2.6
	複合基準：矢部川流域=(9, 30.2), 花宗川流域=(13, 6.8), 沖端川流域=(6, 4.2), 塩塚川流域=(6, 2), 二ツ川流域=(6, 2)	複合基準：矢部川流域=(9, 42.4) 沖端川流域=(9, 5.2)

※TPは東京湾平均海面の基準面として測った潮位

※表面雨量指数は降雨が地表面に貯留する効果や降雨終了後の危険度を示す指標

※土壌雨量指数は降雨が土壌に貯留する効果や降雨終了後の危険度を示す指標

※流域雨量指数は上流域を含めた降水と地域特性から洪水の規模とピーク時刻を推定する指標

2 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

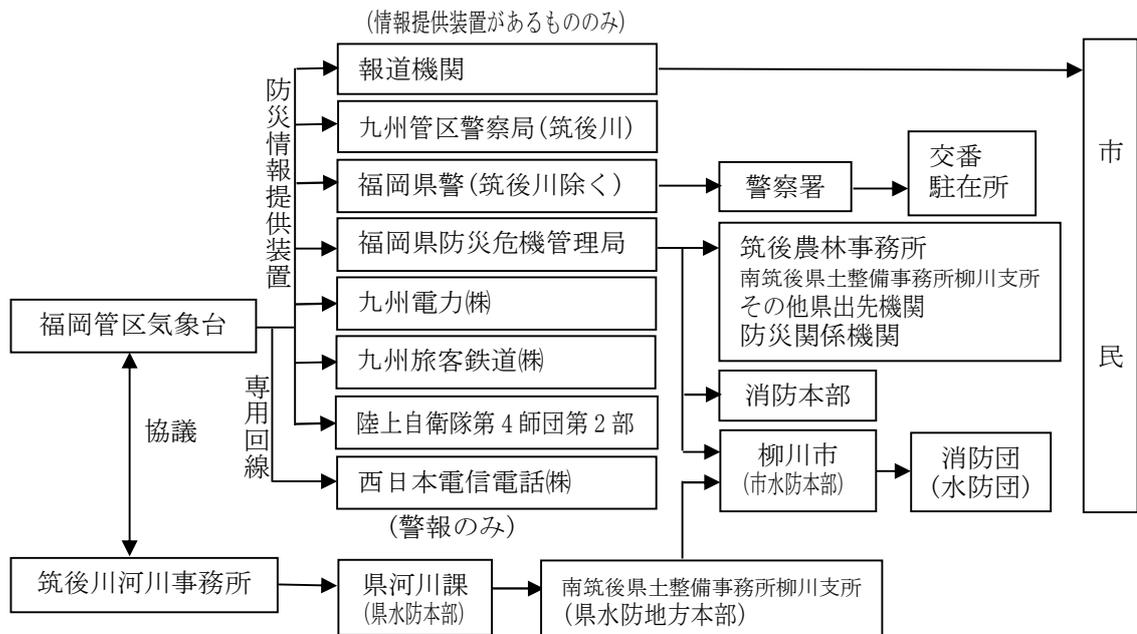
福岡管区気象台は、筑後川河川事務所（国土交通省九州地方整備局）と共同して筑後川及び矢部川の洪水警報や洪水注意報を発表する。洪水のおそれがあると認められるとき、水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して、河川の状況を県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

河川事務所は河川の水位や流量の予測を、気象台は雨量の予測を行う。

■ 洪水予報指定河川

水系名	予報区域名	実施区域	基準地点
筑後川	筑後川 上中流部	(筑後川) 左岸：大分県日田市大字高瀬字小シマ1138番地2地先 ～福岡県久留米市東櫛原町東櫛原地先 右岸：大分県日田市三芳小判町121番地先 ～福岡県久留米市高野町高野地先	小 湊 荒 瀬 片ノ瀬
		(庄手川) 筑後川からの分派点～筑後川への合流点	小 湊
筑後川	筑後川 下流部	(筑後川) 左岸：福岡県久留米市東櫛原町東櫛原地先～海 右岸：福岡県久留米市高野町高野地先～海	瀬ノ下
		(早津江川) 左岸：福岡県大川市大字大野島字服部開5番1地先～海 右岸：佐賀県佐賀市諸富町大字為重字石塚搦17番地先（筑後川分派点）～海	瀬ノ下
矢部川	矢部川	左岸：福岡県みやま市瀬高町廣瀬字堤谷739番2地先～海 右岸：福岡県八女市大字矢原字二ノ辻561番地1地先～海	船小屋 浦島橋

■ 洪水予報の伝達系統



3 福岡管区気象台・県が共同して行う洪水予報

県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官（福岡管区気象台）と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに県の水防計画で定める水防管理者（市長）及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。（水防法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
福岡県においては、御笠川が指定されているが、本市域に該当指定河川はない。

4 洪水予報の種類および内容

■ 洪水予報の種類および内容（筑後川、矢部川）

種 類	内 容
洪水警報	○ 洪水予報実施区域内の基準地点の水位が危険水位程度もしくは危険水位を超えることが予想される時
洪水注意報	○ 洪水予報実施区域内の基準地点の水位が警戒水位を超えることが予想される時
洪水情報	○ 洪水に関して洪水注意報または警報以外に関係機関または一般に知らせる必要があるとき ○ 洪水注意報・警報の補足説明もしくは軽微な修正を内容とする時

第5 水防警報の収集伝達

1 水防警報の種類

国土交通大臣、県知事は、洪水又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発令する。（水防法第16条第1項）

県知事は、水防警報をしたとき、国土交通大臣より通知を受けたとき、県水防計画に基づき直ちにその警報（通知）事項を市長（水防管理者）及び水防関係機関に通知する。（水防法第16条第3項）

水防警報の通知を受けた市長は、関係住民に連絡するとともに、関係各課、水防団及び消防本部を待機させ、又は必要に応じて出動その他の処置を講ずる。

■ 水防警報の種類及び発表基準

(段階) 区分	発表基準			市への指示等
	河川	内容	海岸	
(第1) 待機	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	台風情報により台風接近が確実になったとき	直ちに水防機関が出勤できるように待機すること
(第2) 準備	雨量、水位、流量、その他の河川状況により必要と認めるとき	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき	情報連絡、水防器材の確認、通信及び輸送の確保の出勤準備を行うこと
(第3) 出勤	洪水注意報等により、または水位、流量、その他の河川状況により、警戒水位を超えるおそれがあるとき	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの。	高潮水位に達し、なお潮位上昇及び波浪が激しくなると思われるとき	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの
警戒	洪水警報等により、または、既に警戒水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。		水防活動上必要な越水、漏水、崩壊、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するもの
(第4) 解除	警戒水位下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	高潮水位を下り、再び潮位の上昇及び波浪が激しくなる見込みがなくなったとき	水防機関の出勤態勢の解除

注) 柳川水防地方本部、市水防本部の設置及び解除については、確実に伝達しておくこと。

2 特別警戒水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位情報周知河川）については、特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を設定する。

国土交通大臣が指定した河川について河川の水位が特別警戒水位に到達した場合には、九州地方整備局（河川事務所）は、その旨を知事（県河川課）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第1項）

水防本部（県河川課）は、河川事務所からその旨の通知を受けた場合、直ちに柳川水防地方本部（南筑後県土整備事務所柳川支所）へ通知、水防地方本部は水防管理者（市長）へその受けた通知に係る事項を通知する。（水防法第13条第3項）

知事が指定した河川について、河川の水位が特別警戒水位に到達した場合には、水防地方本部は、水防管理者へ通知するとともに、水防本部に報告する。また、水防本部は、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。（水防法第13条第2項）

3 国土交通大臣が水防警報を行う河川（筑後川河川事務所）

■ 河川及び区域

水系名	河川名	区 域	対象基準水位観測所
筑後川	筑後川	左岸：福岡県うきは市浮羽町三春～海 右岸：福岡県朝倉市杷木林田～海	荒瀬、瀬ノ下、片ノ瀬 若津（高潮）
矢部川	矢部川	左岸：福岡県みやま市瀬高町廣瀬～海 右岸：福岡県八女市矢原～海	船小屋 浦島橋（高潮）

■ 水防警報対象基準水位観測所及び発令条件

河川	観測所	待機	準備	出動	警戒	待機	解除
筑後川	荒瀬	水防団待機水位(3.40m)に到達したとき	水防団待機水位(3.40m)を超過し、今後、はん濫注意水位(5.00m)超過が予測されるとき	はん濫注意水位(5.00m)を超過し、今後、水位上昇が予測されるとき	はん濫注意水位(5.00m)を超過し、災害が発生するおそれがあるとき	はん濫注意水位(5.00m)を低下したが、再度、水位上昇が予測されるとき	水位が低下し、再度、水位上昇が予測されないとき
	片ノ瀬	水防団待機水位(5.40m)に到達したとき	水防団待機水位(5.40m)を超過し、今後、はん濫注意水位(6.70m)超過が予測されるとき	はん濫注意水位(6.70m)を超過し、今後、水位上昇が予測されるとき	はん濫注意水位(6.70m)を超過し、災害が発生するおそれがあるとき	はん濫注意水位(6.70m)を低下したが、再度、水位上昇が予測されるとき	水位が低下し、再度、水位上昇が予測されないとき
	瀬ノ下	水防団待機水位(3.50m)に到達したとき	水防団待機水位(3.50m)を超過し、今後、はん濫注意水位(5.00m)超過が予測されるとき	はん濫注意水位(5.00m)を超過し、今後、水位上昇が予測されるとき	はん濫注意水位(5.00m)を超過し、災害が発生するおそれがあるとき	はん濫注意水位(5.00m)を低下したが、再度、水位上昇が予測されるとき	水位が低下し、再度、水位上昇が予測されないとき
	若津（高潮）	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令された場合	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令され、氾濫注意潮位(4.50m)超過が予測されるとき	福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮警報又は高潮特別警報が発令され、観測所潮位がはん濫危険水位(5.05m)を超えたとき	台風等の影響により、はん濫注意潮位(4.50m)を超過し、災害が発生するおそれがあるとき	はん濫注意潮位(4.50m)を低下したが、再度、台風等の影響による潮位上昇が予測されるとき	潮位が低下し、再度、台風等の影響による潮位上昇が予測されないとき
矢部川	船小屋	水防団待機水位(4.50m)に到達したとき	水防団待機水位(4.50m)を超過し、今後、はん濫注意水位(6.00m)超過が予測されるとき	はん濫注意水位(6.00m)を超過し、今後、水位上昇が予測されるとき	はん濫注意水位(6.00m)を超過し、災害が発生するおそれがあるとき	はん濫注意水位(6.00m)を低下したが、再度、水位上昇が予測されるとき	水位が低下し、再度、水位上昇が予測されないとき
	浦島橋（高潮）	台風接近に伴い福岡県筑後地方、佐賀県南部に高潮注意報が発令された場合	台風等の影響により、今後、はん濫注意潮位(7.50m)超過が予測されるとき	台風等の影響により、はん濫注意潮位(7.50m)を超過し、今後、潮位上昇が予測されるとき	台風等の影響により、はん濫注意潮位(7.50m)を超過し、災害が発生するおそれがあるとき	はん濫注意潮位(7.50m)を低下したが、再度、台風等の影響による潮位上昇が予測されるとき	潮位が低下し、再度、台風等の影響による潮位上昇が予測されないとき

《若津観測所当面の対応》

若津観測所の倒壊に伴い復旧するまでの間は閉局とし、代替として近傍（600m 下流）の花宗水門外水位により監視を行う。台風接近により、高潮注意報等が発令され、天体潮位と偏差が大きく見られる場合は、事務所から関係機関に対し潮位情報について情報提供する。

■ 水防警報対象基準水位観測所

（単位：m）

河川名	観測所名	所在地	観測種別	零点高 (TP)	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	堤防設計水位	過去最高水位
筑後川	荒瀬	うきは市浮羽町三春	テレメータ	37.72	3.40	5.00	5.90	6.30	10.43	7.90
	片ノ瀬	久留米市田主丸町菅野		4.95	5.40	6.70	7.80	8.50	12.82	10.52
	瀬ノ下	久留米市瀬下町浮羽町上		1.81	3.50	5.00	6.80	7.10	8.78	8.84
	若津(高潮)	大川市大字向島		-1.94	-	4.50	-	5.05	-	5.92
矢部川	船小屋	筑後市尾島	5.69	4.50	6.00	7.80	8.40	9.53	9.76	
	浦島橋(高潮)	柳川市大和町中島	-4.02	7.00	7.50	-	8.11	9.00	8.81	

※過去最高水位は1時間水位の観測所読み値

4 県知事が水防警報を行う河川（南筑後県土整備事務所柳川支所）

■ 水防警報対象量水標及び条件

河川名	対象量水標	第1段階待機	第2段階準備	第3段階出動	第4段階解除
沖端川	新村橋	はん濫注意水位(4.4m)に達すると思われるとき	はん濫注意水位(4.4m)を突破すると思われるとき	はん濫注意水位(4.4m)に達し、なお上昇の見込のあるとき	はん濫注意水位(4.4m)以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき

■ 水防水位観測所

河川名	観測所名	位置	水位計種別	水位 (m)								備考	
				零点高	堤防高		水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険	既往最高		
					左岸	右岸					水位		年月日
花宗川	下北島	筑後市下北島	テレメーター	6.14	9.26	9.26	1.60	1.90	—	2.76	2.95	R元.8.28	
山の井川	十間橋	三潴郡大木町大字福土	テレメーター	-0.10	4.30	4.30	—	3.00	—	3.70	4.69	H30.7.7	
沖端川	新村橋	柳川市三橋町新村	テレメーター	1.90	6.37	6.30	3.70	4.40	5.00	5.30	6.29	H24.7.14	

注1) 水防団待機水位；各水防機関が準備をする水位で水防団体等の待機の指標となる水位

注2) はん濫注意水位；水防団が出動し、警戒にあたる指標となる水位

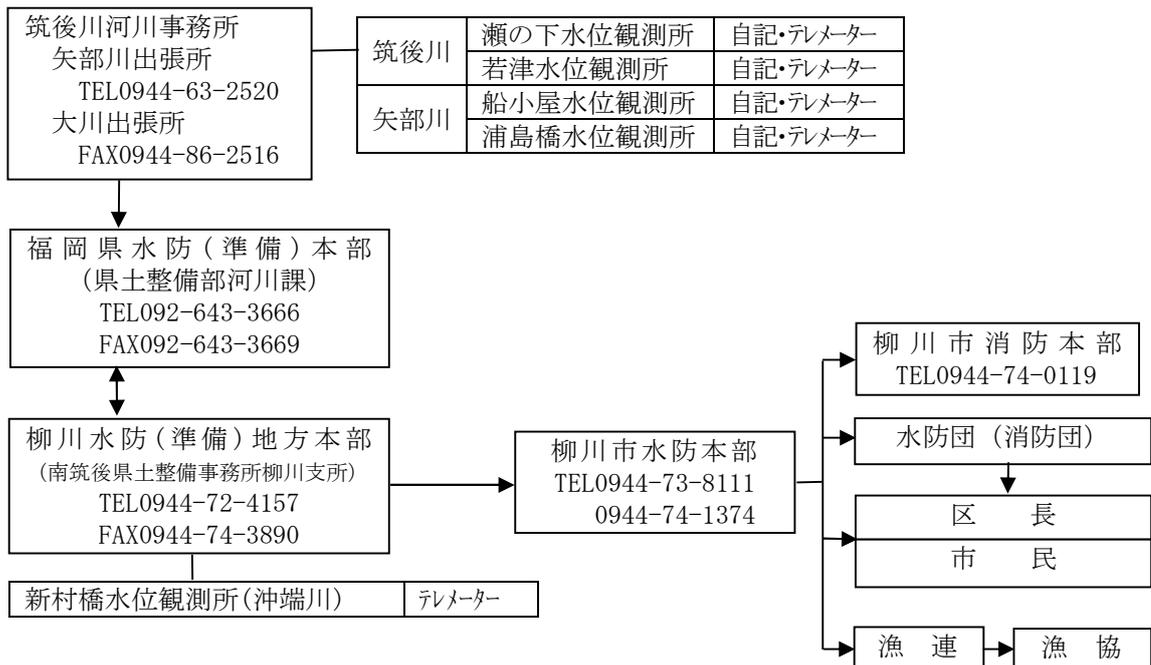
注3) 避難判断水位；避難勧告等の指標となる水位

注4) はん濫危険水位；氾濫の起こる恐れがある指標となる水位

5 水防警報の伝達系統

柳川水防地方本部（南筑後県土整備事務所柳川支所）は、柳川市長等の関係水防管理者に水防警報を発令する。総務班は、水防警報の通知を受けたときは、気象予警報、観測情報等の情報収集を行うとともに、消防団、水防関係機関と連携し、水防配備体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

■ 連絡通信系統



6 水防信号

市が用いる水防信号は、次のとおりとする。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警報水位に達したことを知らせるもの	○休止○休止○休止 (1点打)	(約5秒) (約15秒) (約5秒) (約15秒) (約5秒) ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第2信号	水防団員及び消防機関に属するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの	○-○ ○-○ ○-○ (3点打)	(約5秒) (約6秒) (約5秒) (約6秒) (約5秒) ○ - 休止 ○ - 休止 ○ -
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが水防の応援に出勤すべきことを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○ (4点打)	(約10秒) (約5秒) (約10秒) (約5秒) ○ - 休止 ○ - 休止 (約10秒) ○ -
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難すべきことを知らせるもの	乱 打	(約1分) (約5秒) (約1分) ○ - 休止 ○ -

- (注) 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第6 異常現象発見時における措置

1 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長（消防署員）又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。（災害対策基本法第54条）

2 警察官等の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市長に通報しなければならない。

3 市長の通報

通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報する。

■ 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通報先機関名	電話番号	備 考
・福岡管区気象台	(092) 725-3609	夜間退庁時災害連絡用 内線：5722 5723(警備課) FAX：5729 夜間 5505
・福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	
・福岡県警察本部	(092) 641-4141	
・第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	

第3節 被害情報等の収集伝達

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(文字 は主担当)
第1 警戒活動	●			総務班 、 建設班 、 産業経済班 、 関係各班
第2 初期情報の収集	●			総務班 、 関係各班
第3 被害調査	●			関係各班
第4 災害情報のとりまとめ	●			総務班
第5 県、関係機関への報告、通知	●			総務班
第6 国への報告	●			総務班

第1 警戒活動

1 水害の警戒活動

総務班、建設班、上下水道班、産業経済班及び消防班は、各々連携し、風水害の警戒活動を行う。

(1) 警戒本部体制

気象予警報、観測情報、水防警報等により災害の発生するおそれがある場合は、水防機関と連携して、警戒本部体制をとり警戒活動や水防活動にあたる。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

- ※ 資料編 1-3 重要水防箇所（河川）一覧表
- ※ 資料編 1-5 重要水防箇所（海岸）一覧表
- ※ 資料編 2-4 水門施設一覧表
- ※ 資料編 2-5 樋門施設一覧表
- ※ 資料編 5-1 注意報及び警報の種類並びに発表の基準

■ 活動内容

- 気象情報の収集伝達
- 河川、漁港・港湾等の警戒巡視
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 第二次避難所の施設提供と自主避難者への対応

■ 河川水位と避難基準

河川名	観測所	所在地	水位(m)				高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
			水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険			
筑後川	瀬ノ下	久留米市瀬下町字浜町上	3.50	5.00	6.80	7.10	はん濫注意水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき	避難判断水位に達し、さらに上昇の見込みがあるとき	はん濫危険水位に到達し、破堤の恐れがあるとき
筑後川	若津 ※	大川市大字向島	—	4.50	—	5.05			
矢部川	船小屋	筑後市船小屋	4.50	6.00	7.80	8.40			
矢部川	浦島橋※	柳川市大和町中島	7.00	7.50	—	8.11			
花宗川	下田橋	柳川市蒲生	1.20	1.50	—	2.50			
山の井川	十間橋	三潞郡大木町大字福土	—	3.00	—	3.70			
沖端川	新村橋	柳川市三橋町新村	3.70	4.40	5.00	5.30			
二ツ川	散田	柳川市三橋町散田	2.20	2.40	—	3.20			

※は高潮に関する水位。

(2) 水防活動体制

水防管理者（市長）は、水防法第16条第3項の規定により水防地方本部（南筑後県土整備事務所柳川支所）より水防警報の通知を受けたときは、水防計画で定めるところにより、柳川庁舎に水防本部を置き、水防事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、水防本部は災害対策本部の指揮下に入る。

※ 別途 柳川市水防計画書参照

■ 水防配備基準

配備	配備区分	配備時期	体制の内容
水防警戒本部	警戒配備	○ 水防本部が設置されるまでの間で総務部長が必要と認めたとき	初動体制の確立
水防本部	第1非常配備	○ 今後気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の召集その他活動ができる体制
	第2非常配備	○ 水防事態の発生が予想され、数時間以内に水防活動の必要が予想されるとき ○ 水防警報の「待機及び準備」が発せられたとき	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる体制
	第3非常配備	○ 水防事態が切迫し、又は水防体制の規模が大きくなり第2非常配備体制では処理しかねると予想されるとき ○ 水防警報の「出動」が発せられたとき	完全な水防体制

(3) 応急措置

重要箇所等を中心に巡回し、異常等を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、必要に応じて関係機関に報告する。

■ 活動内容

- 水門、樋門、排水機場等の管理者と連絡を密にし、水位の変動及び状況に応じて適正な措置を行う。
- 市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の開閉、排水機の運転等の措置をとる。
- 災害により堤防等が被害を受け危険と思われる場合は、水防工法等により応急措置を講ずる。
- 水防危険箇所については、警戒区域を設定し、関係者以外の立入りを禁止するなどの措置を講ずるとともに、関係機関へ通報する。

(4) 資機材の調達

現有の資機材を優先的に活用し、なお、不足する場合には現地調達あるいは南筑後県土整備事務所柳川支所、関係業者等から調達する。

2 土砂災害の警戒活動

総務班、建設班及び産業経済班は、各々連携し、土砂災害の警戒活動を行う。

危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報する。

その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■ 活動内容

- 気象情報の収集伝達
- がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険箇所の警戒巡視
- 対象住民（自主防災組織等）への警戒呼びかけ、情報収集
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達
- 市民への気象情報の伝達、自主避難の呼びかけ
- 第二次避難所の施設提供と自主避難者への対応

■ 警戒体制の雨量の目安と対応

体制	雨量の目安	対 応
第1次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日に日雨量が50ミリをこえた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パトロールの実施 ○ 地元自主防災組織等の活動の要請 ○ 必要に応じて警戒区域の設定
第2次警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前日まで連続雨量が100ミリ以上あった場合で、当日の日雨量が50ミリをこえ、時間降雨量が30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までに連続雨量が40～100ミリあった場合で、当日の日雨量が80ミリをこえ、時間雨量30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 ○ 前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100ミリをこえ、30ミリ程度の強い雨がふりはじめた時 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民へ避難準備活動の広報 ○ 必要に応じて、災害対策基本法に基づき避難指示

第2 初期情報の収集

1 初期情報の収集

各班員、総務班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

※ 別途様式 1-2 参集途上の被災状況記録票

※ 別途様式 2-1 被害発生状況連絡票

■ 初期情報の収集方法

担 当	情 報 収 集 の 方 法	
各 班 員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。
総 務 班	○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。	
関係各班	○ 被災地の初期状況について、必ず被災地の現地調査を行う。	

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務班に報告する。

総務班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑩の情報収集に努める。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

■ 収集項目

① 人的被害（行方不明者の数を含む。）	⑦ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況
② 建物被害	⑧ 交通機関、道路の状況
③ 火災の発生状況	⑨ 海上交通の運航・被災状況
④ 水害・土砂災害等の発生状況	⑩ ライフライン等生活関連施設の状況
⑤ 避難の指示の状況、 警戒区域の指定状況	⑪ 応急対策の実施状況
⑥ 避難状況	⑫ 県への要請事項
	⑬ その他必要な被害報告

第3 被害調査

1 被害の調査

関係各班は、災害の危険性が解消した段階で、自治会等の協力を得て、担当地区別に住家・人的被害及び所管施設等の被害調査を行う。

なお、被害調査は、「被害の判定基準」による。

※ 別途様式 2-2 り災状況調査表（兼台帳）

※ 別途様式 2-3 世帯構成員別被害状況

■ 班別調査の担当及び対象

調査担当班	調査対象
市民班	人的被害、住家被害
衛生班	廃棄物処理施設被害
救護班	医療施設被害、福祉施設被害
建設班	住家被害、道路・橋梁被害、河川被害、公園施設被害
上下水道班	水道施設被害、下水道施設被害
産業経済班	水路被害、農水産・観光施設被害、農産被害、水産被害、商業被害、工業被害
文教班	教育施設被害、社会教育施設被害、文化施設被害
消防本部班	人的被害、危険物施設被害

2 被害調査の提出

関係各班は、被害調査員の地区別調査報告を踏まえ、それぞれの事務分掌に基づく、市域全体の被害確認を行い、総務班に報告する。

3 住家の調査

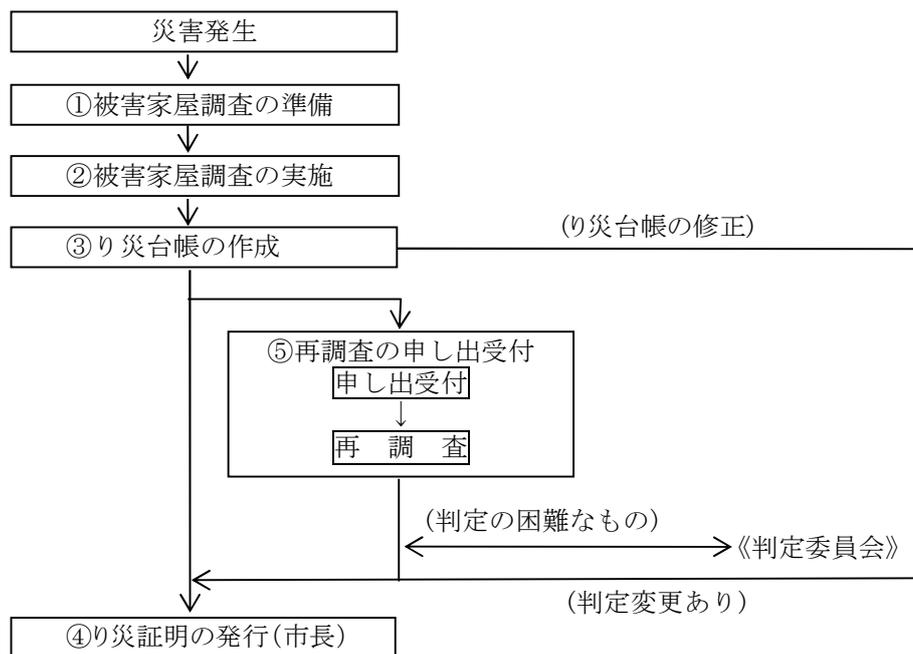
建設班及び市民班は、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成入力を行う。総務班は、り災証明書の発行を行う。また、県に家屋被害調査指導員の派遣を要請するとともに、調査要員が不足する場合は建築士等の協力を要請する。

また、大規模災害時には地図情報システム（GIS）を活用して、被災地域の把握、作業の迅速化に努める。

なお、区長、住民等は家屋被害認定調査に協力し、区内の被害状況や地理を案内する。

※ 別途様式 12-2 り災証明書

■ 住家被害認定調査フロー



■ 被害家屋の調査方法

調査方法	調査内容
① 被害家屋調査の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況の速報を基に、次の準備を行う。 ▽ 税務関係職員を中心とした調査員の確保 ※ 市職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。 ▽ 調査担当地区と担当調査員の編成表作成 ▽ 調査票、地図、携帯品等の調査備品の準備
② 被害家屋調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害家屋を対象に2人1組で外観目視により調査する。
③ り災台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。
④ り災証明書の発行	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災家屋のり災証明書は、り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、1世帯あたり1枚を原則に発行する。
⑤ 再調査の申し出と再調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。 ○ 申し出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。 ○ 再調査は、1棟ごとの内部立ち入り調査を行う。 ※ なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。
⑥ り災証明に関する広報	<ul style="list-style-type: none"> ○ り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、広報紙等により被災者への周知を図る。

第4 災害情報のとりまとめ

総務班は、関係各班からの各種情報を、次の点に留意してとりまとめるとともに、本部長に報告する。

また、総務班は、被害調査結果をもとに整理し、り災証明の基礎資料とする。

■ 留意点

活動期	留意点
初動活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の全体像の把握 ○ 現在の被害の状況 ○ 未確認情報の把握
応急活動期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市全体の被害の状況 ○ 各事項の詳細な内容の整理

第5 県、関係機関への報告、通知

1 県への報告

総務班は、災害情報を福岡県災害調査報告実施要綱に基づき県に報告する。

※ 別途様式 2-5 福岡県災害調査報告実施要綱(様式)

2 報告の区分、内容等

緊急を要する総括情報を福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。また、災害の実態像の把握を行った後に、福岡県災害調査報告実施要綱に定める様式で県へ報告する。

なお、県に被害状況等の報告ができないときには、消防庁に直接報告を行うほか、119番通報が殺到した場合等には、県に加えて直接消防庁にも報告を行う。

■ 報告の区分、内容、様式

区分	内容	様式	報告の方法	報告先
災害概況即報 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生後、直ちに報告 ○ 報告内容に変化があればその都度報告 	第1号	電話又は ファクシミリ	県地方本部
被害状況報告 (即報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況が判明次第、報告 ○ 以後、毎日10時、15時までに報告 	第2号		
被害情報報告 (詳報)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後、5日以内に報告 	第2号		
被害情報報告 (確定報告)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 応急対策終了後、15日以内に報告 	第3号	文書(2部)	県災害対策本部

■ 報告先

地方本部等連絡先	筑後農林事務所 総括班・農林班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0942-52-5642 0942-52-5927 78-803-701 1-78-803-760
	南筑後保健福祉環境事務所 防疫救護班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0944-72-2111 0944-74-3295 78-812-211
	南筑後県土整備事務所柳川支所 土木建築班	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	0944-72-4155 0944-74-3890 78-812-711 1-78-812-761
県連絡先	総務部防災危機管理局	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	092-643-3113 092-643-3117 78-700-7022 1-78-700-7390
総務省消防庁連絡先		(平日 9:30~17:45) 防災情報室	(左以外) 宿直室
	TEL FAX 防災行政無線TEL 防災行政無線FAX	03-5253-7526 03-5253-7536 79-048-500-7526 1-79-048-500-7536	03-5253-7777 03-5253-7553 79-048-500-7782 1-79-048-500-7789

3 関係機関への通知

総務班は、災害情報を取りまとめたときは、直ちに、警察署、ライフライン等の関係機関へ通知する。

第6 国への報告

総務班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後 30 分以内で、可能な限り速やかに、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

※ 資料編 5-3 火災・災害等即報要領

※ 別途様式 2-4 火災・災害等即報要領(様式)

■ 消防庁への直接即報基準

災害・事故の種類		直接即報の基準
火災等即報	交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機火災 ○ タンカー火災その他社会的影響度が高い船舶火災 ○ トンネル内車両火災 ○ 列車火災
	原子力災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力施設での爆発、火災 ○ 放射性物質の漏えい ○ 放射性物質輸送車両の火災 ○ 核燃料物質等運搬中の事故 ○ 基準以上の放射線の検出
	危険物施設災害 (該当するおそれがある場合を含む。)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 m²程度以上の区域に影響を与えたもの ○ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故 <ul style="list-style-type: none"> ・海上、河川への危険物等の流出 ・500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
救急・救助事故即報	死者及び行方不明者の合計が 15 人以上発生した救急救助事故で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ○ 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○ バスの転落等による救急・救助事故 ○ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ○ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの 	

第4節 災害広報・広聴活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 災害広報	●			総務班 、消防本部班、消防班、大和・三橋班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			総務班
第3 広聴活動	●			総務班 、救護班、大和・三橋班

第1 災害広報

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務班に提供する。

総務班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

災害時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

■ 広報の時期、手段、内容

時期	手段	内容
警戒期 災害発生直後	市防災行政無線 緊急速報メール サイレン・警鐘 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール 報道機関等への要請 その他	○ 避難の指示 ○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとるべき措置 ○ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災メール その他	○ 気象情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとるべき防災対策 ○ 食糧・飲料水の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

1 報道機関への要請

(1) 放送要請

総務班は、次の場合、放送協定に基づき、県を通じて放送要請を行う。

■ 放送要請の内容

要請先	○ 県、又は緊急やむを得ないときは、NHK福岡放送局、RKB、KBC、FBS、TNC、TVQ、FM福岡、FM九州、CROSS FM、ラブエフエム国際の各放送局へ
要請事由	災害が発生し、又は発生のおそれがあり次のいずれにも該当する場合 ○ 事態が切迫し、避難の指示や警戒区域の設定等について情報伝達に緊急を要すること ○ 通常の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること
要請内容	○ 放送要請の理由 ○ 放送事項 ○ 放送を行う日時及び放送系統 ○ その他必要な事項

(2) 取材自粛の要請

総務班は、報道機関に対して避難所等においてプライバシーを侵害する取材等の自粛を要請する。

2 情報提供

総務班は、報道機関に対し、適宜、記者発表等により災害情報の提供を行う。その際、情報の不統一を避けるため、広報内容の一元化を図る。

また、記者会見場の設置にあたっては、必要な設備を準備する。

■ 記者発表の方法

発表者	内 容
本部長、副本部長 又は人事秘書課長	○ 災害の種別、発生場所、日時、状況 ○ 災害応急対策の状況等

第3 広聴活動

1 相談窓口の設置

総務班は、救護班、大和班及び三橋班と連携して、市民からの問い合わせや生活相談に対応するため、状況に応じて市庁舎等に被災者相談窓口を設置し、関係各班の担当者を配置する。

2 対応事項

被災者相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、市民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映させる。

■ 対応事項

- 搜索依頼の受け付け
- 食糧、飲料水、日用品等の支給に関する情報
- 被災証明書の発行
- 埋葬許可証の発行
- 各種証明書の発行
- 仮設住宅の申し込み
- 被災住宅の応急修理の相談
- 災害弔慰金等の申し込み
- 生活資金等の相談
- 女性相談
- 健康相談
- その他相談事項

第5節 応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字囲</u> は主担当)
第1 自衛隊派遣要請依頼等	●			<u>総務班</u> 、消防本部班
第2 広域応援派遣要請	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u>
第3 要員の確保	●			<u>総務班</u> 、 <u>救護班</u> 、 <u>産業経済班</u> 、関係各班
第4 ボランティアの受入・支援		●		<u>救護班</u> 、社会福祉協議会
第5 海外からの支援の受入れ		●		<u>消防本部班</u> 、 <u>総務班</u>

第1 自衛隊派遣要請依頼等

市長は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、災害で人命・財産の保護のため自衛隊の応援を必要とする事態が発生したときは、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ただし、通信の途絶等により県知事に対して依頼ができないときは、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合において、県知事にその旨を通知するものとする。

■ 災害派遣の要件

- | |
|--|
| <p>① 公共性： 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある。</p> <p>② 緊急性： 差し迫った必要がある。</p> <p>③ 非代替性： 自衛隊が派遣される以外に他に適当な手段がない。</p> |
|--|

1 派遣要請依頼

総務班は、県知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、自衛隊災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話等をもって県（防災危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。この場合において、必要に応じて、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

※ 別途様式 3-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

■ 派遣要請依頼の手続き

要請依頼先	○ 県知事（県防災危機管理局） ※ 通信の途絶等により、県知事に依頼できないときは、自衛隊に通知
要請依頼伝達方法	○ 電話又は口頭（事後速やかに文書送付）
要請依頼内容	○ 災害の状況 ○ 派遣を要請する事由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となる事項

■ 緊急の場合の自衛隊連絡先

駐屯地等名	所在地	電話番号	指定部隊の長
福岡駐屯地	春日市大和町	092-591-1020	第4師団長
久留米駐屯地	久留米市国分町	0942-43-5391	第4高射特科大隊長

2 活動内容

自衛隊は、次の活動を行う。

■ 自衛隊の活動内容

<input type="checkbox"/> 被害状況の把握	<input type="checkbox"/> 避難の援助	<input type="checkbox"/> 被災者の捜索救助
<input type="checkbox"/> 水防活動	<input type="checkbox"/> 消防活動	<input type="checkbox"/> 道路、水路の応急啓開
<input type="checkbox"/> 応急医療、救護、防疫	<input type="checkbox"/> 緊急輸送	<input type="checkbox"/> 炊飯、給水の支援
<input type="checkbox"/> 危険物の保安、除去	<input type="checkbox"/> 予防派遣	<input type="checkbox"/> その他

3 自衛隊の自主派遣

自衛隊の部隊等の長は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないときは、その判断に基づいて部隊を自主派遣し、救援活動を実施することができる。

4 派遣部隊の受け入れ

総務班は、自衛隊の派遣が確定したときは、次のとおり受け入れ体制を準備する。

■ 受け入れ体制

項目	内容
作業計画の作成	<input type="checkbox"/> 作業箇所及び作業内容 <input type="checkbox"/> 作業の優先順位 <input type="checkbox"/> 資材の種類別保管（調達）場所 <input type="checkbox"/> 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	<input type="checkbox"/> 必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結地	<input type="checkbox"/> 市が指定する場所（小中学校グラウンド等）
連絡窓口	<input type="checkbox"/> 総務班に連絡窓口を一本化する。 <input type="checkbox"/> 自衛隊からの連絡員派遣を要請する。 <input type="checkbox"/> 専用電話回線を確保する。

5 臨時ヘリポートの設置

総務班及び消防本部班は、文教班と連携して、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時ヘリポートの準備を行う。この場合に、ヘリポートの標示として、石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。また、旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

※ 資料編 2-16 災害時における臨時ヘリポート一覧表

6 経費の負担区分

災害派遣部隊が活動に要した経費は、原則として市が負担するものとし、2市町村以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村と協議して定める。

■ 経費の負担範囲

- 必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- 宿泊に必要な土地、建物の経費
- 宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 救援活動実施の際に生じた損害の補償
- その他疑義あるときは、市と自衛隊で協議する。

7 撤収要請

市長は、県知事及び派遣部隊長と協議のうえ、災害派遣部隊の撤収要請を行う。

※ 別途様式 3-2 自衛隊災害派遣撤収依頼書

第2 広域応援派遣要請

1 広域応援・受援体制の整備

総務班は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。

その際、近隣の地方公共団体に加えて大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結を考慮するものとする。

また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

2 他市町村への応援要請

総務班は、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第252条の17の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、相互応援協定を締結している市町村に対し、協定に基づき、各種応援を要請する。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧

(1) 福岡県消防相互応援協定

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「福岡県消防相互応援協定」に基づき、他市町村長又は消防長に対し、消防応援を求める。

■ 応援要請の内容

応援要請種別	第一要請	○ 現在締結している隣接市町村等との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、協定第2条1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請
	第二要請	○ 第一要請における消防力でも、なお災害の防御が困難な場合、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

応援要請方法	○ 代表消防機関（福岡市消防局）等を通じて消防応援を求める。 ※ 航空応援が必要な場合、消防長が本部長に報告の上、その指示に従って県を通じて要請を行うが、同時に応援先（福岡市消防局、北九州市消防局）の消防長にも連絡を行うものとする。
県への連絡	○ 本部長又は消防長は、県に応援要請の旨を通報する。

(2) 他協定による応援要請

災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他市町村等に対し、各種応援を要請する。

3 県への応援要請

総務班は、市域に災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるとき、知事に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣斡旋を要請する。

■ 県への応援要請の手続き

要請先	県防災危機管理局	
伝達方法	文書（緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付）	
伝達事項	○ 災害の状況 ○ 応援を必要とする理由 ○ 応援を希望する物資等の品名、数量	○ 応援を必要とする場所・活動内容 ○ その他必要な事項

4 指定地方行政機関等への応援要請

総務班は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は特定公共機関（指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの）に対し、災害対策基本法第 29 条第 2 項の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、災害対策基本法第 30 条の規定に基づき、その派遣について県知事に対し斡旋を求める。

■ 指定地方行政機関等への応援要請の手続き

要請先	指定地方行政機関又は特定公共機関（斡旋を求める場合は県防災危機管理局）	
伝達方法	文書（緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付）	
伝達事項	○ 派遣・斡旋を要請する理由 ○ 派遣・斡旋を要請する職員の職種別人員数 ○ 派遣を必要とする期間	○ 派遣される職員の給与その他勤務条件 ○ その他必要な事項

5 緊急消防援助隊

県内外の応援協定による消防力では災害に対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請することができる。

また、ヘリコプターによる調査、消火、人命救助活動等が必要と認めるときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、広域航空応援を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、「福岡県における緊急消防援助隊受援計画」（平成13年12月策定）に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう支援体制の確保を図る。

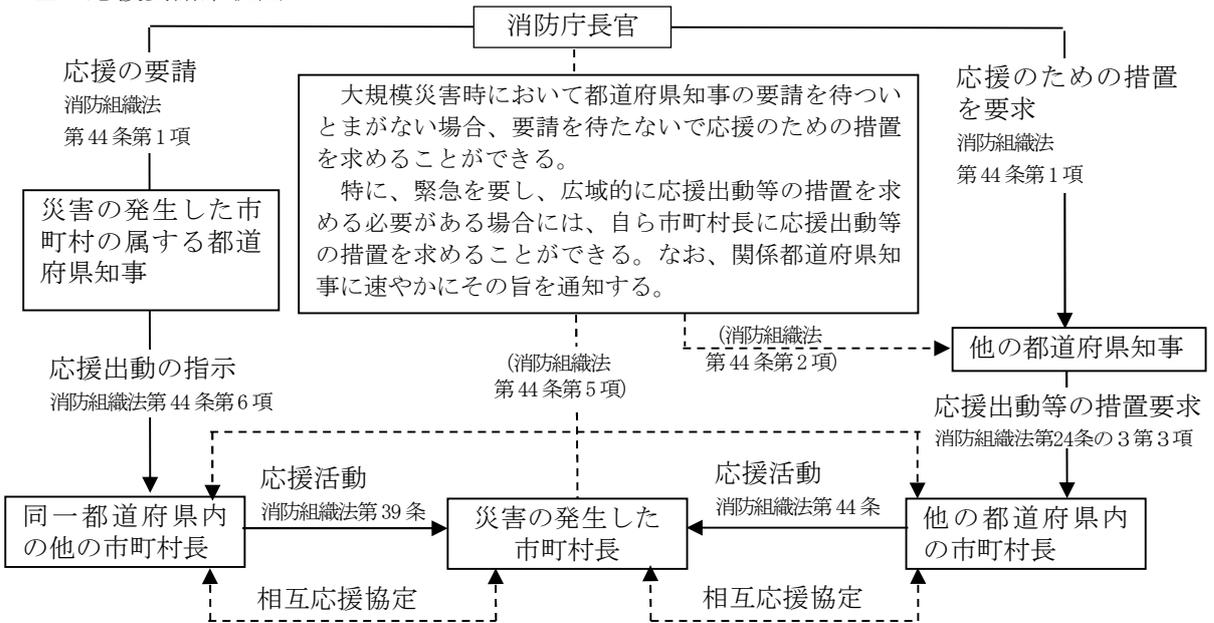
■ 緊急消防援助隊への応援要請の手続き

要請先	県防災危機管理局	
伝達方法	文書（緊急のときは、無線等で行い、事後文書送付）	
伝達事項	○ 災害発生日時 ○ 災害発生場所 ○ 災害の種別・状況 ○ 人的・物的被害の状況	○ 応援要請日時・応援要請者職氏名 ○ 必要な部隊種別 ○ その他参考事項

■ 確保すべき支援体制

○ 情報提供	○ 集結及びヘリコプター離着陸場予定場所
○ 通信運用	○ 補給体制

■ 応援要請系統図



6 応援隊の受入れ・活動支援

(1) 受入体制の準備

総務班及び消防本部は、国や他の地方公共団体からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて、情報共有や各種調整等を行うための受援体制等の整備に努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため適切な空間の確保に配慮する。

■ 受け入れ準備

○ 応援隊の活動拠点施設	○ 食料、資機材等の配付準備
○ 応援要員の宿舎場所の斡旋	○ その他

(2) 現場への案内

総務班は、関係各班からの応援要請に基づき応援者を配分する。各活動現場においては、関係各班が応援者の業務について対応する。

7 応援隊の撤収要請

総務班は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

第3 要員の確保

市は、災害応急対策実施のため、市のみで必要な労務を確保できない場合において、労務者の雇用等により必要な人員を確保し、労務供給を図る。

1 労働力の確保

総務班、救護班及び産業経済班等は、次の手段により災害対策のための労働力を確保する。

■ 労働力確保の手段

種 別	担 当
○ 他対策部への職員動員要請	総務班
○ 災害対策実施機関の関係者等の動員（第5節第2参照）	総務班
○ 民間奉仕団（日赤奉仕団等）、婦人会、町内会等民間団体及びボランティアの協力動員	救護班、市社会福祉協議会、災害ボランティアセンター
○ 公共職業安定所による労働者の斡旋	産業経済班
○ 関係機関等民間業者の応援派遣による技術者等の動員	関係各班
○ 緊急時における従事命令等による労働者等の動員	総務班

2 労務の配分

総務班は、労務供給の円滑な運営を図るため、関係各班が必要とする労務者人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、的確な配分に努める。

3 労働力確保の要請

産業経済班は、大牟田公共職業安定所に対し、次の事項を明らかにして、必要な労働者の紹介斡旋を依頼する。

■ 公共職業安定所への要請事項

① 必要労働者数	⑤ 賃金の額	⑨ 労働者の輸送方法
② 男女別内訳	⑥ 労働時間	⑩ その他必要な事項
③ 作業の内容	⑦ 作業場所の所在	
④ 作業実施期間	⑧ 残業の有無	

4 民間団体等への協力要請

関係各班は、必要に応じて、民間団体、民間業者等へ協力要請を行う。

■ 要請先、内容

要 請 先	内 容 等
民間団体	○ 日赤奉仕団、赤十字ボランティア等に対し、避難誘導の補助、避難所、炊き出し、救援物資支給、清掃、防疫等について被災者の応急救護措置等に関する協力を要請する。
民間業者	○ 販売業者、流通業者、事業所等に対し、食糧、生活物資、飲料水、資材置場、車両、資機材、医薬品、仮設住宅用地の提供等の協力を要請する。

5 従事命令等

応急措置を実施するための緊急の必要がある場合、又は特に必要があると認めた場合は、命令又は協力命令等を執行し、当該応急措置の業務に従事させることができる。

■ 従事命令等とその執行者

	対象作業	対象者及び物件	執行者	根拠法令
従事命令	災害応急対策及び救助作業	○ 医師、歯科医師、又は薬剤師 ○ 保健師、助産師、看護師 ○ 土木技術者又は建築技術者 ○ 大工、左官、とび職 ○ 土木業者、建築業者及びその従業者 ○ 地方鉄道事業者及びその従業者 ○ 軌道経営者及びその従業者 ○ 自動車運送事業者及びその従業者 ○ 船舶運送事業者及びその従業者 ○ 港湾運送事業者及びその従業者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71号 災害救助法第24号
	災害応急措置	○ 住民又は当該緊急措置を実施すべき現場にいる者	市長	災害対策基本法第65条
	災害応急措置	○ その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他の関係者	警察官	警察官職務執行法第4条
	消防作業	○ 火災の現場にある者	消防職(団)員	消防法第29条第5項
	水防作業	○ 地域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条
協力命令	災害応急対策並びに救助作業	○ 住民及び現場付近に居合わせた者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第25条
管理命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 病院、診療所、助産所 ○ 旅館、飲食店	県知事	災害対策基本法第71条第1項 同法同条第2項 災害救助法第26条
使用命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 土地、家屋、物資	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条第1項 同法同条第2号 災害救助法第26条
保管命令	災害応急対策及び救助作業	○ 生産業者 ○ 保管業者 ○ 集荷業者 ○ 輸送業者 ○ 販売、配給業者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第26条
収用命令	災害応急対策作業及び救助作業	○ 生産業者 ○ 輸送業者 ○ 集荷業者 ○ 物資を大量に ○ 販売、配給業者 所有する者 ○ 保管業者	県知事 又は 市長	災害対策基本法第71条 災害救助法第26条

注 1) 県知事又は県知事の委任を受けた市長は、公用令書をもって執行する。

注2) 県知事又は県知事の委任を受けた市長が、従事命令等（協力命令を除く。）を執行した場合は実費を弁償し、又は損失を補償する。

注3) 執行者は、従事命令又は協力命令により、応急対策に従事した者でそのことにより負傷し、疾病にかかった者又は死亡した者に対しては、それぞれ損害補償又は扶助金を支給する。

※ 別途様式 11-1 公用令書

※ 別途様式 11-2 公用変更令書

※ 別途様式 11-3 公用取消令書

6 記録

関係各班は、労務の供給について記録、保管し、総務班へ報告する。

※ 別途様式 11-4 奉仕団等受入れ記録簿

※ 別途様式 11-5 臨時雇上労務者勤務簿

第4 ボランティアの受入・支援

大規模災害が発生したときには、市、市社会福祉協議会等が中心となって、速やかに柳川市災害ボランティアセンター（以下、「災害ボランティアセンター」という。）を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

市及び県は、災害ボランティアセンター及び福岡県災害ボランティア本部と連携を図りつつ対応する。

1 災害ボランティアセンターの設置

救護班は、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受け入れ調整組織、活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置、運営を支援する。

災害ボランティアセンターは、福岡県災害ボランティア本部と相互に連携の上、日本赤十字社福岡県支部、ボランティア関係団体等と連携を図り、活動を展開する。

県又は県から事務の委託を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

■ 災害ボランティア本部の役割

福岡県災害ボランティア本部 （福岡県社会福祉協議会、県）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援 ○ 被災市町村間のボランティアの調整等 ○ 必要に応じて市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等
災害ボランティアセンター （市社会福祉協議会、市）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災住民のニーズの把握 ○ 市からの情報等に基づくボランティアニーズの把握 ○ ボランティアの募集、受付、登録 ○ ボランティア活動の決定及びボランティアの割り振り ○ ボランティア活動用資機材の確保 ○ ボランティア連絡会議の開催 ○ ボランティアコーディネーターとの連絡調整 ○ 市、県災害ボランティア本部との連絡調整 ○ その他ボランティア活動について必要な活動

2 日本赤十字社福岡県支部、ボランティア団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、現場活動を支援する。

3 市のボランティア活動への支援

救護班は、総務班と連携し、災害ボランティアセンターの活動に必要な情報を提供するとともに、ボランティア活動が円滑に行われるよう、設置・運営について、必要に応じ支援を行う。

■ 災害ボランティアセンターへの支援

- 災害ボランティアセンターの場所（登録場所、コーディネーター会議室、事務室、控室）の提供
- 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- 資機材等（机、椅子、受付用紙、コピー機、事務用品等）の提供
- ボランティアの飲料水、食料、物資等の調達
- 必要に応じボランティアへの宿泊場所等の確保・提供
- 市職員の派遣
- ※ 県は災害ボランティアセンターへの職員派遣について支援を行う。
- 被災状況についての情報提供
- 片づけごみなどの収集運搬
- その他必要な事項

4 連絡調整等

ボランティアの活動支援を必要とする班は、災害ボランティアセンターに要望等を連絡する。

災害ボランティアセンターは、救護班及び県災害ボランティア本部と連携し、必要な人員、資機材、分野、集合場所等の被災地におけるボランティアのニーズを把握し、情報を提供するとともに、活動内容等について調整を行う。

救護班は、県災害対策本部へ情報を提供する。

5 ボランティアへの協力要請

災害ボランティアセンターは、各応急活動について必要とするボランティアの種類、人数等のニーズを把握する。また、ボランティアのニーズに関する情報を福岡県 NPO・ボランティア支援センター、報道機関やホームページ等を通じて公表する。

■ 参加・協力を要請するボランティア団体

- | | |
|------------|-----------------------|
| ○ 赤十字奉仕団 | ○ 大学生等の学生・生徒 |
| ○ 自治会委員 | ○ 教職員 |
| ○ 婦人会連絡協議会 | ○ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者 |
| ○ 災害時避難支援者 | ○ その他各種ボランティア団体 |

6 ボランティアへの対応

災害ボランティアセンターは、救護班、県災害ボランティア本部及びボランティアコーディネーター等と連携し、ボランティアを必要としている各活動へボランティアを配置する。

各班は、各活動地点においてボランティアの対応を行う。

■ 一般ボランティアの活動分野

- 被災者家屋等の清掃活動
- 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- 避難所運営の補助
- 炊き出し、食料等の配布

- 救援物資等の仕分け、輸送
- 高齢者、障害者等の介護補助
- 被災者の話し相手・励まし
- その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

■ 専門ボランティアの活動内容

- 医療ボランティア（医師、看護師、助産師等）
- 救助ボランティア（災害救助訓練の経験者、救急法又は蘇生法指導員等）
- 通訳ボランティア（外国語の堪能な者）
- 建築ボランティア（応急危険度判定士、建築士等）
- 福祉ボランティア（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等）
- 保健ボランティア（保健師、栄養士、精神医療カウンセラー等）
- その他、災害救助活動において専門技能を要する業務

第5 海外からの支援の受入れ

消防本部は、総務班と連携し、海外からの救援隊受入れに際しては、円滑な協力体制の確保に配慮する。

第6節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当)
第1 災害救助法の適用申請	●			救護班 、総務班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	救護班 、総務班

第1 災害救助法の適用申請

1 災害救助法の適用申請

救護班は、総務班と連携して、市域の災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に情報提供する。その場合、次に掲げる事項について口頭、電話又はファクシミリをもって要請し、後日文書により改めて要請する。

■ 災害救助法の申請事項

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする機関
- 既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
- その他必要な事項

2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項第1～4号の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれか1つに該当する場合である。

また、県知事は、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、政府本部が設置され、当該本部の所管区域として県内市町村が告示されたときは、災害救助法による救助を実施できる。

■ 災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
(1) 市内の住家が滅失した世帯の数	市 80世帯以上	第1項第1号
(2) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 2,500世帯以上 かつ 市 40世帯以上	第1項第2号
(3) 県内の住家が滅失した世帯の数のうち市内の住家が滅失した世帯の数	県内 12,000世帯以上 かつ 市多数 ※	第1項第3号
(4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護が著しく困難である場合	多数 ※	第1項第3号
(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合	※	第1項第4号

注1) ※印の場合は、県知事が厚生労働大臣と事前協議を行う必要がある。

注2) 住家の滅失世帯数の算定は、住家の全壊（全焼・流失）した世帯を標準とするが、半壊（半

焼)世帯は2世帯で滅失世帯1世帯に、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯で滅失世帯1世帯に、それぞれみなして換算する。

※ 資料編 5-5 被害の判定基準

3 救助の実施者

災害救助法の適用後の救助業務は、県知事が実施者となるが、県知事は救助を迅速に行うため、救助事務の一部を市長が行うこととすることができる。

また、市長は、その他の事務についても、県知事が行う救助を補助するものとする。

4 適用申請の特例

市長は、災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に情報提供を行う。その後の処置に関しては、県知事の指示を受ける。

5 救助の種類等

災害救助法による救助の種類（救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）は、福岡県災害救助法施行細則によるものとする。

なお、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において、県知事と厚生労働大臣の協議により延長することがある。

■ 救助の種類

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 避難所の設置 | <input type="checkbox"/> 生業に必要な資金、器具又は資料の供与又は貸与 |
| <input type="checkbox"/> 応急仮設住宅の供与 | <input type="checkbox"/> 医療及び助産 |
| <input type="checkbox"/> 被災住宅の応急修理 | <input type="checkbox"/> 被災者の救出 |
| <input type="checkbox"/> 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給 | <input type="checkbox"/> 遺体の搜索 |
| <input type="checkbox"/> 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 | <input type="checkbox"/> 遺体の処理及び埋葬 |
| | <input type="checkbox"/> 学用品の供与 |
| | <input type="checkbox"/> 障害物の除去 |

6 特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間について特別な事情があるときは、特別基準の適用を申請できる。適用申請は県知事に対して行うが、期間延長は、救助期間内に行う必要がある。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

市長は、災害救助法に基づく救助を行ったときは、当該救助の種目に応じて簿冊等の作成や支払証拠書類の整備を行う。

救護班は、総務班と連携して、関係各班に係帳簿の作成を指示し、整理を実施し、これを県知事に報告する。

第7節 救助・救急・消防活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 行方不明者の搜索	●			消防本部班 、 消防班 、市民班、大和・三橋班
第2 救助活動の実施	●			消防本部班 、 消防班 、総務班
第3 救急活動の実施	●			消防本部班 、 消防班 、 救護班
第4 消防活動の実施	●			消防本部班 、 消防班

※ 救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者の搜索

災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として搜索活動を実施する。

1 行方不明者名簿の作成

市民班及び支部（大和班、三橋班）は、消防本部班と連携し、被災者相談窓口等で受け付けた搜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明名簿を作成する。

なお、行方不明者名簿は、警察署に提出し連携する。

※ 別途様式 5-1 行方不明者名簿

■ 行方不明者名簿

- 市庁舎に被災者相談窓口を開設し、行方不明者の届け出を受け付ける。
- 行方不明者が、避難所にいないか、まず避難者名簿で確認する。
- 行方不明者名簿は、警察署及び消防本部にも提供する。

2 搜索活動

消防本部班及び消防班は、行方不明者名簿に基づき、警察署、自衛隊等と協力して搜索活動を行う。

なお、行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

第2 救助活動の実施

1 救助情報の収集

(1) 発見者の通報

要救助者を発見した者は、総務班、消防本部班又は警察署等へ通報する。

(2) 要救助情報の収集

消防本部班及び消防班等災害現場に派遣された者は、地域住民等から救助情報を収集し、消防

本部班及び総務班に連絡する。

消防本部班は、総務班及び警察署等に通報された情報を収集し、管理する。

2 救助活動

消防本部班及び消防班は、救助隊を編成し、救助情報をもとに災害現場に出動する。

また、市長は災害の規模、状況等に応じて市職員等を配備する。

救助隊は、救助資機材等を活用し、行方不明者名簿等を踏まえて、警察署、自主防災組織等と連携・協力し、救助活動を行う。

※ 別途様式 5-2 り災者救出状況記録簿

3 応援要請

救助活動が困難なときは、警察署、隣接消防機関等の応援を要請する。自衛隊の応援や広域応援が必要なときは、県知事に派遣要請を依頼する。

なお、詳細は第3章 「応援要請」を参照。

また、車両、特殊機械器具が必要なときは、県の協力又は建設事業者団体等に出動を要請する。

船舶遭難等の海難が発生した場合は、船舶等により救護にあたるとともに、速やかに三池海上保安部に連絡し、その救助活動には全面的に協力する。

※ 別途様式 5-3 り災者救出用機械器具修繕簿

4 市民、自主防災組織及び事業所等の救助活動

市民、自主防災組織及び事業所等は、災害が発生したときは、二次災害の発生に十分注意しながら連携して、市備蓄倉庫及び自主防災倉庫等の救助資機材を活用し、救助活動を行う。

また、崩壊土砂や建物等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助する。

なお、消防本部班及び消防班等の救助隊が到着したときは、その指示に従い、救助活動に協力する。

第3 救急活動の実施

消防本部班は、消防班及び救護班と連携し、次のように救急活動を行う。

■ 救急活動の内容

- 救助現場から救護所又は救急指定病院等まで、救急車等で傷病者を搬送する。
- 傷病者が多数発生したときは、警察署（第1）、市（第2）、自主防災組織（第3）等に搬送を要請する。
- 市内の搬送先病院で収容できないときは、災害拠点病院等へ搬送する。
- 道路の被害等で救急車による搬送ができないときは、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

※ 資料編 2-13 救急業務実施体制等の状況

※ 資料編 2-14 医療機関一覧表

第4 消防活動の実施

1 情報の収集

消防本部班は、住民、警察署等から火災発生等の情報を収集する。

■ 収集する情報の種類

- | | |
|--|------------------------------------|
| <input type="radio"/> 火災の発生状況 | <input type="radio"/> 無線通信の状況 |
| <input type="radio"/> 自治会、自主防災組織等の活動状況 | <input type="radio"/> 使用可能な消防水利の状況 |
| <input type="radio"/> 通行可能な道路の状況 | |

2 消火活動

消防本部班及び消防班は、次の点に留意して消火活動を行う。

■ 消火活動の留意事項

- | |
|---|
| <input type="radio"/> 風向き、市街地の建物分布等を考慮し、最も効果的に消防力を投入する。 |
| <input type="radio"/> 延焼火災の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区として確保する。 |
| <input type="radio"/> 延焼火災が発生している地区は、直ちに市民の避難を呼びかけ、必要に応じて避難路の確保等を最優先で行う。また、安全な方向への避難誘導に努める。 |
| <input type="radio"/> 危険物の漏えい等のおそれがある地区は、立入り禁止措置をとり、安全な避難誘導に努める。 |
| <input type="radio"/> 病院、避難所、幹線道路、防災拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 |
| <input type="radio"/> 住民等が実施する初期消火活動との連携、指導に努める。 |

3 活動体制の確立

消防本部班及び消防班は、災害により通常の警備体制では対処できない被害が発生したときは、非常召集を発令し、消防体制を確立する。

また、災害により必要と判断したときは、班員を非常招集し、適切な警備体制を確立する。

4 消防広域応援要請

本部長又は消防長は、現況の消防力では対処しきれない規模の火災、救助事象等が発生した場合、「福岡県消防相互応援協定」及びその他の相互応援協定に基づき、県内外の消防機関に対して、応援要請を行う。また、ヘリコプターが必要な場合は、県知事を通じてヘリコプターの派遣等の要請を依頼する。

なお、詳細は第3章第5節第2 「広域応援派遣要請」を参照。

5 市民、自主防災組織の活動

市民及び自主防災組織は、火災が発生した場合、関係機関への通報及び初期消火活動を行い、消防機関が到着したときは、その指示に従う。

6 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、関係機関への通報、延焼防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■ 事業所の消火活動等

- 警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- 自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- 必要に応じて従業員、顧客等の避難
- 周辺住民に対する必要な情報の伝達
- 関係者以外の立入り禁止措置等の実施

第8節 医療救護活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 医療救護チームの編成	●			救護班
第2 医療救護所の設置	●			救護班
第3 医療救護活動	●			医療救護チーム
第4 後方医療機関の確保	●			救護班 、災害医療コーディネーター、 医療救護チーム
第5 医薬品、医療資機材等の確保	●			救護班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		救護班
第7 心のケア対策			●	救護班

大規模事故が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所では対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。なお、本市は地域災害医療センターである大牟田市立総合病院が災害拠点病院となる。

第1 医療救護チームの編成

医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画の作成に努める。

また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるよう努める。

1 医療情報の収集

救護班は、県及び柳川山門医師会等と連携し、次の医療情報を収集する。

※ 資料編 2-14 医療機関一覧表

※ 資料編 2-15 歯科医院一覧表

医療情報の収集内容

- 医療施設の被害状況、診断機能の確保状況
- 避難所、救護所の設置状況
- 医薬品、医療器具等の需給状況
- 医療施設、救護所等への交通状況
- その他参考となる事項

2 要請及び出動

救護班は、必要に応じ医療救護チームの出動を要請する。

■ 医療救護チームの要請事項

- 災害により多数の傷病者が発生した場合、柳川山門医師会に医療救護チームの出動を要請する
- 災害の状況に応じ、県知事に対し必要な措置を要請する
- 医療関係者が自ら必要と認めたときは、要請を待たずに医療救護チームを編成、出動する

3 医療救護チームの編成

救護班は、多数の傷病者が発生した場合は、柳川山門医師会に医療救護チームの編成・派遣を要請する。

第2 医療救護所の設置

1 応急救護所

救護班は、発災地に、応急救護所を設置する。
 応急救護所では、医療救護チームが負傷者の応急処置及びトリアージを行う。

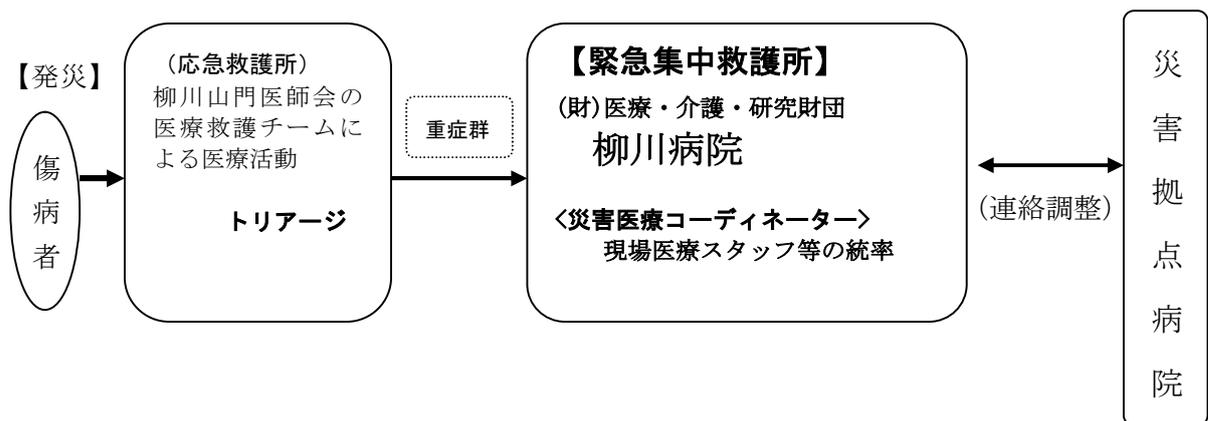
2 緊急集中救護所

「柳川市地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害時、応急救護所の後方医療施設として、医療救護活動を早急かつ円滑に行うため財団法人医療・介護・教育研究財団 柳川病院を「緊急集中救護所」とする。

なお、医療スタッフ等の統率及び各関係機関等と連絡調整を図るため、同救護所に災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターを配備する。

※ 別途様式 5-4 医療救護所開設状況報告

医療救護活動における連携



第3 医療救護活動

派遣された医療救護チームの活動内容は、次のとおりである。

- ※ 別途様式 5-5 救護班診療記録簿
- ※ 別途様式 5-6 救護班医薬品衛生材料使用簿
- ※ 別途様式 5-7 病院・診療所医療実施状況
- ※ 別途様式 5-8 救護班の編成及び活動記録
- ※ 別途様式 5-9 助産台帳

■ 応急救護所での救護活動

- 負傷者の応急処置
- 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ※）
- 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- 助産救護

※トリアージ：傷病者の重傷度と緊急度を判定し、収容医療機関への連絡事項等を簡単に記したメモのこと。

■ 医療機関（財団法人医療・介護・教育研究財団 柳川病院を除く）の活動内容

- 傷病者の検査及びトリアージ
- 重傷患者の後方医療機関への搬送
- 傷病者の処置及び治療
- 助産救護
- 医療救護チーム、医療スタッフの派遣

■ 緊急集中救護所（財団法人医療・介護・教育研究財団 柳川病院）の活動内容

- 重傷患者の処置及び治療
- 災害医療コーディネーターの配備
- 各関係機関との連絡調整

第4 後方医療機関の確保

1 後方医療機関の確保

救護班は災害医療コーディネーター及び医療救護チームと連携して、一般病院等の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、救護所から搬送される重傷病者を収容できる災害時救急病院を確保する。

市内の災害時救急病院で収容困難な重症者は、市外の災害拠点病院又は近隣の災害拠点病院に収容する。

■ 災害拠点病院

区分	医療機関名称	病床数		電話番号	ヘリポートの状況		
		一般	精神		敷地内外	区分	病院からの距離
災害拠点病院	大牟田市立病院	400		0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.3km
近隣災害拠点病院	久留米大学病院	1,263		0942-35-3311	敷地内	非公共用	—
	聖マリア病院	1,388		0942-35-3322	敷地外	非公共用	2.5km

第5 医薬品、医療資機材等の確保

1 医薬品、医療資機材の確保

救護班は、原則として次のとおり医薬品、医療資機材を確保する。

■ 医薬品等の調達

- 薬剤師会、医薬品販売業者から調達する
- 不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療資機材を調達する
- 入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する

2 血液製剤等の確保

救護班は、輸血用血液及び血液製剤が必要なときは、福岡県赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血を呼びかける。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

南筑後保健福祉環境事務所は、被災地の避難所、自宅における疾病予防等のため、公衆衛生保健活動を行う。

救護班は、この活動に協力する。

1 生活環境の整備、確認

保健福祉環境事務所は、台所、トイレ等の衛生管理の徹底、手洗い等の衛生習慣の強化について指導し、必要な支援を行う。

2 健康状況の把握

保健福祉環境事務所は、巡回相談等を通じて被災者の健康状態を把握し、新たな健康問題の発生、慢性疾患の悪化等の防止や早期発見に努める。

救護班は、保健福祉環境事務所や医師会等と協議しながら、被災者に対する健診体制を確保する。

3 相談・指導

保健福祉環境事務所は、救護班の協力を得ながら巡回相談等の場で必要な指導を行う。特に、避難生活により発生が危惧される感染症、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、高齢者の生活機能低下等への対応を強化し、未然に発生を防止する。

4 医療の確保

医師会を通じて管内医療機関と連携を強化し、医療への依存度の高い慢性疾患患者への医療体制の確保に努めるとともに、県医療指導課を通じて広域の支援体制を確立する。

5 医療情報の提供

救護班は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

第7 心のケア対策

救護班は、大規模な災害が発生したとき、又は避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関、児童相談所職員等の協力により、カウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者や避難行動要支援者の心的外傷への対策を行う。

■ 活動内容

- 原則として精神科救護チームを市災害対策本部に設置する。
- 精神科救護チームは、巡回相談等を行う。
- 精神科救護チームは、プライバシーの保護に配慮し、相談窓口や電話相談などの相談業務を行う。

第9節 交通・輸送対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				(文字囲)は主担当)	
第1 交通情報の収集、道路規制	●			建設班、産業経済班	
第2 道路及び海上交通の確保	●			建設班、産業経済班	
第3 車両等、燃料の確保、配車	●			総務班、産業経済班	
第4 緊急通行車両の確認申請	●			総務班	
第5 緊急輸送	●			市民班、総務班、消防本部班	
第6 物資集配拠点の設置		●		市民班	
第7 臨時ヘリポートの設置	●			総務班、消防本部班、文教班	

第1 交通情報の収集、道路規制

1 情報収集

建設班及び産業経済班は、警察署、三池海上保安部、港湾管理者から道路及び船舶の交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送路予定路線等の状況把握を図り、関係各班に伝達する。

2 市道の交通規制

建設班は、必要に応じ、道路管理者として市道の交通規制を実施する。
交通規制に際しては、警察署と密接に連絡をとる。

(1) 相互連携・協力

警察署と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路交通の禁止又は制限の対象、区間及び理由等を相互に通知する。緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。

(2) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合は、緊急な場合を除き、規制対象等を表示した標識等を設置する。

※ 別途様式 11-4 緊急車両以外の車両通行止め標示

(3) 広報

道路交通の規制の措置を講じた場合は、必要に応じて、その内容及び回路等について明示して、交通関係業者、一般通行に支障がないように努める。

■ 交通規制の区分、内容等

区 分	交通規制を行う状況及び内容	根拠法令
公安委員会	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、交通整理、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法（昭和35法律第105号）第4条
	○ 災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするために緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。	災害対策基本法第76条
警察署長等	○ 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときで、適用期間が短い場合は、通行の禁止、その他の交通規制をすることができる。	道路交通法第5条又は第114条の3
警 察 官	○ 車両等の通行が著しく停滞し、混雑する場合において、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度において車両等の通行を禁止し、もしくは制限し、後退させることができる。	道路交通法第6条又は第75条の3
	○ 通行禁止区域等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官及び消防職員	○ 警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、警察官に準じた措置を行うことができる。	災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項
道路管理者	○ 道路の破損、欠損、その他の事由により交通が危険であると認めるときは、区間を定めて通行を禁止し、又は制限することができる。 ○ 降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。	道路法（昭和27年法律第180号）第46条

3 海上交通の規制

三池海上保安部は、災害時によりその規模、態様若しくは海域の状況に応じ、危険防止等のため船舶交通の禁止又は制限及び指導の措置を講じる。

産業経済班は、災害発生時危険防止に必要な範囲において、漁港・港湾施設の使用を制限若しくは禁止し、又は使用等について必要な指導を行う。

また、三池海上保安部と連携し、災害発生時その規模・態様又は海域の状況に関する情報を相互に交換するとともに、規制措置を講ずるに際しては、緊急やむを得ない場合を除き事前に協議する。

第2 道路及び海上交通の確保

1 緊急輸送路の確保

建設班は、道路管理者と連携し、緊急輸送道路となる道路の状況を点検し、交通規制、応急復旧などを行い、通行を確保する。

また、道路の通行禁止、制限等の緊急輸送道路における状況について、警察署と密接に連絡をとる。

2 県の緊急輸送に関する交通規制対象道路

県は、災害発生時の被害者の救援、緊急物資等の輸送への対処を目的として、県内の国道、主要地方道等を緊急輸送道路として指定している。

市域の該当する緊急輸送道路は、次のとおりである。

■ 緊急輸送道路の指定状況

路線区分	市域の路線
緊急輸送道路（1次）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域高規格道路；有明海沿岸道路 ○ 一般国道；208号、385号、443号 ○ 一般県道；枝光今古賀線、橋本辻町線、柳川城島線
緊急輸送道路（2次）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般国道；443号三橋瀬高バイパス ○ 主要地方道；久留米柳川線、大和城島線 ○ 一般県道；高田柳川線

3 道路の障害物の除去

建設班は、路肩の崩壊、がけ崩れ、倒壊物等により通行に支障があるときは、建設事業者団体等に出動を要請して障害物の除去を行い、迅速に通行可能にする。

また、危険箇所には道路標識や警戒要員を配置するなどの措置をとる。なお、道路上の障害物の除去は、緊急輸送等に必要な路線を優先して行う。

4 海上輸送路の確保

漁港及び港湾の管理者は、漁港・港湾等の施設を点検し、施設の被害情報を把握するとともに、応急復旧などを行い、海上緊急輸送機能を確保する。

また、県、自衛隊、三池海上保安部等の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルート確保に努める。

第3 車両等、燃料の確保、配車

1 車両、燃料の確保

総務班は、緊急輸送のための車両、燃料を確保する。

(1) 車両、燃料の調達

市有車両及びその他車両を管理し、燃料の調達を行う。

市有車両が不足する場合は、車両の借り上げを行う。

※ 資料編 2-17 市有車両一覧表

■ 車両、燃料の調達

区 分	内 容
市有車両の把握	○ 調達可能な市有車両の状況について把握する。
車両の借り上げ	○ 市有車両で対応が困難なときは、輸送業者等から借り上げる。
燃料の調達	○ 各班の市有車両及び借り上げ車両のすべてに対し、必要な燃料の調達を行う。

(2) 配車

各班の要請に基づき、車両関係団体の協力をえて総合的に調整し、配車する。
 車両の運行に必要な人員は、原則として各班の要員をあてる。

2 船舶の確保

産業経済班は、海上輸送による緊急輸送が必要な場合は、漁協に協力を要請し、渡船を確保する。

3 県への要請依頼

総務班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合、県を通じてヘリコプター、船舶等による輸送を要請依頼する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急通行車両の申請

災害対策活動に従事する車両は、公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の規制又は制限を行ったときは、緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を受ける必要がある。

総務班は、災害対策に使用する車両について、県又は公安委員会（各警察署）に対し所定の書類をもって申請する。

なお、事前届出を申請している車両は、県又は公安委員会（各警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して速やかに標章及び確認証明書の交付を受けることができる。

- ※ 別途様式 6-1 緊急通行車両事前届出書
- ※ 別途様式 6-3 緊急通行車両通行標章
- ※ 別途様式 6-4 緊急通行車両確認証明書

2 緊急通行車両の使用

交付された標章は、車両の助手席側ウィンドガラスの上部の前面から見やすい箇所に貼付し、確認証明書は当該車両に備えつける。

第5 緊急輸送

市民班は、避難所を開設したときは、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員、食糧、飲料水、生活物資、資機材等を搬送する。多数の避難所等へ搬送が必要なときは、輸送業者に搬送を要請する。

総務班及び消防本部班は、交通の途絶により航空輸送が適切と判断されるときは、県にヘリコプターの出動を要請する。

※ 別途様式 6-5 輸送記録簿

※ 別途様式 6-6 輸送車両修繕簿

■ 緊急輸送の範囲

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○ 後方医療機関へ搬送する傷病者等 ○ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○ その他初動応急対策に必要な人員、物資
第2段階	<p>上記第1段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ○ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階	<p>上記第2段階の続行</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害復旧に必要な人員、物資 ○ 生活必需品

第6 物資集配拠点の設置

市民班は、備蓄物資だけでは不足し、業者等から調達するとき、又は大量の救援物資等が届くときは、必要に応じて物資集配拠点を開設する。

第7 臨時ヘリポートの設置

総務班及び消防本部班は、文教班と連携して、必要に応じて臨時ヘリポートを開設する。この場合に、ヘリポートの標示として、石灰等を用い、接地帯の中央に直径 5m程度の円を書き、中にHの字を標示する。また、旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

※ 資料編 2-16 災害時における臨時ヘリポート一覧表

第10節 避難対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字</u> は主担当)
第1 避難の指示	●			<u>総務班</u> 、消防本部班、消防班、関係各班
第2 警戒区域の設定	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、関係各班
第3 避難誘導	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、 <u>救護班</u> 、 <u>文教班</u> 、 <u>市民班</u> 、 <u>大和・三橋班</u>
第4 指定避難所の開設	●			<u>総務班</u> 、 <u>文教班</u> 、避難所派遣職員
第5 指定避難所の運営		●		<u>総務班</u> 、 <u>文教班</u> 、 <u>市民班</u> 、 <u>大和・三橋班</u> 、避難所派遣職員
第6 旅行者、滞在者の安全確保	●			<u>産業経済班</u>

災害が発生し、又は発生のおそれのある危険区域がある場合に、市民、滞在者及びその他の者の生命及び身体を安全な場所へ避難させるための避難の指示、警戒区域の設定、避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1 避難の指示

総務班は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

1 高齢者等避難

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対し避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、「高齢者等避難」の伝達を行う。

2 避難の指示権者

市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害が発生し又は発生のおそれのあるときに、避難を要する地区の住民に対し「避難の指示」を行う。

ただし、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまがないとき、又は市長が不在のときは、第3章第1節第5の災害対策本部の運営「1 設置、指揮の権限」の代行順位により、代行者が市長の権限を代行（職務代理者として市長の権限を行使するもので、その効果は市長に帰属する）する。

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、避難の指示に関する事務を行う。

■ 避難の指示の発令権者及びその内容

発令権者	代行者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の委任市職員	災害全般	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・緊急安全確保の指示	○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ○ 上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めたとき	災害対策基本法 第60条第1項
市長	知事	災害全般	同上	○ 上記の場合において、市長がその事務を行なうことができなくなったとき	同上 第5項
	警察官 海上保安官	災害全般	同上	○ 上記の場合において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	同上 第61条第1項

■ 他の法律に基づく、避難措置の発令権者及びその内容

発令権者	災害種類	実施事項	指示を行う要件	指示の内容
警察官	災害全般	警告	○ 人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあるなど、危険な状態である場合	○立ち退きの指示 ○立ち退き先の指示 ○緊急安全確保の指示
	災害全般	措置命令 措置	○ 上記の状況で、特に急を要するとき	○避難の措置(特に急を要する場合)
海上保安官	災害全般	措置命令 措置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	○ 海上における犯罪が正に行われようとするのを認めた場合又は天災事変、海難、工作物の損壊、危険物の爆発等危険な事態がある場合であって、人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき	○立ち退きの指示 ○立ち退き先の指示 ○緊急安全確保の指示
自衛官 (災害派遣時に限る)	災害全般	警告 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	○避難について必要な措置(警察官いない場合)
	災害全般	措置命令 措置 (準用)	○ 警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にはいない場合に限る)	
知事、知事の命を受けた職員 (洪水等は水防管理者を含む)	地すべり	指示	○ 地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	○立ち退くべきことを指示
	洪水・高潮	指示	○ 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫しているとき	

3 避難指示等の区分

避難指示等の意味合いについては、以下のとおり区分する。

■ 避難指示等の区分

		発令時の状況	市民等に求める行動
レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ○ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○ 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 ○ 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ○ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ○ 市長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示できる（災対法第60条第3項）

※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難すること、旅館・ホテルへ避難することもある。

4 避難指示等の基準

市長が行う避難の指示等は、一般的には次のような事象・事態が発生、又は予想され、市民等の生命又は身体に危険が及びおそれがある場合を基準として実施する。

■ 避難指示等をする場合のめやす

<ul style="list-style-type: none"> ○ 気象台から災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断されるとき ○ 防災関係機関から災害に関する警告又は通報があり、避難を要すると判断されるとき ○ 河川の警戒水位突破や水路等がオーバーフローし、洪水のおそれがあるとき ○ 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき ○ 地すべり、がけ崩れ、土石流等により建物等に影響するおそれがあるとき ○ 建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき、又は建物の倒壊により周囲に影響を及ぼすとき ○ 延焼火災が拡大又は拡大のおそれがあるとき ○ ガス等の危険物の漏出により周辺の住民に危険が及ぶおそれがあるとき
--

○ その他住民の生命・身体を保護するため必要なとき

5 避難の指示の伝達

総務班は、関係各班、関係機関及び施設管理者等と連携し、速やかに避難の指示を市防災行政無線、緊急速報メール、広報車、消防団等の広報手段を通じ、又は直接住民に対し周知する。

この場合、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への伝達には、避難のための準備と事態の周知に配慮する。

■ 避難の指示の方法及び伝達事項

担当・方法	総務班及び関係各班	市防災行政無線、緊急速報メール、 広報車、消防団等
	各施設管理者、自主防災組織等	口頭、ハンドマイク等
伝達事項	○ 避難対象地域 ○ 避難先 ○ 避難経路	○ 避難の指示の理由 ○ 注意事項（戸締まり、携行品）等

6 避難者の誘導

総務班は、住民等に対し、避難指示が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等の身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難所等へ避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむをえないと住民自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、「緊急安全確保」を行うべきことについて住民等への周知徹底に努める。

7 広域避難についての協議

総務班は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村と協議することができる。

8 広域一時滞在についての協議

被災市町村は災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供の必要があると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村の受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

9 県・関係機関への報告、要請

総務班は、避難の指示等が発令された場合は、県及び関係機関等にその旨を報告、要請する。

■ 連絡先

報	告	県知事（防災危機管理局）
協	力	消防本部、警察署等
要	請	

避難所開設要請	避難所担当班、避難施設管理者等
---------	-----------------

10 解除とその伝達、報告

市長は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の指示を解除する。総務班は、避難所運営者と連携し、避難所に避難している対象者に伝達する。

また、解除後は速やかに県知事に報告する。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしているときで、市民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、警戒区域の設定に関する事務を行う。

また、本部長からの要求等により、警察官、海上保安官及び災害派遣を命ぜられた自衛官が本部長の職権を行った場合、その旨を本部長に通知するものとする。

なお、警戒区域の設定に伴い、立入禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金又は拘留（災害対策基本法第116条第2項）、又は6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（水防法第53条）に処される。

■ 警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市長	意志決定 代行順位 その他の 委任市職員	災害全般	○ 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法 第63条第1項
	警察官 海上保安官	災害全般	○ 上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	同上 第2項
	自衛官	災害全般	○ 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき	同上 第3項
	知事	災害全般	○ 市長がその事務を行なうことができなくなつたとき	同上 第73条
消防長 消防署長		火災 その他	○ ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	○ 上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があつたとき	同上 第2項
消防吏員 消防団員		火災	○ 火災の現場	消防法 第28条第1項
	警察官	火災	○ 上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	同上 第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○ 水防上緊急の必要がある場所	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	○ 上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があつたとき	同上 第2項

2 設定の範囲

警戒区域の設定は、市民等の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。

また、設定した警戒区域内について、どのような応急災害対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を行うか適切に判断し、混乱をきたさないように十分留意する。

3 警戒区域設定の伝達

警戒区域の設定を行った者は、適切な方法で設定区域を明示すると同時に、必要な情報を設定区域の市民等及び関係機関に伝達する。

4 解除とその伝達

本部長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を解除する。

総務班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨避難所に避難している対象区域の避難者等に伝達する。

第3 避難誘導

1 危険地域の避難誘導

避難誘導は、災害の規模、状況に応じて安全な最寄り避難所等まで行う。

なお、避難は原則として徒歩とする。

■ 避難誘導の対象、担当

対 象	担 当
市 民	○ 消防本部班、消防班、市民班、救護班、支部、警察官等 ※在宅の避難行動要支援者は、自主防災組織等の協力により行う。
教育施設、保育施設、福祉施設	○ 施設管理者、教職員、施設職員、救護班、文教班等
事業所等	○ 施設の防火管理者及び管理責任者等

2 避難者の携帯品等

携帯品等は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限度のものとし、次を目安とする。

■ 携帯品等の目安

- 家族の名札（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）
- 食料、飲料水、タオル、常備薬、救急医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等
- 動きやすい服装、帽子（頭巾）、雨具類、必要に応じ防寒具等

3 避難行動要支援者の誘導

在宅の避難行動要支援者の避難は、原則として地域の自主防災組織等が行うが、避難支援が困難な場合は、救護班が車両等を用いて輸送する。

施設入所者は、施設管理者が車両等を用いて輸送する。総務班は、必要に応じて車両等の手配など支援を行う。

第4 指定避難所の開設

1 指定避難所の開設

開設する指定避難所は、原則的に本部長が選定する。

指定避難所の開設は、指定避難所派遣職員が施設管理者等の協力をえて実施する。緊急に指定避難所を開設する必要があるときは、施設管理者、勤務職員が実施する。

また、本部長が開設しない場合であっても、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者、区長等が開設することができる。

なお、災害救助法による指定避難所の供与は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

2 指定緊急避難場所の使用

水害等の時に、市民が緊急に自主避難する民間の建物施設を使用するために、耐震性のある高いビル等を指定緊急避難場所として指定し、使用することについて協定を締結する。

指定した民間施設については、入口に「一時避難施設」の標識を掲示する。

※ 資料編 2-15 緊急避難場所一覧表

3 指定避難所の追加指定

総務班は、指定避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定避難所として位置づけることができるものとする。

また、市域の指定避難所では収容力が不足するときは、県又は近隣市町村へ指定避難所開設を要請する。

さらに、避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な指定避難所の確保に努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

この場合、以下の点に留意する。

- (1) 開設指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- (2) 管轄警察署等との連携
- (3) 指定避難所責任者の専任とその権限の明確化
- (4) 避難者名簿の作成（指定避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報についても、把握する。）
- (5) 避難行動要支援者に対する配慮

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

4 自主避難への対応

市が開設する避難所への避難とは別に、市民が自主避難するときは、自治会等で開設する自治公民館等を使用する。

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

5 避難者の受け入れ

指定避難所の開設時に、すでに避難者があるときは、とりあえず広いスペースに誘導する。その後、避難行動要支援者とその他避難者のスペースを確保、決定し、それぞれ受け入れる。

この場合、避難行動要支援者の中に、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに救護班に報告し、救護班は福祉避難所又は病院等へ移送する。

■ 避難者の受入れ事項

- 収容スペースへの案内
- 避難者の把握（居住地域、避難者数等）
- 災害情報等の収集及び本部への伝達

6 収容人員の周知

収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため住民への周知に努める。

7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

避難者の健康管理、衛生管理、スペースの確保等の必要な措置を講じるよう努める。

8 指定避難所内事務室の開設

指定避難所内に事務室を開設し、看板等を掲げ、運営の拠点とする。

なお、事務室には、避難者カード、事務用品等を事前に準備する。

※ 別途様式 4-1 避難者カード

9 指定避難所開設の報告

指定避難所派遣職員は、指定避難所を開設したときは、総務班に報告を行う。

総務班は、県に対し、次の報告を行う。

■ 避難所開設の報告事項

- 避難所開設の日時及び場所
- 箇所数及び収容人数
- 開設予定期間
- 避難対象地区名（災害危険箇所名等）

第5 指定避難所の運営

1 運営担当

指定避難所の運営は、災害初期では指定避難所派遣職員が施設管理者等の協力を得て担当する。

ただし、指定避難所生活が長期化するときは、指定避難所の運営は、自主防災組織、ボランティアの協力を得て、避難者自身による自主運営の形態で行うように努める。

また、女性や性的少数者等の多様な者の視点等に配慮するよう努める。

2 避難者カード・名簿の作成

指定避難所派遣職員は、避難者カードを配り世帯単位に記入するよう指示する。

避難者名簿は、集まった避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、総務班に報告する。

※ 別途様式 4-2 避難者名簿

3 市、施設管理者の措置

市は、指定避難所開設時には、あらかじめ定める指定避難所派遣職員を配置し、指定避難所運営を統括させるとともに、通信の確保等を行う。それ以外の指定避難所にあつては、施設管理者がその任にあたる。

■ 統括者の運営措置

- 統括者に防災行政無線携帯受信機、携帯電話等を携行させ、避難所との通信、広報手段を確保する。
- 統括者に避難者名簿、避難所運営記録、避難者ニーズ調査結果等を定時報告させ、関係各班、ボランティアセンターに対して、各避難所への支援活動、物品等の供給を要請する。
- 統括者は、避難所の管理体制を確立する。
 - 避難者への開放区域、授乳室、避難所事務室等の設定
 - 避難者名簿、避難所運営記録の作成
 - 避難者の把握及び報告（特に、避難行動要支援者に注意し、病人や特別の介護を要する者がいるときは直ちに救護班に報告し、救護班は福祉避難所又は病院等へ移送する。）
 - 避難所自治組織の結成、運営方針、ルールづくりの支援
 - 館内放送、情報等の掲示等
 - 供給物資等の受領、保管
 - 避難所における事業等への協力

4 教職員の協力

教職員は、学校に指定避難所が開設された場合、原則として次の避難所運営業務に協力する。なお、この期間は7日以内を原則とし、避難所派遣職員にその運営を引き継ぐ。

■ 教職員による運営協力（例）

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 施設等開放区域の明示 | <input type="checkbox"/> ボランティアの受入れ |
| <input type="checkbox"/> 避難者誘導・避難者名簿の作成 | <input type="checkbox"/> 炊き出しへの協力 |
| <input type="checkbox"/> 情報連絡活動 | <input type="checkbox"/> 避難所自治組織づくりの協力 |
| <input type="checkbox"/> 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配 | <input type="checkbox"/> 重傷者への対応 |

5 居住区域の割り振りと班長の選出

指定避難所派遣職員は、行政区ごとに居住区域を設定するよう努める。

また、避難者に対し居住区域別に班長選出を促すとともに、班長に対し、次の事項への協力を要請する。

■ 協力要請事項

- | | |
|--|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 市からの避難者への指示、伝達事項の周知 | <input type="checkbox"/> 防疫活動等への協力 |
| <input type="checkbox"/> 物資の配布活動等の補助 | <input type="checkbox"/> 施設の保全管理 |
| <input type="checkbox"/> 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ | |

6 指定避難所の自主運営体制の確立

区長、自主防災組織、住民等は、指定避難所派遣職員等に協力して、指定避難所自治組織を設立するとともに、指定避難所自治組織の班長を選出し、班長の下で、主に次の事項について指定避難所運営をサポートする。

■ 区長、自主防災組織、住民等の協力措置

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ○ 運営方針、生活ルール決定 | ○ 避難者のニーズ調査、統括者への報告 |
| ○ 食料、物資の配布、炊き出し協力 | ○ ごみの管理、施設・トイレの清掃等 |
| ○ 避難者への広報の伝達（呼びかけ、チラシの配布等） | ○ 秩序の保持 |

7 食糧、生活物資の請求、受け取り、配分

指定避難所派遣職員は、食糧、飲料水、生活物資等の必要量を市民班に請求する。物資等を受け取ったときは、各居住区の班長等と協力し、避難者に配分する。

8 指定避難所等の警備

指定避難所派遣職員等は、指定避難所自主運営組織と連携して、指定避難所内及びその周辺の巡回を行い、避難者等の安全を確保する。

総務班は、自主防災組織、防犯協会等に対し、指定避難所及び被災地における警備・防犯活動への協力要請と広報を行う。

9 運営記録の作成、報告

指定避難所派遣職員は、指定避難所の運営について運営記録を作成し、1日1回、総務班へ報告する。傷病人の発生等、特別の事情のあるときは、必要に応じて報告する。

- ※ 別途様式 4-3 避難所運営記録
- ※ 別途様式 4-4 物品の受払簿（避難所用）
- ※ 別途様式 4-5 避難所設置及び収容状況

10 広報

総務班は、所管する指定避難所にて避難者への広報を行う。広報にあたっては、指定避難所運営組織、ボランティア等と連携し、情報が避難者に正確に伝達されるような方法をとる。

また、必要に応じて、手話通訳や外国語通訳等のボランティアを指定避難所に派遣するなど、避難行動要支援者で情報の入手が困難な避難者に十分配慮した広報を行う。

■ 指定避難所における広報の方法

- | |
|------------------|
| ○ 災害広報紙の掲示、配布等 |
| ○ 避難所運営組織による口頭伝達 |

11 長期化への対応

避難生活の長期化に備え、次のような対策を行う。

■ 長期化への対策事項

1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営

- | |
|---|
| ○ グループ分け |
| ○ 情報提供体制の整備 |
| ○ 共同利用する器具、場所等に関する生活ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）の確立 |

- 冷暖房器具、洗濯機等の生活機材の確保
- 仮設トイレ、入浴施設、ごみ箱等の設置による良好な衛生状態の確保
- 間仕切り等による避難者のプライバシー保護等
- 男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮
指定避難場所においては、女性の意見を反映し、女性専門の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努める。
- ボランティア等支援スタッフの確保
- 避難所のパトロール等
- 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- 福祉避難所（避難行動要支援者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなどの整備をした避難所）の開設の検討と避難行動要支援者の移送・誘導等

2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営

食事供与の状況、トイレの設置状況等を把握し、必要な対策を講じる。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

- 自主運営体制の整備
- 暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- 避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営

3 保健・衛生対策

プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じる。また、必要に応じ、避難場所における愛護動物のためのスペースを確保する。

- 救護所の設置
- 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施
- 仮設トイレの確保
- 入浴、洗濯対策
- 食品衛生対策
- 心の健康相談の実施

第6 旅行者、滞在者の安全確保

高速道路、鉄道等の交通機関の不通により、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、旅行者等の滞留者に対し、産業経済班は交通機関の管理者等と連携し、各種支援を行う。

1 安全確保と情報提供

交通機関の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所へ誘導し、安全を確保する。

また、交通機関の管理者等は、市、警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報提供を行う。

2 施設等の提供

滞留期間が長期に及ぶ見通しのとき、又は危険が予想されるときは、交通機関の管理者等と連携し、最寄りの避難所等に滞留者を誘導する。

第11節 要配慮者の支援

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 安全確保、安否確認	●			救護班
第2 避難所での応急支援		●		救護班
第3 福祉避難所等の確保、移送		●		救護班
第4 避難行動要支援者への各種支援			●	救護班
第5 福祉仮設住宅の供給			●	建設班 、 救護班
第6 福祉仮設住宅での支援			●	救護班
第7 外国人への情報伝達等			●	総務班 、 市民班

要配慮者・避難行動要支援者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者（児）、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人など。

第1 安全確保、安否確認

1 安全確保

救護班は、高齢者等避難発表時の緊急措置として、自主防災組織、民生委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、災害時避難支援者等に要請し、各避難行動要支援者をそれぞれ安全で適切な避難所等へ誘導する。

また、救護班に避難行動要支援者支援班及び避難行動要支援者避難支援窓口を設置し、避難情報の収集、避難支援の要請等に対応する。

要配慮者及び避難行動要支援者を発見した場合には、当該避難行動要支援者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。

なお、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で避難行動要支援者本人の同意の有無の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するよう努める。

■ 安全確保の方法

- 避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
- 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
- 保護者を亡くした児童の里親等への委託
- 居宅における生活が可能の場合の在宅福祉ニーズの把握

2 安否確認

救護班は、避難行動要支援者支援班（避難行動要支援者避難支援窓口）において、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係団体、消防団、社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、災害

時避難支援者等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認を行う。

安否確認は、次の方法で名簿（避難行動要支援者台帳、防災カード等）を作成し、実施する。

■ 安否確認の方法

○ 自主防災組織の調査に基づく報告
○ 民生委員の調査に基づく報告
○ 福祉関係団体等の調査に基づく報告
○ 災害時避難支援者からの報告
○ 避難者名簿に基づく報告
○ 保健福祉環境事務所その他関係機関の調査に基づく報告
○ 一人暮らし高齢者の緊急通報装置による確認報告又は市が名簿により直接確認する
○ 障がい者（世帯）、高齢者のみの世帯等に対し、市が名簿により直接確認する

※ 資料編 4-5 柳川市緊急通報システム事業実施要綱

第2 避難所での応急支援

救護班は、避難所派遣職員等を通じて、避難所の避難行動要支援者への支援ニーズを把握する。福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として避難行動要支援者の把握調査を開始し、次のような支援を行う。

■ 避難所の避難行動要支援者への支援内容

ケアサービスリストの作成	○ 必要な介護・介助要員の種別、人数 ○ 必要な介助用具の種別、数量
必要な設備等の確保・設置	○ 踏み板等の設置による段差の解消 ○ 簡易ベッド ○ パーティション（間仕切り） ○ 車椅子、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等
避難行動要支援者専用スペースの確保	○ 少人数部屋への割り当て ○ 冷暖房、トイレ等への配慮
生活支援措置	○ 適温食と高齢者、乳幼児、外国人、妊産婦等に配慮した食事の供給 ○ ホームヘルパー等の派遣、介護
広報支援措置	○ 掲示板の設置、手話通訳の派遣 ○ ボランティアによる個別情報伝達
避難行動要支援者支援窓口の設置	○ 避難状況、安否情報の確認 ○ 避難所運営においての要請受付

第3 福祉避難所等の確保、移送

1 福祉避難所等の確保

救護班は、避難行動要支援者が避難所や在宅で介護等が困難で必要と認めるときは、福祉避難所等を確保する。または、協定を結んでいる医療介護福祉避難所のほか市内福祉施設等に緊急受け入れを要請する。

※ 資料編 2-10 避難所一覧表

■ 福祉避難所の確保

- あらかじめ指定した福祉避難所の確保（原則としてたたみがある施設）
- 不足するときは、県と協議し、社会福祉施設等に特別受け入れ要請

2 福祉避難所等への移送

救護班は、福祉避難所等が確保されたときは、福祉関係団体及びボランティア等の協力を得て、速やかに避難所や在宅で介護等が困難な避難行動要支援者を移送する。この際、避難行動要支援者の家族も、必要に応じて福祉避難所へ避難させることができる。

第4 避難行動要支援者への各種支援

救護班は、福祉関係団体、ボランティア等と連携し、在宅や避難所等の避難行動要支援者に対し、次のような支援を行う。

また、必要に応じて県へ災害派遣福祉チーム（DWAT）を要請し、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行うよう努める。

■ 在宅等の避難行動要支援者への支援内容

- 巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康診断等
- ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活相談支援
- ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援
- チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等
- 保健師等によるケア

第5 福祉仮設住宅の供給

建設班は、救護班と連携し、県と協議のうえ必要と認めるときは、避難行動要支援者向けの福祉仮設住宅を建設、供給する。

建設、供給においては、次の点に留意する。

■ 供給の留意点

- 避難行動要支援者のニーズに応じた住宅仕様の検討
- 避難行動要支援者の程度に応じた優先的な入居の配慮

第6 福祉仮設住宅での支援

救護班は、南筑後保健福祉環境事務所及び福祉関係団体等の協力を得て、福祉仮設住宅において、次のような支援を行う。

■ 福祉仮設住宅での支援内容

- 福祉仮設住宅の集会施設等へのスタッフ詰所の設置、運営
- 福祉仮設住宅の居住環境の向上
- 健康診断、心のケア対策の実施
- 全般的な生活相談、行政支援サービスの利用相談
- ホームヘルパーの派遣等

第7 外国人への情報伝達等

市は、県と協力し、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行う。

1 外国人への情報提供

総務班は、FM放送局と連携し、多言語による緊急情報（避難指示等）の提供を行う。

2 外国人の支援

市民班、国際交流協会は、県、警察署、ボランティア団体等と連携し、市内の外国人の被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に県が実施する(財)福岡県国際交流センターでの外国人県民相談、インターネット、FM放送などによる多言語での情報提供メディアを広報する。

さらに、外国人に対して適切な情報提供を行うため、必要に応じて県及び国際交流センターとの連携を図り、外国語を話すことができるボランティアを確保する。

第12節 生活救援活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字囲</u> は主担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			<u>上下水道班</u>
第2 食糧の確保、供給	●			<u>総務班</u> 、市民班
第3 炊き出しの実施		●		<u>市民班</u> 、 <u>文教班</u>
第4 生活物資の確保、供給	●			<u>総務班</u> 、市民班
第5 救援物資の受入れ等		●		<u>総務班</u> 、市民班
第6 物資の受入れ、仕分け等		●		<u>市民班</u>

第1 飲料水の確保、供給

上下水道班は、災害が発生し、水道施設の破損等により水の供給が停止した場合、「災害対策実施計画（柳川市上下水道課）」に基づき、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

1 水源の確保

災害により水の供給が停止した場合、被害状況を把握するとともに、次の施設により応急給水のための水源を確保する。

※ 資料編 2-8 給水基地一覧表

■ 確保する水源

<input type="radio"/> 配水場、水源地	<input type="radio"/> 民間の井戸
-------------------------------	-----------------------------

2 給水需要の調査

災害により給水機能が停止したときは、断水地区の範囲、世帯数、人口、断水期間等を調査し、応急給水の需要を把握する。

■ 把握する内容

<input type="radio"/> 断水地区の範囲	<input type="radio"/> 避難所及び避難者数
<input type="radio"/> 断水地区の人口、世帯数	<input type="radio"/> 給水所の設置場所

3 給水活動の準備

給水需要に基づき、次のように給水活動の準備を行う。

■ 給水活動の準備事項

活動計画作成	○ 給水方法	○ 給水量	○ 資機材の準備
	○ 人員配置	○ 広報の内容・方法	○ 水質検査等
給水目標 (1人1日当たり)	○ 飲料水の確保が困難なとき	3ℓ (飲料水)	
	○ 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	14ℓ (飲料水+雑用水) ※雑用水；洗面、食器洗い	
	○ 伝染病予防法に基づき知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水)	
	○ 上記の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35ℓ (飲料水+雑用水+洗濯用水+入浴用水)	
資機材などの確保	○ 保有する車両及び資機材を使用する。 ○ 不足するときは業者から調達する。		
応援要請	○ 市単独で飲料水の確保、給水活動等が困難なときは、福岡県南広域水道企業団、近隣市町村及び保健福祉環境事務所に応援を要請する。		

4 給水活動

原則として避難所等に給水所を設置し、被災者への給水を行う。

給水所では、避難所派遣職員等の協力を得て、市民が自ら持参した容器により給水を行う。容器が不足するときは、給水袋等を用意し、使用する。

(1) 給水所への運搬

飲料水等の給水所への運搬は、応援機関の協力を得て、水源地や飲料水兼用耐震性貯水槽から給水タンク車、給水容器等を使用して行う。

※ 資料編 2-7 給水車及び給水タンク保有状況一覧表

(2) 井戸の活用

民間井戸等が利用できるときは、所有者に協力を要請し、使用する。

なお、井戸は状況により浄水器、薬剤投入等による水質管理が必要であり、飲料水として不適切なときは、生活用水として利用する。

(3) 仮配水管等の設置

水道施設の復旧に長期間要するときは、状況により仮配水管等の設置を行う。

5 広報

被災の状況等必要に応じ、総務班と連携し、給水所の場所、給水の日時、方法等の広報を行う。

第2 食糧の確保、供給

1 食糧供給の対象者等

食糧は、次の者を対象に、弁当、パン又は米飯の炊き出し等により供給する。また、乳幼児に対しては、粉ミルク等を供給する。

避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（調査・評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

なお、災害救助法による食糧の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■ 供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に収容された者
- 住家が被害を受け、炊事の不可能な者
- 食糧の供給機能が混乱し、通常の調達が可能とならなかった者
- 旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

2 需要の把握

総務班は、食糧の需要について、市民班からの情報を通じて把握する。

■ 需要の把握

対 象 者	担 当
○ 避難所	総務班
○ 住宅残留者	総務班（自主防災組織等の協力による）
○ 災害応急対策活動の従事者	総務班

3 食糧の調達

(1) 業者からの調達

総務班は、需要調査に基づき備蓄品だけでは不足すると判断したときは、食料品業者などから調達する。

なお、災害時の物資等の確保のため、在庫の優先的供給を受けることなどについて、関係団体（農業協同組合等）、企業等（卸センター、食料品取扱店等）と協議し、協定締結を促進する。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧表

■ 供給品目

- 主食 ; 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調製粉乳等
- 副食 ; 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等
- その他 ; 高齢者や乳幼児等避難行動要支援者のニーズに配慮した食品

(2) 国の米穀の調達

本部長は、災害の発生に伴い炊き出し等の給食に必要なときは、米穀の供給を県に要請する。米穀の受領は、県知事の指示に基づき、九州農政局福岡地域センター又は倉庫の責任者から調達する。

なお、手続きは、「米穀の買入れ・販売に関する基本要領」による。

■ 国の米穀等の調達要請

- 県から九州農政局福岡地域センターを通じて、米穀届出事業者に米穀の売り渡しを要請
- 県から農林水産省生産局に対し政府所有米穀の引渡を要請

4 食糧の輸送

(1) 食糧の輸送

総務班は、原則として調達業者に供給先（避難所、炊き出し施設等）の指定地まで食糧の輸送を依頼する。

なお、調達先は極力一括要請とする。

食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点に到着した食料については、総務班が輸送業者に要請して輸送する。市職員及び公有車両による輸送は原則として行わない。

(2) 食糧の配分

食糧は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 食糧の保管

調達した食糧の保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点に保管する。

- ※ 別途様式 7-1 物品の受払簿（物資集配拠点用）
- ※ 別途様式 7-2 食糧給与簿
- ※ 別途様式 7-3 炊き出し受給者名簿
- ※ 別途様式 7-4 食料品現金給与簿
- ※ 別途様式 7-5 炊出し用物品借用簿

第3 炊き出しの実施

1 炊き出しの実施

市民班及び文教班は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、炊き出しを行う。

また、自主防災組織は、必要に応じて自ら炊き出しを行う。

2 炊き出しの方法

炊き出しの方法は、次のとおりである。

■ 炊き出しの方法

- 炊き出し場所は、状況に応じて避難所となる学校の調理室、学校給食センター、防災センター、公民館等を使用する。
- 不足する調理器具、燃料、食材等は業者から調達する。
- 状況に応じて自衛隊、ボランティア等に協力を要請する。
- 炊き出し場所には消毒設備を設けて、衛生管理に注意する。

第4 生活物資の確保、供給

1 生活物資供給の対象者等

生活物資供給の対象者、品目は、次のとおりである。

なお、災害救助法による生活物資の供給等は、福岡県地域防災計画等を参照する。

■ 供給対象者

- 避難指示等に基づき、避難所に收容された者
- 住家が被害を受け、日常生活に大きな支障をきたしている者
- 生活物資の供給機能が混乱し、通常の調達が可能となった者
- 災害応急対策活動従事者（災害救助法の実費弁償の対象外である）

※生活必需品等の供給は、避難行動要支援者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する。

※市民においては以下のように対応する。

ア 2～3日間は、原則として市民が備蓄している非常持ち出し品で対応する。

イ 市民相互で助け合う。

■ 供給品目

- 寝具（毛布、布団等）
- 被服（肌着、大人用紙おむつ等）
- 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- 食器（茶碗、皿、はし等）
- 保育用品（ミルク、紙おむつ、ほ乳びん等）
- 光熱材料（マッチ、ロウソク、簡易コンロ等）
- 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ、歯磨、乾電池等）
- 生理用品
- 衣料品
- その他

2 需要の把握

総務班は、生活物資の需要について、食糧と同様に、市民班からの情報を通じて把握する。

事態がある程度落ち着いてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画を立てて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て迅速かつ正確に実施する。

※ 別途様式 7-6 物資購入（配分）計画票

3 生活必需品の調達

総務班は、販売業者に生活必需品を発注する。また、業者だけでは不足するときは、県、日赤福岡県支部又は県内市町村に対して物資の供給を要請する。

なお、業者等と協定を結んでいる場合には、日頃から協定業者等と協定の内容、実務担当者等を確認し、緊急時の運用に支障のないようにする。

※ 資料編 6-1 応援協定等一覧表

4 生活物資の輸送

(1) 生活物資の輸送

総務班は、原則として調達業者に避難所等の指定地まで生活物資の輸送を依頼する。

業者の輸送が困難なときは、総務班が市有車両を利用し、又は輸送業者に要請して輸送する。

(2) 生活物資の分配

生活物資は、原則として避難所で供給する。避難所派遣職員は、避難者（班長）、ボランティア等の協力を得て配布する。

5 生活物資の保管

調達した生活物資の仕分け、保管等が必要なときは、原則として物資集配拠点で行う。

第5 救援物資の受入れ等

総務班は、県と連携し、救援物資の受入れを希望する品目をとりまとめ、報道機関等を通して公表する。

1 受入れ

受入場所は、あらかじめ指定する物資集配拠点とする。

物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分けに手間がかからないよう留意する。

■ 供給対象者への確認事項

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| <input type="radio"/> 品目、数量 | <input type="radio"/> 輸送ルート |
| <input type="radio"/> 輸送手段 | <input type="radio"/> 到着予定日時 |

2 受入れ・仕分け

救援物資は、物資集配拠点で受け入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

受入れ・輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供者、受入れ日時等）を確認する。

第6 物資の受入れ、仕分け等

1 物資の保管、仕分け、在庫管理

市民班は、物資集配拠点を設置したときは、ボランティア等の協力を得て、調達又は救援物資の受け取り、仕分け、在庫管理を行う。

- ※ 別途様式 7-7 物資配給簿
- ※ 別途様式 7-8 物資受入簿
- ※ 別途様式 7-9 物資給与及び受領簿

2 物資の配布方法

物資の配布方法は、必要に応じて本部会議で協議のうえ決定する。

第13節 住宅対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 応急仮設住宅の建設等			●	建設班
第2 応急仮設住宅の入居者選定			●	建設班 、総務班、救護班
第3 空屋住宅への対応			●	建設班
第4 被災住宅の応急修理			●	建設班

第1 応急仮設住宅の建設等

県は、災害救助法が適用された場合は、応急仮設住宅を建設する。また、知事により救助事務を行うこととされた場合、又は知事の実施を待つことができない場合は市長が行う。

災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は、災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設する。ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて市営住宅、公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供する。

1 需要の把握

建設班は、総務班、救護班と連携し、被害調査の結果から応急仮設住宅の概数を把握する。

また、被災者相談窓口又は避難所にて、仮設住宅入居の申し込みを受け付ける。

2 用地の確保

建設班は、応急仮設住宅の建設用地として、安全性やライフライン、交通、教育等の利便性を考慮し、原則として公有地を優先し、確保する。

3 応急仮設住宅の建設

建設班は、応急仮設住宅の建築基準に基づいて応急仮設住宅を設計し、原則として市の工事指名登録業者の中から指名し、請負工事にて建設する。

なお、入居希望者の世帯構成や高齢者、障害者向けの仕様を考慮する。

4 福祉仮設住宅の設置

災害救助法が適用されたときは、福祉仮設住宅として、高齢者等であり日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護などの事業等に利用できる施設を設置することができる。

5 集会所の設置

災害救助法の適用時に、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置したときは、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。

6 応急仮設住宅の運営管理

建設班は、応急仮設住宅の運営管理を行う。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、避難行動要支援者や女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第2 応急仮設住宅の入居者選定

1 入居の資格基準

応急仮設住宅の入居対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■ 対象者

- 住家が全焼、全壊又は流失した者
- 居住する住家がない者
- 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない者
- ※ 被災地における住民登録の有無は問わない

2 入居者の選定

建設班は、総務班、救護班と連携し、入居希望者の状況を把握し、入居者の選定方法（基準等）に関して選考委員会等を組織し、その選定を行う。

県が建設した応急仮設住宅の場合においても同様とする。

なお、この場合、以下の点にも留意する。

ア 入居決定に当たっては、高齢者、障がい者等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がい者等が集中しないよう配慮する。

イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。

- ※ 別途様式 8-1 応急仮設住宅入居申請書
- ※ 別途様式 8-2 応急仮設住宅入居者申請者名簿
- ※ 別途様式 8-3 応急仮設住宅入居者選定調書
- ※ 別途様式 8-4 決定通知書
- ※ 別途様式 8-5 応急仮設住宅入居者台帳
- ※ 別途様式 8-6 誓約書

第3 空家住宅への対応

建設班は、住宅を失った被災者に対し、被災者相談窓口等へ市営住宅等の空家情報を提供し、相談に対応する。

■ 空家住宅の募集

市	市営住宅・県営住宅等の公的住宅
提供する事業主体	民間アパート等賃貸住宅

第4 被災住宅の応急修理

建設班は、災害救助法が適用されない場合で、必要と認めるときは、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の応急修理を行う。

なお、災害救助法による被災住宅の応急修理は、福岡県地域防災計画等を参照する。

1 応急修理の実施対象者

応急修理の実施対象者は、次のすべての条件に該当する者とする。

■ 対象者

- | |
|--|
| ○ 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にある者 |
| ○ 自らの資力では、住家の修理ができない者 |

2 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度の部分を実施する。

建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示して斡旋、調達を依頼する。

■ 県への斡旋依頼時の連絡事項

- | | |
|----------------------|-----------------|
| ○ 被害戸数（半焼・半壊） | ○ 派遣を必要とする建築業者数 |
| ○ 修理を必要とする戸数 | ○ 連絡責任者 |
| ○ 調達を必要とする資機材の品目及び数量 | ○ その他参考となる事項 |

- ※ 別途様式 8-7 住宅応急修理申請書
- ※ 別途様式 8-8 住宅応急修理申請書名簿
- ※ 別途様式 8-9 住宅応急修理対象者選定調書
- ※ 別途様式 8-10 決定通知書
- ※ 別途様式 8-11 住宅応急修理記録簿

3 災害により住宅に被害を受けた被災者への相談窓口の設置

県は、「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」に基づき、住宅金融公庫福岡支店と協議して相談窓口を設置し、災害により被害を受けた被災者に対して、住宅に関する相談等の対応を行う。

市は、県と連携し、被災者に適切な相談窓口を設置する。

第14節 防疫・清掃活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 食品の衛生対策		●		衛生班
第2 防疫活動		●		衛生班 、 救護班 、 産業経済班
第3 有害物質の漏洩等防止	●			衛生班
第4 し尿の処理	●			衛生班
第5 清掃		●		衛生班
第6 障害物の除去	●			建設班 、 産業経済班
第7 動物の保護、収容		●		産業経済班 、 衛生班

第1 食品の衛生対策

衛生班は、南筑後保健福祉環境事務所と協力して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。特に梅雨期や夏期等は広報を強化する。

第2 防疫活動

1 疫学調査・健康診断

南筑後保健福祉環境事務所は、感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者の隔離収容など適切な予防を講じるため、疫学調査を実施する。

救護班は、これに協力する。

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の行う必要な措置について協力する。

2 被災地の防疫

衛生班及び救護班は、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の指導又は指示により、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を行う。

■ 災害防疫活動

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 感染症予防対策に関する広報活動の強化 | <input type="checkbox"/> 生活用水の使用制限及び供給等 |
| <input type="checkbox"/> 消毒の施行 | <input type="checkbox"/> 避難所の衛生管理及び防疫指導 |
| <input type="checkbox"/> そ族、昆虫等の駆除 | <input type="checkbox"/> 臨時予防接種の実施 |

(1) 防疫チームの編成

防疫活動を行うために防疫チームを編成する。不足するときは、保健福祉環境事務所に応援要請を行う。

■ 防疫チーム編成

担当	1チームの構成人員
衛生班	衛生技術者1名、作業員2～3名、事務1名

(2) 防疫用薬剤・資機材の確保

災害初期の防疫活動では、業者からの調達や市が保有する薬剤・資機材を使用する。不足するときは、県や薬剤師会等に協力を要請する。

(3) 作業の実施

災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において消毒等を行う。

消毒範囲が広範囲に及ぶときなどは、状況に応じて自主防災組織や市民の協力を得て、防疫活動を実施する。

3 避難所における衛生管理

衛生班及び救護班は、避難所派遣職員、避難所自主運営組織、ボランティア等と協力して、感染症の早期発見に努めるとともに、避難所の衛生管理を行うよう指導する。

■ 避難所の衛生指導

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> トイレの清掃・消毒 | <input type="checkbox"/> 手洗い、うがい等の励行 |
| <input type="checkbox"/> 避難所居住スペースの清掃 | <input type="checkbox"/> 食品の衛生管理 |
| <input type="checkbox"/> ごみ置き場の清掃・消毒 | |

4 家畜防疫

産業経済班は、家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援、並びに県の行う防疫活動へ協力する。

第3 有害物資の漏洩等防止

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関に報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

衛生班は、災害による工場等からの有害物質の漏出や廃棄物処理に伴う大気汚染等を防止するため、有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

第4 し尿の処理

1 仮設トイレの設置

衛生班は、必要に応じて避難所等に仮設トイレを設置する。

仮設トイレは、リース会社等から調達するが、調達できないときは、他市町村、県に要請する。

2 し尿の処理

衛生班は、大川柳川衛生組合と連携し、収集・処理の体制を確立し貯留したし尿の収集・処理計画を策定する。

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、し尿処理施設「筑水苑」において処理する。

激甚な災害のためし尿の収集が遅滞する場合は、市民に対し、隣近所での協力を呼びかける。

市で、対応できない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

※ 資料編 2-23 し尿処理施設一覧表

■ 留意点

- 仮設トイレの機種選定にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮したものであって、くみ取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置する。
- 仮設トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、十分な衛生上の配慮をする。
- 浸水地域等の悪条件の地域や避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- 被害状況、避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。
- し尿処理量の算出基準 要総処理量（キログラム）＝（全壊＋半壊＋床上浸水）戸数×75リットル

第5 清 掃

災害により大量の廃棄物やごみが発生した場合に、衛生班は「柳川市災害廃棄物処理等基本計画」に基づき、迅速かつ適正な処理を行う。

1 ごみの処理

衛生班は、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみの収集・処理の体制を確立し、ごみの収集・処理計画を策定する。

ごみの収集は、委託業者に協力を要請するとともに、必要に応じて市職員が行い、ごみ処理場で焼却又は埋め立てにより処理する。

市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

なお、収集・処理にあたっては、次の点に留意する。

※ 資料編 2-22 ゴミ焼却施設一覧表

■ 留意点

- 市民へごみ収集に関する広報を行い、ルールを守るよう協力を呼びかける。
 - ごみ収集処理方針の周知
 - ごみ量の削減、分別への協力
- 生ごみ等腐敗しやすいごみは、早急に収集・処理する。
- 世帯および避難所から発生する可燃ごみを優先的に収集・処理する。
- 粗大ごみや資源物回収については、状況によっては一時的に中止する。
- 通常同様にごみの分別を徹底し、個別に収集し、リサイクルの方針にあわせた処理を行う。
- 処理量を上回るごみが発生した場所では、ごみの仮置場を指定する。
- 破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。
- 避難所では、一般のごみと同様に分別を行うようにする。

2 がれきの処理

(1) がれき処理の対象

損壊家屋等の多量のがれきは、原則として所有者の責任において指定場所へ搬出する。

ただし、被災者自ら搬出することが困難なときや道路等に散在し緊急に処理する必要があるときは、衛生班が収集・処理を行う。

(2) 実施体制

市のみでがれきの処理が困難なときは、民間業者、他市町村の応援を得るとともに、県を通じて広域的な支援体制を確立する。

(3) 処理方法

がれきの処理方法は、次のとおりである。

■ がれき処理の方法

- 障害物や全壊・大規模半壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- 計画的な処理のため、木くず、コンクリート等材質別の全体発生量と処理量を把握する。
- 原則として発生場所でがれきの分別を行う。
- 木くずは、処理を委託する。
- コンクリート等は、選別して再生処理業者又は最終処分場に運搬し、処理する。
- 適切な分別に、再利用・再資源化を進め、適切な方法で処理する。
- 必要に応じ、事前に災害廃棄物処理等実施計画で定めた候補地から選定し、仮置場を開設する。
- がれき処理では大気汚染など環境対策に配慮し、関係業者等に処理処分基準の遵守を指導する。
- アスベスト等有害な廃棄物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正な処理対策を行う。

(4) 住民等への広報

住民等に対し、がれき処理を円滑に推進するため、適切な広報活動を行う。

■ がれき処理の広報活動

- がれきの収集処理方針の周知
- がれきの分別への協力要請
- 仮置場の周知
- 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第6 障害物の除去

1 除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおりとする。

■ 障害物除去の対象

- 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- その他、公共的立場から除去を必要とする場合

■ 建物関係の障害物除去の条件

- 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- 日常の生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること
- 自らの資力では障害物を除去できないものであること
- 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

なお、災害救助法による障害物の除去の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

2 除去の方法

市は、市所有の資機材を用いて又は建設事業者団体等に応援を要請して障害物を除去する。
 なお、他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。
 除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

3 除去の実施

市は、山(がけ)崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。
 道路、河川、港湾等の管理者は、道路、河川、港湾等にある障害物の除去は、それぞれが行う。

市は、市管理外の道路、河川、港湾等については、当該施設管理者へ障害物の除去について連絡する。ただし、市管理外であっても、交通、日常生活に著しい障害がある場合は、緊急的に障害物を除去する。

市で対応出来ない場合は、近隣市町村等の応援を得て実施し、これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。

■ 障害物の除去実施者

障害物	担 当
住家又は周辺に運ばれた障害物	建設班、施設管理者
道路にある障害物	建設班、施設管理者
河川、水路、漁港・港湾等にある障害物	産業経済班、施設管理者

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、仮置場に集積し、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分する。

■ 留意事項

- 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 盗難の危険のない場所を選定する。
- 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

※ 別途様式 9-1 障害物除去の状況記録簿

第7 動物の保護、収容

1 死亡獣畜の処理

産業経済班及び衛生班は、南筑後保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。

2 愛護動物の救護への対応

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。

衛生班は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これらの愛護動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を行う。

(1) 被災地における愛護動物の保護

飼い主のわからない負傷又は逃げ出した愛護動物を保護する。

(略)

(2) 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等

飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

■ 県の愛護動物支援

- 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援
- 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- 他県、他市町村への連絡調整及び応援要請

第15節 遺体の処理・埋葬

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 遺体の捜索	●			消防本部班 、 消防班 、 救護班
第2 遺体の処理、検案	●			救護班
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			救護班
第4 遺体の埋葬		●		救護班 、 市民班 、 大和・三橋班

第1 遺体の捜索

1 遺体の捜索

消防本部班は、救出作業あるいは捜索中、遺体を発見したときは、医師による診断を行うとともに、警察署（警察官）に届出る。

なお、災害救助法による遺体の捜索の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

(1) 陸上における捜索

警察の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(2) 海上における捜索

第七管区海上保安本部及び警察等の協力を得て遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

2 漂着遺体の取り扱い

漂着遺体は、次のように取り扱う。

■ 漂着遺体の取り扱い方法

- 遺体の身元が判明しているときは、その遺族又は被災地の市町村に引き渡す。
- 遺体の身元が判明しないときは、市が行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき処理する。

※ 別途様式 10-1 死体捜索状況記録簿

※ 別途様式 10-2 死体捜索用機械器具修繕簿

3 遺体の見分場所、安置場所の確保

救護班は、遺体の見分場所、安置場所については、公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して抽出選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努める。

第2 遺体の処理、検案

1 遺体の見分・検視

警察は、遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けたときは、死体取扱規則に基づく遺体の見分・検視を行った後、遺族に引き渡す。

遺体の引取人がないとき、又は身元不明の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書(死体見分調書)を添えて市長に引き渡す。

2 遺体の処理

市に引き渡された遺体は、医師による検案等の処理を行う。救護班は、医師会等に対し、遺体の処理を要請する。

なお、災害救助法による遺体の処理の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 別途様式 10-3 死体処理台帳

■ 遺体の処理

- 遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の処置
- 遺体の一時保存（識別されない遺体又は短期日の間に埋葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。）
- 検案（遺体の死因その他医学的検査）

第3 納棺用品等の確保と遺体の收容、安置

1 納棺用品等の確保

救護班は、葬儀業者に対し、納棺用品、ドライアイス等の供給及び遺体の納棺を要請する。

2 身元の確認

救護班は、行方不明者名簿の確認とともに、警察署と協力して身元不明者の特徴等をまとめ、問い合わせ等に対応する。

遺族等の引取人があるときは、遺体を引き渡す。

3 遺体の收容、安置

救護班は、処理を終えた遺体について、身元識別のため相当時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時に埋葬できない場合は、遺体安置所へ搬送し、一時安置する。

■ 遺体安置所の場所

- 被災地に近い寺院等に設置する。
- 適当な施設が確保できないときは、避難所等へ設置する。

第4 遺体の埋葬

1 埋火葬許可書

市民班、支部（大和班、三橋班）は、市庁舎窓口で遺体の埋火葬許可書を発行する。

2 埋葬の実施

救護班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難なとき、又は遺族がいないときは、次のように遺体の埋葬を行う。

なお、災害救助法による遺体の埋葬の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照する。

※ 資料編 2-21 近隣火葬場一覧表

※ 別途様式 10-4 埋葬台帳

■ 埋葬方法

- 遺体は火葬場で火葬するが、多数で火葬できないときは、近隣市町村等に協力を要請する。
- 引取人のない遺骨は、当分の間遺留品とともに保管する。
- 外国人等の埋葬者の風俗、習慣、宗教等に配慮する。

第16節 文教対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当)
第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			<u>文教班</u>
第2 応急教育			●	<u>文教班</u>
第3 保育所児童の安全確保、安否確認	●			<u>救護班</u>
第4 応急保育			●	<u>救護班</u>
第5 文化財対策		●		<u>文教班</u> 、施設管理者

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

1 安全の確保

園長、学校長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を樹立するとともに、日頃から施設・設備の管理及び点検・整備、防災教育の実施、情報連絡体制の整備、PTA、地域との協力体制づくりに努めるとともに、園児、児童、生徒の安全を確保する。

また、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、教職員と協力し、応急教育体制を備えて、次の措置を行う。

■ 事前準備

- 幼稚園・学校行事、会議、出張等を中止するとともに、状況に応じて市教育委員会に連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- 幼稚園児、児童、生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡及び引き渡し方法等を確認する。
- 児童・生徒等の避難路・避難場所の安全性を確認する。
- 市教育委員会、警察署・交番、消防署等関係機関との連絡網を確認すること。
- 勤務時間以外においては、学校長は所属職員の所在を確認し非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- 事故等により、幼稚園、学校にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部班、消防班等と連携のうえ、園児、児童、生徒を安全な場所に避難誘導する。

2 下校時の危険防止

園長、学校長は、下校途中における危険を防止するため、園児、児童、生徒に必要な注意をする。気象等の状況によっては、通学区域ごとの集団下校、教職員による引率等の措置をとる。

3 保護者への引渡し、保護

園長、学校長は、園児、児童、生徒を帰宅、下校させることが危険なときは、幼稚園、学校で保護者に引き渡す。保護者の迎えがないときは、幼稚園、学校で保護する。

4 安否の確認

文教班は、災害が発生したときは、園長、学校長を通じて園児、児童、生徒、教職員の安否の確認を行う。

また、園児、児童、生徒が市外へ疎開したときは、保護者からの届け出、教職員による訪問等により連絡先名簿を作成する。これにより疎開先に対する照会や園児、児童、生徒への連絡を行う。

第2 応急教育

1 施設、職員等の確保

(1) 場所の確保

園長、学校長は、施設の被害を調査し、文教班と連携し、応急教育の場所を確保する。

■ 応急教育の予定場所

災害の程度	応急教育の予定場所等
施設の一部が被害を受けたとき	○ 被害を免れた施設（特別教室、体育館等） ○ 二部授業の実施
施設の全部が被害を受けたとき	○ 公民館等の公共施設や近隣の幼稚園、学校
特定の地域について、大きな被害を受けたとき	○ 被災地外の最寄の幼稚園、学校、公共施設 ○ 応急仮設校舎の設置

(2) 応急教育の準備

園長、学校長は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど授業再開に努め、速やかに園児、児童、生徒及び保護者に周知する。

(3) 教職員の応援

文教班は、教職員の不足により応急教育の実施に支障があるときは、県教育委員会等と連携し、教職員の応援等必要な措置を講ずる。

2 避難所開設への協力

避難所に指定されている施設の管理者及び職員等は、総務班から避難所開設の連絡を受けた場合は、避難所を開放し、避難者を体育館等へ案内する。また、避難所派遣職員等と連携して避難所の運営に協力する。

3 応急教育の内容

応急教育における教育、指導の内容は、おおむね次のとおりとする。

■ 応急教育の内容

学習に関する教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教具、資料を必要とするものは、なるべく避ける。 ○ 健康指導、生活指導、安全教育に直接、間接に関係する科目、例えば体育や理科の衛生等を主として指導する。
健康・衛生に関する指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○ 衣類、寝具の衛生指導 ○ 住居、便所等の衛生指導 ○ 入浴等身体の衛生指導
生活指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童、生徒相互の助け合いや協力の精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ○ 児童、生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせる。 ○ 専門家と連携し、園児、児童、生徒の心のケア対策を行う。 ○ 必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣し、被災した児童生徒等へのメンタルケアを行う。

4 学用品の調達及び給与

文教班は、災害により住家に被害を受け、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある児童、生徒に対し、被害の実情に応じて教科書(教材も含む)、文房具及び通学用品を調達し、支給する。
なお、災害救助法による学用品の給与の詳細は、福岡県地域防災計画等を参照。

5 学校給食の措置

文教班は、給食施設・設備、物資等に被害があったときは、給食実施の可否について決定する。

■ 学校給食の留意事項

- 被害があってもできる限り継続実施するように努める。
- 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
- 避難所として使用されている学校については、学校給食と被災者への炊き出しとの調整に留意する。
- 感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生管理については特に留意する。

第3 保育所児童の安全確保、安否確認

1 安全の確保

保育所長は、風雨等が強くなるおそれがあるときは、気象情報に注意するとともに、災害が発生したときは、保育所児童の安全を確保する。

また、事故等により保育所にガスの漏出、火災等の危険があるときは、消防本部班、消防班等と連携のうえ、保育所児童を安全な場所に避難誘導する。

2 園児の保護

保育所長は、保護者の迎えがないときは、保育所児童を保育所にて保護する。

3 安否の確認

救護班は、災害が発生したときは、保育所長を通じて保育所児童・職員の安否確認を行うとともに、保護者の安否情報の把握に努める。

第4 応急保育

救護班は、保育所長を通じて保育施設の被害状況を把握し、復旧に努める。既存施設で保育ができないときは、臨時的な場所を確保する。災害により緊急に保育が必要なときは、保育措置の手続きを省き、一時的保育に努める。

第5 文化財対策

文教班は、所有者（管理責任者）から文化財に被害が発生したとの報告があったときは、県教育委員会へ報告し、必要な措置を講ずる。

第17節 公共施設等の応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 上水道施設	●			上下水道班
第2 下水道施設	●			上下水道班
第3 電気施設	●			九州電力
第4 ガス施設	●			西日本ガス
第5 通信施設	●			西日本電信電話 、 NTTドコモ 、 KDDI 、 ソフトバンク
第6 道路施設	●			建設班 、関係機関
第7 河川、水路	●			建設班 、 産業経済班 、関係機関
第8 漁港・港湾・海岸	●			産業経済班 、 建設班 、関係機関
第9 鉄道施設	●			西日本鉄道
第10 その他の公共施設	●			各施設管理者

第1 上水道施設

上下水道班は、所管する水道施設等が被災し、機能停止したときは、「災害対策実施計画（柳川市上下水道課）」に基づき、速やかに応急復旧対策を行い、給水、配水機能の維持を行う。

1 応急対策

水源地、配水設備、配水管等の被害状況を調査し、次のような応急対策を行う。

■ 応急対策

- 浄水施設は、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。
- 漏水を確認したときは、バルブ操作により飲料水を確保する。
- 配水管の破損に対し、区間断水を行う。
- 配水管などの被害のない地区に対し、必要最小限に給水を制限する。
- 原水から給水栓に至るまでの水質監視を強化する。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報するとともに、必要に応じて民間事業者、他市町村の水道事業者等の協力をえて、復旧対策を行う。

■ 復旧対策

- 施設復旧は、配水施設、給水装置の順で行う。
- 管は、送水管、配水管の順で行い、破裂折損を優先する。
- 配水管路は、水源地から給水拠点までの配水管、病院、学校等を優先する。
- 給水装置は、配水管の通水機能に支障を及ぼすもの、主要道路で発生した路上漏水、建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすおそれのあるものを優先する。

第2 下水道施設

上下水道班は、下水道施設等が被災し機能停止したときは、速やかに応急復旧対策を行う。

1 応急対策

汚水管渠、汚水処理施設の被害状況を調査し、応急対策を行う。

■ 応急対策

- 管渠は、汚水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに、本復旧の方針を立てる。
- ポンプ場、処理場等が停電したときは、直ちに非常用発電装置に切り替える。
- 汚水処理施設が破損し、漏水が生じたときは、土のう等による漏水の阻止を図り、破損箇所の応急修理を行う。
- 多量の塵芥等による管渠の閉塞又は流下が阻害されないよう、マンホール等に流入防止等の応急措置を行う。

2 復旧対策

市民に対し、破損箇所、注意事項、復旧作業の状況及び排水禁止区域等を広報するとともに、必要に応じて民間工事業者、他市町村の下水道事業者の協力をえて、復旧対策を行う。

第3 電気施設

九州電力株式会社は、災害により電気の供給が停止し、又は停止するおそれがあるときは、防災業務計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

2 復旧対策

市民に対し、電線等による感電防止、被害状況、復旧の見通しを広報するとともに、復旧計画を策定し、復旧にあたる。

■ 復旧計画

- 復旧応援班の必要の有無及び復旧作業班の配置状況
- 復旧資機材の調達
- 復旧内容（水力・火力発電所、送電設備、変電設備、配電設備、通信設備）
- 復旧作業の日程及び完了見込
- 宿泊施設、食糧、衛生対策の手配等

第4 ガス施設

西日本ガス株式会社は、災害が発生した場合「災害に関する規程」に基づき、応急対策を行う。

※ 資料編 2-19 一般ガス事業者一覧表

1 緊急対策

社内に災害対策本部を設置し、被害状況を調査し、緊急対策活動にあたる。

■ 緊急対策

- 情報の収集伝達
- テレビ、ラジオ放送局に対して緊急放送依頼
- ガスの漏えい等による二次災害防止措置

2 復旧対策

復旧計画を策定し、病院、学校、公共施設、ゴミ焼却場等社会的緊急度が高い施設から優先的な復旧にあたる。

■ 復旧対策

- | | |
|------------|--------|
| ○ 復旧計画の策定 | ○ 災害広報 |
| ○ 復旧要員の確保 | ○ 救援要請 |
| ○ 代替熱源等の提供 | |

第5 通信施設

西日本電信電話株式会社及びNTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、防災業務計画により、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

社内に災害対策の組織を設置し、被害状況を調査し、応急対策活動にあたる。

■ 応急対策

- 設備、資機材の発動準備及び点検
- 通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保
- 非常用可搬型交換装置の設置
- 特設用公衆電話の設置、携帯電話の貸出し（NTTドコモ）
- 応急回線の作成
- 通信の利用制限
- 非常通話、緊急通話の優先

2 復旧対策

復旧計画を策定し、次にあげる優先回線の復旧にあたる。

■ 優先回線

- 災害救助、秩序の維持等の緊急社会活動のため必要と認められる最小限の回線
- 災害救助、秩序の維持、交通、通信、電力の供給確保及び災害情報の収集等社会活動等のため必要と認められる回線
- 公衆電話及び平常の通信サービスを維持するのに必要と認められる回線

第6 道路施設

道路管理者は、災害が発生したときは、各所管の道路、橋りょうについて被害状況を調査し、応急復旧対策を行う。

1 応急対策

災害が発生したときは、道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査する。

通行が危険な路線・区間は、交通規制等の措置を要請する。

また、市道以外の道路が被災し通行に支障をきたすときは、道路管理者に通知し、応急復旧の実施を要請する。

2 復旧対策

市道が被災したときは、建設事業者団体等の協力により応急復旧を行うが、短期間で道路復旧が困難なときは、関係機関と協議し、仮設道路を設置する。

また、市単独で困難なときは、県、自衛隊等に対し応援を要請する。

第7 河川、水路

河川管理者等は、河川施設等の緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握し、河川、水路を閉塞しているがれきの撤去や堤防損壊箇所の応急修理を早期に実施する。

市管理外の河川が被災し支障をきたすときは、河川管理者に通知し、応急修理の実施を要請する。

第8 漁港・港湾・海岸

施設の管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要に応じて応急復旧工事等を実施する。また、決壊した箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

※ 資料編 2-18 漁港一覧表

第9 鉄道施設

鉄道事業者（西日本鉄道株式会社）は、災害が発生又は発生のおそれがあり、列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、防災実施計画に基づき、応急復旧対策を行う。

1 災害時の列車の運転規制

災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講じる。

天神大牟田線の鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データを運転総合指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転総合指令所から列車無線等での的確に指示する。

2 災害時の代替輸送方法

列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、臨時輸送などの代替バス輸送を実施する。

3 災害対策本部の設置

災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準に従い、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査、連絡、広報等の活動を行う。

4 連絡通報体制

災害発生時においては「緊急時の救急体制要綱」に定める連絡システムにより、速やかに関係各所に連絡をとる。

■ 応急措置（案内広報など）

- 本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次、広報担当へ連絡する。
- 報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し広報する。
- 各管理駅、乗務所、営業所を通じ、駅構内の放送施設及び車内放送を利用し、事故の情報（不通区間、乗換駅、代替輸送など）を放送し、旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

■ 応急復旧体制

- 復旧責任者を定め、指揮命令システムを明確にして、総合的な復旧体制を確立し、迅速な復旧と、正確な状況把握、情報の伝達を行う。
- 広報担当は各報道機関の随時放送を利用し事故状況の情報を提供し広報する。

第10 その他の公共施設

市庁舎、公民館、福祉センター、図書館等の公共施設、社会福祉施設等の管理者は、災害が発生したときは、被害状況を調査し、利用者等の安全確保と施設機能の保全、回復のため、応急対策を行う。

■ 利用者等の安全確保

- 施設利用者、入所者の避難誘導、人命救助を最優先とする。
- 館内放送、職員の案内等により、混乱を防止する。
- 応急措置の状況を災害対策本部へ報告する。

■ 施設機能の保全、回復

- 施設の被害調査を速やかに行う。
- 危険箇所に対し、立ち入り禁止等の危険防止措置を行う。
- 機能確保のため必要限度内の復旧措置を行う。
- 電気、電話、ガス、水道等の補修が困難なときは、関係機関に応援を要請する。

第18節 災害警備

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 防犯活動への協力			●	総務班、消防本部班、消防班、関係機関

第1 防犯活動への協力

震災や風水害など自然災害への対応のほか、犯罪や交通事故、放火といった事象への対応として、警察機関、消防組織等が連携し、安全で安心して暮らせる住まいとまちをつくる観点から、防犯や交通安全、放火防止に取り組む。

1 巡回パトロール

自主防災組織、消防本部班、消防班は、警察署と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止及び火災予防のため巡回パトロールを行う。

2 防犯活動への協力要請等

総務班は、防犯協会に対し、避難所及び被災地における防犯活動への協力を要請する。
関係各班は、その所管する施設や業務に基づき必要な警備・防犯活動に協力する。

第4章 震災応急対策計画

- 第1節 応急活動体制
- 第2節 気象情報等の収集伝達
- 第3節 津波災害応急対策
- 第4節 被害情報等の収集伝達
- 第5節 災害広報・広聴活動
- 第6節 応援要請
- 第7節 災害救助法の適用
- 第8節 救助・救急・消防活動
- 第9節 医療救護活動
- 第10節 交通・輸送対策
- 第11節 避難対策
- 第12節 要配慮者の支援
- 第13節 生活救援活動
- 第14節 住宅対策
- 第15節 防疫・清掃活動
- 第16節 遺体の処理・埋葬
- 第17節 文教対策
- 第18節 公共施設等の応急対策
- 第19節 災害警備

本章は、震災時に市及び防災関係機関が実施する様々な対応について、実施担当者、手順などの基本事項を定めたものである。

各対策項目は、突発的な地震が発生した場合を想定して、発生直後から時間経過（初動活動期→応急活動期→復旧活動期）にそって整理している。

時期区分	目安とする期間
初動活動期	発生～2日目まで
応急活動期	3日目～7日目まで
復旧活動期	8日目以降

第4章 震災応急対策計画	
第1節 応急活動体制	183
第1 職員の動員配備	183
第2 警戒活動	185
第3 災害警戒本部の設置	185
第4 災害対策本部の設置	186
第5 災害対策本部の運営	188
第2節 気象情報等の収集伝達	189
第1 情報管理体制の整備	189
第2 地震・高潮情報の収集伝達	189
第3 異常現象発見時における措置	192
第3節 津波災害・高潮災害応急対策	193
第1 津波災害応急対策	193
第2 防災体制の整備	193
第3 避難体制の整備	193
第4 広報体制の整備	194
第5 沿岸地域住民等の自衛措置	195
第6 津波避難時の留意点等	195
第7 救急・救助活動	195
第8 公共施設に関する措置	196
第9 高潮災害応急対策	196
第4節 被害情報等の収集伝達	197
第1 警戒活動	197
第2 初期情報の収集	197
第3 被害調査	198
第4 災害情報のとりまとめ	198
第5 県、関係機関への報告、通知	198
第6 国への報告	199
第5節 災害広報・広聴活動	200
第1 災害広報	200
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	200
第3 広聴活動	200
第6節 応援要請	201
第1 自衛隊派遣要請依頼等	201
第2 広域応援派遣要請	201
第3 要員の確保	201
第4 ボランティアの受入・支援	201
第5 海外からの支援の受入れ	201
第7節 災害救助法の適用	202
第1 災害救助法の適用申請	202
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告	202
第8節 救助・救急・消防活動	203
第1 行方不明者の捜索	203
第2 救助活動の実施	203
第3 救急活動の実施	203
第4 消防活動の実施	203
第9節 医療救護活動	204
第1 医療救護チームの編成	204
第2 医療救護所の設置	204
第3 医療救護活動	204
第4 後方医療機関の確保と搬送	204

第5	医薬品、医療資機材の確保.....	204
第6	被災者の健康と衛生状態の管理.....	205
第7	心のケア対策.....	205
第10節	交通・輸送対策.....	206
第1	交通情報の収集、道路規制.....	206
第2	道路及び海上交通の確保.....	206
第3	車両等、燃料の確保、配車.....	206
第4	緊急通行車両の確認申請.....	206
第5	緊急輸送.....	206
第6	物資集配拠点の設置.....	206
第7	臨時ヘリポートの設置.....	206
第11節	避難対策.....	207
第1	避難の指示.....	207
第2	警戒区域の設定.....	207
第3	避難誘導.....	207
第4	指定避難所の開設.....	207
第5	指定避難所の運営.....	207
第6	旅行者、滞在者の安全確保.....	207
第12節	要配慮者の支援.....	208
第1	安全確保、安否確認.....	208
第2	避難所での応急支援.....	208
第3	福祉避難所等の確保、移送.....	208
第4	避難行動要支援者への各種支援.....	208
第5	福祉仮設住宅の供給.....	208
第6	福祉仮設住宅での支援.....	208
第7	外国人への情報伝達等.....	209
第13節	生活救援活動.....	210
第1	飲料水の確保、供給.....	210
第2	食糧の確保、供給.....	210
第3	炊き出しの実施、支援.....	210
第4	生活物資の確保、供給.....	210
第5	救援物資の受入れ等.....	210
第6	物資の受入れ、仕分け等.....	210
第14節	住宅対策.....	211
第1	被災建築物の応急危険度判定.....	211
第2	被災宅地の危険度判定.....	213
第3	応急仮設住宅の建設等.....	214
第4	応急仮設住宅の入居者選定.....	214
第5	空家住宅への対応.....	214
第6	被災住宅の応急修理.....	214
第15節	防疫・清掃活動.....	215
第1	食品の衛生対策.....	215
第2	防疫活動.....	215
第3	有害物資の漏洩等防止.....	215
第4	し尿の処理.....	215
第5	清 掃.....	215
第6	障害物の除去.....	215
第7	動物の保護、収容.....	215
第16節	遺体の処理・埋葬.....	216
第1	遺体の捜索.....	216
第2	遺体の処理、検案.....	216

第3	納棺用品等の確保と遺体の収容、安置.....	216
第4	遺体の埋葬.....	216
第17節	文教対策.....	217
第1	幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認.....	217
第2	応急教育.....	217
第3	保育所児童の安全確保、安否確認.....	217
第4	応急保育.....	217
第5	文化財対策.....	217
第18節	公共施設等の応急対策.....	218
第1	上水道施設.....	218
第2	下水道施設.....	218
第3	電気施設.....	218
第4	ガス施設.....	218
第5	通信施設.....	218
第6	道路施設.....	218
第7	河川、水路.....	219
第8	漁港・港湾・海岸.....	219
第9	鉄道施設.....	219
第10	その他の公共施設.....	219
第19節	災害警備.....	220
第1	防犯活動への協力.....	220

第1節 応急活動体制

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲 は主担当)
第1 職員の動員配備	●			総務対策部 、各対策部
第2 警戒活動	●			総務対策部総務課
第3 災害警戒本部の設置	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部
第4 災害対策本部の設置	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部
第5 災害対策本部の運営	●			総務対策部 、建設対策部、各対策部

第1 職員の動員配備

1 配備の基準

災害時の職員の配備は、震度情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

■ 配備基準【地震災害】

配備	配備基準	活動内容	配備要員
注意配備	○ 市内で震度3の地震が発生したとき ○ その他総務課長が必要と認めるとき	・待機	総務課 〔防災担当職員〕
警戒配備 (警戒本部)	○ 市内で震度4の地震が発生したとき ○ その他総務部長が必要と認めるとき	・待機 ・被害情報の収集	本部会議全員 及び防災担当職員
第1配備 (災対本部)	○ 市内で震度5弱の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波注意報が発表されたとき ○ その他本部長が必要と認めるとき	・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 ・応急対策活動	本部会議全員及び課長以上、第1次避難所担当職員、総務課全職員 ※消防本部、消防団
第2配備 (災対本部)	○ 市内で震度5強の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他本部長が必要と認めるとき	・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 ・応急対策活動	約半数の職員 ※消防本部、消防団
第3配備 (災対本部)	○ 市内で震度6以上の地震が発生したとき ○ 市域沿岸に津波警報が発令されたとき ○ その他本部長が必要と認めるとき	・被害情報の収集 ・被害状況等の確認 ・応急対策活動	職員全員 ※消防本部、消防団

※ 各配備の要員は、必要に応じ増員又は減員する。

※ 市職員への動員指令は、一斉連絡システムにて行う。

※ 市職員は、マスコミ報道、県防災メール・まもるくん等から警報情報等を得、可能な限り自宅待機する。

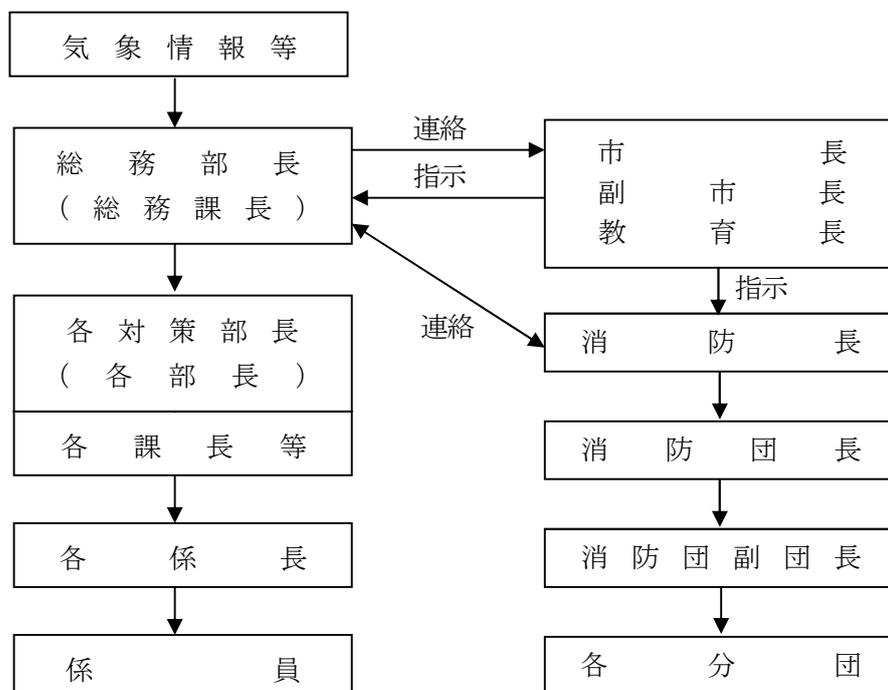
※ 出動予定者は、各課等で予め決めておく。

2 動員指令

各配備体制に基づく必要な職員の動員指令は、次の系統により行う。

なお、勤務時間外（夜間、休日も含む）に災害情報が入った場合、警備員の連絡により、必要に応じ防災担当職員が参集する。また、前記1の配備基準に定める事項に該当することを知ったとき、又は推定されるときは、該当職員は動員指令を待つことなく自主的に参集する。

■ 動員指令の系統



※市職員への動員指令は、一斉連絡システムにて行う。

3 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。

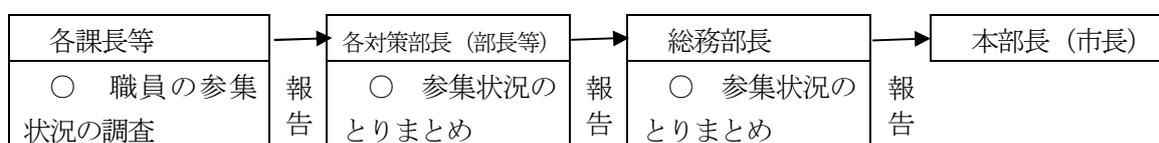
なお、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、事前指名された地区担当職員は、担当地区内の被害状況を把握し、地域防災拠点に参集し、報告する。

4 参集の報告

参集した職員は、直ちに参集報告を行い、各班（各部等）でとり集めた後、本部（総務課）に報告する。

- ※ 別途様式 1-1 参集記録票
- ※ 別途様式 1-2 参集途上の被災状況記録票
- ※ 別途様式 1-3 職員動員要請書

■ 参集報告の系統



5 職員の動員要請

各対策部長は、災害対策の活動を行うにあたり、職員が不足し、他の対策部の応援を必要とするとき、総務班に職員の動員を要請する。

総務班は、各対策部長から職員動員要請があった場合は、各対策班の活動状況を勘案の上、できる限り要請職員数が動員できるよう調整する。

※ 別途様式 1-4 職員動員要請書

第2 警戒活動

1 警戒活動

総務課長は、災害対策本部の設置前の段階として、次の基準に基づき必要があると認めるときは、防災担当職員（総務課安全安心係）を注意配備として配備する。

■ 注意配備の設置基準

- 市域で震度3以上の地震が発生したとき
- その他、総務課長が必要と認めるとき

2 活動体制、活動内容

震災警戒体制として、防災担当職員は、次の警戒活動を行う。

■ 活動内容

- 地震情報、津波情報等の収集、警戒
- 被害状況に関する情報収集
- 市民への地震情報等の伝達

第3 災害警戒本部の設置

1 災害警戒本部の設置

総務部長は、次の基準に基づき必要があると認めるときは、災害警戒本部を設置し、警戒配備体制として各対策部（各班）の担当職員を配備する。

■ 災害警戒本部の設置基準

- 市域で震度4の地震が発生したとき
- その他、総務部長が必要と認めるとき

2 設置、指揮の権限

総務部長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、やむを得ない事情があるときは、代行順位に基づきこれを行う。

■ 代行順位

第1順位	建設部長	第2順位	総務課長	第3順位	建設課長
------	------	------	------	------	------

3 活動内容

災害警戒本部の主な活動内容は、次のとおりとする。

■ 活動内容

- 地震及び津波情報等の収集伝達
- 市域の被害情報の収集、県及び関係機関へ伝達
- 市民への地震及び津波情報等の伝達

4 災害警戒本部の廃止等

総務部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。

また、災害が拡大したとき、若しくは拡大のおそれがあるときは、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

第4 災害対策本部の設置

1 災害対策本部の設置

災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、必要があると認めるときは、災害対策本部を設置し、配備基準に応じて各班の担当職員を配備する。

※ 資料編 4-4 柳川市災害対策本部条例

■ 災害対策本部の設置基準

- 市域で震度5弱以上の地震が発生したとき
- 市域沿岸に津波注意報・警報が発表されたとき
- その他、本部長（市長）が必要と認めるとき

■ 災害対策本部の設置場所

- 災害対策本部は、柳川庁舎内庁議室に置く。
- 柳川庁舎が建物損壊等により機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により、状況に応じ、次のいずれかの施設に本部を移設する。

三橋庁舎	大和庁舎	消防本部
------	------	------

2 地域対策支部（大和庁舎、三橋庁舎）

支部は、所管区域内の被害や避難者の状況等の災害情報を把握し、災害対策本部が効果的に機能するよう補完的な活動を行う。

ただし、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、大和庁舎及び三橋庁舎に地域対策支部を設置する。支部には、事前指名された支部担当職員及び交通途絶等により非常参集した職員等を配備し、その機能をより強化する。

なお、初期活動がおおむね完了したとき、又は適当と認めるときは、支部担当職員等は本来の所属部署に戻り、地域対策支部は廃止する。

■ 地域対策支部の活動内容

- 所管区域内の住民組織（自主防災組織等）との連絡
- 所管区域内の災害情報のとりまとめ
- 所管区域内の災害広報
- 所管区域内の被災者相談
- その他応急対策に必要なこと

3 現地災害対策本部

本部長（市長）は、必要に応じて、現地災害対策本部を設置・廃止する。

ただし、副市長は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策本部を設置することができる。この場合において、その旨を速やかに市長に通知する。

■ 設置基準

- 被災地付近において応急活動拠点を設置する必要があるときは、現地災害対策本部を設置する。
- 現地災害対策本部の責任者は、副本部長又は庁舎長とする。
- 現地災害対策本部は、災害現場での指揮、関係機関との連絡調整を行う。
- 現地の災害応急対策が概ね終了したとき、或いは災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが消滅したときは、現地災害対策本部を廃止する。

(1) 組織

現地本部の本部長及び本部員は、災害対策本部長が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

(2) 災害対策に係る現地本部長の行為

現地本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に通知する。

■ 現地本部長の行為

- 高齢者等避難の発表
- 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- 避難指示（水防法第29条、水防管理者の権限）
- 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

4 災害対策本部の廃止

本部長は、予想された災害の危険が消滅したと認められたとき、若しくは災害発生後における応急措置が完了したと認められるときは、災害対策本部を廃止する。

5 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総務班は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに県へ報告するとともに、必要に応じて、次のとおり通知・公表を行う。

■ 設置及び廃止の通知等

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各 班	○ 庁内放送、防災行政無線、一般電話、パソコンによる情報交換やインターネットによる情報発信、一斉連絡システムによる携帯電話への連絡等
関 係 機 関	○ 防災情報通信ネットワーク、一般電話等
市 民 等	○ 防災行政無線、広報車、県防災メール・まもるくん、災害情報発信システム、報道機関等
報 道 機 関	○ 一般電話、口頭、文書等

第5 災害対策本部の運営

第3章第1節第5 災害対策本部の運営を参照。

大和庁舎及び三橋庁舎は、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、地域対策支部となる。

第2節 気象情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 情報管理体制の整備	●			総務班 、大和・三橋班、関係各班
第2 地震・高潮情報の収集伝達	●			総務班 、消防本部班
第3 異常現象発見時における措置	●			総務班 、消防本部班

第1 情報管理体制の整備

第3章第2節第1 情報管理体制の整備を参照。

- ※ 資料編 2-3 市防災行政無線一覧表
- ※ 資料編 3-1 災害時の連絡先

第2 地震・高潮情報の収集伝達

1 地震・高潮関連情報の発表

気象庁（福岡管区気象台）は、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、台風による高潮が予想される場合には、高潮警報・注意報警報を発表する。

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、福岡県沿岸は「福岡県瀬戸内海沿岸」、福岡県日本海沿岸、「有明・八代海」に分けられている。これらの予報区に対しての津波警報・注意報及び高潮警報・注意報の発表は、気象庁が担当する。

総務班及び消防本部は、地震を覚知した場合、速やかに全国瞬時警報システム（Jアラート）、福岡県震度情報ネットワークシステム、テレビ・ラジオ等で地震・津波情報を確認する。

■ 地震・津波情報の種類

種類		内容
地震情報	緊急地震速報（警報）	○ 震度5弱以上の地震発生が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前に発表
	震度速報	○ 地震発生後約1分30秒で、震度3以上の地域名※（九州・山口県は36地域に分割）とその震度を発表
	震源に関する情報	○ 地震発生から2～5分程度で、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード）、震央地名、及び「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	○ 地震発生から5～10分程度で、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード）、震央地名、震度3以上の地域名と強い揺れを観測した市町村名を発表。「津波なし」の場合は、その旨を付加して発表
	各地の震度に関する情報	○ 最大震度1以上の観測点ごとの震度、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード）、震央地名を発表。「津波なし」の場合は、その旨を付加して発表
	地震回数に関する情報	○ 地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表

津波情報	大津波警報・津波警報・津波注意報	○ 地震発生後約3分を目標に、津波により災害が発生するおそれがある地域（九州・山口県は16津波予報区）に対し、「大津波」「津波」の津波警報又は津波注意報を発表
	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	○ 津波警報等の発表に続けて速やかに、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（5段階m単位又は「巨大」「高い」の言葉表現）、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード）、震央地名を発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	○ 各津波予報区にある津波観測点の満潮時刻と津波到達予想時刻、地震の震源要素（発生時刻、緯度・経度、深さ、規模（マグニチュード）、震央地名を発表
	津波観測に関する情報	○ 各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向及び振幅並びに最大の高さとその出現時刻を発表
高潮情報	高潮氾濫危険情報	○ 高潮により相当な損害が生じるおそれがある海岸として、水位周知海岸に指定された海岸（有明海沿岸等）において、基準測候所（佐賀県太良町大浦等）の潮位が避難や情報伝達に要する時間を考慮した高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、福岡県から発表
	高潮氾濫発生情報	○ 水位周知海岸に指定された海岸（有明海沿岸等）において、氾濫が発生したとき、福岡県から発表

※ 本市は震度発表地域区分「福岡県筑後」、津波予報区「有明・八代海」の地域に属する。なお、震度速報は、地震発生の第一報であり、各県をいくつかに分割した地域ごとの震度をまず発表する。市町村ごとの詳細な震度は、その後の震源・震度に関する情報及び各地の震度に関する情報で知らせる。

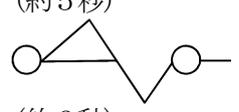
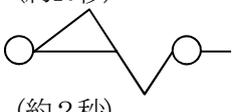
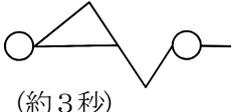
※ 資料編 5-2 気象庁震度階級関連解説表

■津波・高潮予報区

津波・高潮予報区	有明・八代海
区 域	福岡県（有明海沿岸に限る。） 佐賀県（有明海沿岸に限る。） 長崎県（諫早市小長井町から南島原市南有馬町までの有明海及び島原湾沿岸に限る。） 熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く）
福岡県沿岸市町村名	久留米市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市

■ 津波予報の種類等

予報の種類	予想される津波の高さ			標 識	
	高さの区分	数値での発表	巨大地震の場合の表現	鐘 音	サイレン音
津波警報 大津波	10m～	10m超	巨大	(連点) 	(約3秒) (短声連点)  (約2秒)
	5m～10m	10m			
	3m～5m	5m			

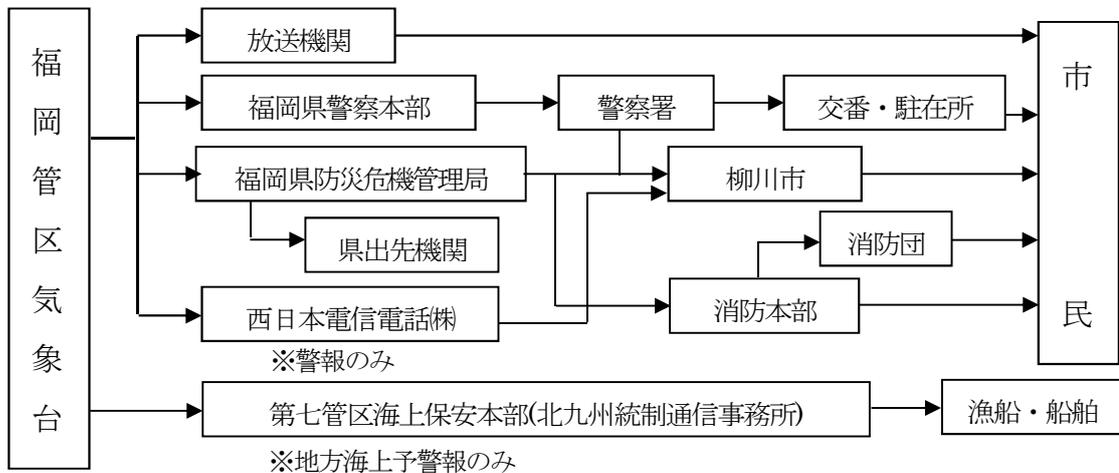
	津波	1m～3m	3m	高い	(2点) ●-● ●-● ●-●	(約5秒)  (約6秒)
津波注意報	津波注意	20cm～1m	1m	(表記なし)	(3点と2点の班打) ●-●-● ●-●	(約10秒)  (約2秒)
津波警報解除及び津波注意報解除					(1点2個と2点の班打) ● ● ●-●	(約10秒) (約1分)  (約3秒)

(注) 1. 「津波の高さ」とは、当該津波の来襲地域において津波によって、潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位(平滑したもの)との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
2. 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2 情報の伝達系統

総務班、消防本部班は、地震及び津波の関連情報の収集、伝達を行い、速やかに市民及び関係機関へ伝達する。

■ 地震関連情報の伝達系統



3 福岡県震度情報ネットワークシステムの活用

地震を覚知したときは、福岡県震度情報ネットワークシステムで震度の把握を行い、職員配備や被害状況の推定など、迅速な初動体制の確立に努める。

■ 福岡県震度情報ネットワークシステム

- 防災初動体制の早期確立を図るため、福岡県が県内市町村に設置している計測震度計により、震度情報を市町村で表示し、県で収集したものを消防庁、気象庁に伝達するシステム。
- 地震発生後、各市町村の震度データがNHK等を介してテロップ放送される。
- ※ 柳川市内は、柳川庁舎、大和庁舎、三橋庁舎に計測震度計を設置している。

第3 異常現象発見時における措置

通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県総務部防災危機管理局その他関係機関に通報する。

※ 異常現象とは、おおむね次にあげる自然現象をいう。

- (1) 地震に関する事項
群発地震……数日間以上にわたり頻繁に感ずるような地震
- (2) 津波に関する事項
潮位の異常な変動
- (3) その他に関する事項
通報を要すると判断される上記以外の異常な現象

■ 異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表

通 報 先 機 関 名	電 話 番 号	備 考
・福岡管区気象台	(092) 725-3609	地震火山課
・福岡県防災危機管理局	(092) 641-4734	夜間退庁時災害連絡用
・福岡県警察本部	(092) 641-4141	内線：5722 5723 (警備課) FAX：5729 夜間 5505
・第七管区海上保安本部	(093) 321-2931	

第3節 津波災害・高潮災害応急対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 津波災害応急対策	●	●		総務班、消防本部班、消防班、関係各班
第2 防災体制の整備	●			総務班、建設班、関係各班
第3 避難体制の整備	●			総務班、消防本部、消防班、救護班、関係各班
第4 広報体制の整備	●			総務班、消防本部班、消防班、大和・三橋班
第5 沿岸地域住民等の自衛措置	●			総務班、救護班、消防班、産業経済班
第6 津波避難時の留意点等	●			総務班、消防本部班、消防班
第7 救急・救助活動	●			消防本部班、消防班、救護班、
第8 公共施設に関する措置	●			施設管理者、総務班、大和・三橋班、文教班
第9 高潮災害応急対策	●			総務班、消防本部班、消防班

第1 津波災害応急対策

津波災害の災害応急対策としては、災害発生直前の警報等の伝達、避難誘導等の対策がある。

沿岸地域である本市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発令された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報で発令された津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害風水害など）の防止を行っていく。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第2 防災体制の整備

職員の非常参集体制のもと、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のマニュアルに基づき、他の職員、機関等と連携しながら、適時適切な防災対策を実施していく。

第3 避難体制の整備

1 避難行動の原則

津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、自動車で安全かつ確実に避難できる方策により適切に避難を行うものとする。

2 避難誘導の原則

避難誘導者等の安全を確保した上で、避難誘導や防災対応にあたるものとする。

3 津波避難計画

災害予防対策により策定した津波避難計画のもと、避難行動要支援者などの避難を適切に行うものとする。

その際、防災関係職員は、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールのマニュアルに基づき、防災対応や避難誘導にあたり、危険を回避するものとする。

4 避難指示

市長は、津波警報等の内容に応じた具体的な発令基準に基づき、避難指示等を行う。

また、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合には、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

なお、津波ハザードマップの整備に努め、以下の場合、安全な場所への避難指示の必要性の判断を行う。その際、避難行動要支援者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。

(1) 津波は、場合によっては警報・注意報が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため、津波警報等の情報伝達がなくても強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合。

※ なお、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しても、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

(2) 地震発生後、法定ルートにより市長に津波警報が伝達された場合。なお、法定ルートからの伝達より報道機関の放送が早い場合も同様とする。

第4 広報体制の整備

地震を感じたときは、次の情報伝達措置を行う。

1 海岸等における広報

沿岸の住民、釣り人等に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車等により、海岸から退避するよう広報する。

また、津波警報、避難指示等の伝達にあたっては、走行中の車両、船舶、釣り人、観光客等にも伝達できるように、市防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

2 河川遡上に関する広報

海岸沿いから続く標高3~4mの低地においては、津波の河川遡上による浸水被害を受けるおそれがあるので、沿岸地域に到達した津波の河川遡上に備えて、河川付近の低地にある者等に対し、市防災行政無線(同報系)、広報車等により、該当する低地から退避するよう広報する。

3 海面監視体制及び通報伝達体制等

福岡管区気象台から、なんらかの通報が届くまで少なくとも30分は海面の状態を監視する。この場合、

高所からの監視等の安全措置を講じた上で海面監視体制をとるとともに、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海岸にある者に対して早期退避を呼びかけるとともに、県、警察及び関係機関に通報する等の措置を講ずる。

第5 沿岸地域住民等の自衛措置

沿岸地域住民は、日頃から十分な津波避難訓練を行うように努め、沿岸地域において強い揺れ等を感じたときは、住民、船舶等は、次の自衛措置をとるものとする。

<一般編>

- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても津波警報（大津波・津波）が発表されているときや長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく自発的に直ちに海岸から離れ、急いで高台等の安全な場所に避難する。釣り人等は、これ以外の時にでも、津波注意報が発令された場合には、直ちに海岸付近から離れるものとする。
- イ 揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所（近くの高台や市が指定した避難路・避難地。逃げ切れないと判断した場合には津波避難ビル等鉄筋コンクリート造り3階建て以上のビル等の頑丈な建物）に避難する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- エ 津波注意報でも、釣り等は危険なので行わない。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまでア～エなどの最善の措置をとる。（具体的には避難をしばらく継続する。第1波が小さくても、後からくる波の方が高い場合があるため）
- カ 津波は、河川も遡ることから、河川のそばにいるときには、流れに沿って上流側へ避難しても津波は追いかけてくるので、流れに対して直角方向に素早く避難する。

<船舶編>

- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避^{注1、注2}する。
- イ 揺れを感じなくても、津波警報、津波注意報が発表されたら、すぐ港外退避^{注1、注2}する。
- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- エ 津波の来襲に猶予時間がある場合には、港外退避^{注2}できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまでア～エなどの最善の措置をとる。
注1) 港外：水深の深い、広い海域
注2) 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第6 津波避難時の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、津波避難訓練をする際には、災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多いという人間の心理特性も意識するように努めながら、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を実施するよう努める。

第7 救急・救助活動

津波災害警戒区域では、市地域防災計画に主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の所在地を定めることなどから、当該情報も活用して救助・救急活動に努める。

第8 公共施設に関する措置

地震を感じたときは、庁舎など不特定かつ多数の者が出入りする公共施設において、庁舎への来訪者、施設利用者に対して、津波警報等の伝達に努めるとともに、安全確保のため、場合によっては、庁舎、施設等から安全な場所へ退避するよう誘導する。

第9 高潮災害応急対策

令和元年12月に福岡県が策定した「有明海沿岸高潮浸水想定区域」では、最悪の事態を視野に入れるという考えから、河川流量、潮位、堤防決壊の諸条件について悪条件を想定し設定している。

最悪条件での想定で高潮、洪水、堤防決壊が同時に発生した場合、柳川市のほぼ全域が浸水し、柳川市役所で最大浸水深5.2m、0.5m以上の浸水継続時間は13時間と想定している。

今回の有明海沿岸高潮浸水想定を基に、沿岸市町では、住民に対する危険区域の周知、避難方法の検討に取り組むことになるため、福岡県では市町に対する技術的な支援や助言を行うことにしている。また、総合的な高潮対策として、関係部局や市町との連絡、協議体制を強化していくことにしている。

第4節 被害情報等の収集伝達

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 警戒活動	●			総務班、建設班、産業経済班、関係各班
第2 初期情報の収集	●			総務班、関係各班
第3 被害調査	●			関係各班
第4 災害情報のとりまとめ	●			総務班
第5 県、関係機関への報告、通知	●			総務班
第6 国への報告	●			総務班

第1 警戒活動

1 津波災害の警戒活動

総務班、建設班、産業経済班及び消防班は、各々連携し、津波災害の警戒活動を行う。
危険があると認められる箇所は、当該管理者に通報するとともに、必要に応じ、消防団員を配置する。
その他関係各班は、災害発生に備え、自主避難者への対応や応急対策への準備をする。

■ 活動内容

<ul style="list-style-type: none"> ○ 津波情報の収集伝達 ○ 沿岸、河口部付近の警戒巡視 ○ 市域の被害情報の収集、県及び関係機関への伝達 ○ 市民への津波情報等の伝達、自主避難の呼びかけ ○ 第二次避難所の施設提供と自主避難者への対応

第2 初期情報の収集

1 初期情報の収集

各班員、総務班等は、災害の初期情報の収集活動に努める。

総務班は、被害が甚大で調査が困難な場合、必要に応じ自衛隊、警察本部、消防機関等の保有するヘリコプターによる広域的な情報の把握に努める。

※ 別途様式 1-2 参集途上の被災状況記録票

※ 別途様式 2-1 被害発生状況連絡票

■ 初期情報の収集方法

担当	情報収集の方法	
各職員	勤務時間内	○ 初期の活動中に見聞きした内容を報告する。
	勤務時間外	○ 参集する際に見聞きした内容を報告する。

総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県、関係機関と連絡をとり、広域的な災害情報等を収集する。 ○ 住民組織（自主防災組織等）と連絡をとり、地域の災害情報を収集する。 ○ 本部長が特に必要と認めるときは、被災地の現地調査を行う。
関係各班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管区域内の災害情報の収集を行う。 ○ 特に事前指名された地区担当職員は、勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生したときは、担当地区内の被害状況を速やかに把握し、総務班に報告する。

2 被害概況、活動状況の報告

関係各班は、必要に応じて被害概況、活動状況を総務班に報告する。

総務班は、通報を受けた危険情報や職員の収集した初期情報、応急対策の実施状況等を集約し整理する。また、情報については、防災関係機関と密接に連絡する。

なお、災害当初においては、次の項目のうち①～⑩の情報収集に努める。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

■ 収集項目

① 人的被害（行方不明者の数を含む。）	⑦ 災害対策（警戒）本部の設置、配備状況
② 建物被害	⑧ 交通機関、道路の状況
③ 火災の発生状況	⑨ 海上交通の運航・被災状況
④ 土砂災害等の発生状況	⑩ ライフライン等生活関連施設の状況
⑤ 避難の指示の状況、警戒区域の指定状況	⑪ 応急対策の実施状況
⑥ 避難状況	⑫ 県への要請事項
	⑬ その他必要な被害報告

第3 被害調査

第3章第3節第3 被害調査を参照。

第4 災害情報のとりまとめ

第3章第3節第4 災害情報のとりまとめを参照。

第5 県、関係機関への報告、通知

第3章第3節第5 県、関係機関への報告、通知を参照。

第6 国への報告

総務班は、火災・災害等即報要領に基づき、直接即報基準に該当する一定規模以上の火災・災害等について、第一報を覚知後30分以内で、可能な限り早く、分かる範囲で直接国（総務省消防庁）に報告する。

※ 資料編 5-3 火災・災害等即報要領

※ 別途様式 2-4 火災・災害等即報要領(様式)

■ 直接即報基準

- 地震が発生し、市内で震度5強以上を記録したとき（被害の有無を問わない）

第5節 災害広報・広聴活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 災害広報	●			総務班、消防班部、消防班、大和・三橋班
第2 報道機関への協力要請及び報道対応	●			総務班
第3 広聴活動	●			総務班、救護班、大和・三橋班

第1 災害広報

関係各班は、広報活動に必要な情報、資料を総務班に提供する。

総務班は、時期に配慮し、適切な手段と内容の広報活動を行うとともに、災害に関する写真、ビデオ等による記録を行う。

関係各班は、状況に応じて所管区域内の広報活動を支援する。

■ 広報の時期、手段、内容

時期	手段	内容
災害発生直後	市防災行政無線 全国瞬時警報システム 緊急速報メール サイレン・警鐘 広報車 消防団 現場による指示等 県防災メール 報道機関等への要請 その他	○ 避難の指示 ○ 地震・津波情報、危険情報 ○ 被害の状況 ○ 電話自粛 ○ 市民のとるべき措置 ○ 自主防災活動の要請
応急対策活動時	市防災行政無線 広報車 消防団 災害広報紙・チラシ ホームページ テレビ・ラジオ等 県防災メール その他	○ 余震等の情報 ○ 被害の状況 ○ 交通状況・ライフライン施設の被害状況 ○ 応急対策の概況、復旧の見通し ○ 安否情報 ○ 市民のとるべき防災対策 ○ 食料・飲料水の供給等に関する情報 ○ その他必要な事項

第2 報道機関への協力要請及び報道対応

第3章第4節第2 報道機関への協力要請及び報道対応を参照。

第3 広聴活動

第3章第4節第3 広聴活動を参照。

第6節 応援要請

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 自衛隊派遣要請依頼等	●			総務班 、消防本部班
第2 広域応援派遣要請	●			総務班 、 消防本部班
第3 要員の確保	●			総務班 、 救護班 、 産業経済班 、関係各班
第4 ボランティアの受入・支援		●		救護班 、 社会福祉協議会
第5 海外からの支援の受入れ		●		消防本部班 、 総務班

第1 自衛隊派遣要請依頼等

第3章第5節第1 自衛隊派遣要請依頼等を参照。

第2 広域応援派遣要請

第3章第5節第2 広域応援派遣要請を参照。

第3 要員の確保

第3章第5節第3 要員の確保を参照。

第4 ボランティアの受入・支援

第3章第5節第4 ボランティアの受入・支援を参照。

第5 海外からの支援の受入れ

第3章第5節第5 海外からの支援の受入れを参照。

第7節 災害救助法の適用

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字</u> は主担当)
第1 災害救助法の適用申請	●			<u>救護班</u> 、総務班
第2 災害救助費関係資料の作成及び報告			●	<u>救護班</u> 、総務班

第1 災害救助法の適用申請

第3章第6節第1 災害救助法の適用申請を参照。

第2 災害救助費関係資料の作成及び報告

第3章第6節第2 災害救助費関係資料の作成及び報告を参照。

第8節 救助・救急・消防活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字囲</u> は主担当)
第1 行方不明者の搜索	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、市民班、大和・三橋班
第2 救助活動の実施	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、総務班
第3 救急活動の実施	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、救護班
第4 消防活動の実施	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u>

※ 救助・救急・消防活動を実施するに当たっては、警察、消防本部、消防団、自主防災組織等と協力して行う。

第1 行方不明者の搜索

第3章第7節第1 行方不明者の搜索を参照。

第2 救助活動の実施

第3章第7節第2 救助活動の実施を参照。

第3 救急活動の実施

第3章第7節第3 救急活動の実施を参照。

第4 消防活動の実施

第3章第7節第4 消防活動の実施を参照。

第9節 医療救護活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲 は主担当)
第1 医療救護チームの編成	●			救護班
第2 医療救護所の設置	●			救護班
第3 医療救護活動	●			医療救護チーム
第4 後方医療機関の確保と搬送	●			救護班 、災害医療コーディネーター、 医療救護チーム
第5 医薬品、医療資機材の確保	●			救護班
第6 被災者の健康と衛生状態の管理		●		救護班
第7 心のケア対策			●	救護班

地震が発生したときは、救護を要する傷病者や医療機関の被害状況を把握するとともに、関係機関の協力を得て、医療救護所の設置、医療救護チームの編成派遣、医薬品や医療資機材の調達などの初期医療体制を整える。

また、初期医療の救護所では対応できない場合は後方医療として後方医療機関、災害拠点病院で対応する。なお、本市は地域災害医療センターである大牟田市立総合病院が災害拠点病院となる。

第1 医療救護チームの編成

第3章第8節第1 医療救護チームの編成を参照。

第2 医療救護所の設置

第3章第8節第2 医療救護所の設置を参照。

第3 医療救護活動

第3章第8節第3 医療救護活動を参照。

第4 後方医療機関の確保と搬送

第3章第8節第4 後方医療機関の確保と搬送を参照。

第5 医薬品、医療資機材の確保

第3章第8節第5 医薬品、医療資機材の確保を参照。

第6 被災者の健康と衛生状態の管理

第3章第8節第6 被災者の健康と衛生状態の管理を参照。

第7 心のケア対策

第3章第8節第7 心のケア対策を参照。

第10節 交通・輸送対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当)
第1 交通情報の収集、道路規制	●			<u>建設班</u> 、 <u>産業経済班</u>
第2 道路及び海上交通の確保	●			<u>建設班</u> 、 <u>産業経済班</u>
第3 車両等、燃料の確保、配車	●			<u>総務班</u> 、 <u>産業経済班</u>
第4 緊急通行車両の確認申請	●			<u>総務班</u>
第5 緊急輸送	●			<u>市民班</u> 、 <u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u>
第6 物資集配拠点の設置		●		<u>市民班</u>
第7 臨時ヘリポートの設置	●			<u>総務班</u> 、 <u>消防本部班</u> 、 <u>文教班</u>

第1 交通情報の収集、道路規制

第3章第9節第1 交通情報の収集、道路規制を参照。

第2 道路及び海上交通の確保

第3章第9節第2 道路及び海上交通の確保を参照。

第3 車両等、燃料の確保、配車

第3章第9節第3 車両等、燃料の確保、配車を参照。

第4 緊急通行車両の確認申請

第3章第9節第4 緊急通行車両の確認申請を参照。

第5 緊急輸送

第3章第9節第5 緊急輸送を参照。

第6 物資集配拠点の設置

第3章第9節第6 物資集配拠点の設置を参照。

第7 臨時ヘリポートの設置

第3章第9節第7 臨時ヘリポートの設置を参照。

第11節 避難対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 避難の指示	●			総務班 、消防本部班、消防班、関係各班
第2 警戒区域の設定	●			総務班 、 消防本部 、 消防班 、関係各班
第3 避難誘導	●			消防本部班 、 消防班 、 救護班 、 文教班 、 市民班 、 大和・三橋班
第4 指定避難所の開設	●			総務班 、文教班、避難所派遣職員
第5 指定避難所の運営		●		総務班 、文教班、市民班、大和・三橋班 避難所派遣職員
第6 旅行者、滞在者の安全確保	●			産業経済班

第1 避難の指示

第3章第10節第1 避難の指示を参照。

第2 警戒区域の設定

第3章第10節第2 警戒区域の設定を参照。

第3 避難誘導

第3章第10節第3 避難誘導を参照。

第4 指定避難所の開設

第3章第10節第4 避難所の開設を参照。

第5 指定避難所の運営

第3章第10節第5 避難所の運営を参照。

第6 旅行者、滞在者の安全確保

第3章第10節第6 旅行者、滞在者の安全確保を参照。

第12節 要配慮者の支援

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 安全確保、安否確認	●			救護班
第2 避難所での応急支援		●		救護班
第3 福祉避難所等の確保、移送		●		救護班
第4 避難行動要支援者への各種支援			●	救護班
第5 福祉仮設住宅の供給			●	建設班 、 救護班
第6 福祉仮設住宅での支援			●	救護班
第7 外国人への情報伝達等			●	総務班 、 市民班

避難行動要支援者とは、災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。

具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者（児）、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人など。

第1 安全確保、安否確認

第3章第11節第1 安全確保、安否確認を参照。

第2 避難所での応急支援

第3章第11節第2 避難所での応急支援を参照。

第3 福祉避難所等の確保、移送

第3章第11節第3 福祉避難所等の確保、移送を参照。

第4 避難行動要支援者への各種支援

第3章第11節第4 避難行動要支援者への各種支援を参照。

第5 福祉仮設住宅の供給

第3章第11節第5 福祉仮設住宅の供給を参照。

第6 福祉仮設住宅での支援

第3章第11節第6 福祉仮設住宅での支援を参照。

第7 外国人への情報伝達等

第3章第11節第7 外国人への情報伝達等を参照。

第13節 生活救援活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字囲</u> は主担当)
第1 飲料水の確保、供給	●			<u>上下水道班</u>
第2 食糧の確保、供給	●			<u>総務班</u> 、市民班
第3 炊き出しの実施、支援		●		<u>市民班</u> 、 <u>文教班</u>
第4 生活物資の確保、供給	●			<u>総務班</u> 、市民班
第5 救援物資の受入れ等		●		<u>総務班</u> 、市民班
第6 物資の受入れ、仕分け等		●		<u>市民班</u>

第1 飲料水の確保、供給

第3章第12節第1 飲料水の確保、供給を参照。

第2 食糧の確保、供給

第3章第12節第2 食糧の確保、供給を参照。

第3 炊き出しの実施、支援

第3章第12節第3 炊き出しの実施、支援を参照。

第4 生活物資の確保、供給

第3章第12節第4 生活物資の確保、供給を参照。

第5 救援物資の受入れ等

第3章第12節第5 救援物資の受入れ等を参照。

第6 物資の受入れ、仕分け等

第3章第12節第6 物資の受入れ、仕分け等を参照。

第14節 住宅対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字囲は主担当)
第1 被災建築物の応急危険度判定		●		建設班、市民班
第2 被災宅地の危険度判定		●		建設班、市民班
第3 応急仮設住宅の建設等			●	建設班
第4 応急仮設住宅の入居者選定			●	建設班、総務班、救護班
第5 空屋住宅への対応			●	建設班
第6 被災住宅の応急修理			●	建設班

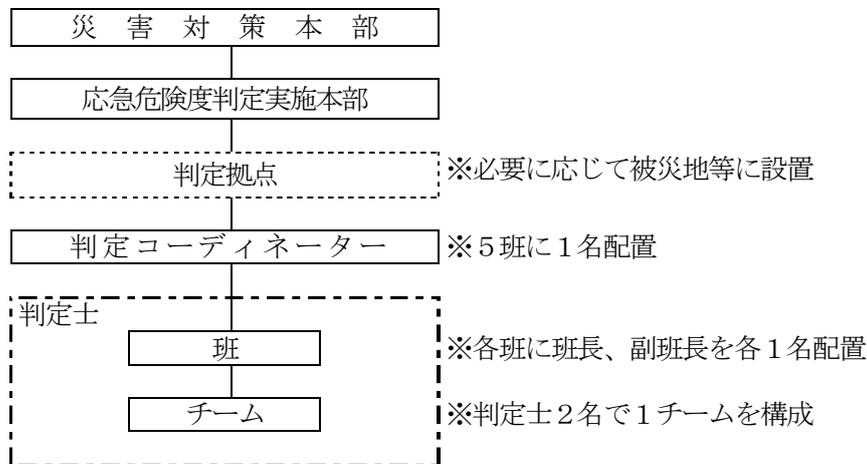
第1 被災建築物の応急危険度判定

1 応急危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震が発生し、被災建築物の応急危険度判定が必要と認めるときは、応急危険度判定実施本部を設置する。

建設班は、被災建築物応急危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■ 応急危険度判定実施本部の組織



■ 応急危険度判定実施本部の業務

- 実施本部、判定拠点の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

2 応急危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。
 実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアルに基づき、次の業務を行う。

■ 実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定コーディネーター

判定コーディネーターは、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。
 判定コーディネーターは、マニュアルに基づき、判定士の指導、支援を行う。

■ 判定コーディネーターの業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定コーディネーターの指導等に基づき判定を行い、判定結果に基づき、「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを、建物の見やすい場所に貼りつける。

■ 判定内容

判定区分	ステッカーの色	判定結果の意味
危険	赤色	○ その建築物には立ち入らないこと
要注意	黄色	○ 立ち入りには十分注意すること
調査済	緑色	○ 建築物は使用可能

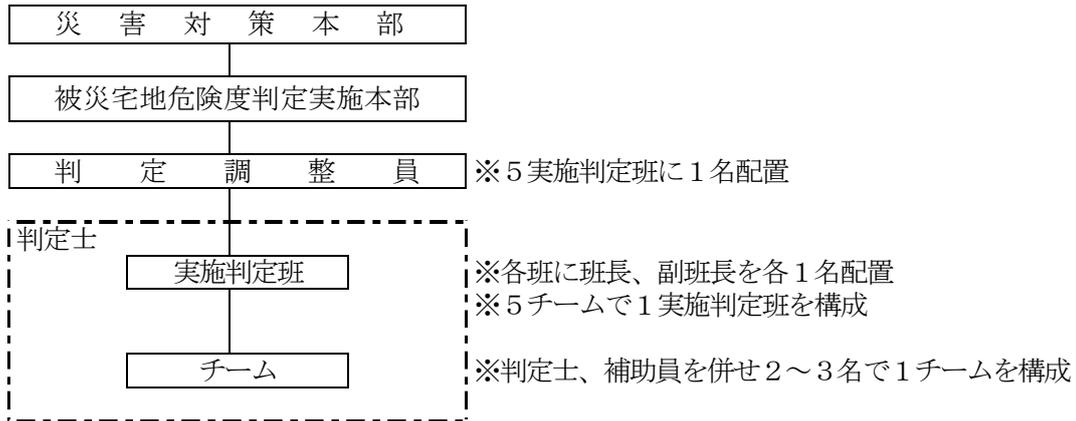
第2 被災宅地の危険度判定

1 被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長は、大規模地震等が発生し、被災宅地の危険度判定が必要と認めるときは、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

建設班は、被災宅地の調査・危険度判定マニュアル等に基づき判定作業を行う。

■ 被災宅地危険度判定実施本部の組織



■ 被災宅地危険度判定実施本部の業務

- 実施本部の設置
- 県等への支援要請
- 判定士の参集要請、派遣要請
- 判定士の受け入れ
- 判定の実施
- 判定結果の集計、報告等

■ 判定対象施設

- 擁壁
- 宅盤、切土・盛土、のり面、自然斜面
- 排水施設
- その他

2 被災宅地危険度判定実施本部の運営

実施本部長は、災害対策本部長が定め、実施本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

実施本部員は、実施本部長が定め、マニュアル等に基づき、次の業務を行う。

■ 実施本部員の業務内容

- 判定実施計画の作成
- 判定資機材等の準備
- 判定活動環境の整備（移動手段、判定士の食事、宿泊場所等の確保）
- 市民への広報、相談等

3 判定調整員

判定調整員は、事前登録された市職員が担当する。不足するときは、県に応援を要請する。

判定調整員は、マニュアル等に基づき、判定士の指導、支援を行う。

■ 判定調整員の業務内容

- 判定実施の準備
- 判定士の受け入れ準備
- 判定士の受け付け
- 判定士の判定作業の説明
- 判定結果のとりまとめ、実施本部への結果報告

4 判定作業

参集した判定士は、判定調整員の指導等に基づき判定を行う。判定結果は、判定ステッカーの現地表示や文書通知等により宅地の所有者、管理者及び周辺住民等へ周知する。

なお、宅地地盤全体に被害が及んでいるときは、状況に応じて地盤工学等の専門家の支援のもと、別途調査を行う。

第3 応急仮設住宅の建設等

第3章第13節第1 応急仮設住宅の建設等を参照。

第4 応急仮設住宅の入居者選定

第3章第13節第2 応急仮設住宅の入居者選定を参照。

第5 空家住宅への対応

第3章第13節第3 空家住宅への対応を参照。

第6 被災住宅の応急修理

第3章第13節第4 被災住宅の応急修理を参照。

第15節 防疫・清掃活動

項目	初動	応急	復旧	担当 (<u>文字囲</u> は主担当)
第1 食品の衛生対策		●		<u>衛生班</u>
第2 防疫活動		●		<u>衛生班</u> 、 <u>救護班</u> 、 <u>産業経済班</u>
第3 有害物質の漏洩等防止	●			<u>衛生班</u>
第4 し尿の処理	●			<u>衛生班</u>
第5 清掃		●		<u>衛生班</u>
第6 障害物の除去	●			<u>建設班</u> 、 <u>産業経済班</u>
第7 動物の保護、収容		●		<u>産業経済班</u> 、 <u>衛生班</u>

第1 食品の衛生対策

第3章第14節第1 食品の衛生対策を参照。

第2 防疫活動

第3章第14節第2 防疫活動を参照。

第3 有害物資の漏洩等防止

第3章第14節第3 有害物資の漏洩等防止を参照。

第4 し尿の処理

第3章第14節第4 し尿の処理を参照。

第5 清掃

第3章第14節第5 清掃を参照。

第6 障害物の除去

第3章第14節第6 障害物の除去を参照。

第7 動物の保護、収容

第3章第14節第7 動物の保護、収容を参照。

第16節 遺体の処理・埋葬

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (<u>文字囲</u> は主担当)
第1 遺体の搜索	●			<u>消防本部班</u> 、 <u>消防班</u> 、 <u>救護班</u>
第2 遺体の処理、検案	●			<u>救護班</u>
第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置	●			<u>救護班</u>
第4 遺体の埋葬		●		<u>救護班</u> 、 <u>市民班</u> 、 <u>大和・三橋班</u>

第1 遺体の搜索

第3章第15節第1 遺体の搜索を参照。

第2 遺体の処理、検案

第3章第15節第2 遺体の処理、検案を参照。

第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置

第3章第15節第3 納棺用品等の確保と遺体の収容、安置を参照。

第4 遺体の埋葬

第3章第15節第4 遺体の埋葬を参照。

第17節 文教対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認	●			文教班
第2 応急教育			●	文教班
第3 保育所児童の安全確保、安否確認	●			救護班
第4 応急保育			●	救護班
第5 文化財対策		●		文教班 、施設管理者

第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認

第3章第16節第1 幼稚園児、児童、生徒の安全確保、安否確認を参照。

第2 応急教育

第3章第16節第2 応急教育を参照。

第3 保育所児童の安全確保、安否確認

第3章第16節第3 保育所児童の安全確保、安否確認を参照。

第4 応急保育

第3章第16節第4 応急保育を参照。

第5 文化財対策

第3章第16節第5 文化財対策を参照。

第18節 公共施設等の応急対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲 は主担当)
第1 上水道施設	●			上下水道班
第2 下水道施設	●			上下水道班
第3 電気施設	●			九州電力
第4 ガス施設	●			西日本ガス
第5 通信施設	●			西日本電信電話 、 NTT ドコモ 、 KDDI 、 ソフトバンク
第6 道路施設	●			建設班 、関係機関
第7 河川、水路	●			建設班 、 産業経済班 、関係機関
第8 漁港・港湾・海岸	●			産業経済班 、 建設班 、関係機関
第9 鉄道施設	●			西日本鉄道
第10 その他の公共施設	●			施設管理者

第1 上水道施設

第3章第17節第1 上水道施設を参照。

第2 下水道施設

第3章第17節第2 下水道施設を参照。

第3 電気施設

第3章第17節第3 電気施設を参照。

第4 ガス施設

第3章第17節第4 ガス施設を参照。

第5 通信施設

第3章第17節第5 通信施設を参照。

第6 道路施設

第3章第17節第6 道路施設を参照。

第7 河川、水路

第3章第17節第7 河川、水路を参照。

第8 漁港・港湾・海岸

第3章第17節第8 漁港・港湾・海岸を参照。

第9 鉄道施設

第3章第17節第9 鉄道施設を参照。

第10 その他の公共施設

第3章第17節第10 その他の公共施設を参照。

第 19 節 災害警備

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字 は主担当)
第 1 防犯活動への協力			●	総務班 、 消防本部班 、消防班、関係機関

第 1 防犯活動への協力

第 3 章第 18 節第 1 防犯活動への協力を参照。

第5章 大規模事故等応急対策計画

- 第1節 大規模事故対策
- 第2節 危険物等災害対策
- 第3節 海上災害対策
- 第4節 放射線災害対策

本章は、大規模事故時に市及び防災関係機関が実施する対策について、実施担当者、手順などを定めたものである。

第 5 章 大規模事故等応急対策計画

第 1 節	大規模事故対策	221
第 1	大規模事故の応急対策.....	221
第 2 節	危険物等災害対策	224
第 1	危険物等災害の応急対策.....	224
第 3 節	海上災害対策	226
第 1	海上災害の応急対策.....	226
第 4 節	放射線災害対策	228
第 1	放射線災害の応急対策.....	228

第1節 大規模事故対策

項目	初動	応急	復旧	担当 (文字 は主担当)
第1 大規模事故の応急対策	●			総務班 、 消防本部班 、 消防班 、 関係各班

第1 大規模事故の応急対策

1 大規模事故の対象と対応方針

大規模事故として対象となる災害は、次のとおりである。

大規模事故は、風水害及び地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市全域に甚大な被害が発生することはないといえる。

大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することが基本となる。

■ 対象となる災害の種類

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事における事故
- その他

2 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

総務班、消防本部班及び消防班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

4 応急対策活動

市は、事故発生元関係者と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

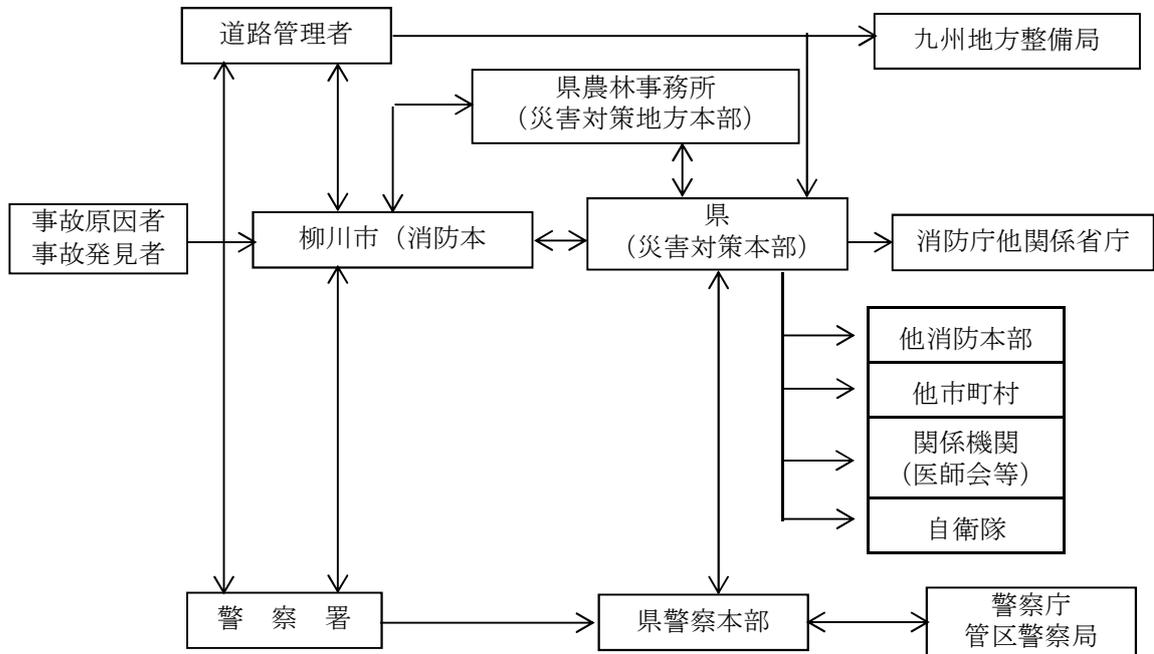
なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■ 主な活動内容

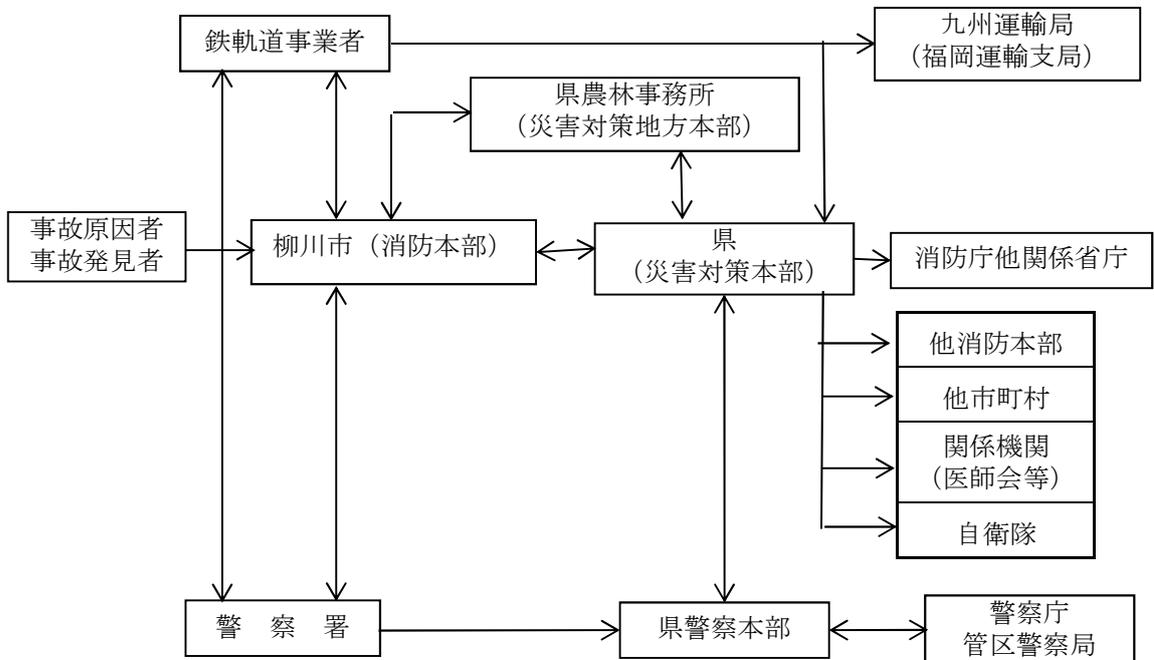
- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 関係防災機関との調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 死傷病者の身元確認

- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示(緊急)
- 県又は他の市町村に対する応援要請

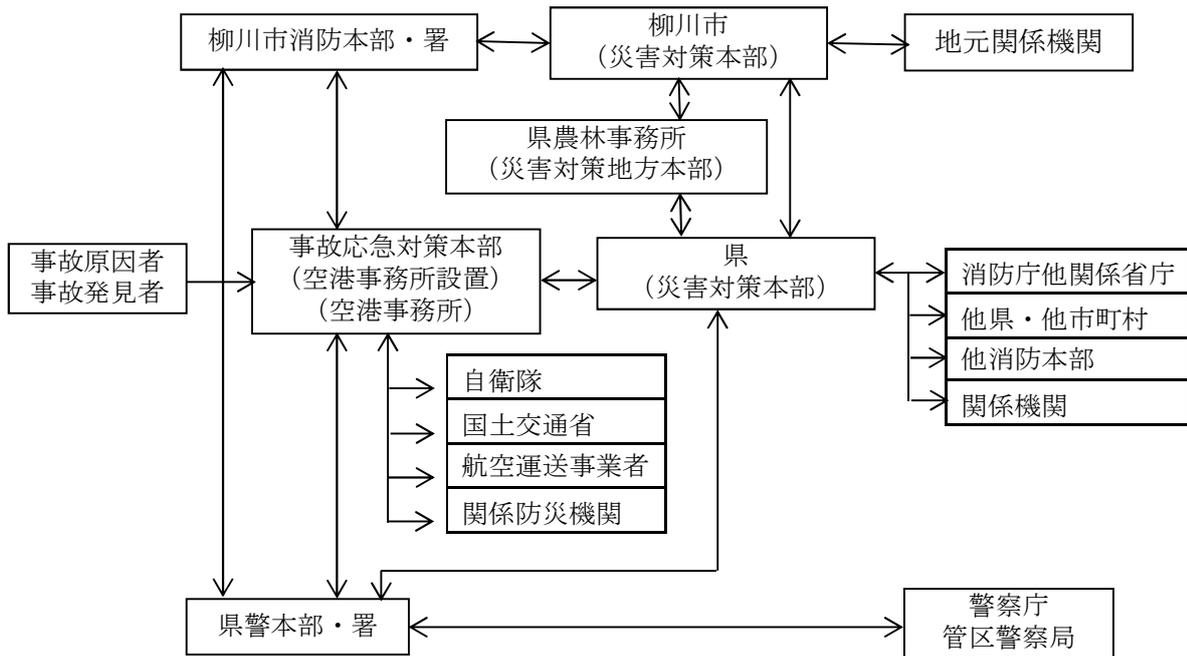
■ 道路災害情報伝達系統



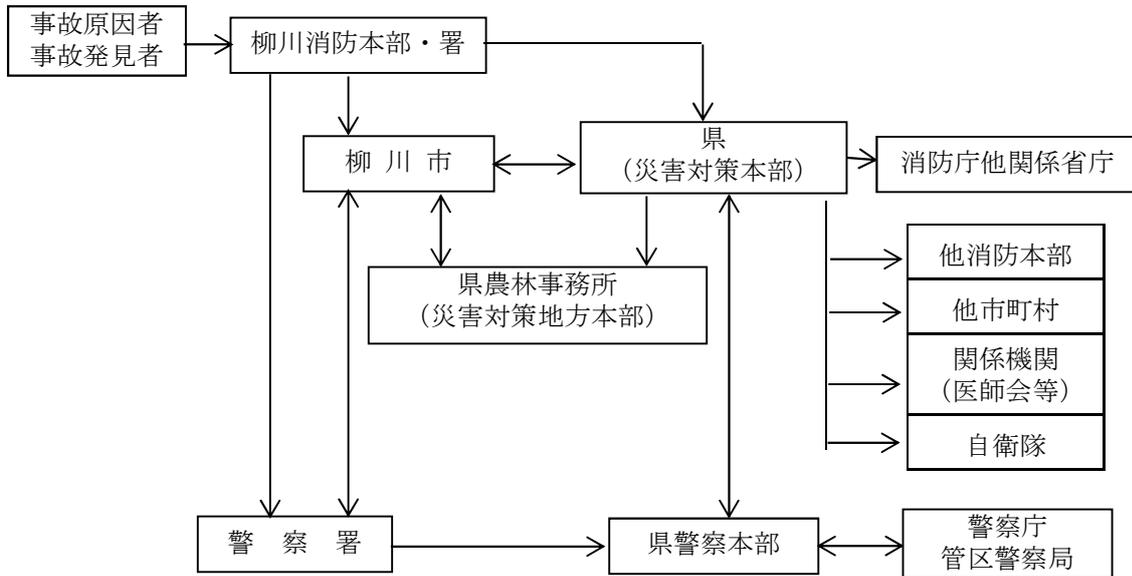
■ 鉄道災害情報伝達系統



■ 航空災害情報伝達系統



■ 大規模な火事災害情報伝達系統



第2節 危険物等災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当	
				(文字圏)は主担当)	
第1 危険物等災害の応急対策	●			総務班、消防本部班、消防班、関係各班	

第1 危険物等災害の応急対策

1 危険物等の対象と対応方針

本節の危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

危険物等により災害が発生したときは、消防本部班、消防班が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

また、大規模地震等が発生したときは、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

総務班、消防本部班及び消防班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

4 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■ 主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 関係防災機関との調整
- 危険物等に関する規制

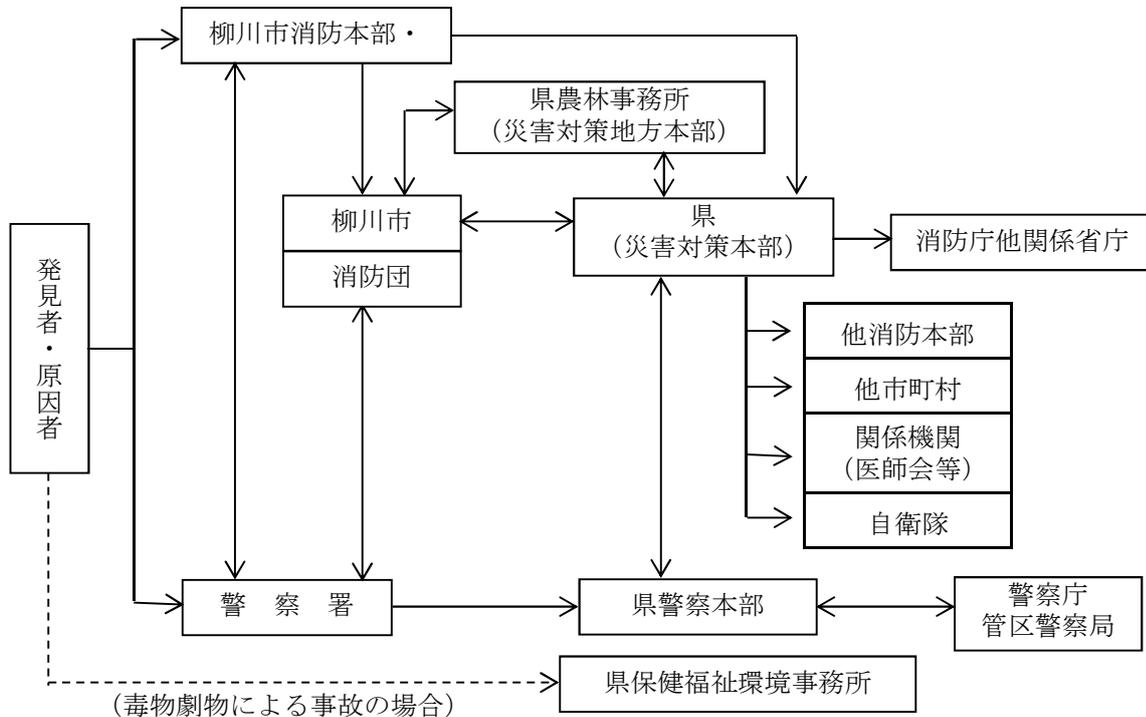
5 二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い、又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模地震等が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、速やかに必要な応急措置を行う。

■ 二次災害の防止措置

区 分	応 急 対 策
危険物施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物取扱作業の緊急停止と安全点検 ○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○ 消防、警察等関係機関への通報 ○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措置
毒物・劇物保有施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の安全確認 ○ 汚染区域の拡大防止措置
高圧ガス施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 ○ 落下防止、転倒防止等の安全措置 ○ 火気使用禁止の広報や危険なときの警告、通報措置
火薬類貯蔵施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設等の安全確認 ○ 火薬類の数量等の確認 ○ 危険なときの警告、通報措置

■ 危険物等災害情報伝達系統



第3節 海上災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当 (文字囲は主担当)		
				総務班	消防本部班	産業経済班
第1 海上災害の応急対策	●			総務班	消防本部班	産業経済班

第1 海上災害の応急対策

1 災害の対象と対応方針

市域沿岸及びその地先海域において、船舶等からの油流出事故及び海難事故が発生、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ的確にその拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を実施する。

■ 対象となる災害の種類

船舶等による油流出事故	○ 市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災の発生 ※ 有害液体物質（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第3項）の流出事故対策については、第5章第2節 危険物等災害対策による。
海難事故	○ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

2 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

総務班、消防本部班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

4 応急対策活動

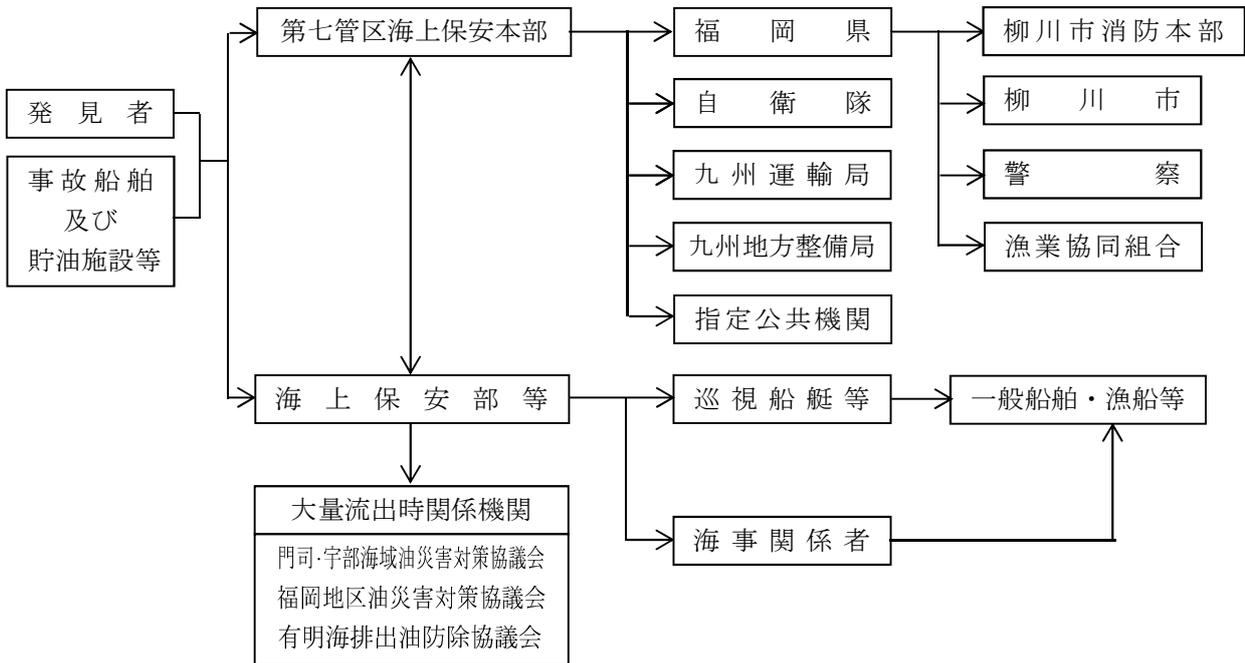
市は、県、漁業協同組合、第七管区海上保安本部等と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■ 主な活動内容

<ul style="list-style-type: none"> ○ 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ○ 沿岸及び地先海面の警戒 ○ 沿岸住民に対する避難の指示 ○ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 ○ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容） ○ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施 ○ 消火作業及び延焼防止作業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海上保安部等の行う応急対策への協力 ○ 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導 ○ 防除資機材及び消火資機材の整備 ○ 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導 ○ 風評被害に関すること
--	---

■ 海上災害情報伝達系統



第4節 放射線災害対策

項 目	初 動	応 急	復 旧	担 当
				(文字囲)は主担当)
第1 放射線災害の応急対策	●			総務班、消防本部班、消防班、関係各班

第1 放射線災害の応急対策

1 放射線災害の対象と対応方針

本節の放射線災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

なお、原子力発電所等に事故が発生し、非常事態となった場合（特定事象発生時）、県は、原子力事業者、国（安全規制担当省庁）又は原子力防災専門官から情報連絡を受けた事項について、市、県警察、消防機関、海上保安部及びその他防災関係機関に連絡を行う。

放射線災害が発生したときは、消防本部班、消防班が中心となり、施設管理者、警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、情報の収集・連絡体制の確立、緊急時モニタリングへの協力体制の確立等必要な措置を行うため、応急対策活動に必要な班を配備する。

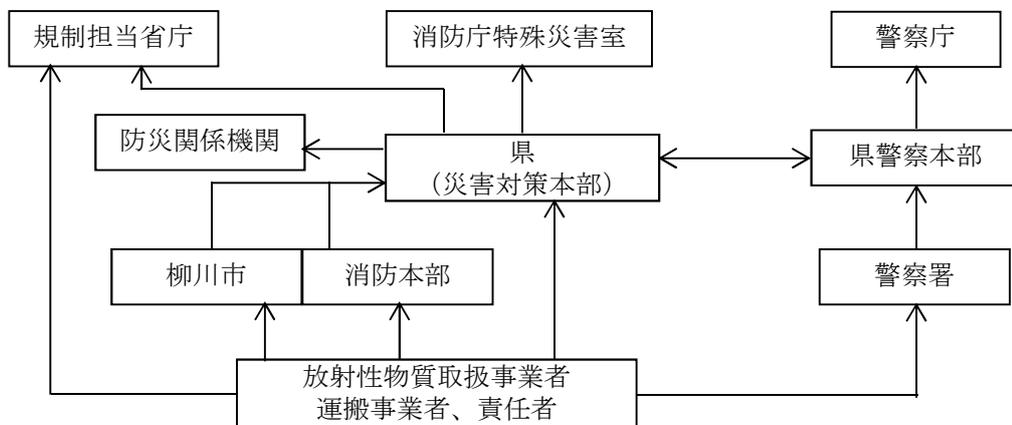
なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

総務班、消防本部班及び消防班は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

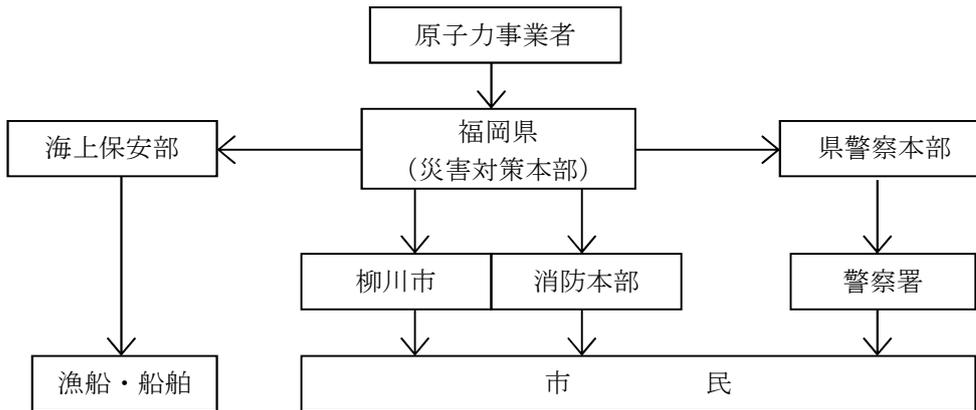
また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

■ 運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統



※ 玄海原子力発電所で用いる核燃料物質（新燃料、使用済燃料）については、通常、福岡県の管轄地域を通過することはない。

■ 特定事象発生時の情報連絡系統



■ 市民への情報提供活動

- 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- 災害応急対策の実施状況
- 避難住民等を受け入れる場合、避難住民等の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ
- 不安解消のための住民等に対する呼びかけ

4 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

なお、各応急対策活動の詳細は、第3章の各節による。

■ 主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請

5 屋内待避・避難誘導等の防護活動

(1) 退避及び避難に関する基準

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対し、退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

その他放射性物質又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

■ 退避及び避難に関する指標

予測線量 (単位 mSv)		防護対策の内容
全身外部線量	甲状腺等の各臓器の組織線量	
10～50mSv	100～500 mSv	○ 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際窓等を閉め気密性に配慮すること。
50mSv以上	500 mSv以上	○ 住民は、避難又はコンクリート建家の屋内に退避すること。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

(2) 退避等の方法

市は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、対象者を退避又は避難させる。また、避難時の服装等について、広報車及び消防団等により住民等への周知を図る。

■ 避難時の服装等

○ ゴーグル、マスク、ビニールカッパ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。
○ 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」

6 飲料水、飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水、飲食物

上下水道班及び衛生班は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、下表の「食品中の放射性物質の規格基準」（食品衛生法）を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じる。

水道水については、水道水中の放射性物質に係る管理目標値である放射性セシウム 10 ベクレル/kg を著しく超過する場合や長期間超過することが見込まれる場合、他の水道水源への振替、摂取制限等必要な措置を講じる。

なお、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、市民等への周知徹底及び注意喚起を行う。

■ 食品中の放射性物質の規格基準（食品衛生法）

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	10 ベクレル/kg
牛 乳	50 ベクレル/kg
乳児用食品	50 ベクレル/kg
一 般 食 品	100 ベクレル/kg

(2) 農林水産物の摂取及び出荷制限

産業経済班は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の摂取禁止、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとる。

なお、農林水産物の摂取及び出荷制限等の必要な措置について、市民等への周知徹底及び注意喚起を行う。

■ 肥料（堆肥、腐葉土等）・土壌改良資材・培土及び飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標

対 象	放射性セシウム
肥料・土壌改良資材・培土	400ベクレル/kg
牛、馬用飼料	100ベクレル/kg
豚用飼料	80ベクレル/kg
家きん用飼料	160ベクレル/kg
養殖魚用飼料	40ベクレル/kg

出典：農林水産省「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」

第 6 章 災害復旧復興計画

- 第 1 節 災害復旧事業
- 第 2 節 被災者等の生活再建等の支援
- 第 3 節 地域復興の支援
- 第 4 節 災害復興事業

本章は、被災した市民・事業者・農林漁業従事者等の再建支援と、社会システム回復のための基本的対策項目について定めたものである。

第6章 災害復旧復興計画

第1節 災害復旧事業	233
第1 災害復旧事業の推進.....	233
第2 激甚法による災害復旧事業.....	234
第2節 被災者等の生活再建等の支援	236
第1 生活相談.....	236
第2 罹災証明の発行.....	236
第3 雇用機会の確保.....	237
第4 義援金品の受入及び配分.....	237
第5 災害弔慰金等の支給.....	238
第6 生活資金の貸与.....	240
第7 租税の減免等.....	241
第8 住宅復興資金の融資.....	243
第9 災害公営住宅の建設等.....	243
第10 郵政事業の支援措置.....	243
第11 災害時の風評被害防止の啓発.....	244
第3節 地域復興の支援	245
第1 農林漁業者への支援.....	245
第2 中小企業者への支援.....	245
第4節 災害復興計画	246
第1 復興計画作成の体制づくり.....	246
第2 復興に対する合意形成.....	246
第3 復興計画の推進.....	247

第1節 災害復旧事業

項 目	担 当 (文字圏は主担当)
第1 災害復旧事業の推進	関係各部
第2 激甚法による災害復旧事業	関係各部

第1 災害復旧事業の推進

市は、関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつ、災害の再発防止等の観点から必要に応じて改良復旧を行う。

また、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

■ 災害復旧事業の種類

種 類	項 目	根拠法
公共土木施設 災害復旧事業計画	○ 河川 ○ 海岸 ○ 砂防設備 ○ 道路、橋梁 ○ 港湾 ○ 漁港 ○ 下水道 ○ 公園 ○ 林地荒廃防止施設 ○ 地すべり防止施設 ○ 急傾斜地崩壊防止施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
農林水産業施設 災害復旧事業計画	○ 農地、農業用施設 ○ 林業用施設 ○ 漁業用施設 ○ 共同利用施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
都市施設 災害復旧事業計画	○ 都市計画区域における街路、公園、都市排水施設等 ○ 市街地における土砂堆積等	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針
公営住宅 災害復旧事業計画	○ 災害公営住宅の建設 ○ 既設公営住宅	公営住宅法
公立文教施設 災害復旧事業計画	○ 公立学校施設 ○ 公立社会教育施設	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
厚生施設等 災害復旧事業	○ 社会福祉施設等	生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法
医療施設	○ 医療施設	医療法、伝染病予防法

災害復旧事業計画		
公営企業 災害復旧事業計画	○ 病院 ○ 上水道 ○ 簡易水道事業	医療法、伝染病予防法 水道法
公用財産災害復旧事業計画		
水道施設災害復旧事業計画	○ 水道施設	水道法
清掃施設等災害復旧事業計画	○ 廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
その他の災害復旧事業計画		

第2 激甚法による災害復旧事業

著しく激甚である災害（激甚災害）発生時における地方公共団体の経費負担の軽減を目的として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されている。激甚災害に指定されたときは、この激甚法に基づいて復旧事業を行う。

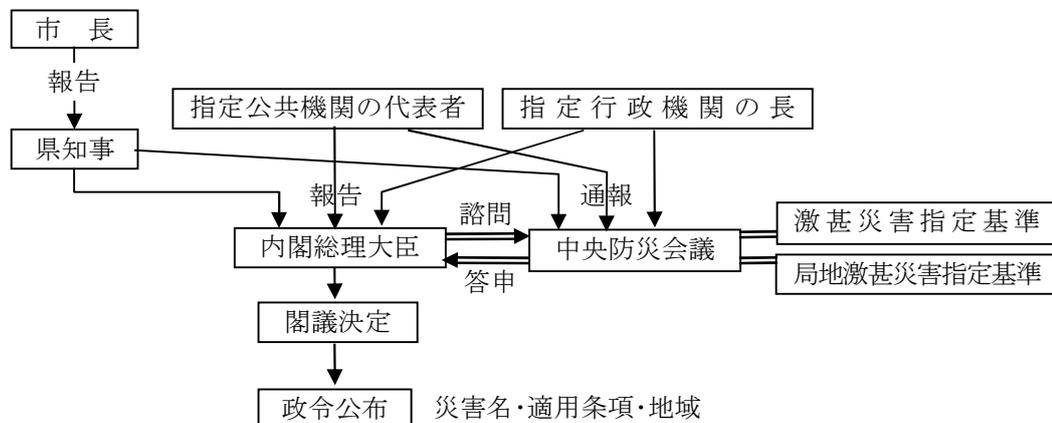
1 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況をとりまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成され、これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令公布、施行される。

■ 激甚災害指定手続きのフロー



■ 激甚法による財政援助

助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章第3条、第4条)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共土木施設災害関連事業 ○ 公立学校施設災害復旧事業 ○ 公営住宅災害復旧事業 ○ 生活保護施設災害復旧事業 ○ 児童福祉施設災害復旧事業 ○ 老人福祉施設災害復旧事業 ○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業 ○ 知的障害者援護施設災害復旧事業 ○ 婦人保護施設災害復旧事業 ○ 感染症指定医療機関災害復旧事業
農林水産業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症予防事業 ○ 堆積土砂排除事業 ○ 湛水排除事業 ○ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条) ○ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条) ○ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助(法第7条) ○ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第8条) ○ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助(法第9条) ○ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助(法第10条) ○ 共同利用小型漁船の建造費の補助(法第11条) ○ 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)
中小企業に関する特別の助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例(法第13条) ○ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条) ○ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例(法第13条) ○ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助(法第14条)
その他の財政援助及び助成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条) ○ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条) ○ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例(法第19条) ○ 母子福祉法による国の貸し付けの特例(法第20条) ○ 水防資材費の補助の特例(法第21条) ○ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例(法第22条) ○ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等(法第24条) ○ 雇用保険法による求職者給付に関する特例(法第25条)

2 激甚災害に関する調査報告

市は、市域に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

項 目	担 当 (文字囲は主担当)
第1 生活相談	保健福祉部、市民部、大和・三橋庁舎
第2 罹災証明の発行	総務部、消防本部、市民部、大和・三橋庁舎
第3 雇用機会の確保	産業経済部
第4 義援金品の受入及び配分	保健福祉部
第5 災害弔慰金等の支給	保健福祉部
第6 生活資金の貸与	保健福祉部、社会福祉協議会
第7 租税の減免等	市民部、保健福祉部、関係各部
第8 住宅復興資金の融資	建設部
第9 災害公営住宅の建設等	建設部
第10 郵政事業の支援措置	郵便局
第11 災害時の風評被害防止の啓発	総務部、保健福祉部

第1 生活相談

県は、県民情報センター、保健福祉環境事務所等に災害関連の総合相談窓口を設置する。また、必要に応じて、避難所、庁舎その他適当な場所においても、総合的な情報提供及び相談窓口を設置する。

保健福祉部、市民部、大和庁舎及び三橋庁舎は、災害時における市民からの問い合わせや要望に対応するため、生活相談を実施する。なお、詳細は、第3章 風水害災害応急計画 第4節「災害広報・広聴活動」による。

保健福祉部は、精神科医療機関等と協力して、被災者や避難行動要支援者の精神的な障害を軽減させるため、カウンセリングなどの必要な措置を行う。また、必要な情報資料を作成し、総務部及び市民部へ提供を依頼する。

市民部は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第2 罹災証明の発行

総務部及び消防本部は、被災者の罹災証明の発行申請に対し、罹災台帳で確認のうえ、罹災証明書を発行する。被害調査等により客観的に判断できないときは、市民部、支部（大和・三橋庁舎）は被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する罹災届出証明書を発行する。

罹災証明の範囲は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項である。

■ 罹災証明の担当及び証明の範囲

総務部	○ 家屋の全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等
消防本部	○ 火災による焼損等

※ 市民部、支部（大和庁舎・三橋庁舎）は、罹災届出証明書を発行する。

- ※ 別途様式 12-1 り災届出兼証明願
- ※ 別途様式 12-2 罹災証明書
- ※ 別途様式 12-3 り災届出証明書

第3 雇用機会の確保

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握し、次の措置を行う。

産業経済部は、被災者に対し、これらの情報を提供する。

■ 職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出向くことが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施
- 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用

第4 義援金品の受入及び配分

災害時には、国内、国外から多くの義援金品が送られてくることが予想される。

保健福祉部は、これらの受け入れ体制や配分等について速やかに体制を確立する。

1 義援金品の受け入れ

義援品の受け入れに際して、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう義援品提供者に呼びかける。

また、義援金品の受付窓口を設置し、受付記録を作成して保管の手続きを行うとともに、寄託者に受領書を発行する。

2 義援金品の保管

義援金は、り災者に配分するまで指定金融機関の専用口座をつくり保管し、義援品は市所有倉庫等に保管する。

3 義援金品の配分

県の配分基準にしたがって配分する。なお、市単独で決定する場合は、義援金品の配分に関して配分委員会等を設けて配分方法を決定し、り災者に対し適正かつ円滑に配分する。

■ 県の配分基準

義援金	死者（行方不明で死亡と認められる者を含む）	10
	重傷者（3ヶ月以上の治療を要する見込みの者）	5
	重傷者（1ヶ月以上3ヶ月未満の治療を要する見込みの者）	3
	全壊全焼流失世帯	2
	半壊半焼世帯	1

義援品	全壊全焼流失世帯	3
	半壊半焼世帯	2
	床上浸水世帯	1

第5 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金

保健福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第3条の規定に基づき、柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害弔慰金を支給する。

- ※ 資料編 4-6 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ※ 資料編 4-7 柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
- ※ 資料編 4-8 柳川市火災見舞金等支給要綱

2 災害障害見舞金等

保健福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条の規定に基づき、柳川市災害弔慰金の支給等に関する条例により、災害障害見舞金を支給する。

総務部は、火災(地震による火災は除く。)の発生に際し、市が応急的に被災者の救助を行うため、柳川市火災見舞金等支給要綱に基づき、被災者に対して見舞金を支給する。

3 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法人は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を再建することが困難な市民に対し、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。

保健福祉部は、被災者が提出する申請等の窓口業務を行い、とりまとめの上、県に提出する。

■ 法適用の要件

対象となる 自然災害	<p>適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害</p> <p>④ 県内で①又は②に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①又は②に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①又は②に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p>
-----------------------	--

対象世帯	① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
-------------	--

■ 支給金額

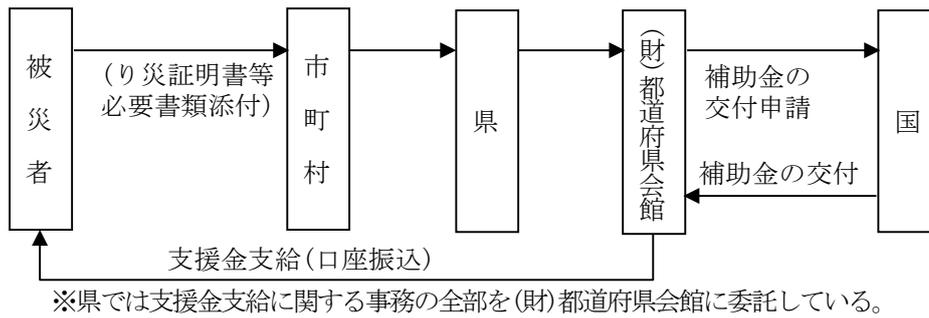
(単位：万円)

被害程度区分		基礎支援金	加算支援金	計
		住宅の被害程度	住宅の再建方法	
		①	②	
複数世帯 (構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入 200	300
	やむを得ず解体した世帯		補修 100	200
	長期避難世帯		賃借 100	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入 200	250
			補修 100	150
			賃借 50	100
単数世帯 (構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入 150	225
	やむを得ず解体した世帯		補修 75	150
	長期避難世帯		賃借 37.5	112.5
	大規模半壊世帯	37.5	建設・購入 150	187.5
			補修 75	112.5
			賃借 37.5	75

※ ①基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給する支援金

②加算支援金 住宅の再建程度に応じて支給する支援金

■ 被災者生活再建支制度のフロー



第6 生活資金の貸与

1 災害援護資金

保健福祉部は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害援護資金を貸し付ける。

なお、資金貸付けの財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ市に、無利子で貸し付ける。

■ 災害援護資金の内容

災害対象		県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある自然災害		
貸付限度額	1	世帯主の1か月以上の負傷	150万円	
	2	家財等の損害	ア 家財の1/3以上の損害	150万円
			イ 住居の半壊	170万円
			ウ 住居の全壊	250万円
			エ 住居の全体が滅失又は流出	350万円
	3	1と2が重複した場合	ア 1と2のアの重複	250万円
			イ 1と2のイの重複	270万円
			ウ 1と2のウの重複	350万円
	4	次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	ア 2のイの場合	250万円
			イ 2のウの場合	350万円
ウ 3のイの場合			350万円	
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市民税における前年の総所得金額)	
		1人	220万円	
		2人	430万円	
		3人	620万円	
		4人	730万円	
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)	
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。				

利 率	年 1.5%（保証人を立てる場合は無利子。保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子）
据置期間	3 年（特別の事情がある場合 5 年）
償還期間	10 年（据置期間含む）
償還方法	年賦又は半年賦
根拠法令	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）

2 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、災害救助法が適用にならない程度の災害又は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得世帯等が、生活を建て直すため、臨時に必要な経費等について貸し付ける。

なお、災害を受けたことにより、総合支援金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

市社会福祉協議会は、この受付事務を行う。

■ 資金の種類

- 総合支援資金（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- 福祉資金（福祉費、緊急小口資金）
- 教育支援資金（教育支援費、就学支度費）
- 不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金、要援護世帯向け不動産担保型生活資金）

3 母子福祉資金・寡婦福祉資金

県保健福祉環境事務所は、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子家庭又は寡婦に対し資金を貸し付ける。

災害の場合は、被災者に対する事業開始資金、事業継続資金及び住宅資金の据置期間の延長の特例が設けられている。

保健福祉部は、この受付事務を行う。

■ 資金の要件及び種類

主な対象者	○ 母子家庭の母で、20歳未満の子どもを扶養している人			
	○ かつて母子家庭の母だった人（寡婦）			
	○ 40歳以上の配偶者のない女性で、母子家庭の母及び寡婦以外の人(所得制限あり)			
種類	○ 事業開始	○ 技能習得	○ 修業	○ 特例児童扶養手当
	○ 事業継続	○ 生活	○ 就学支度	
	○ 住宅	○ 転宅	○ 医療介護	
	○ 就職支度	○ 修学	○ 結婚	

第7 租税の減免等

市民部、保健福祉部は、災害によって被害を受けた市民に対して市民税等の減免等、納税延期及び徴収猶予を行う。

また、市、ライフライン機関等は、被災市民の生活を支援するため、公共料金等の支払いについて可能な限り特例措置を講じる。

■ 市税等の減免等の種類、内容

納税期限 の延長	災害により、納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出又は市税を納付、若しくは納入することができないと認めるときは、次の方法により、災害がおさまったあと2ヶ月以内に限り当該期限を延長する。 ○ 災害が広範囲にわたる場合、市長が職権により適用の地域及び期日を指定する。 ○ その他の場合、規則で定める申請書を市長に提出するものとする。	
徴収猶予	災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が、市民税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。 なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。(地方税法第15条)	
滞納処分の 執行の停止 等	災害により、滞納者が無財産になる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。	
減免 免除	被災した納税義務者に対し、該当する各税目等について減免、免除等を行う。	
	個人の市民税の減免	○ 被災した納税義務者の状況に応じて行う。
	固定資産税の減免	○ 災害により著しく価値が減じた固定資産(土地、家屋、償却資産)について減免を行う。
	国民健康保険税の減免 介護保険料の減免 国民年金保険料の免除 医療費一部負担金の減免 心身障害者扶養共済掛金の減免 軽自動車税等の減免	○ 被災により生活が著しく困難となった場合に行う。

■ 県、国の減免等の種類

制 度 名	窓 口
更生医療身体補装具および重度身体障害者日常生活用具の自己負担額の減免	県保健福祉環境事務所、市福祉事務所
社会福祉施設の入所費用の減免	県保健福祉環境事務所、児童相談所、市町村
精神障がい者措置入院費の減免	県保健福祉環境事務所
県立高校授業料の免除	学校
県税の減免および徴収猶予	県税事務所
国税の減免および納税猶予	税務署

■ 公共料金等の特別処置

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 罹災証明手数料の免除 | <input type="checkbox"/> ごみ処理手数料の減免等 |
| <input type="checkbox"/> 保育料の減免等 | <input type="checkbox"/> テレビ受信料金の免除等 |
| <input type="checkbox"/> 市営住宅家賃等の減免等 | <input type="checkbox"/> 電話料金・電話工事費の減免等 |
| <input type="checkbox"/> 上下水道料金の減免等 | <input type="checkbox"/> 電気料金・工事費負担金の免除等 |
| <input type="checkbox"/> し尿くみ取り手数料の免除等 | <input type="checkbox"/> ガス料金の納付延長等 |

第8 住宅復興資金の融資

建設部は、被災者に対し、住宅建設等に関する次の融資制度の情報提供等を行う。

1 住宅復興資金

住宅金融公庫は、住宅金融公庫法に基づき、災害により住宅を失い、又は破損した者が住宅の建設、補修、購入、宅地整備等を行えるよう災害住宅復興資金を融資する。

2 個人住宅災害緊急建設資金

県は、福岡県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度に基づき、被災者に対し、個人住宅の新築、改築資金を貸し付ける。

3 災害対策資金融資

市は、災害により被害を受けるおそれのある住宅の移転及び住宅に付随する危険地の防災工事を促進し、災害を未然に防止するとともに、被害を受けた住宅等の復興を図るため、災害対策資金の融資あっせん及び利子補助を行う。

第9 災害公営住宅の建設等

建設部は、大規模な災害が発生し、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設、若しくは買収又は被災者へ転貸するために借り上げる。

また、県の指導のもと、低所得被災世帯のため、国庫から補助を受け災害公営住宅を整備し、入居させる。

第10 郵政事業の支援措置

郵便事業株式会社（柳川支店）及び郵便局株式会社（柳川郵便局）は、災害が発生したときは、被災地の状況に応じ、次の災害特別業務を行う。

■ 郵政事業の特別業務

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 被災者に対する通常葉書、郵便葉書の無償交付 |
| <input type="checkbox"/> 被災者が差し出す郵便物の料金免除 |
| <input type="checkbox"/> 被災地あて救助用郵便物の料金免除 |
| <input type="checkbox"/> 被災者救援用寄付金送金のための郵便振替料金免除 |

- 医療機関による医療救護活動への協力
- 簡易福祉事業団に対する災害救護活動の要請
- 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による災害短期融資

第11 災害時の風評被害防止の啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。

なお、広報・啓発の方法には次のものが考えられる。

インターネットによる情報提供、風評被害対策用リーフレットの作成、車内吊り広告、テレビ・ラジオ番組やテレビスポットの放映、広報誌への掲載、講演会の開催など。

〈主な実施機関〉

県（防災危機管理局、人権・同和対策局調整課、関係各課）、市（総務部、保健福祉部）

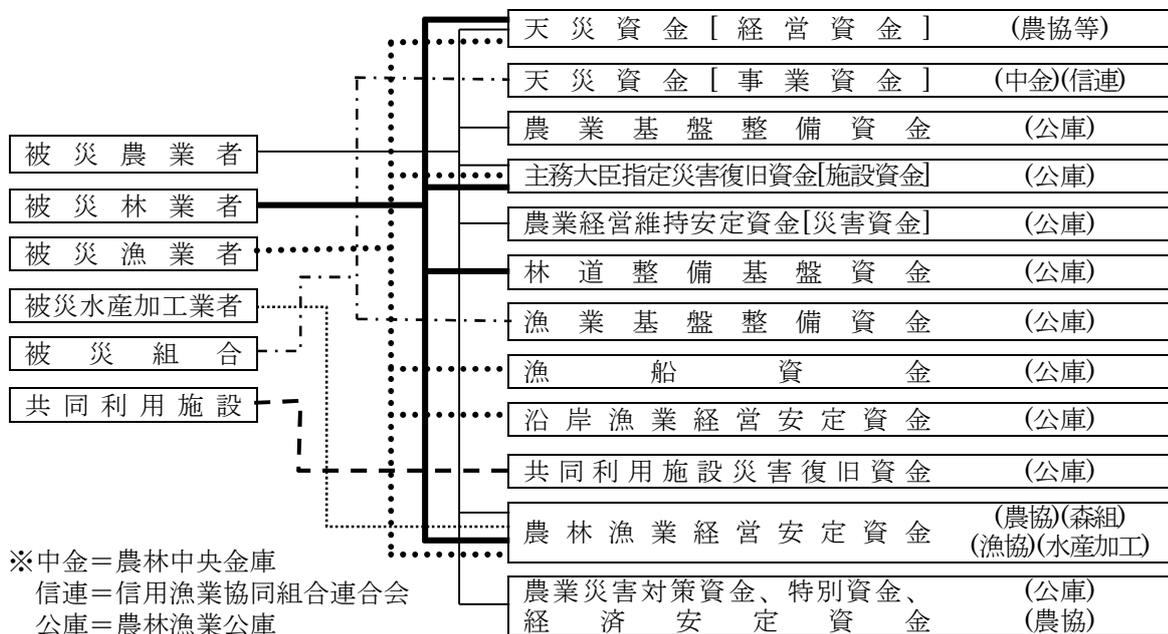
第3節 地域復興の支援

項 目	担 当 (文字囲は主担当)
第1 農林漁業者への支援	産業経済部
第2 中小企業者への支援	産業経済部

第1 農林漁業者への支援

産業経済部は、県、農業協同組合、及び漁業協同組合等の協力により、被災した農林水産業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■ 農林漁業関係融資



第2 中小企業者への支援

産業経済部は、県、商工会等の協力により、被災した中小企業者に対し、災害復旧融資制度の情報提供を行う。

■ 融資制度の種類

- 福岡県による融資
- 中小企業金融公庫による融資
- 国民金融公庫による融資
- 商工組合中央金庫による融資

第4節 災害復興計画

項 目	担 当 (文字囲は主担当)
第1 復興計画作成の体制づくり	総務部、関係各部
第2 復興に対する合意形成	総務部
第3 復興計画の推進	総務部、関係各部

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

市は、総合計画との整合性を図りつつ、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等の参画、提案等を十分に配慮するとともに、県の復興計画との調整を図り、災害発生以前の状態に回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生することを目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。

なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第1 復興計画作成の体制づくり

復興計画は、被災状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。そして、この方針を基に復興計画を作成する。

そのため、市は、県の行う復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行のための体制整備（県と市及び関係機関との連携、国との連携）に協力し、連携をとる。

また、住民の自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組みが重要であり、市は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら、相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

第2 復興に対する合意形成

市は、復興計画の作成に当たっては、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努めるものとする。

また、復興計画策定の準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、次の取組みに配慮する。

合意形成のための施策

- 被災者、各分野にわたる有識者、市民団体、各地区の住民等への意見募集
- 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
- 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等

第3 復興計画の推進

復興事業は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、中長期に及ぶことから、社会情勢や市民のニーズの変化、科学技術の進展等復興事業を取り巻く状況の変化を考慮の上、可及的速やかに実施するため、市、県及び関係機関は、諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

市は、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、災害復興基本計画を策定するとともに、災害復興事業実施の総合調整を行う。

災害復興事業は、復興のための地域づくりをはじめとし、経済復興や市民生活の再建など、市民生活すべてにわたる分野を対象とする。

1 復興事業の推進

災害復興事業のうち地域づくりに関する分野の復興は、平常時から進めるまちづくり計画を生かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映することができるよう被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

2 復興計画の策定

計画策定にあたっては、多様な行動主体の参画と協働、将来のニーズや時代潮流の変化への対応、既往災害の経験と教訓の活用等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

■ 計画構成例

○ 基本方針		
○ 基本理念		
○ 基本目標		
○ 施策体系		
○ 復興事業計画等（想定される事業分野・生活）		
▽ 住宅	▽ 教育・文化	▽ 都市及び都市基盤
▽ 保健・医療	▽ 産業・雇用	▽ その他
▽ 福祉	▽ 環境	

柳川市地域防災計画

一本 編一

平成18年12月26日策定
平成20年 5月26日修正
平成21年 5月22日修正
平成22年 5月18日修正
平成23年 5月18日修正
平成25年 5月20日修正
平成26年 5月23日修正
平成27年 5月18日修正
平成28年 5月17日修正
平成29年 5月10日修正
平成30年 5月15日修正
令和 元年 5月28日修正
令和 2年 5月29日修正
令和 3年 5月28日修正
令和 4年 6月30日修正
令和 5年 6月 5日修正

編集・発行 柳川市防災会議
事務局 柳川市総務部総務課
〒832-8601
福岡県柳川市本町87番地1
TEL 0944-73-8111
FAX 0944-74-1374